

令和4年第1回定例会

(3月3日招集)

山都町議会会議録

令和4年3月第1回山都町議会定例会会議録目次

○3月3日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 諸般の報告	2
日程第4 提案理由説明	3
日程第5 議案第6号 専決処分事項（山都町営住宅条例の一部を改正する条例）の報告並びにその承認を求めることについて	4
日程第6 議案第7号 専決処分事項（山都町営住宅条例の一部を改正する条例）の報告並びにその承認を求めることについて	4
日程第7 議案第8号 専決処分事項（山都町営住宅条例の一部を改正する条例）の報告並びにその承認を求めることについて	4
日程第8 議案第33号 工事請負変更契約の締結について（林道菊池人吉線）	7
日程第9 議案第34号 工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園（仮称）調整池等整備工事）	9
日程第10 議案第35号 工事請負変更契約の締結について（町道長原後谷線道路改良工事（第2期））	13
日程第11 議案第9号 山都町山の都創造ファンド条例の廃止について	14
日程第12 議案第10号 山都町文化交流拠点施設設置条例の一部改正について	15
日程第13 議案第11号 山都町国民健康保険税条例の一部改正について	16
追加日程第1 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に対し強く抗議する決議について	18
散会	20

○3月8日（第2号）

出席議員	21
欠席議員	21
説明のため出席した者の職氏名	21
職務のため出席した事務局職員	22
開議	22

日程第1 一般質問	22
11番 後藤壽廣議員	22
8番 藤川多美議員	36
4番 西田由未子議員	48
3番 眞原 誠議員	61
散会	73

○3月9日（第3号）

出席議員	74
欠席議員	74
説明のため出席した者の職氏名	74
職務のため出席した事務局職員	74
開議	75
日程第1 一般質問	75
2番 坂本幸誠議員	75
10番 吉川美加議員	85
散会	98

○3月10日（第4号）

出席議員	99
欠席議員	99
説明のため出席した者の職氏名	99
職務のため出席した事務局職員	100
開議	100
日程第1 議案第12号 国指定重要文化財「通潤橋」の橋上部における公開に関する条例の制定について	101
日程第2 議案第13号 山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について	113
日程第3 議案第14号 山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	116
日程第4 議案第15号 町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	117
日程第5 発議第2号 山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について	118
日程第6 議案第16号 令和3年度山都町一般会計補正予算（第8号）について	119
日程第7 議案第17号 令和3年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	125

日程第8	議案第18号	令和3年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	127
日程第9	議案第19号	令和3年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第3号）について	129
日程第10	議案第20号	令和3年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について	130
日程第11	議案第21号	令和3年度山都町水道事業会計補正予算（第4号）について	132
日程第12	議案第22号	令和3年度山都町病院事業会計補正予算（第3号）について	133
	散会		135

○3月11日（第5号）

	出席議員		136
	欠席議員		136
	説明のため出席した者の職氏名		136
	職務のため出席した事務局職員		136
	開議		136
日程第1	議案第23号	令和4年度山都町一般会計予算について	137
	延会		196

○3月14日（第6号）

	出席議員		197
	欠席議員		197
	説明のため出席した者の職氏名		197
	職務のため出席した事務局職員		198
	開議		198
日程第1	議案第23号	令和4年度山都町一般会計予算について	198
日程第2	議案第24号	令和4年度山都町国民健康保険特別会計予算について	235
日程第3	議案第25号	令和4年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について	240
日程第4	議案第26号	令和4年度山都町介護保険特別会計予算について	244
日程第5	議案第27号	令和4年度山都町国民宿舎特別会計予算について	249
日程第6	議案第28号	令和4年度山都町簡易水道特別会計予算について	251
日程第7	議案第29号	令和4年度山都町水道事業会計予算について	252
日程第8	議案第30号	令和4年度山都町病院事業会計予算について	256
	散会		260

○3月15日（第7号）

出席議員	261
欠席議員	261
説明のため出席した者の職氏名	261
職務のため出席した事務局職員	262
開議	262
日程第1 議案第31号 町有財産の無償貸付について	262
日程第2 議案第32号 町有財産の無償貸付について	263
日程第3 議案第36号 町有の組合委託林立木の処分について	265
日程第4 議案第37号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について	266
日程第5 同意第1号 山都町教育委員の任命について同意を求める件	267
日程第6 委員会報告 請願付託報告について	269
日程第7 議員派遣の件	272
日程第8 議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続 調査申出について	272
閉会	273

3 月 3 日（木曜日）

令和4年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 令和4年3月3日午前10時0分招集
2. 令和4年3月3日午前10時01分開会
3. 令和4年3月3日午前11時16分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 提案理由説明
 - 日程第5 議案第6号 専決処分事項（山都町営住宅条例の一部を改正する条例）の報告並びにその承認を求めることについて
 - 日程第6 議案第7号 専決処分事項（山都町営住宅条例の一部を改正する条例）の報告並びにその承認を求めることについて
 - 日程第7 議案第8号 専決処分事項（山都町営住宅条例の一部を改正する条例）の報告並びにその承認を求めることについて
 - 日程第8 議案第33号 工事請負変更契約の締結について（林道菊池人吉線）
 - 日程第9 議案第34号 工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園（仮称）調整池等整備工事）
 - 日程第10 議案第35号 工事請負変更契約の締結について（町道長原後谷線道路改良工事（第2期））
 - 日程第11 議案第9号 山都町山の都創造ファンド条例の廃止について
 - 日程第12 議案第10号 山都町文化交流拠点施設設置条例の一部改正について
 - 日程第13 議案第11号 山都町国民健康保険税条例の一部改正について
 - 追加日程第1 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に対し強く抗議する決議について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（13名）

1番 東 浩 昭	3番 眞 原 誠	4番 西 田 由未子
5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典	7番 興 梶 誠
8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊	10番 吉 川 美 加
11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範	13番 藤 原 秀 幸
14番 藤 澤 和 生		

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（1名）

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	梅田 穰	副町長	能登 哲也
教育長	井手 文雄	総務課長	荒木 敏久
清和支所長	増田 公憲	蘇陽支所長	飯星 和浩
会計管理者	木 實 春美	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田上 るみ子	健康ほけん課長	河野 君代
福祉課長	高野 隆也	環境水道課長	高橋 季良
農林振興課長	片倉 城司	建設課長	山本 敏朗
山の都創造課長	藤原 章吉	地籍調査課長	藤岡 勇
学校教育課長	嶋田 浩幸	生涯学習課長	上田 浩
そよう病院事務長	藤嶋 厚美	監査委員	志賀 美枝子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本 靖也 外2名

開会・開議 午前10時01分

○議長（藤澤和生君） ただいまから令和4年第1回山都町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤澤和生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、9番、飯開政俊君、10番、吉川美加君を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（藤澤和生君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの14日間をしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月16日までの14日間とすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（藤澤和生君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付しているとおりです。

本日までに受理した請願は、請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しました。

次に、本日までに受理した陳情等は、陳情等文書表のとおり処理しましたので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 提案理由説明

○議長（藤澤和生君） 日程第4、提案理由の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おはようございます。提案理由の説明をいたします。

令和4年第1回定例会を招集しましたところ、御参集を賜り、誠にありがとうございます。町政の課題や本議会に提案いたします議案について御説明申し上げます。

初めに、このたび、固定資産税の課税誤りという、税務行政に対する信頼を揺るがしかねない事案が発生したことに対しまして、関係者の方々に多大な御迷惑をかけたことに対しまして心からお詫びを申し上げます。

納税者に納付いただいている税金は町の貴重な一般財源であり、今後も皆様に信頼して納付していただけますよう、今回判明した課税誤りを厳粛に受け止め、事務処理手順の徹底とチェック体制を整備するなど、再発防止と、町民、納税者の皆様からの信頼回復に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

さて、元旦から天候に恵まれ、町民の皆様には、明るい晴れやかな、希望に満ちた新年を迎えられたことと存じます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症は、新たな変異株の第6波となり、感染拡大を引き起しました。熊本県全域にまん延防止等重点措置が適用され、3月6日まで延長されております。町民の皆様には引き続き基本的な感染防止の徹底をお願いいたします。

一方で、3回目のワクチン接種も、高齢者の方々などを対象に2月19日から開始しており、4月には64歳以下の方々を対象に取り組んでまいります。

なお、町では、コロナ禍による事業等に影響を受けられた方々へ様々な支援策を継続しております。事業者の皆様には、広報紙などを確認いただきまして、効果的な支援につながりますようお願いしているところであります。

次に、うれしいニュースが飛び込んでまいりました。1月17日に、九州中央自動車道矢部・蘇陽間のルート案や、清和地区に中間インターチェンジの計画が示されました。来年度での予算化と事業化決定に向け、関係団体と連携しながら取り組んでまいります。

また、熊本県農業コンクールの新人王部門において、金内在住の鳥越靖基さん、万里子さん夫妻が最高の秀章を受賞されました。東日本大震災をきっかけに有機農業を志して山都町へ移住され、たゆまぬ努力を重ねられて、安定的な出荷体制の構築や生産団体の設立、山都でしかの立ち上げなど、有機農業の魅力発信と活性化に取り組む姿が高く評価されたものです。今後も、本町有機農業の牽引役として成長を期待していきたいと思います。

次に、5回目となりました子ども議会は、コロナ禍ということもあり、議場を各中学校につながり、オンライン方式での開催となりました。今回も、中学生らしい視点で、まちづくり全般にわたり多くの提案をいただきました。関係部署で検討を行いながら、今後のまちづくりに生かしていきたいと思っております。

最後になりましたが、清和地区川口出身で、食肉卸業、株式会社マイシン、代表取締役の芹口俊浩様より、ふるさとで役立ててほしいと、馬すじ肉500グラムを1,000袋の御提供をいただきました。早速、町内の福祉施設はじめ、18か所での提供をしたところでございます。

今回、新しい道の駅や総合体育館の建設事業、SDGs推進事業をはじめとする主要事業関連予算を計上しております。

コロナ禍で地域経済が冷え込む中、大変厳しい状況ではありますが、今後も効果的な支援を実施しながら、心豊かなまちづくりに努めてまいります。

次に、今定例会に提案しております議案について御説明いたします。

今回の定例会に提出する議案は33件で、専決処分3件、条例7件、補正予算7件、当初予算8件、その他8件です。

議案第6号から議案第8号は、専決処分事項に関するものです。

議案第9号から議案第15号は、それぞれ必要な条例の一部改正や新たな条例の制定を行うものです。

議案第16号から議案第22号は、令和3年度における一般会計及び特別会計並びに事業会計の補正予算に関するものです。

議案第23号から第30号は、令和4年度における一般会計及び特別会計並びに事業会計の当初予算に関するものです。

議案第31号及び第32号は、それぞれ町有財産の貸付けに関するものです。

議案第33号から議案第35号は、それぞれの工事請負変更契約の締結に関するものです。

議案第36号は、分収契約に基づく町有林の処分に関するものです。

議案第37号は、山都町が加入しています熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更に関するものです。

同意第1号は、教育委員4名のうち1名が本年3月25日をもって任期満了となりますので、教育委員の任命について同意を求めるものです。

以上、提案理由について説明をいたしました。詳細については、担当課長から説明をさせていただきますので、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第5 議案第6号 専決処分事項（山都町営住宅条例の一部を改正する条例）の報告並びにその承認を求めることについて

日程第6 議案第7号 専決処分事項（山都町営住宅条例の一部を改正する条例）の報告並

びにその承認を求めることについて

日程第7 議案第8号 専決処分事項（山都町営住宅条例の一部を改正する条例）の報告並びにその承認を求めることについて

○議長（藤澤和生君） 日程第5、議案第6号、日程第6、議案第7号、日程第7、議案第8号「専決処分事項（山都町営住宅条例の一部を改正する条例）の報告並びにその承認を求めることについて」は関連しますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは、議案第6号について説明いたします。

専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第1号、山都町営住宅条例の一部を改正する条例について。

令和4年3月3日提出、山都町長。

最後のページをお願いいたします。

別表、左側の上から3番目にございます南田団地でございますけれども、南田団地を構成します複数番地のうち、木造仮設住宅移築事業に伴い、南田156番1に建設されておりました既存住宅を撤去するため、当該番地を削除するものでございます。本来であれば、条例改正の議案を提出し、議決を得る必要がありましたが、工事の進捗状況に合わせて撤去する必要がありましたので、専決処分により条例の一部改正を行ったものでございます。

なお、削除しました156番1につきましては、移築工事の着手前に復興一般住宅条例に南田団地として追加をしているところでございます。

前のページにお戻りください。

専決第1号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、山都町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について専決処分する。

令和4年1月28日、山都町長です。

次に、議案第7号を説明いたします。

議案第7号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し承認を求める。

専決第2号、山都町営住宅条例の一部を改正する条例について。

令和4年3月3日提出、山都町長。

最後のページをお願いいたします。

別表、左側の上から5番目でございます大川町団地について、移築工事に伴い、入居者の引っ越しが完了し、既存住宅を解体するため、住宅条例の別表から削除するものでございます。工事

の進捗状況に合わせて解体する必要がありましたので、専決処分の一部改正を行ったものでございます。

なお、新たに建設しました住宅については、工事の着手前に、復興一般住宅条例に大川町団地として追加をしております。

前のページに戻りまして、左側を御覧ください。

専決第2号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、山都町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について専決処分する。

令和4年2月15日。

続きまして、議案第8号を説明いたします。

議案第8号、専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第3号、山都町営住宅条例の一部を改正する条例について。

令和4年3月3日提出、山都町長です。

最後のページを御覧ください。

別表、左側の上から6段目でございます小原団地について、移築工事に伴い、入居者の引っ越しが完了し、既存住宅を解体するため、住宅条例の別表から削除するものです。工事の進捗状況に合わせて解体する必要がございましたので、専決処分により一部改正を行ったものでございます。

なお、新たに建設しました9戸につきましては、工事着手前に、復興一般住宅条例に小原団地として追加をしております。

前のページに戻って、左側を御覧ください。

専決第3号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、山都町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について専決処分する。

令和4年2月18日、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第6号から第8号までの説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号「専決処分事項（山都町営住宅条例の一部を改正する条例）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号「専決処分事項（山都町営住宅条例の一部を改正する条例）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号「専決処分事項（山都町営住宅条例の一部を改正する条例）の報告並びにその承認を求めることについて」は、原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第33号 工事請負変更契約の締結について（林道菊池人吉線）

○議長（藤澤和生君） 日程第8、議案第33号「工事請負変更契約の締結について（林道菊池人吉線）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） それでは、議案第33号について御説明させていただきます。

工事請負変更契約の締結について。

令和2年第4回定例会において議決されたR2災林災第1号菊池人吉線林道災害復旧工事のうち、契約金額4,775万670円を6,754万3,739円に変更することとする。

令和4年3月3日提出、山都町長。

提案理由です。本件、工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いいたします。

工事請負変更契約の概要です。

- 1、工事番号、R2災林災第1号。
- 2、工事名、菊池人吉線林道災害復旧工事。
- 3、工事場所、上益城郡山都町目丸地内。
- 4、当初契約年月日、令和2年12月11日。

財源の内訳です。全体のところの6,754万3,739円が変更後の総事業費となります。そのうち、県支出金が5,936万5,000円、起債が620万円、町単費で197万8,739円です。

6、工事内容です。主な変更増額分の工種の内訳をお示ししております。

工事発注後に、令和3年の雨で、のり面が崩土し、土砂が堆積し、被災したために、変更対応が必要となったものです。

表の中の復旧延長は57メートルで変更はございませんが、工種の積込みの土砂が増加となり、併せて掘削工の工種を変更しております。のり面工は当初、内訳欄の1番目の植生基材の吹付みの計画でございましたが、令和3年の再被災後に再度のり面調査を行いました結果、土壌状況が異なりましたために、のり面工の一部をモルタル吹付工へと変更しております。一番下のアスファルト舗装工とガードレール撤去・設置工は、当初、堆積土砂により不可視部分、見えていない部分がございますので、工事实施後に変更の増額が必要となったものです。

7、契約の相手方。熊本県下益城郡美里町畝野2900番地、株式会社西村建設、代表取締役、井上雅弘。

次のページをお願いいたします。

変更仮契約書です。

工事番号、工事名、工事場所は、先ほど述べたとおりでございます。

4、変更契約事項、変更工事請負額、増額1,979万3,069円です。

令和2年12月11日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり、請負契約を変更する。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和4年2月15日、発注者、山都町、山都町長、梅田穰。受注者、下益城郡美里町畝野2900番地、株式会社西村建設、代表取締役、井上雅弘。

次のページをお願いいたします。

こちら③の図は菊池人吉線、復旧工事箇所的位置図となります。

次のページをお願いします。

④の図は平面図でございます。ピンク色で塗られた箇所が災害復旧工事の箇所となります。赤の文字で示された工種が、変更工種となります。

次のページをお願いします。

⑤の図は横断面図です。青線で示されたところが令和2年の崩土の部分で、赤で示した部分が令和3年の崩土サイトの土砂の堆積部分を示しております。

最後のページです。

⑥番です。こちらはのり面工の展開図でございます。緑の箇所が枠内工の植生の吹付工、赤線の箇所が枠内工のモルタル吹付工に変更したところ、黒の網かけの箇所がモルタル吹付工をお示ししております。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第33号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 大雨による土砂の崩落というか、それでもって変更になったということなんですが、多分7月か8月の大雨かと思いますが、これが12月に契約となっております。もっと早くできなかつたかなと思いますが、今の3月の議会なんですけども。令和2年度が令和3年に繰越しになって、令和3年が令和4年に繰越しということになりますけども、もともとの工期と、もうちょっと早くできなかつたのかなということの説明をお願いします。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） 当初、工期は令和2年12月に契約させていただいて、令和2年12月16日からとなっておりますが、繰越し等ありまして、工期の延長をしております、最終的に令和4年3月25日までということで契約しております。

現場は、被災当初の段階におきまして、被災の規模も随分大きかったものですから、なかなか簡易測量もできずに、県と現地踏査も行いながら、現場の復旧に対応していたところですけども、なかなか議員おっしゃるように、期間が少し長くかかっておりますけれども、再度の被災がありましたので、どれもまた大きかったものですから、この変更の工事の額にも反映しているとおりに、大きな復旧工事が必要になったということで時間を要しておりますけれども、工事完了までに完了するように現場のほうでは進めておるところでございます。どうかよろしく願いします。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号「工事請負変更契約の締結について（林道菊池人吉線）」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第34号 工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園（仮称）調整池等整備工事）

○議長（藤澤和生君） 日程第9、議案第34号「工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園（仮称）調整池等整備工事）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） それでは、議案第34号について御説明いたします。

議案第34号、工事請負変更契約の締結について。

令和3年第3回臨時会において議決された山都町運動公園（仮称）調整池等整備工事請負契約のうち、契約金額1億8,810万円を1億8,859万1,640円に変更することとする。

令和4年3月3日提出、山都町長。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。

工事請負変更契約の概要です。

工事番号、山教生工、第1号。

工事名、山都町運動公園（仮称）調整池等整備工事。

工事場所、上益城郡山都町千滝地内。

当初契約年月日、令和3年7月14日。

財源内訳は記載のとおりです。

工事内容につきまして、それぞれの工種について、御覧のとおり、工事实施に伴いまして、数量増減となっております。増額の主な要因としましては、特に盛土施工地内で湧水処理を行った結果、暗渠工の施工延長増によるものです。

契約の相手方、上益城郡山都町下市242の1、株式会社坂本建設、代表取締役、中崎晃紀。

次のページをお願いします。

公共工事請負変更仮契約書の写しです。

4の変更契約事項から説明します。変更工事請負額、増額49万1,640円。

令和3年7月14日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。本変更契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和4年2月22日、山都町長。

受注者、上益城郡山都町下市242の1、株式会社坂本建設、代表取締役、中崎晃紀。

次のページをお願いします。

資料1は工事の施工箇所位置図です。

次のページをお願いします。

資料2は平面図です。朱書きで変更数量等を明示しております。黄色が切土部で、灰色が盛土部になっております。地下式貯留池も設置が完了しております。

次のページをお願いします。

資料3は主要部の横断図です。

次のページをお願いします。

資料4は標準断面図です。朱書きで変更数量を明示しております。

次のページをお願いします。

資料5は地下貯留調整池の構造図です。変更はありませんでした。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） 議案第34号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 詳しい数字についての質問は全くございませんが、先ほどの土砂災害のような自然災害が発生したのは山奥であり、変更額については小規模なものでもございますが、往々にして、道の駅の整備にしても、こういった建物を建てていくにしても、変更というものはつきものなんだろうなというふうには思っているんですが、そもそものやはり計画段階から行き当たったところに、これから先も完成まで、令和6年から7年というふうなことをこの間おっしゃっていましたが、それまでの間にどんだけまたこういったことが起こってくるのかなというのを非常に心配しているところです。

今回のような小規模でなく、こないだも道の駅で9,000万円というふうな追加がございました。何かそういったところのことをよくよく配慮していただきたいというふうに思うんですが、担当課長のお考えをお聞かせいただけますか。町長でも。どのように。

やっぱり、もちろん不測の事態というのは度々あるかと思うんですが、やはりこの工事って、そもそもコンサルさんが入りながら、綿密な計画の上に予算が計上されていくものだと思うんですが、地質の調査が妥当なものであったかとか、ボーリング調査が妥当なものであったかとか、何かそういったことを私のようなものは思ってしまうわけなんですよね。また、追加が出てくるんじゃないかなというふうな感じがありますが、そのようなことをどのように考えていったらいいのかなって思っています。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。災害復旧につきましては、やはりどうしても査定業務というのがございますので、大体被災から、その年の12月で査定が終わりますので、どうしても年明けに発注するというような工事がございます。一般的に多いのが、やはり災害復旧しながら、また翌年の大雨によって増破する。先ほどの林道辺りはそうかというふうに思いますが、また、それが起きますと、また査定を受けるという部分がございますので、どうしても発注は年明けになってしまうのが現状でございます。

それから、今、議員からございましたとおり、不可視の部分、例えば下を掘ってみるとか、あるいは建築で、あるいは地質調査をしながら、軟弱地盤だったので追加工事をするということ。ありましたとおり、見える分については詳細に設計をします。ただし、着工後、見えない部分、あるいは逆に、掘ったところ、いわゆる岩盤線というのがよそよりも早めに上がる場所もあり

ますので、そういったところは減額の契約、数量変更したりとかしますので、やはり課題は不可視の部分のいかにするかというところかなというところでございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 自然災害については全くそのとおりでと思うんですよ。本当に今回の人吉線のほうなんかは本当に山奥でありますし、測量等々、時間がかかるということもよく分かるんですが、やはり平たんというか、町なかでそういった新たな施設を造ったりするときの、例えば、この役場もそうだったですよ。もう完成間近なところで岩が出ましたというふうなことで追加がございました。あのときも5,000万円ぐらいだったと思います。

やはりそういったのは、あらかじめ町の出来上がり方というのを見れば、どこに岩の大地があり、どこが軟弱であるのかというふうなことはやはり。だからこそ、コンサルさんみたいな人が入って。コンサルさんの委託料はすごく大きいですよ、工事の場合。そういったところは、やっぱりその人の腕というか、先見のそういった技があるんじゃないかというふうに思うので、おっしゃることはよく分かるんですけども、やはり大きく、もうしようがないよねという感じで膨らませていくということはなしにしていきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 暗渠排水工の延長86メートルが302メートルと、物すごく長くなっておりますが、この図面上、ちょっと私分かりませんが、どこからどこまでが。302メートルの場所を教えてください。ちょっと見方が分かりません。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） 資料2の計画平面図を御覧ください。この盛土部の灰色のほうがあります。左側ですね。この盛土の末のほうに湧水が散見されましたので、ここに暗渠排水工を設けた次第でございます。この赤の表示が追加でされた暗渠排水でございます。この部分ですね。赤線の点線のほうですね。点線があります。これが暗渠排水が追加になったところです。のり面の下のほう、のり尻のほうですね。3本ぐらいですね。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号「工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園（仮称）調整池

等整備工事)」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第35号 工事請負変更契約の締結について（町道長原後谷線道路改良工事（第2期））

○議長（藤澤和生君） 日程第10、議案第35号「工事請負変更契約の締結について（町道長原後谷線道路改良工事（第2期））」議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） それでは、議案第35号について説明いたします。

議案第35号、工事請負契約の締結について。

令和3年第4回臨時会において議決された町道長原後谷線道路改良工事（第二期）請負契約のうち、契約金額5,500万円を5,475万1,644円に変更することとする。

令和4年3月3日提出、山都町長。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。

工事請負変更契約の概要です。

工事番号、山教生工第16号。

工事名、町道長原後谷線道路改良工事（第二期）。

工事場所、上益城郡山都町長原地内。

当初契約年月日、令和3年10月8日。

財源内訳は記載のとおりです。

工事内容につきまして説明します。道路改良延長、幅員の変更はございません。それぞれの工種については御覧のとおり、工事実施に伴いまして数量の増減となって、請負額の変更額となっております。

契約の相手方、上益城郡山都町下市242の1、株式会社坂本建設、代表取締役、中崎晃紀。

次のページをお願いします。

資料1です。公共工事請負契約仮契約書の写しです。4の変更契約事項から説明します。

変更工事請負額、減額24万8,356円。

令和3年10月8日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。本変更契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

令和4年2月22日、山都町長。

受注者、上益城郡山都町下市242の1、株式会社坂本建設、代表取締役、中崎晃紀。

次のページをお願いします。

資料1は工事施工箇所位置図です。

次のページをお願いします。

資料2は平面図です。朱書きで変更数量等を明示しております。

次のページをお願いします。

資料3は標準横断図です。舗装の設計に当たりまして、CBR試験を行った結果、良好な地盤でありましたので、舗装構成を変更しております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（藤澤和生君） 議案第35号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号「工事請負変更契約の締結について（町道長原後谷線道路改良工事（第2期））」は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号 山都町山の都創造ファンド条例の廃止について

○議長（藤澤和生君） 日程第11、議案第9号「山都町山の都創造ファンド条例の廃止について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） それでは、議案第9号について御説明申し上げます。

議案第9号、山都町山の都創造ファンド条例の廃止について。

山都町山の都創造ファンド条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和4年3月3日提出、山都町長。

提案理由です。山都町山の都創造ファンドを廃止することに伴い、山都町山の都創造ファンド条例を廃止する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

山の都創造ファンドにつきましては、地域住民が自主的かつ主体的に行うまちづくり活動を支援する事業に充てるため、平成29年3月に、一般財団法人民間都市開発推進機構からの拠出金3,000万円、民間企業等からの拠出金1,000万円、山都町からの拠出金5,000万円の計9,000万円を基金として設置し、この基金を財源に山の都創造事業補助金を創設し、事業を実施してまいりま

した。

3 ページ目の資料 1 を御覧ください。

平成29年度から令和 3 年度まで実施しました事業ごとの件数と補助金の交付状況でございます。令和 3 年度は見込みとなりますが、5 年間の補助金交付額は 1 億509万5,000円となります。令和 3 年度におきまして、9,000万円と利息を合わせた9,000万2,038円を全額取り崩しましたので、基金を廃止し、山の都創造事業補助金制度を廃止することとなります。令和 4 年度からにおきましては、必要な事業については各課において予算を計上させていただいております。

前のページを御覧ください。

山都町山の都創造ファンド条例を廃止する条例。

山都町山の都創造ファンド条例は、廃止する。

附則。この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 議案第 9 号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第 9 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 号「山都町山の都創造ファンド条例の廃止について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 10 号 山都町文化交流拠点施設設置条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第 12、議案第 10 号「山都町文化交流拠点施設設置条例の一部改正について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは説明いたします。

議案第 10 号、山都町文化交流拠点施設設置条例の一部改正について。

山都町文化交流拠点施設設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 3 月 3 日提出、山都町長です。

提案理由です。令和 4 年 4 月 1 日に実施されます行政機構の改革に伴い、山都町文化交流拠点施設設置条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願い申し上げます。

改正文でございます。いわゆるやまと文化の森の管理に関するものでございます。管理責任者を山の都創造課長から商工観光課長に改めるというものでございます。

附則。この条例は令和4年4月1日から施行する。

3ページ目は新旧対照表でございますので、確認をいただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第10号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号「山都町文化交流拠点施設設置条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第11号 山都町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第13、議案第11号「山都町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） それでは、議案第11号について御説明いたします。

議案第11号、山都町国民健康保険税条例の一部改正について。

山都町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年3月3日提出、山都町長。

提案理由です。全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年4月1日から未就学児の均等割保険税の軽減措置が講じられたため、山都町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページが改め文でございます。

改正の内容につきましては資料で御説明いたします。添付の議案第11号資料を御覧ください。

まず現状です。現行では、国民健康保険税は応益（均等割・平等割）と応能（所得割）で設定されています。その上で、低所得世帯に対しては、応益保険税の軽減措置、7割、5割、2割軽減が講じられています。

改正の概要です。子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児、いわゆる6歳に達する

日以後の最初の3月31日以前である被保険者に係る均等割額について、2分の1の額を減額するものです。

算定方法について、真ん中の枠の中に医療分を例に示しています。左側が現行、右側が改正後になります。事例にありますように、7割軽減など法定軽減が適用されている場合は、法定軽減後の負担額を2分の1減額するものでございます。ピンク色の着色部分が今回の措置による未就学児軽減分になります。

一番下の表を御覧ください。未就学児1人当たりの均等割額の軽減額について、法定軽減区分ごとに医療費基礎課税額分と後期高齢者支援金等課税額分それぞれ記載していますので、御確認ください。

それでは新旧対照表を御覧ください。左側が現行、右側が改正後になります。下線を引いている箇所が改正する部分です。

今回、法律の改正に合わせて、規定の明確化など、所要の規定の整備を行っています。改正後の下線部分に、基礎課税額という文言を加えていますが、これは医療費分が基礎課税額として明確にされたものです。

また、未就学児に係る被保険者均等割額の減額に係る規定は、6ページの改正後を御覧ください。こちらのほうの条例第22条第2項に新たに規定しております。

改め文の次のページをお願いします。

附則です。施行期日、第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第4条の2第1項、第12条第1項、第22条及び第22条の2の改正規定（「前条」を「前条第1項」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る）並びに附則第2条の3から第4条まで及び第6条から第13条までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

適用区分、第2項、この条例、（前項ただし書に規定する改正規定に限る）による改正後の山都町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（藤澤和生君） 議案第11号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号「山都町国民健康保険税条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

ただいま、4番、西田由未子君ほか2名から、ロシアによるウクライナ侵攻に対して強く抗議する決議についてが提案されました。

ロシアによるウクライナ侵攻に対し強く抗議する決議についてを日程に追加し、追加日程第1号として議案にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

追加日程第1 発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に対し強く抗議する決議について

○議長（藤澤和生君） 追加日程第1「ロシアによるウクライナ侵攻に対し強く抗議する決議について」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 日程に上げていただきまして大変ありがとうございます。今から趣旨説明をさせていただきます。

発議第1号、令和4年3月3日、山都町議会議長、藤澤和生様。

提出者、山都町議会議員、西田由未子。賛成者、山都町議会議員、吉川美加、賛成者、山都町議会議員、藤川多美。

ロシアによるウクライナ侵攻に対し強く抗議する決議について。

上記の議案を、別紙のとおり山都町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提出の理由。ロシアによるウクライナへの侵略は、国際社会の秩序を失わせ、世界の平和と安全を著しく脅かす、明らかに国連憲章に違反した暴挙である。民間人を含め多数の犠牲者を出し続けております。今日の新聞にも民間人2,000人の犠牲とありました。ロシア、ウクライナの両軍の犠牲も計り知れません。そのような中で、一刻も早く戦争を終わらせなければならないと思います。

また、地方6団体としても抗議文を出していることに続き、熊本県議会、合志市議会をはじめ、全国で今11の自治体からもこのような決議文が出されておりますが、唯一の被爆国として、非核山都町宣言を採択している本町として、プーチン大統領が核兵器使用を示唆していることに対しても抗議の声を上げていく必要があると思っています。

これがこの議案を提出する理由です。

次をお願いします。

先ほど、山都町は非核山都町宣言をしていると申しましたが、これは2006年山都町議会において採択された宣言文です。読ませていただきます。

非核山都町宣言。

この自然を、この平和を限りなく。碧い空、青い山、溪流に銀鱗踊り、子らの歓声がこだまする。人はみな日々を勤しみ、大地に豊かな実り、ああ笑みがあふるる郷、わが町。この幸せをか

ぎりなく、この平和をかぎりなく、守ろう、残そう、未来へ。誓い合おう反戦平和。訴えよう核廃絶を。いまここに宣言する。自然とともに人間らしく生きる町。非核山都町。

では、決議文を読ませていただきます。

ロシアによるウクライナ侵攻に対し強く抗議する決議。

ロシアによるウクライナへの侵略は、国際社会の秩序を失わせ、世界の平和と安全を著しく脅かす、明らかに国連憲章に違反した暴挙である。

ロシア軍による攻撃で、民間人も子供たちも逃げ惑い、命を奪われている。その上にプーチン大統領は、核兵器の使用を示唆する発言までしていることに対し、断固抗議する。戦禍によって誰の命も奪われてはならない。為政者は人々の命を守る責任を果たさなければならない。

ここに「非核山都町宣言」採択の町山都町議会として、ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害に抗議するとともに、ロシア軍が即時にかつ無条件で撤退するよう、国際法に基づく対応を強く求める。

日本国憲法前文に「われらは平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようとする国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」とあるように、政府においては、唯一の戦争被爆国として、核兵器による惨禍を再び繰り返さないよう、積極的に国際社会と連携しつつ、毅然たる態度でロシアに対する万全の措置を尽くすべきである。

また、ウクライナにおける邦人や難民の確実な保護や、我が国への影響対策についても万全を尽くすべきである。

以上、決議する。

令和4年、2022年3月3日、山都町議会。

以上で説明を終わります。議員の皆様には、趣旨の御理解をいただき、全会一致での採択をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） 侵攻と侵略と二つの言葉を使っておられますが、意味合いとしては、侵略だろうと思います。わざと分けて使っておられるのでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） すいません。随分見直したんですけれども、侵略に統一しようと思っておりました。ごめんなさい、侵攻に統一しようと思っておりました。どうしたらいいのでしょうか。侵攻という言葉に統一したいと思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありますか。

5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） 侵略のほうが現状に即していると思いますが。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 随分迷ったんです。皆様の御意見で、侵略のほうがいいだろうとお

っしゃるのであれば、そのように変更したいと思いますが、どうしたらいいのでしょうか。

侵攻という言葉が使われておりますし、侵攻と侵略の意味合いも調べたんですけども、今の段階では侵攻のほうがよろしいかなと思って、随分悩みましたが、そういうふう書き直しました。

○議長（藤澤和生君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時14分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） すいません、私に迷いがあって、御指摘をいただいたところは本当にありがたいかと思えます。いろんな御意見も休憩のときにお聞きいたしまして、少し訂正を加えさせていただきたいと思えます。

提出の理由のところに書いております「侵略」という言葉と、決議のところの1行目にある「侵略」という言葉を「侵略行為は」というふうにしたいと思えます。そのように訂正させていただいて、採決のほうよろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから、ロシアによるウクライナ侵攻に対し強く抗議する決議についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、「ロシアによるウクライナ侵攻に対し強く抗議する決議について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

散会 午前11時16分

3 月 8 日（火曜日）

令和4年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 令和4年3月3日午前10時0分招集
2. 令和4年3月8日午前10時0分開議
3. 令和4年3月8日午後3時16分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第6日）（第2号）

日程第1 一般質問

- 11番 後藤壽廣議員
- 8番 藤川多美議員
- 4番 西田由未子議員
- 3番 眞原 誠議員

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

-
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

-
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅 田 穰	副 町 長	能 登 哲 也
教 育 長	井 手 文 雄	総 務 課 長	荒 木 敏 久
清 和 支 所 長	増 田 公 憲	蘇 陽 支 所 長	飯 星 和 浩
会 計 管 理 者	木 實 春 美	企 画 政 策 課 長	藤 原 千 春
税 務 住 民 課 長	田 上 るみ子	健 康 ほ け ん 課 長	河 野 君 代
福 祉 課 長	高 野 隆 也	環 境 水 道 課 長	高 橋 季 良
農 林 振 興 課 長	片 倉 城 司	建 設 課 長	山 本 敏 朗
山 の 都 創 造 課 長	藤 原 章 吉	地 籍 調 査 課 長	藤 岡 勇
学 校 教 育 課 長	嶋 田 浩 幸	生 涯 学 習 課 長	上 田 浩
そ う 病 院 事 務 長	藤 嶋 厚 美		

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本靖也 外2名

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（藤澤和生君） 日程第1、一般質問を行います。

6人の方から質問の通告がっておりますので、本日4名、明日2人としたいと思います。

順番に発言を許します。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） おはようございます。令和4年度第1回3月定例会において一般質問をいたします。11番、後藤です。よろしくお願いいたします。

最近の世界の状況を見てみますと、ロシアによるウクライナへの侵略と、今の時代では考えられないようなことが起きているわけです。一刻も早くこの事態を脱却しなくちゃいけないと思っておりますし、今からの日本経済、社会経済にも大きな影響があるなど非常に心配しているところでもあります。持論を述べたら長くなると思いますので、今日は一般質問の場でありますので、一般質問へと移らしていただきたいと思っております。

前回の質問におきましては、新道の駅の整備についてとか管理について、及び新体育館の管理についてとか整備の方向について、どういう管理をするのかとかですね、旧道の駅虹の通潤館との関わりはどうか、地元の商店街との関わりはどうかということを質問いたしましたけれども、明確にこういうふうにするという回答はまだまだ聞かれない状況でありました。それについてはいつかまた質問したいと思っておりますけれども、今回はちょっと視点を変えて、ほかの件で質問したいと思っております。

実は昨日、私はコロナの3回目の注射をいたしました。本来ならば……。昨年2回注射したわけですね。これで終わりかな、これで普通の生活に戻ると思いましたけれども、近年になってますますどんどん増えてきて、どうなっているのか、どこで感染したのか、いつ誰がかかってもおかしくないような状況が続いているわけです。私は一刻も早くこの状況を打開していきながら、皆さんと一緒に通常の生活に戻らなければならないと思っておりますし、本当に、誰が悪いわけでもないし、どこで感染したかも分からない状況で、非常に多くの方が感染しております。一刻も早く収束することを願っているところであります。

今回の質問の内容に移らせていただきますけれども、今回は、町長が先日宣言されたよかボス宣言について。行政の中心におられる町長が宣言されましたけれども、副町長、教育長、課長を代表して総務課長あたりが、このよかボス宣言について、どのような意識を持って、どう取り組

んでいかれるのかをお尋ねしたいと思います。

第2番目に、行政改革におきましては、蘇陽、清和支所のサービスの充実、先ほど説明がありましたけれども、清和の地籍調査等々が本庁に移行するということがありまして、今までの経過等々もありますので、そこも含めて慎重にやっていただきたいということを述べさせていただきますと思います。

3番目に、福祉事業における現状の課題と、10年後に向けた福祉行政をどのような方向で計画されているのか、まず、課長の意見、町長の意見をここで聞きたいというふうに考えております。

第4に、小中一貫校と書いておりましたけれども、これは学校教育の形態の義務教育学校ですね、この小中一貫校というのは、その中の義務教育学校ということですので、今回の質問の通告には小中一貫校と書いておりましたけれども、義務教育学校ということで、今までの経緯と今後の取組についてお伺いしたいというふうに考えておりますので、御理解をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、一般質問のほうに入らせていただきたいと思います。答弁におきましては、4点ですので、できるだけ分かりやすく皆さん方の意見を聞きたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（藤澤和生君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） じゃあ、1番目からお伺いしますけれども、よかボス宣言についてですね、このたび、町長の宣言されたよかボス宣言についてお伺いします。

まず、5項目については、全ての働く行政職員、役場職員をはじめ、会長を務められる社協を含め、指定管理下にある施設のトップ及び管理者に対する宣言というふうに受け止めております。

基本理念に書いてあるのは、共に働く職員が仕事と家庭を両立できる職場環境を応援し、「よかやまと」づくりの取組を町全体に広げるとある。大変職員を大事にし、山都町の将来は職員の力によるものと理解ある宣言と認識いたしております。

この項目の約束は、「よかやまと」宣言内容が、「よ」はより多くの人の意見に耳を傾け、安心して暮らせるまちづくりに努めますということですね。

「か」が、家族や友人と過ごす時間を大切に、充実した人生を送るため、計画的に休みを取る職員を応援しますというふうに書いてあります。

3番目が、やる気のある職員が個性と能力を十分発揮できる職場環境づくりに努めますと書いてあります。

4番目、「よかやまと」の「ま」は、周りの人がお互いのライフスタイルを尊重し、思いやりある町を目指しますというふうになっております。

5番目が、ときめく出会いを求める皆さんへ、出会いの場づくりと新しい生活を支援しますというふうに、「よかやまと」の頭文字を取ってあります。

私、この3番目、やる気のある職員というのは、やる気のない職員がいるのかなとちょっと勘違いしましたので、これはできたら「山都の全職員の」というふうに変えたほうがいいんじゃないかなと。個人的にですので、どっちでもいいです。「やる気のある職員が」と書くと、やる気

のない職員が半分ぐらいおるとかなとちょっと思いましたので。そんなことはないだろうと思えますけど。これは任せますけど。これは大変重要で、かつ働く職員にとっては、私は神の声だろうと思いました。神様もここまで言いきらんというふうに思いましたけれども、私自身が役場で働いたこともあるので、職員の立場からすれば、これは頼りになるボスの宣言だろうと。

そこで、この項目、約束は、町長のみならず、副町長はじめ、教育長、課長を代表して、本当は課長全員に聞いたかったんですけど、課長を代表して総務課長あたりが職員の管理について十分このことを理解しておられるのか。また、この宣言は、町長が会長を務める社協をはじめ、指定管理下にある全ての管理者及びその職員のトップですね、課長をしている人に全部やっぱり理解してもらうようなことが大事だろうと思います。

若い職員の能力を引き出すためには、本当に優しさが必要だろうと思います。私自身のことを言いますと、私は褒められて伸びるタイプでしたので、けなされると落ち込むタイプでしたので、できたら、どういう気持ちを持ってですね。今は精神的に病んでいる人たちも、肉体的に悲しい人たちも、休んでいる人たちもいっぱいいると思います。ぜひこの機会に聞きながら、よし俺も頑張ろうというような若者が、本当に山都のために頑張れるような励ますような、そしてまたカバーできるような気持ちを持って接しておられているのだろうと思いますので、順序よく、教育長から副町長、それに総務課長、最後に町長より、一人一人、今どういう立場で職員を教育しているのか、どういう気持ちで接しているのかお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（藤澤和生君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） お尋ねにお答えさせていただきます。私の部下、各職員は、それぞれの持ち場で経験や専門性を生かして、誠実に職務遂行に当たってもらっていると考えております。部署、経験年数等により、その職責、それから役割は異なりますけれども、基本的に各職員の意欲や能力に敬意を払い、課題に対して同じ土俵で真摯に議論や提案、協議を行う姿勢で臨むことが大切ではないかと考えております。

私は、前年踏襲の提案には満足しない性格で、現状打破、あるいは新しいアイデアと行動で課題解決を目指すということに心がけてきました。これまでの職責の中でもそう取り組んできたつもりであります。ですから、責任は自分が取るからと部下職員にも創意工夫を求めてまいりました。

今の職で、よかボスには到底なれない人格、資質であることは自覚して努めておりますけども、上席、上役の役割として、提案を肯定的に聞き取った上で、目的や当事者意識、町民側に立つ、相手意識を持って判断し、指導・助言していくことが、ひいては、職員資質の向上や能力の発揮、町の発展につながっていくのではないかと考えて努めております。

○議長（藤澤和生君） 副町長、能登哲也君。

○副町長（能登哲也君） このよかボス宣言につきましては、私が前に県で働いているときに、平成29年だったと思いますが、蒲島知事が自ら宣言されて、それぞれの関係の団体、あるいは市町村、それに様々な会社等にお願ひされまして、それぞれ宣言がなされたというふうに覚えてお

ります。

私も29年当時勤めておりましたところで、よかボス宣言ということでさせていただきました。趣旨といたしましては、自ら仕事と家庭に一生懸命、楽しみながら仕事をして、そして、それを部下職員にも楽しみながら仕事と家庭の両立ができるような環境を整備することによって、職員の家族、個人的な生活も、そして仕事もどんどん活発にできるようにというような宣言だというふうに理解しております。

山都町で仕事を始めまして、山都町でも30年ですか、この宣言をされたというふうに思います。されているというふうに認識しました。自分の仕事をこれまで振り返りますと、ずっと三十数年の仕事を振り返りましても、どうしても仕事中心で、家庭を顧みず仕事をしてきたというような生活でしたので、このよかボス宣言は、本当に、衝撃的と言ったらちょっと言い過ぎかもしれませんが、意識を変えるきっかけになったと思います。

今、山都町に来まして仕事をしておりますが、どうしてもやはり仕事優先というようなことで、厳しく当たりましたり、そういった面が自分を振り返りますとあるというふうに思っております。本当に少ない職員の中で、人数の中で、懸命に仕事をしている職員の皆さんに本当に申し訳ないという気持ちもありながら、一方で、ある程度の仕事の、ある程度というのはちょっと語弊がありますが、一定の仕事の成果を出しながら、職員の皆さんにも楽しい家庭生活を送っていただくという両立をしていただきながらの指示、あるいはお願いをするのは本当に難しい仕事だなというふうに思っております。皆さんの思い、そして、町長の思いをどれだけ今果たしているかどうか、本当に振り返ると、反省ばかりです。

今日の質問通告をいただきまして、自らを振り返りまして反省ばかりですが、そんな中でも、今後、少しでも働きやすい仕事環境を実現したいということで取り組んでいきたいと思っておりますし、また、その中でも、町の進むべき方向性について一生懸命取り組んでまいりたいというふうに思っております。いろいろ御指導、御支援、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それではお答えいたします。課長職としてのよかボスということでございますが、ボスという表現には少し違和感を感じるかなというふうに思います。課長職の役割といたしましては、組織目標に向かって進む牽引役、また、問題や、あるいは課題が発生したときの調整役、それから後継人材を育成する指南役、それを通じまして所属する職員との信頼関係を築くものであるというふうに思います。

例えますと、ハンドルを握り、気象条件や道路条件に応じまして方向指示器を出しながら、時にアクセル、時にブレーキを踏み、そして、ギアをチェンジしながらマイクロバスを運転するドライバーに例えることができるのではないかなというふうに思います。それぞれの課長におきましては、入庁から現在に至るまで、学んだ知識や経験を最大限に生かしながら、組織運営に当たることが肝要かなというふうに考えております。

現状下においては、なかなかプライベート空間まで踏み込むことが厳しい状況でございますが、

できる限り積極的に働きかけることが必要かなというふうに感じているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） よかボス宣言について、今、後藤議員からありました。私たちも、県の知事、副知事の宣言に続きまして、早い時期に宣言をしたところでございますが、なかなか具体的に何をするか、先ほどありますように、社協であったり、外郭団体等々まで行ってないのが事実だという思いであります。職員に常々言っておりますが、今現在の方々は40年ぐらいです。入ってきていただく方々は45年から50年近く役場の職員として働いてもらうという思いであります。新入職員の方々に言っておるのは、40年のうち、50年のうち、何か一つは役場職員時代に、これに携わって、これができたというような仕事をしてほしいなという思い言っております。そしてまた、職員教育の中で一貫して、新聞を読んでほしい、本を読んでほしいと職員の方々にお願いしているところでございますが、本当にびっくりするように、新聞を読んだ感想等々を一生懸命書いてきてくれております。

そういう部分を含めながら、また、山都経営塾の中にも、職員と町民の皆さんと一体となった中での勉強会等にも参加してもらいながら、地域の向上と人間性の向上に努めていただくというようなことであります。

先月、人事係のほうから、職員の年休の取得状況がありました。日頃から、町長になる前から、いろんな職場の中で、部長、課長が率先して年休を取ってほしいと言っておりましたが、なかなか、現在もここにおられます課長たちには年休をなかなか消化しない中で仕事をしてもらっているなという思いであります。我々勤める人として、まずは自分のため、家族のため、そしてまた、職場の多くの、山都町ですれば町民のための仕事をするために役場職員になってもらっているという思いであります。まずは、そういう思いをもう1回、みんなで共有していただきながら、明るい職場づくりができればなという思いであります。

それには、率先して、ここに、後ろにいます私を含めて、家族を家庭を大事にしながら、そして、明るい職場になるためには、朝から我が家がいい環境の中で家を出発せんと仕事ができんじゃないかなという思いでありますので、そういう職員になってほしいという思いの中で、なるべく若い職員にも声をかけるようにしておるところでございます。なかなか、そういうコミュニケーションの取れないここ数年の現状であります。今後はやはり職員と、また、我々、ここにおられます課長、教育長、副町長と共々、そういう職場づくりをしていきたいなという思いであります。

○議長（藤澤和生君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 4名の方から御答弁いただきまして、ありがとうございます。前年度の9月にも定例会で言いましたが、若い人たちの前向きな話をしたところでございます。9月の定例会でも言いましたけれども、60、70過ぎになってきますと、斬新なアイデアとかなかなか出ないわけですよ。若者が本当に斬新で奇想天外のアイデアを出すわけですね。ぜひ、そちらに耳を傾けながら、一步一步、そんなことができるのかというような山都づくりを目指していた

だきたいし、そういう奇想天外なことはどこの町でもやっていますから、ぜひ、若者を育てて、よかボスやめて、ビッグボスになったつもりで、ぜひ頑張ってくださいれば、町ももっともっと変わるような気がいたします。皆さん方の手腕にかかっておりますので、今後とも、町の将来を見据えた上で、皆さん方の力が本当に必要と思います、ぜひ若者と一緒に話しながら、若者と同じ夢に向かって、皆さんの力を結集しながら頑張っていたきたいというふうをお願いしております。よろしく申し上げます。

これで、よかボス宣言についての質問は終わりたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 続きまして、行政改革についてということを書いておりましたけれども、各支所——蘇陽支所と清和支所の行政サービスの充実についてということで、現在、行政改革を行われようとしています。当然、人員の管理とか時代に合わせた行政の在り方というのは、日常的に考えていくのが普通だと思います。いかにスムーズに効率よく管理しやすくするかという事は、行政サービスする上で十分考えられることと思います。

その中で、この高齢化社会になっていく中で、免許証返還とか、山都町は広うございますので、今までのことを振り返ってみますと、窓口業務の対応とか、支所に相談にたくさん人が来られます。今は車で来られるんですけど、用があるとき、本庁まで来にゃんということで柳谷の辺から来ると、本当に午前中仕事です。例えば、私も地籍調査には何遍か行ってたんですよ。書類もらいにですね。間伐するとかそういうときも地籍調査図とかが必要なときがあります。そのたびに図面もらいに……。この前は清和まで行って自分のところの図面をもらって、そのまま帰ることができましたけれども。やっぱり行政改革する前に、オンラインシステムをきちんと取って、できるようなシステムを構築しなくちゃいけないというふうに思うわけですね。オンラインを整備するとか、窓口に来た人がスムーズな業務ができるような体制づくりが必要だと思うわけです。

実際、大分前の話になりますけれども、旧蘇陽に農業委員会がありました。コミュニケーションが取れてないもんですから、移動することが分かってなかったもんですから、たくさんのお客さんが来られたんですよ。横の連絡も取れてないので、分かりませんので本庁でと、職員もあわてふためておりましたのも事実です。ということで、今度の地籍も同じなんだろうと思うわけですけれども、オンラインとか行政改革して、支所長の話をよく聞いて、どういうふうにしたら町民に迷惑かけないのか、それを十分やっぱり把握した上で、人員の整理とか行革の在り方については考えてもらいたい。

悪く言われるのは町長ですからね。町長になってからごぎゃんして引き上げてしもうたとかいう話になるわけですので、その前にきちんとした制度的なものを整備しておく必要があるわけです。そして、これだったら迷惑をかけないというようなオンラインシステムの構築とか、情報をきちんと流すというのは、ものすごく大切なことだろうと思います。

もう済んだというわけじゃないわけですね、行政改革は。してもいいんですけど、そういう支所で今まで働いた人の意見を聞きながら、オンラインをどう整備していくのか、そして、どう

いうふうにしたら迷惑かけないのか。また、車のない人ですね、車で支所で片付いたばってんが、保健師の役割とか、そういうとも相談がいっぱいあるわけですよ、昔あったわけですから。

そういうことを考えた場合に、ぜひ、今後迷惑かけないようなシステムを構築した上で、これで行革するんだという、これはこういうふうにするんだという、行政サービスは絶対間違っていないというようなことを構築して、ぜひ、やっていただきたいなというふうに思っていますが、それについて、総務課長と町長から、どういう方向で、今後どういう計画があるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。今回の機構改革につきましては、九州横断道の矢部インターチェンジの開通を見据えたまちづくりなど、それから、有機農業を核としたSDGs事業の推進等、優先事業に円滑に当たるために人材を確保する必要があるということもございます。

それから、数年来、人材確保がなかなか新たな人材確保できない状況がございますので、その中でも、いかに効率、そして、効果的な行政運営できるかというところに視点を置きながら、今回の行政改革ということがございます。これからも、職員全員が絶え間なく業務改革、それから、組織活性化に努めることは言うまでもございません。

その中で、支所の業務ということでお尋ねでございますが、現在、業務内容の最終調整を行っている状況でございます。住民の皆様の需要の高い業務、いわゆる窓口業務と。一例を申し上げますと、住民票などの諸証明の交付でしたりとか、あるいは、保健、健康、それから、福祉分野の相談業務等々があるかなというふうに思います。従来どおりの体制を確保するというのを今考えております。

一方、産業、あるいは生活基盤分野、いわゆる事業課という部分につきましては、本庁所管課への業務集約を考えているところでございます。

議員からもございましたとおり、昨今デジタル化ということで、オンライン用のICT機器も整備をしているところでございますし、会議等につきましても、わざわざ全員が集合するような感じではございませんので、これを窓口に生かしていく方法も取っております。一例を申し上げますと、地籍調査課でもオンライン化を利用した機器を今整備しているところでございます。

十分な対応につきましては、今後とも窓口でのいろんな状況を把握しながら改善に努めていく必要があるというふうに思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 機構改革につきまして、また、支所の運営等々につきまして今ありましたが、山都町が合併をして18年目を迎えるかなという思いでおります。三つの町と村が合併をして、おのおの本所機能、支所機能という形の中で、今まで運営をしてきたわけでありまして。そうした中で、職員が大幅に減る中での現在かなという思いでおります。

そうした中で、今後、効率的な運営をするためには、今ありましたように、必要最小限の住民

サービスの部分については、今の状態を今後も続けていく部分だろうという思いであります。

先ほど、後藤議員からありましたように、今後につきまして、オンラインの活用であったり、いろんな機器の活用、また、民間の力も借りるような形になろうかなという思いであります。そういうのも含めながら、今後、皆さんとも協議をしながらやっていきたいなという思いであります。

私もなかなかオンラインの使い方なんか分からないわけでありまして、簡単に言っても特に高齢者の方々については大変かなという思いの部分がありますので、分かりやすいシステム等々の構築をしながら進めていかなくてはならないという思いであります。

○議長（藤澤和生君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） どうもありがとうございました。行政改革が駄目だとか、そういう話じゃないわけです。するなら、今現在、支所長もいらっしゃいますので、支所長等の意見も十分聞き、前おった人の話も聞き、できれば住民の話聞きながら、できるだけ住民に迷惑がかからないように、将来を見据えてですね。免許証の返納とか出てくるわけですよ。5年も10年なってくればですね。そういう人たちに迷惑のかからないようにオンラインをきちんと整備することによって、本庁まで来なくてもできるような、そういう支所であってほしい。

ぜひ、そのところは業者に頼んでもいいですから、ストレートにできるような体制を整えてからですね。初めから減らして何とかやろうというのじゃなくて、整えた上でやるというふうに見切り発車じゃなくて、事前に整備することはきちんと整備して、そういう方向に進んでいくというような方向性を持って、誰もが理解できるような、なるほどなというような支所であってほしいと思います。合併してよくなったとか、特別よくなりやしないんですけど、前と変わらんというような思いができるようなですね。今、ちまたで聞きますと、合併してよかったか、よくなかったかのアンケートを取れば、どうでしょう。答えは言いませんけど、考えてみてくださいよ。そういうふうな意見があつて町長のせいと言われるんですよ、どうしても。

ですから、そこは私たちのトップである町長の顔が立つように、きちんと支所機能を充実した上でやっていただきたい。それがビッグボスの役割ですので、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 続きまして、福祉事業におけることについてお伺いしたいと思います。質問のところにもいろいろ質問事項を書いておりますけれども、まず現在、高齢者福祉については、介護保険法の充実によってきめ細やかなサービスが、本当にいろんな施設では、金銭的にも自己負担が少ない金額で、本当にサービスが充実しております。施設に入られると、本当に、ああよかったなと思われる家族が……。安い値段で、きめ細やかなサービスができていないことは、必要とする家族にはありがたいことですよ、本当に。

じゃなくて、私たちが心配したのは、施設に入所したくても入れない人がいたり、まだ入所待ちの人がたくさんおられます。今、山都町は高齢化が進んで、令和3年の公的年金の額から見ると、公的年金をもらっている額は71億8,000万円ですよ。もらっている人数は7,300人ほどいらっしゃいます。1人当たりに換算すると90万円程度なんですけれど、実際、国民年金からいくと

40万円から50万円で、入りたくても入れないというような状況なんだろうなというふうに考えているところです。

後で、課長、町長にお伺いしますけど、10年後を考えた場合、どのような高齢化社会をつくっていくのかということは、今本当に真剣に考えなくちゃいけないと思いますが、その前に、今の現状をどう切り抜けるかということが大切かと思えます。

ここで、今の現状についてちょっとお伺いしたいと思えますけれども、介護保険における介護認定者数ですね。これは質問に書いておりましたけれども、これは私に数字が届いております。要認定者数が1,569名で、要介護3以上の人が590名、入所できている人が228名、待機待ちの人が221名、在宅介護が37名で486名。

ここで伺いたいんですけれども、実際1,569名のうち、現状、その残りの方ですね、入所してない人とか待機待ちの人がどのような状況にあるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思えます。できたら、その次にヘルパーさんの数ですね。それと、ケアマネジャーの数と現状について、どのような現状なのかについてお伺いしたいと思えます。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） それでは、お答えいたします。先ほど議員が申されましたとおり、介護認定者数は1,569人で、認定率が22.6%あります。現在、入所施設に入所をさせてもらえない在宅介護者数は約820名ほどいらっしゃいます。在宅の方は、主にデイサービスや訪問介護、ヘルパーさんを利用されておられます。

町の施策として、非課税世帯には在宅介護支援事業で支援金のほうを交付いたしております。現在、ヘルパーさんは、訪問介護事業所が町内に6事業所ございます。実際に、在宅へ訪問する事業所は3事業所ございます。訪問介護のヘルパーの人数は、常勤・非常勤合わせて32名いらっしゃいます。平均年齢は全ての事業所で65歳以上、70歳代のヘルパーさんも実際に現場で働いていらっしゃいます。やはり課題として、ヘルパーさんの高齢化、そして、担い手不足が大きな課題です。それから、広い山都町を移動するには、かなりの移動時間がかかります。その移動時間は介護報酬には算定されません。全て事業者による経費負担になります。その点、各事業所では、経営の負担になっているのが現状です。

2月から町内の事業所で、介護職員初任者研修養成講座を開催いたしております。これは、ヘルパーさんの育成の講座になります。次年度から介護職員初任者研修受講等に係る費用の一部助成を町も考えております。

ヘルパーさんを利用されている現在の人数ですけれども、件数を申し上げるのはちょっと難しいですけれども、1か月の実人数として約193名の方が月に1,500回程度の利用があるという実績です。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 私、今、ヘルパーさんの状況とか、ケアマネジャーの状況を考えてみますと、この前募集したときも、前の方も一般質問されましたけれども、なかなか来てがないわ

けですね。今3事業所、社協、瀬戸病院、JAがやっています。ヘルパーさんやっていますよね。ただ、平均年齢が70歳以上ということになってくると、やっぱり訪問したときにいろんな問題があるわけなんです。独り暮らしのところに行って、亡くなったとか、ヘルパーさんしか来てないとか、いろいろ問題がありますので、なかなか二人セットで行かんと厳しいかなとかいう問題点もあります、いろんな面で。

それをどう打開するかということは、私はこの際、町のほうでセンターをつくってヘルパーさんの募集をかけながら、ヘルパーさんの教育も町のほうでやっぱりするような考え方、ケアマネも含めて。ケアマネジャーも実際、今のところ足りてないんです。ケアマネジャーの免許を持っていても、仕事をしたくないという人がいるんです、実際問題。そういうところの理解をどう持っていくかということは、町の大きな課題だろうなというふうに考えております。

今現在、どうしてもやらないといけないことは、在宅介護している人に補助金が幾らかありますよね。2万円程度だと思いますけど、やっています。それと、高齢者住宅もあります。高齢者住宅には飯がついてないので。蘇陽のほうには食事付き高齢者住宅がありまして、そちらのほうはもうほとんど満床で、いっぱいです。それもつくる必要があるのかなと思うし、在宅介護で仕事しないでうちで見る人に対して、もうちょっと補助を上げてやることはできないのかなというふうにも考えているところです。

あとは、会議のたんびに出てくるのは、地域の中で見回りましようと言うけど、もう5年後、10年後、地域の中でも自分のことで精いっぱい、人んこっこっじゃなかつですよ、実際にどこの地域ば見ても。やっぱり、今こういう時代ですので、特にコロナ禍になって、なかなかそれがうまくできないというのも実情であります。

ぜひ、そこら辺のところ、在宅介護の補助とか、ヘルパーさんの件とか、高齢住宅の建設とか、そういうことについて、町長、どういうふうなお考えをお持ちでしょうか。今の現状をどう打開したら一番いいと思われませんか。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 現状につきましては、今、高野課長のほうから言ったとおりだという思いであります。本当に、今、介護される方と介護を受けられる方の年齢がほとんど変わらないような形で、特に訪問介護についてはそのような状況下にあるのは事実であります。そしてまた、私は社協長もさせていただいておりますが、社協の会議の中で、訪問介護をやめたいと担当者のほうからは再三あったところでございますが、こういうことこそ社協がすべき事業じゃないかというようなことで、社協も訪問介護を今続けておるところでございます。

しかしながら、2つの民間の事業所におきましても、ヘルパーさんは本当に70歳を超えている人がほとんどであるのも事実です。社協が一番若かったというようなことでございますので、それについて、今後、どのような形でそういう事業者への支援ができるか、早急に検討をしていきたいなという思いであります。それには、常任委員会等々でも議論をしていただきまして、いろんな案があったら上げていただければなという思いでおるところであります。

そして、今年度ですが、3回ほど事業者の方々とのミーティングに私も参加をさせていただき

ましたが、やはりもう本当に事業者の方々は大変な問題を抱えながら、福祉事業に、介護事業に当たっていただいているのが事実でありますので、これにつきましても、我々行政としてどのような形ができるか。今、国の施策は介護事業が始まりましてから、介護報酬等々は下がるばかりでというような事業者の方々の声も十分聞いておるところでございますので、今後増え続けるだろう利用者をどのような形で、今の事業をしていただく方々にカバーしていただくかが、与えられた大変な課題かなという思いでおりますので、そういうものを含めながら、皆さんと協議をしながら進めていきたいなという思いでおるところであります。

本来、行政がすべき部分を介護事業者の方々にしていただいとるという思いの中で、今後福祉事業には取り組んでいきたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） いろいろ申し上げましたけれども、私は、今山都町の中で、今ほど、うちの町ほど、高齢者に対して優しい町はないと思っている。保健師も、ケアマネージャも、ヘルパーさんもめいっぱいやっていますから。これ以上のサービス私はないと思うぐらい頑張っているんじゃないんです。多分もう限界だろうと。これからあれをする、これをするという付け足しのサービスはもう要らないんです。今の現状をもっともっと整備していくことのほうが大切だと思います。実際申しまして、10年後、私自身のことを言えば、介護をしてもらいたくない時代をつくりたいんですよ。100歳時代、100年時代、そういう中で、そういう人をいかに作らんとするか。今の現状はちゃんとクリアしていかないかん。しかしながら、自分で、今後10年、私たちは自己管理できて、地域も自己管理、家族も自己管理できるような、そんな社会。私は今年事故にあいまして、熊リハにおりました頃、熊リハも各町村に出向いて健康指導なんかもしているわけです。やっぱり自分で動いて、自分で管理するような社会をつくっていきたくて考えているわけですね。

そういう中で、課長とも話しましたけれども、10年後に向けて今やるべきことはたくさんあると思います。どういう方向で行きたいのか、それを課長のほうに、10年後を目指した今の取組は何なのかをお聞きしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。10年後の状況をどう考えるかということですが、まず、本町の人口動態ですけれども、令和17年には9,015人となり、高齢化率が60%を超えます。75歳以上が44.5%と、人口の半数に迫ると予測されております。この時点で介護サービスをどの程度維持できるのか、大きな課題でもあります。一人一人が健康を保ち、介護にならない、なっても軽度の状態を長く維持できることを目指すことがとても大切だと考えております。

町としては、町民の皆様が介護予防の取組を実践いただくことで、介護認定者を増やさない、悪化させないように関係機関と協力し、通いの場の取組や各地のサロン等に出かけ、介護予防運動に継続して取り組んでおります。

また、オンラインでの介護予防運動も有効であることが分かりましたので、これからはインタ

ーネットを活用した介護予防教室、買物支援、オンラインでの人と人との交流など、情報技術の充実による人材不足を補う取組も今後行っていききたいと思います。

今年度は、介護事業所との意見交換会を複数回行いました。次年度以降も、継続して会議を行い、将来の高齢化に向けた取組を町内事業者の方と共に進めていきたいと考えております。

○議長（藤澤和生君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 今、課長が言いましたように、本当に大事なのは自分自身の意識なんですよ。ならない、家族がそれに絶対なったら見るというような、自分自ら健康意識を持つ、100年時代というのは。絶対介護にならない、そういう意識を持つようなら、町が支援する方法はいっぱいあると思うんですよ。それは町が考える、町の人たちが自ら考える。ならないためには何なのか。今金使う、今着手しなければ、私は今70歳ちょっとですけども、そういう人が10年後に80になり、あと30年ばかり生きらにゃいかん、100まで生きるなら。

そこにならないための努力は何なのか。それを町がどう支援していくのか。日赤健康管理センターとか、熊本リハとか、そこのところはちゃんと派遣しているんですよ。そういう派遣事業をやっていますと言われましたので、そういう……。男の料理教室でも年寄りの料理教室でもいいじゃないですか。いろんな形で年取った人が元気になるような施策をぜひ、金を渡して、地域での活動とか、そういうのは何なのかということ再度考えていただきたいが、町長、いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 後藤議員ばかりじゃなくて、私ももう足を突っ込んでおりますが、先般、山都町老人会連合会に熊本県知事表彰がありました。高齢者の方々がえごまを作り、野菜を作り、元気な高齢者の活動をしておるといふ形の中で表彰を受けられました。

やはり今ありますように、100年来を迎える中で、健康寿命をいかにして延ばすかが、我々高齢化社会を迎えた山都町の大きな課題という思いでおります。そのためには、いろんなところに出かけていただき、農作業もしていただき、グラウンドゴルフであったり、ゲートボールをしていただく。いろんな老人会の活動、また、いろんな活動に参加できるような高齢化社会をつくる。そのためには、我々行政としてできる分は十分していきながらすべき問題だろうという思いでおります。

50%ということですが、あと数年後には63%になるという、我が山都町の高齢化の予測がある中でございますので、そういう方々、私も含めてございますが、元気で介護保険のお世話ならんでいいような元気な高齢化社会をつくっていききたいという思いでおります。

○議長（藤澤和生君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） どうも御答弁ありがとうございました。時間もなくなりましたけれども、最後に、学校規模適正化についてお伺いしたいと思います。

一般質問では小中一貫校と書いておりますけれども、これは教育学校の形態の中の義務教育学校ということで役場のほうは提案されて推進しておりますけど、小中一貫校の中でありまして、こういうふうに書きましたけれども、これにつきまして、どこから提案があって、どういう。こ

の前、全員協議会で報告されましたけれども、これまでの経緯と今後の流れについて、教育長のほうから、この前は清和に作るというふうな話もありました、それも含めたところで、どういうことを話し合われたのか、今後どのような取組をされるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 本町で検討してまいりました義務教育学校につきまして、経緯をまず御説明をいたします。

平成30年1月31日に出されました、山都町小中学校統合検討委員会の答申の中に、平成32年度に改めて複式学級解消について再検討を行うよう提言が行われました。これを受けまして、教育委員会では、複式学級解消を含め、少子化と校舎の老朽化への対応など、町内全体の学校教育環境の整備の在り方に関わる問題だと捉えまして、協議の場を設けたところであります。

令和元年度から2年度にかけて、今後の山都町における学校規模や配置などについて、山都町学校規模適正化検討委員会の中で8回の協議を行っていただきまして、令和3年3月30日に、教育委員会に山都町の学校規模適正化に関する報告書を提出していただきました。

検討委員の中の皆さんは、各学校の運営委員会の代表の皆さん、民生児童委員の代表の皆さん、保育所、保護者の代表の皆さん、小中学校PTAの代表の皆さん、小中学校校長の代表、それから学識経験者、合計27名の皆さんで協議をいただいたところでございます。

それを受けまして、教育委員会では、適正化に関して検討を重ねてまいりました。新学習指導要領への対応、児童生徒数の今後の予測、指導体制や学校運営の在り方、通学時間、地域との連携、学校施設の整備などについて、教育委員会議で協議を行ってまいりました。また、学校の通学状況や現地視察、適正化に取り組んでこられた先進地視察等なども行って、町部局とも協議を行い、そして、今回、学校規模適正化基本方針を策定したところでございます。

検討の内容につきまして概略を申し上げますと、いろいろなまずは現状取り巻く様子、それから、今後の児童生徒数の推計と課題等につきまして委員の皆さんに御説明をし、そして、今後どんな子供たちを育てたいかというようなグループワークを基に協議をいただいたり、そして、複式学級の実際の様子を御覧いただいたりしてきました。

また、一方では、統合されました御岳小学校の実情について、アンケート等の調査を基に報告を行ったり、あるいは、高森東学園の経験されました先生のお話を聞いたりして、その様子も把握していただいたところでございます。

その中で、一番関心を寄せていただきましたのが、義務教育学校ということでございます。これは同じ敷地で、そして、9年間を見通して教育活動を行い、そして、小中一貫というような形を取るということで、平成27年度に新たにできた法律で改正した学校でございます。現在高森町と産山村にございますので、そちら辺りを検討させていただいているところでございます。

今後というお話でございますけれども、大きな目標としては、可能な限り複式学級を設置しないような学校規模、そして、切磋琢磨できるような集団の規模。2番目には、学校の老朽化等への改善を何しろ急ぐ必要があるということ。そして4点目には、指導過程、指導方法等改善に向けて、自分たちで考えて行動するような子供たちを育てたいということ、そして何より、地域の

教育力を生かした教育活動で魅力ある学校がつくられること、そういったことを目指して今検討を進めているところでございます。

○議長（藤澤和生君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 大体、検討委員会で規模とか今後についてお伺いいたしましたけど、私も高森のそばにおりますので、いろんな話が聞こえてくるわけですよ。いい点、悪い点、いろいろ聞かされました。一人、転出された方がいるんですよ。高森にもですね。保育所から一緒に、小学校も中学校も一緒に、何かしらんばってん、ずーっと一緒だった。転校するという話もありましたけれども、気持ちは分からんでもない。ばってん、できんでちゃ一緒におらなんですよ。一貫校でなくてもずーっと一緒だろうと思うたばってん、それは屁理屈みたいな理屈です。

ばってん、そういうことを言われる人もいますので、教育に当たっては、保護者の意見、子供の意見をやっぱり十分聞かれながら、間違いなかったというようなね。私、清和に初めて来たとしても、そぎゃん一緒に嫌なら蘇陽から清和に行ったっちゃいいという話もあるわけです。車さえ準備してもらえれば。蘇陽から矢部に行ったっちゃいいんだけん、小学生までは蘇陽ばってん、中学生から矢部に行くって言ってもいいんじゃないかなと思うわけです。そういう話も聞きながら進めてもらいたいと思います。

あと、建設される学校がたくさんありますよね。小・中学校、蘇陽、清和、矢部、たくさんありますので、ここら辺の取壊しとか、造る場合の補助とか、取り壊す場合の起債事業とか、そういうのはあるのか、ちょっとそこだけお聞きしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 教育長、井手文雄君。

○教育長（井手文雄君） 学校建築に関しますいろいろな補助金等はしっかり検討しまして、補助あるいは起債など、まだまだ未定のところもございますけども、ただいま、検討して、有効で、そして有意義な学校建築になるように準備を進めているところでございます。

○議長（藤澤和生君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） どうも御答弁ありがとうございました。

ぜひこの件につきましてはパブリック・コメントでも結構ですので、ぜひ町民の意見も聞けるような、そういう対策を練っていただければというふうに思っています。

今日は1時間。30分ぐらいで終わると思いましたがけれども、答弁が長ございましたので。ちょうど時間になりましたので、これでやめさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤澤和生君） これをもって、11番、後藤壽廣君の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時08分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） おはようございます。8番、藤川でございます。昨年12月の国連総会では、北京オリンピック期間開幕7日前の1月28日から、パラリンピック閉幕の7日後の3月20日までを休戦期間とする決議がなされておりましたが、ロシアはオリンピック閉幕後、2月24日、ウクライナへの侵攻を断行しました。平和の祭典であるはずのパラリンピックが、戦時下の祭典となりました。パラリンピックに出場予定のウクライナの選手が爆撃に遭い、亡くなるなど、子供を含む多くの民間人が犠牲になっていることに心が痛みます。

山都町議会でも、本定例会初日に、ロシアによるウクライナ侵攻に対し強く抗議する決議を全会一致で可決したところでございますが、全国でも、その後、相次いで決議案が上程され議決されています。一日も早いロシアによる攻撃の即時停止とウクライナからの完全撤退を望むところでございます。

さて、今日3月8日は、国際女性の日、国際女性デーでございます。女性にちなみまして、女性に関する質問も二つほど通告をさせていただきました。今日1日が女性に関し考える1日となれば幸いです。

それでは、発言台より質問を続けます。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） まず1番、子宮頸がんワクチン接種についてお尋ねをいたします。

国は平成25年4月に、小学6年生から高校1年生の女子を対象に、原則無料で子宮頸がんワクチンの定期接種をスタートさせましたが、僅か2か月余りで、接種後に全身の痛みなど多様な症状が報告されたことで、6月から積極的な取組を中止いたしました。

積極的勧奨を控えたことによりまして、ワクチン接種率の減少で、本来ならば防げるはずの子宮がんリスクが大きく上昇してしまうことから、学会や医師会、自治体などが積極的に勧奨するといった動きが再び動き出しまして、ワクチンの副反応に関する研究調査も進められ、安全性やがんの予防効果のデータも出たことから、今年4月に積極的勧奨を再開することとなりました。

積極的な勧奨を中止している間に接種機会を逃した平成9年から平成17年度生まれ、年齢にしまして17歳から25歳までの女性に対して、今後3年間は無料で接種できる救済措置が設けられました。

そこで、お尋ねをいたします。平成9年から17年度生まれの山都町の対象者についてお伺いをいたします。接種者と未接種者数が分かれば、お願いをしたいと思います。

また、ワクチンは3回打つ必要があるそうでございますが、この中止の期間、1回打ってやめたり、2回打ってやめたりしている方もいるそうです。1回打って中断している人は、1回目から打ち直すのではなく、2回目、3回目を無料で接種でき、また、2回目で中断している人も3回目を公費で接種できるとのことですけれども、そういった該当者への細やかな周知も必要と思われまます。救済措置について該当者への周知方法など、対応策についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） それでは、質問にお答えいたします。藤川議員のおっしゃったことと重なる部分がございますと思いますが、お答えしてまいりたいと思います。

子宮頸がんとは、子宮の入り口である子宮頸部に発生するがんです。がんの中では比較的若い世代に発症しやすく、30歳代後半が発症年齢のピークです。子宮頸がんの多くは、ヒトパピローマウイルス、HPVの感染が原因とされています。予防としては、子宮頸がんワクチンの接種が有効です。

重なりますけれども、国は、子宮頸がんワクチンを平成25年4月1日から12歳から16歳の女子を対象に定期の予防接種として開始されましたが、接種後にワクチンとの因果関係を特定できない持続的な激しい疼痛や運動障害が特異的に見られたことから、開始して2か月で国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとの厚生労働省通知を发出しました。それを踏まえ積極的に勧奨することを控えることとなりました。

山都町においては、国に先立ち、平成22年度から子宮頸がんワクチンにHPV感染による子宮頸がんや性行為感染症、肛門がんなどの発症予防につながる効果が大きいことから、山都町独自で、任意予防接種として、町内の医療機関において自己負担なく無料で受けられるよう、平成6年度生まれの方から順次接種を開始しておりました。積極的勧奨が中止となる平成25年6月までの間に338名の方が接種を完了されており、その方たちに強い副反応や健康被害はありませんでした。

山都町でも平成25年6月以降、積極的な勧奨を控えたため、その後に接種機会を逃された方225名を対象に、令和4年度から3年間に接種を行います。これを国はキャッチアップ接種と言っています。また、併せて定期接種の対象である中学1年生から高校1年生相当の女子181名にも接種を行っていく予定です。4月以降に対象となる方には、個別通知をもって積極的な勧奨と周知を行います。

まだまだ新型コロナウイルスワクチン接種も続きますから、新型コロナワクチン接種とは2週間以上の間隔を空けることが必要になります。また、接種前後の気分不良等も起こることが心配されますので、保護者の同伴にて接種くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） この期間、受けられなかった方が225名、それから、その後が181名の方が該当になられるということで、今後、積極的に町のほうから通知をされるということですが、では、次に2番に移ります。

積極的勧奨が中止され、副反応を恐れて、無料で受けられる小学6年生から高校1年生の間で受けなかった人で、その後、無料期間を過ぎた後、お金を払って受けた人がいるのではないかと思います。ほかの自治体では償還払いで助成する自治体もあるようです。自主接種は5万円から10万円かかるそうですので、該当者がいた場合の助成はどうお考えでしょうか。

また、公費助成の時期が過ぎてからも、26歳までは接種が進められているようですが、26歳を過ぎてしまっても、45歳までの年齢層ではワクチンの有効性が証明されているとのことですが、

今後、公費助成の時期を過ぎた方の接種に対する補助についても、一部補助でもあると助かると思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） お答えいたします。先ほど答弁しましたとおり、積極的な勧奨は控えましたが、子宮頸がん定期予防接種自体は継続して実施しておりましたので、ワクチン接種のメリットやデメリットを十分理解した上で、接種を希望される方は役場で予診票をもらい、町内や県内の医療機関で無料で受けることができていました。また、山都町では国に先立ち接種を開始しておりましたので、自主接種をしたという対象者は確認できていません。

しかしながら、お尋ねの事例等については、状況を確認しながら検討してまいりたいと思います。

また、山都町においては、平成9年から平成17年度生まれの接種機会を逃した方のキャッチアップ接種と定期予防接種の対象者の方に、接種を今後継続していく予定です。

子宮頸がんワクチン接種はおっしゃったとおり合計3回の接種が必要で、費用は約5万円ほどかかります。町では受けられた接種回数に応じて費用負担します。キャッチアップ接種や定期接種の機会を利用して、自己負担なく接種できる機会を有効に利用していただきたいと思います。

また、併せて、山都町では20歳以上の女性を対象に、子宮頸がん検診もワンコインの500円の自己負担で受けられるように行っておりますので、積極的に受診していただき、ワクチンと検診の両方で、感染予防や病気の発症予防に努められることをお勧めいたします。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 今後検討していただくということで理解をいたしました。これまで接種したことにより副反応に苦しんでいる方もたくさんいらっしゃいますし、そういった方々は、今回のこの積極的勧奨にも難色を示しておられます。国では、接種後に生じた症状に苦しんでいる方々に寄り添った支援策も論議されてこられました。副反応が出た方には補償があるというお話も聞いております。副反応ゼロが一番望ましいところですが、完全なゼロとは言い難いと思います。山都町も実際として進める立場でございますので、接種に当たっては、そういった副反応についてもしっかりと説明をしていただきたいと思います。

では、この質問を終わります。

では続きまして、2番の景観条例整備についてお尋ねをいたします。

山都町景観計画が平成20年4月に策定され、10年後の平成31年3月には、社会情勢が変化してきたこと、それから再生可能エネルギー施設の普及など、景観環境や町の実情に対応するために、景観計画の改訂がなされてきました。

この改訂の計画書の20ページを見ますと、熊本県景観条例に規制されている大規模行為と特定施設に係る行為の届出事項は、この景観計画が告示された平成20年4月1日より山都町が熊本県より引き継いでいますと記載してあります。

このことは単純に考えると、平成20年までは、大規模行為と特定施設に係る行為の届出は県が

受け付けしていたという意味なのかなとも捉えられますが、この熊本県から町が引き継いだことについての詳細の説明をお伺いいたします。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。山都町景観計画は平成20年4月に策定しておりますが、当時山都町は、通潤橋周辺と白糸台地の全域を対象として、文化庁が行う重要な文化的景観の選定を目指しておりました。

選定の申出に当たっては、市町村が定める景観法に規定する景観計画区域にある文化的景観であって、保存の計画の策定、条例による保護措置などの必要な規制を定めることなどが基準となっております。

このことから、山都町は景観行政を推進するため、平成20年3月に山都町景観づくり条例を制定しまして、熊本県と協議を行い、景観法に基づく景観行政団体となり、平成20年4月に山都町景観計画を定めました。景観行政団体は、景観行政区域内における景観法に基づいた規定の事務処理を行うこととなります。このことにより、これまで熊本県が行ってきた届出行為の手続を町が行うことになったものです。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 分かりました。

では2番目の特定施設届出地区については、国道の沿道で両端の道端から20メートル以内の区域とされておりますが、裏を返せば、20メートル以上離れていれば届出の必要がないと理解してよろしいでしょうか。

良好な景観づくりを図る必要が認められる国道の沿道の区域となれば、20メートル以上離れていても平たんであれば施設は見え見えなんですけど、景観を損なうこともあり得ると思います。極端に言えば、21メートル離れていれば届けなくてもいいということになりますので、20メートル以上離れていれば届出の必要がないと理解してよろしいのかお尋ねをいたします。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。まず、特定施設届出地区につきましては、目的としまして、町内において建築物、工作物等が集積し、または集積するおそれのある区域のうち良好な景観づくりを図る必要があると認められる地区と定められているところです。

議員おっしゃいますように、20メートル以上離れていれば、この区分による届出の必要はございません。ただし、建築物、工作物等において、行為の規模などの要件により大規模行為などの届出が必要となる場合はございます。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 大規模行為では届出が必要ということですので、では、大規模行為の届出はどうかということでお尋ねをいたします。大規模行為の届出を町にすることとなりますが、今、山都町では、いろいろメガソーラーなり、たくさんの大規模行為事業は今後予想されますけれども、その計画の大規模行為の届出というのは、どの時点で町に届けを出すのかということをお尋ねしたいと思います。

例えば、今は環境アセスを踏まえなければならないということになっておりますので、そういう環境アセスが終わった時点で届けをするのか、届出のタイミングというか、そこをお尋ねしたいと思います。

また併せて、その届出をした後、その届出に対して町はどのように対応されるのかも、併せてお尋ねをいたします。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。届出は工事着手の30日前までに行うこととなります。景観法の第18条の規定によりまして、届出受理後30日を経過した後でなければ着手ができないことになっております。その後におきましては、届け内容が景観法に基づく行為について基準に適合しているかを確認いたします。基準に適合していないと認められる場合は、必要な指導または助言を行うことができるとなっております。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 工事に着手する30日前までに届け出るということですね。届出が出たら、それが基準に適合しているかどうかを確認するのが町の対応策ということですね。基準に該当しているかどうかというのは、その前に、例えば、大規模行為ですので、農地法だったり、森林法、河川法、それから自然公園法、また、農振整備に関する法律、それから文化財保護法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、それから熊本県で言いますところの県立自然公園条例など、たくさんの根拠法令がありますが、そういうのをクリアしてから届出をされるようでありますので、それでもなお町では、それ以外にどんなこの基準をクリアしているかという確認というのは、どのようにされるのですか。具体的に。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。大規模行為につきまして、町がこの届出を審査するにあたっては、景観形成基準というのが定められておりますので、その基準に従って審査することになります。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） じゃあ、あらゆる法律をほかのところで踏んでこられるので、景観に関しての基準が適合かどうかだけを審査するということですね。

これまで、今も太陽光が下名連石地区のほうに計画されておまして、もう届出が出たのかなというふうに思いましたものですから、この質問をしたところでございます。

今後、メガソーラを含め、いろいろな大規模な事業が予想されますけれども、やっぱり一番懸念しますところの災害ですね、そういった防災や環境保護、そして、景観維持などの観点から、町独自の規制を盛り込んだ条例の整備が必要と思いますが、町の見解はいかがでございましょうか。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。昨年6月、第2回定例会におきまして、同様の御質問をいただきました。その際、メガソーラを含め、大規模開発が今後も予想される中、

住民の皆様の暮らしを守る環境づくりに対する町の規制の重要性について、また、自然エネルギー活用の推進も必要ですけれども、環境や人々の暮らしを守るという視点が不可欠だという御指摘をいただいたと記憶しております。

その際、太陽光発電設備の規制に関する条例につきましては、一般社団法人地方自治研究機構の調べですが、令和3年4月1日現在、149団体が制定していることを御報告させていただいたところですが、令和3年12月14日現在においては177団体まで増加しております。太陽光発電設備等の適正な設置と自然環境の調和を図るために、その設置等を規制することを目的とした条例の動きは、ますます活発になってきております。

御指摘いただいたところを踏まえまして、引き続き条例化に向けて勉強を重ねてきたところです。制定済の各団体の条例を見てみますと、論点となります規制の対象地域や対象施設、規制の手続、また、住民との調整、実効性の確保、それから適正管理の手法など、各団体におきまして様々なものとなっております。

同種の条例を昨年9月に策定したある団体の条例は、豊かで貴重な自然環境や快適な生活環境、その他の景観資源や住民の暮らしを支える生活基盤を保全することと、急速に普及が進む太陽光発電事業との調和を図ることを目的として、冒頭部分に、太陽光発電設備の設置とその利用にあたっては、住民の意向を尊重するとともに、地域の自然環境等の保全と調和し、また、当該設備の持続的な利用が図られるよう、十分に配慮されなければならないとした基本理念が定められております。

その上で、基本理念にのっとり条例を運用しなければならない旨の町の責務を定め、事業者に対しては、事業の実施にあたっては、災害の防止対策や自然環境等の保全との調和に十分配慮することはもちろん、当該地域の住民の意見を聞き、その意見を尊重すること、さらに、太陽光発電事業の活用による地域の活性化に対する取組について、町に提案するようにとの責務を課しております。

さらに、土地所有者に対しては、基本理念を損なうおそれのある事業者に対しては土地を使用させないようにとの責務を課し、事業が終了した後は、事業者とともに自然環境を原状回復するようにとの努力義務を課しております。

ほかにも、規制の対象地域や対象施設、規制の手法、また、住民との調整、実効性の確保、それから、適正管理の手法などの論点についても、大変参考となる条例となっております。

太陽光発電設備の規制に関する条例を制定するに当たりましては、事業者に対して義務を課し、権利を制限する内容になりますし、規制の手法については、抑制区域を設定するのか、届出制、協議制、あるいは許可制にするのかなど、多様な手法を検討することになりますが、特に許可制にするとすれば、十分かつ慎重に判断する必要がありますので、学識者の御意見等も参考にしながら、早急に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 以前の質問の際も、条例の整備については検討してまいりますという

お返事をいただいたと記憶しておりますが、いまだ整備がなされていないというふうに理解をしていいんじゃないかなと思います。なかなか、今課長がおっしゃったように、事業者側、それから自治体側とのいろんなことで、なかなか踏み込んだ条例が難しゅうございます。本当にこれには長い期間の検討期間が必要かと思いますが、それにしても、前回お尋ねしてから随分期間も過ぎましたので、積極的にチームを作るなりして検討の期間を設けてほしいと思います。

前々から私のほうが質問しておりましたJRE山都高森太陽光発電所の件も、地域の方がこの事業された行為によっていろいろ被害を受けられましたけれども、そういうのが片付いてないのが現状でございます。町としては、これは民々のことで、地域と太陽光の会社で直接話し合ってくださいと言われたこともございました。なので、これは町に頼っておられないなということも痛感をいたしました。つい先日、高森にも造られておりますので、高森町の住民と山都町の住民とで、このコロナ禍でございますので、直接、同じ会場に集合してお話しをするということではできませんでしたが、リモートで、JREが住民との説明会というか、それに快く応じていただいて、その場を設けた経緯がございます。

その際、高森のほうでは、山都側から送電線を引いて、高森町のほうで変電所を造ってということでございますので、一つは変電所での電波障害とか、そういうのはどうなるかとかの質問をされました。山都町のほうでは、ちょうど一番上流でございますので、そこで最初は皆さんも、ほかの議員の皆さんで現場に赴いたときに、事業者の説明では、短い草を何で全部剥ぎ取ったんですか、刈り取ればいいんじゃないですかって言ったら、全部を何で剥ぎ取ったかという、成長しない草、短い草と言われましたが、短草を植えますということで、そういう説明でございましたので、リモートでの会議のときにそのようなことを申しましたら、途中から除草剤をふるとおっしゃいましたので、いえいえ、それはやめてくださいと。一番の上流ですから、そ伏流水でどんどん行って、それがいわゆる飲料水なんかに影響していきますので、薬剤散布はやめてほしいんですがというお願いをいたしました。

今度できる下名連石地区のほうを見てみますと、事業者の説明では、薬剤散布はしない、全部人力で草刈りをするというふうにお答えをされております。同じ山都町内で、こちらの事業者はこうされますよって、でしたら努力すればできるんじゃないですか、なるだけ薬剤を散布しないで人力で草刈りをするようにお願いしますといったことを会社と話し合いをしてきました。ですので、こうやって住民の負担にならないように、やっぱり条例できちっとこう定めていただくと大変助かるんですが。

景観計画の中では、大規模行為に関して言いますと、24ページに記載してありますが、道路から見えにくくすることや敷地内の緑化、それから遠景への配慮等を求めると記載してあります。大規模行為でなくても、道路から見えにくくすることや、敷地内の緑化等の配慮は必要だと思います。特に、緑豊かな山都町を売りにしている我が町でございますので、条例の整備も急いでほしいと思います。

先ほど課長がおっしゃったように、いろんな事業者側と自治体側のことがございますが、私も調べてみました。山都町景観づくり条例第8条では、いわゆる財産権の尊重ということで、景観

の保全との調整に相当な注意を払わなければならないとあります。そして、事業者の責務としては、第6条で景観づくりの施策に協力し、周囲の景観に十分に配慮しなければならないと、事業者側にもそういう責任を課せられております。これを両方をどちらも尊重していくというのはなかなか歩み寄りが難しいと思いますが、ぜひとも、この条例は急いでいただかないと、住民の中には、規制が緩い過疎地域がこういうふうな大規模行為というか、事業者に狙われやすいと、事業地に狙われやすいということも言われておりますので、そういった面からも、急いで整備をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをしておきます。

では続きまして、3番目のSDG sの取組についてお尋ねをいたします。SDG s未来都市及び自治体SDG sモデル事業に選定をされました。4月からは、機構改革で新たな部署の設置も予定をされております。新年度予算のSDG s推進事業費では、各課での取組が、しかも半分以上が委託となっております。常々、委託の在り方について議会でも取り上げられてきましたが、今後の取組の方向性をお尋ねをいたします。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。まず、本町のSDG s未来都市計画は、有機農業で持続可能なまちづくりを目指すものとして選定されているところでございますけども、SDG sは御存じのように持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標となっておりまして、貧困、飢餓をはじめとして、環境保護のためのエネルギーのクリーン化、働きやすい社会づくり、将来世代が住み続けられるような町の整備の取組など、課題は多岐にわたっているところではございます。

特にこれからは脱炭素など地球温暖化対策、エネルギー対策の取組は加速していくものと思われれます。また、国においても、地方創生SDG sを推進しているところで、これらに取り組むため、庁内各部署のSDG sの取組の総合的な調整や、山都町SDG s未来都市計画に基づく事業の推進、町民事業者の皆様へのSDG sの普及活動など効果的に推進していくために、体制整備が必要であると感じております。町民の皆様にも参加していただきながら、2030年の山都町のありたい姿を明確にし、一人一人ができること、目標などを見える化しながら、ありたい姿の実現に取り組んでいきたいと考えております。

SDG s推進のためには、行政内部だけではなく、町民の皆様、事業者の皆様、また、関係団体など様々な方との連携も大変重要になっておりますので、体制の強化を図り、取り組んでまいるのでございます。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 事業の様々な取組というか方向性については、かねがねからそのように申されておりましたので理解しておりましたけれども、今回の事業費ベースで見ますと、各課に分散されておりますね。今まで取り組んでいた事業がそのまま入っていたり、たしか五つぐらいの課に予算が配分されておりました。それぞれの課で、SDG sに対して、その事業に対してするということなんですけど、今度新たに、山の都課でしたかね、SDG sの対策室みたいなのをされるみたいなんですけど、そこの課は一体何をするのか。予算ベースでは各課に配分してござい

すので、各課は各課でその取組をしますが、農林振興課は農林振興課の取組というふうには、企画は企画の取組としますが、今度、山の都対策推進室ですか、それを置かれるんですが、単なる各課の調整役なのか、どういった方向で……。この新しい部署の役割といいますか、機能についてお伺いします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。新しい部署につきましては、今ございましたとおり各課の事業がございますので、SDG s の推進計画に基づく事業が適正になされているかの、いわゆるコントロールタワー的な役割かなというふうに思いますし、また、その室、係ごとの自主的な事業もございますので、併せましてSDG s 全体を管理する部署ということで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 4月からの新たな部署ということで、今からが本当のSDG s 事業のスタートだと思いますので、調整役も兼ねて、この担当部署でやられるということですが、本当に今、企画政策課長が申されました目的に沿って、山都町の未来都市として宣言されたことを生きた事業として進めていただきたいと思います。

では、次の4番に入ります。道路交通法改正について、お尋ねをいたします。

いろいろ本年4月から、先ほどからも申しましたように、たくさんの新たな法律が改正されて運用されることになりました。道路交通法改正もそうなんですが、1事業所当たり業務に使用している自動車の保有台数により、安全運転管理者の選任が今まで義務化をされておりました。役場もその一つの事業所に当たりますけれども、4月からは、この道路交通法改正によりまして、安全運転管理者に飲酒に関する義務が追加をされたところでございます。運転者の運転前後の酒気帯びの確認と記録、それからまた、10月以降におきましては、その目視に加えまして、アルコール検知器を使用して、酒気帯び有無の確認が義務化されてまいります。10月まではその準備期間ということで、10月から本格的にアルコール検知器を使つての確認が義務化をされてまいります。この改正についての準備はいかがでございましょうか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、お答えいたします。議員から御指摘がございましたとおり、まず4月1日施行分でございますが、目視による記録簿を備え付けると。1年間でございます。早速4月から係ごとに記録簿を配備する予定でございますが、事前に試行するということが担当者も申しておりますので、その内容の最終確認を行いたいというふうに思っております。

それから、10月1日施行分につきましては、アルコール検知器の常備ということでございます。現在、安全運転管理者協議会、あるいは交通安全協会等とも情報収集を行いながら機種を選定を行い、アルコール検知器を整備する予定でございますが、今のところ課ごとに配備する予定でございます。

それから、そのほかでございますが、昨年12月には、職員に法改正の周知をするとともに、実際の運転におきまして、出勤後に酒気帯び等が確認されるというのは本来の姿ではございません

ので、職員の自己管理の徹底を念頭に、検知器の自主購入を啓発したところでございます。二つの機種を紹介しまして、68台の購入希望がございました。

今後も、法律改正の趣旨にのっとりまして、引き続き検知器の自主購入も進めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 既に昨年からそういう取組を職員のほうに周知をしてあるということで、周知については安心をしたところでございます。特に3月は課長さんを含め、退職者が多いでございます。ですので、4月1日は大幅な人事異動が予想されますけれども、果たして各課のこの確認ができるのかということ、そうではないんじゃないかと思えます。例えば、1週間ぐらいは前の課、後の課を行ったり来たりとかですね。そんな中で、本当にこの確認ができるのかをとっても心配しております。その点はいかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 議員が御指摘のとおり、人事異動というのがございます。もちろん懸念される材料というのは御指摘のとおりだと思います。この点検につきましては係ごとに行うということでございますので、新たな所属課のほうで行うことになります。

異動等につきましても、例年に比べますと課長等の異動も大幅でございますので、なるべく早く職員には周知しながら、4月1日からの体制づくりに努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 4月1日からの対応にしっかり努力をされるということですが、一つ心配しましたのが、例えば出先機関ですね。例えばクリーンセンターとか、そよう病院はそよう病院で別に運転管理者がいてそういうふうにされると思いますが、現場に直接行って、行った先で現場から直接我が家に帰るといったこともあると思えます。例えば、病院にしますと、病院の先生を例えば熊大なんかを迎えに行く運転手さんは、いつの時点で誰が確認をするのかといったこともございますが、仮にそよう病院としてはどのような対応を考えていらっしゃいますか。

○議長（藤澤和生君） そよう病院事務長、藤嶋厚美君。

○そよう病院事務長（藤嶋厚美君） お答えいたします。そよう病院のほうでは、常時24時間、夜間に関しましては警備員の方がいらっしゃいますので、目視のほうは警備員の方とともにお願いするようにしております。また、訪問看護、事務所、医事課と、各課に担当を決めて、目視をするように準備をしております。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 準備をされているということですがしっかりと、これは4月1日からでございますので、4月1日の朝一番から、病院の先生、ドクターを迎えに行かれる前はチェックをしなくちゃいけないんですが、それを誰がするかということですよ。運転管理者、例えばさっきの総務課長の話では係ごととおっしゃいましたが、例えば病院は係が、医事課か何か知らんけども、そこでされるのか。運転手さんは病院では課長のほうがされるのですか。誰がこの運

転士さんをされるのかなとか。

○議長（藤澤和生君） そよう病院事務長、藤嶋厚美君。

○そよう病院事務長（藤嶋厚美君） 病院のほうでは、先ほど申しましたように、朝は5時に熊大のほうに送迎に行ったり、夕方は21時頃に帰って来たりしますので、警備員さんのほうにお願いして、目視をするように、また、機械の購入も行っておりますので、4月1日から滞りなくできるように手配はしております。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 警備員さんの仕事は契約では警備の仕事だと思いますが、そういった職員の管理まで警備員に課せていいのかなというふうにも思います。そういうことも含めてしっかりとびしっと……。もう何日もありません。4月1日からでございますので、そこらも含めて、警備員にその任務をさせるのであれば、それはまた任務が多くなりますので、また契約料も多くなるんじゃないかなとかいろいろ考えますので、とにかく4月1日から間に合うようにしっかりと協議をしていただきたいと思います。

では、この道路法改正については以上で終わります。

最後の質問でございます。不妊治療についてお伺いいたします。本年4月から、またこれも改正によりまして保険適用ができます。不妊治療に対して希望が見えてまいりました。町にはこれまで保険適用はございませんでしたので、町ではこの不妊治療費の助成事業を行ってまいりましたが、保険適用になったということで、この助成事業等の絡みがどうなのかなというふうに思いますが、今後どのように対処されるのかお尋ねをいたします。

○議長（藤澤和生君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） それではお答えいたします。

不妊治療については、タイミング指導や人工授精などを行う一般不妊治療と、体外受精や顕微授精などを行う特定不妊治療、さらに、先進的な治療である先進医療等があります。山都町では不妊に悩む方に対して、不妊治療の経済的な負担軽減を図るために、一般不妊治療及び特定不妊治療の範囲において、治療に要する費用の一部を助成しております。

おっしゃったとおり、令和4年2月9日の厚生労働省中央社会保険医療協議会において、一般不妊治療と特定不妊治療について、4月から新たに保険適用することが決定いたしました。新たに保険適用となる範囲や対象年齢、回数制限、医療機関等の施設等の基準は、現行の治療費の助成と変更はないようですが、山都町では、熊本県の特定不妊治療費助成事業や少子化対策総合交付金事業と連動して二つの不妊治療費の助成を行っており、熊本県の助成内容が具体的に確定していないため、情報を収集しながら今後対応してまいります。

町政スローガンの令和4年度の重点事項である子育て環境の充実の実現に向けて、子供を産み育てたいとの希望を持っておられる方たちに対して、不妊治療に要する費用の一部を助成することで経済的な負担軽減を図り、可能な限り妊娠、出産、子育ての夢をかなえることができるよう、町として支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） まだ整備のほうに間に合っていないようですが、となりますと、4月1日からは保険適用になります。4月1日すぐに不妊治療をされた方は保険適用になりました、そして、不妊治療を望みますということで町の規約に基づいての申請がありましたら、それはそれで交付するということになりますよね。まだ、今それが生きておりますので。この規約とといいますか、これは規約じゃなくて……。条例じゃなかったですね。これを見ますと、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するために町が一部助成をします。それは夫婦1組、5万円を上限ですよということですね。また、2人目についても、不妊治療に取り組めば、5万円を上限にということがあります。なので、まだこの規約とといいますか、これは何ですかね、それが変更にならない限りは両方、こちらでも保険提供を受けながら、こちらの助成も受けられるということですよ。もしそうであれば、受ける人については願ったりかなったりでございますので、これまでも精神的、それから身体的、ましてや経済的なことで悩まれて、ついには、どちらかという、経済的に大変なので不妊治療を諦めたという方をたくさんお聞きをします。

なので、町の助成事業も続けていただくと助かりますけれども、今のところまだ整備はされていませんが、今の段階で結構でございますので、どのように考えておられるのかをお尋ねいたします、町として。

○議長（藤澤和生君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） お答えいたします。保険適用になりましたので、負担が3割になると思います。その一部負担の3割の部分について、特定不妊治療でありますなら、県のほうで多分助成があるんじゃないかなと思っています。県のほうの助成の残りについて、また、町で一部負担の部分を助成していくという形を考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 県のほうとの絡みもありますので、今後そういう3割以外の部分に関して一部補助を考えていきたいということですが、これは待たなしで皆さんが治療されるわけですので、ここまでは前の人の5万円受けられましたよ、その後は変わったので、要綱ですかね、変わったので、この金額が下がりましたということになりはしないかという心配もございまして、なるべく早い段階でこの治療が受けられるように、よろしく願いをしておきたいと思えます。

保険適用と不妊治療の助成事業ということで、このことについては、広報等でしっかりと周知をしていただきたいと思います。

以上で、私の全部の質問をこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（藤澤和生君） これをもって、8番、藤川多美君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時05分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） こんにちは。4番、西田由未子です。どうぞ、一般質問、よろしくお願ひします。

午前中の御挨拶でもありましたように、2月24日に、ロシアによるウクライナ侵攻が始まったことについて、本当に心から怒りを覚えます。今日で13日が過ぎてしまっていますが、日本各地の議会で抗議の決議がなされたり、意見書が送られたりしています。山都町議会でも、決議書、ロシアによるウクライナ侵攻に強く抗議する決議を全会一致で可決されました。8番議員も言われたとおり、本当に民間人まで多数犠牲となり、150万人とも言われる避難民の方も出てきています。一刻も早く停戦が実現し、平穏な日常が戻りますように、できることは何だろうと日々考えます。ただ、ウクライナに平和を取り戻すためにと武器を支援する国があるのは、それは違うと思います。報復の連鎖では命を守ることはできません。

山都町議会では、2006年に非核山都町宣言を採択しました。そして、日本は唯一の戦争被爆国です。核の使用をちらつかせ、原発にまで攻撃をしているプーチン大統領に対し、岸田首相は毅然たる態度で、それは絶対に駄目だと言いつけてほしい、非核3原則も絶対に守ると言いつけてほしいと心から願ひします。憲法を守ると宣誓をして議員になった者の私を含めての責任だと思っています。菅原文太さんの言葉を私はよく引用しますが、政治の役割は、戦争をしないこと、国民を飢えさせないことだと言われました。いま一度この言葉を深く胸に刻み込まねばならないと思っています。

それでは、通告に従ひ、発言台から質問をさせていただきます。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 1番のSDGs未来都市指定を受けた今後の山都町のまちづくりについてという点は、午前中の質問にも重なりますので、重なる部分は割愛しながらいきたく思っております。

山都町がSDGs未来都市に選ばれたということは、町民の皆さんもそうらしいなと受け止めておられると思いますが、同時に横文字だけん分かりにくかもんもなど、何だろうかということもよく言われます。SDGs未来都市に選ばれたということは、私自身もよいことだと思ひますし、ぜひ推進していつてもらいたいと思ひます。そして、これが3年間の指定期間中だけの取組に終わるのではなく、これからの山都町のまちづくりのために大事にされる物差しとなつていつてほしいと思ひます。

そういう意味で、先ほど御答弁の中で、町民の皆さんにも参加してもらつて、ありたい姿の実現も模索していきたくいとか、そういうふうなことも表していきたくいとおっしゃつておりましたので、やはり町民の皆さんと一体となつて、このSDGsのまちづくりを推進していくために

は、何を大事にしていくのかということ……。先ほども、有機農業を核に、持続可能なまちづくりという言葉では言われましたけれども、有機農業のことだけではないと思いますし、何を大事にしていくのかということ、誰にでも分かりやすい短い言葉のスローガンみたいなものを町として思っていच्छやるのであれば、御説明お願いしたいと思います。町長からでも、企画政策課長からでも、どちらでもお願いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。先ほども申し上げましたけれども、SDGsは、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標ということで、貧困問題をはじめ、環境保護のためのエネルギーのクリーン化、働きやすい社会づくり、将来世代が住み続けられるような町の整備などの取り組むべき課題ということになっております。環境、経済、社会の3側面を調和させることが不可欠で、短い言葉ではなかなか難しいところですが、短い言葉で言った場合、住み続けられるまちづくりであると考えます。

本町では、山都町総合計画を町の最上位計画として、「輝く！！みんなでつくる「山の都」のものがたり」を目指し、持続可能なまちづくりを進めております。その基本目標にあります人づくり、魅力ある産業づくり、環境づくり、地域づくりを大切にしながら、町の特色である有機農業という強みを生かしながら、農業の振興、山都町ならではの価値観の創出や多様な主体、交流人口が参画する仕組みづくりなどにより、人口減少、地域経済の縮小を克服しながら、持続可能なまちづくりを目指していきたいと考えております。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 住み続けられるまちづくりということで、分かりやすいと思います。それが物差しになるような具体的な一つ一つの施策を考えていく必要があるんじゃないかなと思いますし、有機農業を核にするというのはすごく大事なことだと思うし、ぜひ進めていっていただきたいものではあるんですけども、同時に、100%有機農業にするということは、それが理想ではありますが、現状としては山都町の中にも慣行農業をされている方も多くいच्छるし、そのことを否定するものではないと思うんですよね。でも、やはりできるだけ農薬を減らすとか、生み出す大地も働く人たちの健康も守っていけるようにする。いろんな農業の在り方が、できるだけ安全なものになるように共存していけるということも、頭に入れておかないといけないんじゃないかなと最近思います。

有機農業を進めるときに、具体的なことと言えば、家庭から出した生ごみや動物のふん等、イノシシの糞とかですね、イノシシや鹿の埋めてしまっているものもどうにか有効利用できないかということも模索されていますけど、そういう肥料をつくる時の仕組みとか、ごみを減らすためのリサイクル率を高める取組とか、先ほど言ったイノシシや鹿の獣害の問題は、やはり山を守るということとつなげて取り組むような視点を持つとか、ずっとされてきていることではありますけれども、山都町の豊かな自然の恵みをそうやって最大限に生かして、町の中で出したものを有効利用して循環させる仕組みをつくるということも求められていると思います。そのときにやっぱり、それは誰かにしてもらおうことではなくて、私も含めた町民の皆さん一人一人も、今まで

の自分の暮らしを振り返るといことも大事になると思うんです。

この豊かな自然を守るために、できることを考えて実行していくという一人一人の行動が求められていると思います。できるだけごみを出さない暮らし、物を大事にする暮らし、豊かな自然を有効活用する暮らし、そういうことをいろいろ工夫して楽しみながら実行していけるといいなと思います。

私なりの、そういうことをまとめたときに分かりやすい短い言葉と言ったら、今言いましたように、循環型の、持続可能というのは一緒ですよ、持続可能なまちづくり、そのときにやっぱり誰一人取り残さない、人権を大事にしたまちづくりというのが基盤にないといけないと思います。こういうことを物差しにして、これからのまちづくりも私なりに提案していけたらというふうに思っていますので、すいません、町長からいいですか。何かあればお聞きしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） SDG s、有機農業を核にしたと。これは私が4年前に、公約といいますか、皆さんとお約束した部分でございますので、SDG sの取組は有機農業が全てではありません。先ほど、8番の藤川議員からありました、いろんな各課にわたった事業があるというふうなことですが、SDG sの理念からすれば、全ての課にわたった中での仕事をするのがSDG sだという思いしております。

今回、企画政策課から山の都創造課にSDG sの担当を移したわけでございますが、それは課の編成の部分でありまして、今までと変わらないような形。やはり全ての方々が、町民の方々が、また、私たちの行政の中でも全ての課で取り組むべきだという思いの中で、今後もまた進めていきたいという思いしております。

そして、これは我々行政がするばかりではなくて、全ての町民の方々に一人一人ができる部分、先ほどごみの減量化もありましたが、先般の課長会の中でも、電気代を1割、5%減らそう、油代が今高くなっておりますので、ガソリンの消費量を5%、10%、一人一人が目標を持って小さな取組をするのが、今後の持続可能な社会をつくるSDG sの一番の根本じゃないかなという思いしております。

これを町民の皆さん一人一人に分かりやすく、今年度はまだ来年度はまだ目標数値は出しておりませんが、次の年からは一人一人の町民の皆さんに数値的にお願いするような形の中で取り組んでいければなという思いしております。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 今の町長のお答えは大変心強く思って聞きました。本当言われるとおり、各課にいろいろ予算的なものは振り分けられていますが、先ほどの総務課長のお答えにもありましたように、それが全ての課にわたるといことも大事ですし、それが個々別に単独で動くのではなくて、この課とこの課は連動して一緒にこの取組をしていったほうが進むよねとか、そういう調整役というのも推進室というのはされていくべきだろうなというふうに思います。なので、いろんな課の取組が一つの目標に向かって、いろんな角度から山登りができるように、分かりやすい物差しにしたいものは何かということをお尋ねしたわけです。各課のいろんな取組が

単発に終わらないように、目標に向かって確実に具体的に進んでいきますようお願いをしたいと思います。

その3年指定ということでは3年間ですけれども、1年間、1年目が終わろうとしていて、あと2年の取組の内容を予算的に出されている部分で、特にここを頑張っていきたいという思いがあるものとか、それを今後のまちづくりにどう生かそうとしているのか、見えている部分だけで結構ですので、御説明をいただければと思います。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。今町長が答えました内容等ともかぶることではございますけども、やはり全町的な取組が必要であるということと併せて、やはり山都町SDGs未来都市計画に基づきます事業がございます。その中には、特に学校において食育推進であったり、有機米や有機野菜の導入に向けて現在取り組んでおられるところもございます。2月17日の熊日新聞にも、食育推進について地域ぐるみというところで、地域ぐるみで食育活動、官民一体となった取組として紹介されており、このような事業において、今後においても、町内全小中学校で取り組んでいきたいと考えております。

また、先ほどからおっしゃるように、一人一人ができること、みんなで取り組めること、そのためには、ありがたい姿だったり、具体的な数値目標、具体的に取り組むことを明確化していくことが必要でございますので、町民参加型のワークショップ等を計画しておりますので、ぜひ皆さん御参加いただけるようお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 今言われた、その具体的な取組を具体的に言っていたのかなと思いましたが、予算が通ってないということもあるんでしょうか、これからの提案があると思いますので、楽しみに待ちたいと思います。よろしくお願いします。

次に行きますけれども、SDGsの直訳ということでは持続可能な開発目標というふうになっているんですね。だから、開発していくときにも持続可能であるということが大事だということになります。

そこで、今山都町で行われつつある森林や農地の大規模開発についてお尋ねをしたいと思えます。午前中の8番議員の質問にも重なる部分がありますが、もう少し詳しく聞いていきたいと思っています。

まず最初に、昨年の6月議会でお尋ねしたときに、名連川地区の開パ事業で開かれた農地について、様々な手続——農地転用とか、開パ事業からの離脱とかということについてはこれからだというお答えをいただいておりますので、その後の進捗状況と、農地転用をするときの許可が出る基準というのがあるのであれば、その点についても併せて御説明をお願いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えいたします。農地の転用の進捗状況等についてお尋ねをいただきましたが、農地転用の申請につきましては、まだ申請書の提出などを行政のほうに受

け付けてはいない状態でございます。

農地法につきましては、土地改良事業の対象農地は第一種農地に区分され、転用許可は原則不許可とされておりますけれども、今回の計画におきましては、再生可能エネルギー法に基づいて太陽光発電の申請認可を計画されておりますので、対象農地である第一種農地が一定の荒廃農地となっている場合には転用不許可の例外に該当とすることとされております。それは制度の御説明です。その後、再エネ法により、段階をまた踏まれた後に、現状としては、農振除外、農振転用の許可申請に移っていかれることとなると考えているところでございます。

現在、町におきましては、関係する各課をまたいだ担当が一緒になりまして、県の関係する各課も幾つもございますので、また、矢部開パ土地改良区も含めまして情報の共有をしながら、申請に備えて対応の準備を行っているところでございます。

開パ事業からの離脱についての御質問でございますが、矢部開パ土地改良区事務局におきまして、対象となられる各地権者、組合ですかね、それぞれの事情を調査、調整をされているところでございますということ町の方にはお聞きしているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 開パ事業については、多額のお金が国から補助として出ている事業として地権者の御事情を今調整されているということですが、できるのかなという疑問があります。

農地転用についても、第一種そのようなところでは原則として不許可ではあるけれども、荒廃農地、それから再エネ利用法によってちょっと緩和されているというところもあって、まだ、途中ということだというふうに承りました。やはり、それまでのいろんな歴史というか、開パ事業についてはいろいろありましたので、皆さんが納得して前に進めるように、きちんと法的な手続を取っていただきたいと思っております。

まだ、そういうところは農地転用とか、いろんなものができてないままではありますけれども、事業者としては環境アセスメントの申請をされて、そちらのほうは並行して今行われている状況ですよね。私としては、そっちの最初のところがきちんとできた上での事業着手ではないかなとこの間も言いましたけれども、並行してされているという現状にあるそうです。

環境アセスメントのほうも、環境配慮書、方法書と段階が進んでいます。熊本県のホームページを見ると、現地視察や審査会も実施されているようで、町からもこのソーラー事業については御意見を出されているというふうにお伺いしましたので、町から意見を出された内容についての御説明をお願いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。現在、事業者におかれましては、環境影響評価の方法書の手続の段階というところでございます。

方法書とは、どのような項目について、どのような方法で環境アセスメントを実施していくのかという計画を示したものであって、並行して進められているというところもございますけれども、

地域の実情に応じた環境アセスメントを行うことが必要であることから、地域の環境をよく知っている住民を含む一般の方々や地方公共団体の意見を聞く手続となります。

環境影響評価方法書に係る町の意見としまして、2点ほど意見を述べております。

1点目が、方法書の縦覧、説明会での意見を反映した十分な調査対策を講じることとすること。また、縦覧により提出された意見への事業者見解については、ホームページ等により公表すること。

2点目が、現地調査については、現況を適切に把握できる範囲、場所に、調査地点を設定すること。なお、事業地周辺で、生活を営む者への災害や周辺農地への土砂の流入などについて、十分な調査の実施を検討すること。

以上を環境保全の見地から意見として述べているところです。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 地域の実情をよく知っている町の意見を出すということは本当に大事だと思いますし、今の2点は大変大事なことだと思います。

1点目の地域説明会等の地域住民の意見を十分酌み取ってほしいということや、今のその環境アセスの途中状況をホームページで公表してほしいというふうに要求されたと言われましたけれども、今の段階では事業者のほうのホームページには何も公表されていないんですね。なので、この点については、県の見れば分かるんですけども、そうじゃなくて、事業者の責任として事業所のほうできちんとホームページでの公表をもう一度お願いをしていただきたいと思います。

熊本県のホームページのほうに公開されている審査会の議事概要を見ますと、16ページにわたっての記録がありました。その中で、今、町からの要望でも言われましたように、パネルを置いた場合の雨水の流れる状況とか、大雨で崩落する危険がないかということについての懸念、それから、工事中の周辺住民に与える騒音とか振動の影響、近くにフットパスコースがあるということへの影響、それから、水源近くということで、水質汚染を心配する質問等が多く出されていきました。

それから、草刈りについては、午前中もありましたが、除草剤は使用せずに人力で行うということも再度確認をされています。

電気を自然エネルギーで賄うという方向性には異論はありませんけれども、太陽光のパネルを置くことで、水質が汚染されたり、貴重な動植物のすむ場所を奪ったり、大雨のときの土砂災害を誘発するようなことになっては何にもなりません。それこそ、SDGsのまちづくりに反することになります。

設置許可については県ではありますけれども、受け入れる自治体として、先ほどの意見を述べられたように、ぜひこれからも、具体的なことは町が一番よく知っていますので、具体的なことで意見を上げていていただきたいと思います。先ほどのホームページの公表についてもよろしく再度お願いいたします。

次に、森林経営計画地域の開発についてお尋ねをします。

午前中もありましたように、山都町景観計画に基づく山都町景観づくり条例というのがありま

すけれども、これは、山都町美しいまちづくり条例による環境保全等と相まって、自然と共生する美しいまちづくりに資することを目的としてつくられていると書いてあります。そして、元になる山都町景観計画は、文化財保護法、森林法、廃棄物処理法、農地法など各法律との整合性を持っていなければならないとも書いてあります。

そこで、森林経営計画地域の開発についてお尋ねですけれども、森林法の第5条に基づいて、県と山都町で10年ごとの森林整備計画が立てられているとお聞きをしました。この計画を変更するというのもあると思うんですね。例えば、地権者の方が御事情があって土地をお売りになるというようなとき、それが地域でまとめて経営計画地域として上げて、森林組合とか地元の林業家の方に整備をお願いするという形があると言われましたけれども、お一人ではなくて何人かで経営計画を立てられているところで土地を売るということになったときは、計画の変更になるのかなと思いますけど、5年なり10年なりの中で変更があるときには、どういうふうな手続をすればいいのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えいたします。森林経営計画の変更ということでお尋ねかと思えます。

森林計画につきましては、森林の専用の計画で、議員がおっしゃるとおりでございます。森林計画は、5年を1期として、森林の所有者、もしくは森林施業の長期にわたって管理の委託を受けている施業者が作成をしているもので、伐採や造林の内容、その時期を示した計画でございます。

計画に変更が生じる場合にはというふうにごうたわれておまして、適宜変更の申請が必要であるということでございますので、もちろん申しましたように、森林所有者自らのものもあれば、議員おっしゃったように、複数の森林所有者の山林が一つの計画となって作成されているものもございますので、もちろん譲渡等の移動がなされる場合は、その計画を立てている事業者への説明がまずあって、それから事業者が計画書の変更を担っていくものと考えておりますので、適宜、そういった移動があった場合について、計画の変更をもって対応するというものの一つでもあるというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） ということは、地権者の方が個人であれば個人が変更計画を出せばいいということになりますが、複数で立てられているときには、その複数の中の皆さんが売ることになればスムーズに行くかと思えますけども、売られる方もいらっしゃる、売られない方もいらっしゃるというときには、そこが合意形成をしないといけないんですか。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） おっしゃるとおりかというふうに思います。例えば、森林組合が3名の方の山林をまとめて、植付け、伐採等の計画、育林の計画をなされているので、お一人が譲渡されれば、また、新しい方を含めた形で森林計画を作成するということになるかと思

ますし、かなわなければ、また、お二人で作成するといった形もあるかと考えます。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 次に別のところからの質問なんですけど、林野庁のホームページを見ますと、森林は水源の涵養、災害の防止、環境の保全といった公益的機能を有しており、国民生活の安定と地域社会の健全な発展に寄与しています。したがって、森林において開発行為を行うに当たっては、森林の有する役割を阻害しないよう適正に行うことが必要であり、それが開発行為を行う者の権利に内在する当然の責務でもありますと書いてあります。

森林の適正な利用を確保するために林地開発許可制度というのがありますけれども、この制度について御説明をお願いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えいたします。森林の転用許可とその判断基準ということですが、今おっしゃられたように、森林法に規定される開発行為の許可の中で、森林を森林以外のものにするような開発行為を行う場合には、県に申請を行い、県知事の許可を受ける必要があると定められております。

届出の対象となる森林については、県が定めます地域森林計画に含まれる森林が対象でありまして、林地開発行為に係る面積が1ヘクタールを超える場合に行われるものです。

林地開発行為の許可の判断基準でありますけれども、森林法に規定するもののほか、県が定めます熊本県林地開発許可制度実施要綱におきまして、県の審査基準に従って県が審査されるものとなっております。

許可の基準としましては、主には、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全であったり、その四つについての基準が実施要綱の中で定められております。申請の後、県の審査の途中の段階において関係市町村の意見の聴取もされるところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） お答えいただきましたように、開発許可については県が行うということなんですよね。その途中では町の意見も聞かれるということでもありますけれども、やはり県の判断を待つ前に、町としての歯止めというものがいるんじゃないかなと思うんです。自然と共生する美しいまちづくりのために、山都町美しいまちづくり条例、山都町景観条例というのがありますけれども、残念ながら、その中に、そういう開発に一定の歯止めをかけたとか、守れなかったときの罰則規定とかいうのがありません。

それで、昨年6月にも開発に当たっての規制条例が必要ではありませんかということをお尋ねしました。午前中の8番議員のお答えにもありましたように、先行事例に学んで、これから制定していきたいという中身についてお答えをいただきましたので、それは大変いいことだと思います。

なので、進捗状況を尋ねるという質問通告は削除させていただきますけれども、やっぱり午前中の8番議員のお答えについては、太陽光、ソーラー開発についてへのお答えが主だったかと思

うので、今言った二つの条例と別に、パネル設置についての新しい条例をつくっていかれるということはもちろん大事だし、ぜひ進めていただきたいと思いますが、私はそれにもう一つ、山都町美しいまちづくり条例の中の第2章に、河川の水質汚濁の防止というところがあって、これについての規制や罰則規定が加えられると、もっといい条例になるんじゃないかなと思っています。

山都町は上流の町であり、良質な水源を多く抱えて、下流にも豊かな水を提供している町です。誇りある町だと思っています。裏を返せば、下流域の水を守る責任がある町でもあると思うんですね。ソーラー事業のところで、環境アセスの審議会でも、水のことを大変心配されているということを言いましたけれども、ぜひ上流の水を守るという観点での条項を山都町美しいまちづくり条例に加えるなり、新しい条例をつくるということでもいいかと思いますが、河川の水質汚濁の防止という点で付け加えることはできるんじゃないかと思いますので、その点での御検討をいただきますようお願いしたいと思いますが、御答弁をいただけますでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 今の西田議員の質問の内容を把握しますと、様々な関係課が関与するというふうに思いますし、また、国の法律との関係もございますので、御意見を承りまして、今後、調整を行っていくということでお答えをしたいというふうに思います。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） ぜひそのようにしていただきたいと思います。SDGsのまちづくり、持続可能なまちづくりという点でも、この点についてしっかり検討していただいて。住み続けられる町であるためには、水はとても大事です。なので、よろしく願いして、また、次の機会でのお答えを楽しみにしたいと思っております。よろしく願いいたします。

3番目の質問に移ります。学校や保育園におけるフッ化物の洗口事業についてお尋ねをします。

フッ化物洗口という意味ですけれども、洗口というのは漢字で「洗う口」と書きまして、どういふものかといいますと、フッ化物というお薬をお水で薄めて、その液を口に含んで、ぷくぷくぷくぷくと1分間ぐらい口をつぶったままうがいをして、その後の液を吐き出すというようなことを言います。

この件については、2019年の12月議会でもお尋ねをしました。2年前になるかと思いますが。そのときに、児童生徒の永久歯の虫歯の保有数は、平成29年度実施した集団で0.3本、実施しなかった集団で0.9本というお答えをいただきまして、その後お尋ねをしましたところ、コロナ禍で実施していなかった令和2年度でも、平均の保有数は0.7本というふうに事前に教育委員会のほうからお答えをいただいております。1本ないということですね。保育園でもフッ化物洗口されているということですので、保育園のほうではどういう状況になっているのかというのをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） それでは、お答えいたします。健康ほけん課からは、保育園でのフッ化物洗口の効果を小学1年生の虫歯本数の年推移でお答えしていきたいと思っております。

長年の継続的な取組により、1人当たりの虫歯本数は右肩下がりに減少していることが分かっております。平成19年から5年ごとに、乳歯及び永久歯でそれぞれ推移を申し上げます。

まず、乳歯では、平成19年5.87本、平成24年4.34本、平成29年3.04本、令和3年2.18本となっています。永久歯では、平成19年0.11本、平成24年0.06本、平成29年0.08本、令和3年0.05本となっています。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 虫歯の予防という点で虫歯保有率が下がっているということは大変喜ばしいことで、ただこれはフッ化物洗口をしたから減ってきたというふうには一概に言えないところはあると思います。保育園の先生方が本当に子どもたちの、まだ保育園児だからうまく磨けないところを丁寧に御指導いただき、仕上げ磨きまでしていただいて、そういう御努力の結果だということも大きいというふうには私は思っております。

そういうふうには、保育園の先生方、学校の先生方の教育活動における御指導のおかげで虫歯保有数というのは減ってきたというふうには思っていますが、コロナ禍において小中学校においては、令和2年度、3年度と、感染予防のために、フッ化物洗口を取りやめていたというふうにお聞きしています。しかしながら、私は知らなかったんですけども、保育所では行われていたというふうにお聞きしました。私は、感染予防という観点からすると、当然保育園でも中止されているものとはばかり思っておりましたので、大変びっくりしました次第です。

保育所と学校での対応の違いと、そもそも虫歯保有数については、小中学校においては1本にも満たない状況であるのにフッ化物洗口をするという意味をどういうふうに捉えておられるのだろうかということそれぞれの担当課長にお答えいただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） それでは、お答えいたします。まず、健康ほけん課の取組から答弁していきたいと思っております。歯、口の健康は健康づくりの基本であり、生涯にわたって健康で生活の質の向上を図るためにも重要な役割を果たしています。そのためには、妊産婦を含めて、生まれてから亡くなるまでの全てのライフステージで健康な歯を保つことが大事です。歯を残すことは、将来の健康寿命の延伸の第一歩と言えます。また、丈夫な歯を持ち、よくかんで食べることは、生涯を通じた食育や生活習慣病予防へとつながります。

健康ほけん課では、町内の歯科医院や歯科衛生士と協力して、妊娠期から3歳児の虫歯本数をゼロ本にするを目標に、子供の虫歯を減らす取組を継続しています。具体的には、子供の成長に応じた歯科指導のマニュアルを共同で作成し、関わるスタッフ全員で共有しています。妊娠中に歯科健診を受ける。4月では虫歯菌に感染させないために、大人と同じスプーンや箸を共有しない。1歳ではかかりつけ歯科医院を持つなど、ブラッシングの仕方や食事の内容、甘味を伴うおやつ等についても、具体的な内容での指導を行っているところです。

併せて、1歳児以降は、歯科健診時に希望される方にフッ化物塗布を行い、保育園で年中児、年長児にフッ化物洗口を実施しているところです。基本はブラッシングや食事指導ですが、併せ

てフッ化物を利用することで虫歯予防の効果が高まります。

フッ化物は確立された用法や用途を行っている限り、身体への影響の心配はありません。今まで長年行ってきた乳幼児の歯科保健の取組による効果を小学校、中学校まで継続し、山都町の子供たちの歯と口の健康を保つことができると考えます。

また、虫歯は他の疾患と異なり国民の大多数に認められ、一度罹患すると自然治癒が望めないこと、さらに虫歯の発生時期は子供の頃がほとんどであることから、永久歯が生え始める特に就学前から小中学校の虫歯予防が最も重要で効果的と言われています。

フッ化物は歯の質を強くする、再石灰化を促進する、原因菌を抑制するなどの働きがあり、虫歯ができやすい奥歯の溝や歯と歯の間など、歯磨きだけでは歯垢の除去が難しいところの虫歯予防にも効果があるとされるフッ化物洗口を保育園から中学校の間にできるだけ全ての子供に対して予防する機会を平等に設けることが必要と考えます。

なお、先ほど、緊急事態宣言下のフッ化物洗口は、なぜ取扱いが違っていたかということで、経緯をお答えいたしたいと思います。

保育園では、緊急事態宣言が令和2年4月7日に東京など7都府県に宣言されまして、その後、4月16日に全県に拡大されたと思います。その際に学校は休校になったと思います。その前の情報で、保育園から令和2年3月頃お尋ねがっております。コロナ禍のフッ化物洗口の実施の有無ということで、どうしたらいいかというお尋ねがっております。その際に、町は歯科医に尋ねまして、問題はありませんとの回答を得まして、保育園に回答をして継続実施をこれまで行っているところで、2年間円滑にできているところでございます。

その後、令和2年6月10日付の県の教育長、健康福祉部宛て連名の文書によりまして、休校による生活習慣の変化により、虫歯を含む歯科疾患のリスクが高まっている懸念がある、そこで、学校再開後は、準備が出来次第再開してほしいという旨の通知が来ております。また、その後、令和3年2月16日の同じく県教育長、健康福祉部通知によりまして、学校におけるフッ化物洗口の目安が示されたところでございます。熊本に緊急事態宣言が課されている期間、臨時休校等の期間、感染者が判明した場合の最終登校から2週間はフッ化物洗口の実施を控えるというような内容でございました。というところで、取扱いが違っていたところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 学校のフッ化物洗口に関してお答えします。教育委員会では、学校やボランティアの協力をいただきながら、児童生徒の歯や口の健康づくりの一環としてフッ化物洗口を実施しております。

フッ化物洗口は、先ほど健康ほけん課長からもありましたように、虫歯予防に効果があると理解し進めてきたところですが、令和2年度、令和3年度においては、小中学校でのフッ化物洗口の実施を控えました。その主な理由は4点あります。

第1に、全国的な休校や緊急事態宣言などを踏まえ、新型コロナウイルス感染予防対策に最優先で取り組んだため。

第2に、全国的な休校等の影響に伴い、授業時数を確保する上で、フッ化物洗口の時間を削減せざるを得なかったため。

第3に、学校のフッ化物洗口は、ボランティアや教育委員会職員などが学校の教職員と連携しながら対応している事情もあり、感染予防の観点から状況が落ち着くまでは外部の人間は極力学校に入らないほうが望ましいと判断したため。関連して、緊急事態宣言が部分的に解除され、比較的感染状況が落ち着いた時期もありましたが、宣言解除等に合わせ柔軟にフッ化物洗口の実施体制を組むことが困難だったため。

第4に、小学生、中学生は基本的に歯磨き習慣が身につけているので、フッ化物洗口を中止した場合でも最低限の虫歯予防対策は可能だと判断したためでございます。

さて、この2年間で、小中学校ではコロナ感染予防対策及び学習保障のために、クーラーや自動体温測定器等の備品設置及び消毒液等の消耗品の充実を図り、また、タブレットをはじめとしたICT学習環境を整備し、さらに、マニュアルに基づく新型コロナウイルス感染症対策の浸透を図りました。以上、一定のコロナ対策の環境が整ったことを踏まえて、令和4年度には感染状況等を確認した上で、希望者を対象に小中学校でのフッ化物洗口を再開したいと考え、現在準備を進めています。その一環として、本年2月17日には、各学校、学校歯科医、町長部局、教育委員会の関係者が集まって、再開に向けた体制などを協議する検討会議を開催したところです。

令和2年度の本町小学校児童の虫歯保有者の割合は、全学年で熊本県平均より悪い結果が出ております。検討会議の中で学校歯科医から、フッ化物洗口は虫歯予防に効果があるので学校でのフッ化物洗口を早く再開して欲しいとの強い要望を受けました。また、学校歯科医からは、家庭での歯磨きは場合によっては磨き残しがありますが、フッ化物洗口は磨き残しの部分にも効果的に作用しますとの御指摘や、保育園から小中学校にかけて継続してフッ化物洗口を実施することが、生涯にわたって歯の健康を守る上でとても大事ですなどの御指摘も併せていただきました。

先ほど、健康ほけん課長からも説明がありましたが、熊本県からも、緊急事態宣言等の期間以外であれば学校でのフッ化物洗口を実施するよう通知を受けております。郡内、県内でも、令和3年度中にフッ化物洗口を再開している学校が出てきています。

なお、御家庭の事情等により、虫歯があっても歯医者さんでの定期的な治療等が困難な児童生徒がおられるとお聞きしています。支援の行き届かない子どもたちに手を差し伸べることが大切だと思います。その観点からも、学校でのフッ化物洗口は、希望する全ての保護者とその児童生徒の受皿になると考えます。教育委員会としては今後も、学校、保護者、学校歯科医、ボランティア、町や県の担当部局などと連携し、全ての子どもたちの歯の健康づくりにつながる様々な取組を積極的に推進してまいりたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 御説明をいただきましたが、話されている内容に矛盾があるというふうにお感じにならないでしょうか。フッ化物洗口をすることが虫歯予防の最善の策であるということではないはずなんですよ。きちんとした歯磨きがあってこそということはお了解いただいているというか、認識は一緒だと思うんですけども、お話を聞いていると何が何でもフッ化

物洗口ばせなんというふうに聞こえるんですね。

学校が控えた理由の4番目に、今まで歯磨きが徹底されているから控えてもよいというふうに言われました。ならばなくていいのではないだろうかということにもなりますし、効果があって身体への影響はないと言われますけれども、そうではないという考え方もあるんですよ。賛否両論あるわけですよ。だからこそ、保護者の方も判断いただいて、うちの子はさせませんということとさせていらっしゃらないところもあるわけじゃないですか。

前にも言いましたけれども、フッ化物洗口は教育活動ではないんですよ。作業なんですよ。保護者さんが実施させないと判断された子どもさんたちはしていない作業です。フッ化物のフッ化ナトリウムという原液は、かぎのかかる場所でほかのものと区別して保管管理をしなければならぬ劇薬とされています。それを毎回水で薄めるという作業をされて、子どもたちが誤って飲み込まないようにしてうがいをさせる。特に保育園児にはとても神経を注いでされている。保育園は濃度が薄いそうですけど、4～5歳児には毎日されている。だから、ずうっとすることが大事だと言われましたけど、ずうっとすることで体に影響があるかもしれない懸念もあるということもあるんですよ。

それと、コロナ禍にあつて学校ではされてなかった。飛まつ感染すると言われていた中で、保育園がされて、小さいコップにぺって吐き出さないといけないんですね、終わって。それをきちんとその中に吐き出せずに、床に散らばって、それを拭く作業とかもあり、本当に大変な中さされたんだと思います。

ただでさえこの6波というのは保育園や学校等での感染が増えて、神経をすり減らして感染予防と教育活動の両立に頑張っておられる先生方に、私は減らせるものであるフッ化物洗口はやっぱり減らしてほしいと。一つでも減らせるものがあれば減らすという観点からもやるべきではないと思います。

すいません、もう時間がなくなってきたんですけど、提案として、保護者の判断で実施されない生徒さんもいらっしゃるわけですから、保護者さんの判断で、学校や保育所で一斉にするという方法を取るのではなく、歯医者さんに行ってもらってやってもらうようにするというのをしたいと思っています。どうでしょうか。あと13秒しかありません。できますかね。その点についてはぜひお考えいただいて、そのような方向で検討していただきたいと思っています。

以上です。

○議長（藤澤和生君） これをもって、4番、西田由未子君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時10分

再開 午後2時21分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 3番、眞原誠です。ウクライナとロシアの状況は、なかなか収まる方向に向かえませんが、戦闘は多くの人々の命と財産をこの世から消していきます。この紛争の背景から、これを代理戦争だというような意見もあるようですが、関連する国々が一日も早く争いを収める着地点を見つけて、そして戦闘がとまることを願います。そして、これは決して対岸の火事ではなく、ここ日本においても、海を挟んで隣接する国々との国益がぶつかっている状態、火種、そういったものを長年抱えているわけですから、国民一人一人が今この時期に国防を真剣に考えて、そして安全保障を国政に訴えていかなければならないと改めて考えさせられました。

さて、気候はようやく春らしく、日中は暖かくなってまいりました。他の生き物たちと同様に私たちも外に出て活動したくなる時期です。そんな中、まん延防止措置が熊本県で延長されたということは、私個人的には残念に思っております。人々の命の安全を考えた上での判断でしょうから、これは仕方のないこととは思いますが、伝統的に行ってきた行事の再開を判断する際のポイントとして、このまん延防止措置というのは最優先事項となってしまいますので、これが延長されると、いろいろなことが執り行えないということになります。

この季節は人々の行動意欲が上がってきますが、それを制限する措置というのは、地域経済にとっては目に見える形で大きなダメージが、そして、人々の健康には生活不活発ということによる不調、そういったものが目に見えない形で蓄積されます。基本的な感染防止策を取った上であれば、感染リスクの少ない行事は行えるような日を一日も早く取り戻したいところです。

コロナや軍事紛争といった世界情勢の影響で、半導体や燃油、これらをはじめとする物資の供給力が下がっています。価格も逆に上がってきています。産業のあらゆる分野に悪影響が出ています。長引くデフレにコストプッシュ型のインフレが上乘せられて、今スタグフレーションという、経済状況としては最悪の状況が足元に広がりつつあります。国民の所得は全く上向く気配がありません。

日本全体のことは、政府、そして国会議員の先生方に頑張ってもらいたくはありますが、我々地方公共団体ができることは全て、町内の様々な団体の皆様と連携しながら取り組んで、町民の皆さんの生活が少しでも上向くことを目指していかなければならない、そのように思います。

本日は、仕事と私生活の充実から町民の健康を考え、町民の生活の土台となる集落の維持、活性化について質問しながら、今申し上げたことを考えていきたいと思っております。

それでは、質問台に移ります。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） まず初めに、令和4年度の事業について質問させていただきます。

梅田町長による町政の2期目が次年度で2年目となり、この定例会に上がっています令和4年度の当初予算を見ても町政の方向性が見えてきます。高速道路が間もなくここ山都町の中心市街地まで延びてくることを受けまして、それを活用するための整備事業が進んでおりますが、令和4年度はそれらの事業を具体的にどのように進展させる御予定なのか、また、それらの整備事業の狙い、それから、住民生活の向上に対してどのような貢献を狙っているのかを改めて確認した

いと思います。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 今ありましたように、山都町、来年度の令和5年度、矢部インターチェンジ開通に向けた取組を4年前からずっとやってきたなという思いでおります。その仕上げの年が来年度という思いでおります。総合体育館のところのグラウンド周辺整備事業、通潤橋周辺整備事業、そしてまた道の駅の整備事業等々、これは高速道路インターチェンジの開通を見据えた事業であります。これを行うことによって、町民の皆さんの利便性と同時に、町外からのお客さんにたくさん来ていただくような受皿づくりが一つの大きな柱という思いでおります。

体育館と運動公園等々の整備につきましては、町民の皆さんの健康増進が一番だという思いでおりますし、特に、芝生フロアを含んだグラウンドゴルフ場につきましては町民の皆さんの長年の懸案事項であったという思いでおりますので、担当課に聞きますと、本来であれば3月中に完成予定でございましたが、芝生等々の植栽が間に合わないというようなことで、少し延びるんじゃないかなという報告でございますが、そのような部分であります。そしてまた、これを行うことによって町内の経済、いろんな部分で効果が出てくるような施策をという思いでおるところであります。

浜町町内の市街地へ多くの方々が周遊をしていただくような取組をしていただきたいという思いの中で、長年にわたりまして、八朔祭の展示物、また、作業場としての造り物小屋の建設も来年度であと最後の1基で終わると、来年度には間に合うんじゃないかなというように思いで整備を進めております。そのほか、小さい店でございますが、カフェ等々が少しは整備をされつつあるというようなことでございますので、そういうのも含めながら、今後、観光協会、そして商工会の方々と、商店街の方とも意見交換をしながら、やっぱりせっかくでございまして、多くの観光客が来ていただくものと期待をしておりますので、その受皿づくり、町商店街の活性化のための取組を今後とも、コロナ禍の中ではありますが、進めていかなくてはいけないなという思いでおります。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 今、御答弁にありましたように、そうですね、高速道路が延びてきますということで、町外からもたくさんの方が訪れやすくなるわけですから、受皿を町が整備して、そういった方々が来たくするような拠点づくり、そのような方々の消費行動を商店街が取り込めるような環境づくりができるといいなと私も常々思っておりました。

関連しましてといいますか、もう少し先ほど町長からも御答弁いただきましたが、少し詳細に担当課のほうから御答弁いただければと思いますが、町内の事業者の方、観光協会や商工会の名前が挙がりましたが、意見交換をしながら整備を進めていかれるというお話でした。当然、こうやって、体育館にしても、道の駅にしても、通潤橋周辺の整備にしましても、町民の皆さんや事業者の皆さんに活用してもらわねば効果は表れてこないということになるかと思っております。

活用は、体育館のように、町民の皆様が直接利用することもあれば、例えば道の駅のように、その施設で運営されている事業をさらにそれを活用することで、町内の事業者の方や町民の方々

に影響、いい影響が出るということもあると思います。いずれにしましても、こうした整備の活用に関しましては、その整備段階ですとか、あとは運用の段階において、町民の皆さんとの意思の疎通、あるいは、事業者団体の方との連携がないと、ここに迎えることは難しいと思っております。

これまで町としては、整備途中にあたりまして、そういったことをどのように進めてこられたか、あるいは、これからどういうふうに進めていかれるつもりなのか、具体的に何かあればお知らせください。お願いします。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それではお答えします。道の駅の整備につきましても、これまで商工会、観光協会等と意見交換をさせていただいたところでございますし、これから民間団体事業者の方との連携につきましても、物産販売ですとか、飲食施設、そういったもろもろの出荷組合、納入事業者との連携は不可欠になるというふうを考えております。

施設の管理運営については、指定管理者を選定することを想定しておりますので、管理者が決まり次第、できるだけ早く、そうした団体や事業者と意思疎通を図る機会を設けて、施設のオープンに向け、準備を進めていきたいというふう考えております。

また、先ほど町長からもございましたとおり、町内の事業者様には、町内の商店街への誘導ですとか周遊とか、そういった積極的な御提案もいただきたいというふう考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 今のは分かりました。

あと体育館ですね。新しい体育館の建設ですとか、あと運動公園整備も進んでいますけれども、生涯学習課長、この辺りですね、御利用なさるであろう団体との意見交換とか、そういったものは今どんな状況でしょうか。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。生涯学習課が進めております高速道路を見据えた開発ということで、現在、中央グラウンド周辺整備事業としまして、総合体育館であったり芝生広場公園を整備しておるところでございます。

関係団体との協議としましては、特に総合体育館におきましては、これまでスポーツ団体と協議を十分重ねた上で、今後、総合体育館の建設を行ってまいりたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） ぜひ町民の皆さん、そして、町内のスポーツ団体の方々との協議はしっかり行っていただきまして、せっかく大型の投資で進めていきます施設整備ですので、皆さんがしっかり使えるような施設にしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、インターチェンジがここ中心市街地まで延びてくることで経済圏というのは広がります。熊本市までの移動時間が短縮することで、ここ山都町も都市部への通勤圏となってくるかと思えます。ここに関しては、人それぞれの感覚で変わってくるかもしれませんが、時

間が短縮するという事は、通勤圏の拡大になるというふうに思っております。また、T SMCの菊陽への進出とタイミングが重なっていることも、何か追い風を感じるころがあります。

働き手の世代の方々、生産年齢の世代、これを見据えた住宅政策というのがますます重要になってきていると思うのですが、これに関しまして町では、今まで、そしてこれからどのような計画を持っているか、お聞かせください。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは、お答えいたします。現在、町が管理しております住宅につきましては、40団地381戸ございます。そのうち、入住民の方は、50歳未満の入居率は全体の24%、そのうち若者向けの特定住宅だけで見ますと63%になっているところでございます。

また、空室となった住宅につきましては随時募集を行っておるところでございますけれども、建設年度の新しい住宅の場合、どうしても若い世代の方の応募が多くなり、希望される方全ての入居ができないような状況でございます。そのため、やむなく住居を町外に求めて転出されるということが結構ございます。地域を支える若い世代の方が町外へ転出されることは、町の経済にとっても大きな損失であると考えております。

その理由の一つとしまして、子育て世帯向けの住宅が不足していることが一つの要因であると考えております。このため、定住促進を目的とした若者向けの住宅を新たに建設し、安心して子育てできる住環境を提供するため、令和4年度に定住促進住宅12戸を下市地区に建設することとしております。この住宅を建設することにより、町内への定住促進に併せ近隣地域の活性化が図られるものと大いに期待しているところでございます。

また、議員言われましたとおり、矢部インターチェンジまで開通しました場合、熊本市内まで約45分で通勤可能というような立地条件を生かしまして、生活環境も大幅に改善するということを考えております。

町としましては、子育て世代の定住促進に向けた住環境の整備に取り組んでいくことが重要でございます。今後、老朽化に伴う解体予定の住宅跡地を活用し、令和6年度に新たに住宅を建設する計画としております。また一方では、既存住宅の長寿命化を図りながら、老朽化に伴う建て替えも進めていく必要がございます。このため、新たな定住促進住宅の建設や、既存住宅の建て替えによる快適な生活環境を提供するため、新たな住まいづくりの基本計画を令和4年度に策定することとしております。

なお、策定に当たりましては、下市の定住促進住宅の入居者の方の意見等も踏まえて計画に反映していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 前向きに捉えていただき、そして、計画を策定する御予定だということで安心しております。

住宅政策と一口に言いましても幅が広いかと思えます。今、御答弁いただきましたのは、町営住宅に関するところでしたけれども、分譲地の整備では山都テラスが10戸ですか、建ちまして、

地域の活性化には非常に役立っておりますし、そうした分譲地の整備のほかにも、空き家の活用
の促進ですとか、それとか民間によるアパート経営をもっと導入していただけるように何か支援
策を研究するとか、そういった方向の幅広い研究も重要なと思いますので、その辺りも取り組
んでいただければと思っております。

続いて、ワーク・ライフ・バランスに関して質問していこうと思います。

この話の前に、まず昨年9月の定例会で私のほうからの質問で、健康二次被害について山都町
の状況はどうかと質問しましたがけれども、その後の山都町の状況はどうなっていますでしょうか。

最近ではコロナフレイルという言葉が出てきていまして、コロナフレイルを予防しよう
という啓発も見られるようになってきています。このコロナフレイルというのは、自粛生活で生活
不活発になった結果、体力、そして気力が低下して一気に老化が進む現象だそうです。都市部の
ほうでは結構見られているというお話を聞いたことがあります。

町民の方々からの御相談や健康の状況など、悪影響が山都町でも及んでいないかが心配です。
新型コロナウイルスとの戦いが続いています中、感染・発症しても軽症で済んで元どおりに回復
するためには、個々の免疫力を高く保つことが重要だと言われていています。健康二次被害を予防す
る生活は、新型コロナウイルス感染症への抵抗力を高めることにもなるかと思われま

す。通告文には特に記載はしていませんでしたけれども、この辺りについてのお考えも含めながら、
健康二次被害の状況がどんな状態か、御答弁いただければと思います。

○議長（藤澤和生君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） それではお答えいたします。令和2年1月からの感染症対
策と向き合う中での生活が、3年目に突入しようとしています。社会系活動減少の日々は現在も
続いておりますが、前回9月議会での御質問からこれまであまり期間がたっていないためか、そ
れ以降の大きな変化は確認できませんでした。また、医療費等の変化や明らかな健康二次被害も
確認しておりません。ただ、著しい健康二次被害を招かないために、その後の対策として、コロ
ナ禍での山都町の健診結果の変化や、自宅でできる筋トレや運動方法、食生活を見直そうなど、
健康な生活を取り戻すための方法をホームページ、広報紙等により周知しました。そのかいあつ
てか、前回の議員の質問時に多く見られました住民からの、出かけるのが怖い、毎日鬱々として
いる、何にも楽しみがないなどの電話等の相談は現在はございません。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 広報やまとでの御紹介に関しては私も拝読しておりまして、早速御対
応いただいたなと思ってうれしく思っていたところです。やはり、ああいう示しが町のほうから
あれば、町内の皆さんも取り組んでみようかなという思いになられるのかと思います。また、ち
よっと安心しました。大きな変化が出てない、あるいは、健康二次被害の報告も上がってない
ということで、この状況がずっと続けばいいなと思っております。

さて、そうした健康を維持するということが非常に重要だと、コロナ対策としても重要になっ
てくるだろうと私も思っているわけですがけれども、特に働く世代、働き手の方々の世代では、コ

コロナ対策という意味でも、ワーク・ライフ・バランスが改めて大切ではないかなと最近思ったところですが。

そういうこともありまして、今回このテーマで質問させていただいているんですが、ワーク・ライフ・バランスは前からも言われていますので、皆さん既に御存じのところと思いますが、仕事と生活との調和という意味ですが、もう少し掘り下げますと、私生活を充実させることで、個人のストレスの軽減であったり気力の充実になり、それが仕事の能率向上につながっていくと。仕事の能率が上がれば時間的な余裕ができますので、またさらに私生活を充実させることができる。そういう好循環を目指していきましょう、そういう職場環境をつくりましょうという動きはありますが、自治体の取組などの事例が実は厚労省のホームページで見られました。

山都町では、このワーク・ライフ・バランスというお話が出だしてから、どのような動きをなさっていたのか、あるいは、今後何かやろうと思われることがあるのか、企業と取組を一緒にする推進のキャンペーンとか、そういう計画があればお知らせいただきたいと思うのですが、現在どのようにお考えでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） それでは、お答えいたします。

議員おっしゃいましたけれども、ワーク・ライフ・バランスとは、仕事上の責任を果たせると同時に、生活で取り組みたいこと、取り組む必要があることに取り組めることを言うと思います。働き方が多様化している中、お一人お一人が自分の時間を仕事とそれ以外でどのような割合で割り振られているか、それぞれのライフスタイルに合わせて仕事と生活の調和の在り方を考えておられると思います。そのような中、健康ほけん課としては、仕事とプライベートの時間バランスを有意義に保つための基本は、やはり健康な生活を送ることであると考えますので、従来と同様、町民の皆様の健康づくりを行っていきます。

なお、雇用者や経営者の方には、従業員が過度な超過勤務や苛酷な勤務体制等により心身の健康を損なうと、ワーク・ライフ・バランスも崩れ、生産性も低下するため、従業員の勤務状態や業務量を見直し、効率化させていくことも必要な取組と考えます。また、従業員の定期健康診断を実施し、その後の保健指導や健康相談を実施することにより健康管理を行っていくことで、会社の収益向上や維持につながるものと考えます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。ワーク・ライフ・バランスについては、先ほど議員のほうからございましたとおり、仕事と生活の調和ということで、全町的なワーク・ライフ・バランスの取組については、現在、労働行政を担当しています山の都創造課のほうでは特に検討しているものはございませんけれども、他県では、ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンと銘打って、仕事と生活の両立を大切にすること、また、子育てに優しい職場づくりを推進している事例がございます。

本町でも、少子高齢化が進んでいる現状や子育てに優しい町を推進しておりますので、町全体

で取り組む必要性を感じているところでございます。事業については、今後積極的に推進をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 必要性を感じていらっしゃるということで、見ている方向が一緒だなあと安心して安心しました。

一つ事例を御紹介しておきますと、東京都目黒区のホームページを見ましたら、自治体の企業への支援事業として、社会保険労務士への相談、それとか社会保険労務士をアドバイザー派遣するとか、そういったものを目黒区のほうで事業化して企業を支援しているそうです。そういったところも町でも参考になされながら、一つ事業に加えてみられるアイデアとして検討なさってみたらどうかと思います。

さて、ワーク・ライフ・バランスですけれども、役場においてはどうかと思っております。私生活の充実と仕事の能率向上の好循環というのがワーク・ライフ・バランスですが、職員の皆さんの心身の健康状態をよくして能力を最大限に発揮できるやりがいのある職場づくりと。午前中の質問の御答弁に、よかボス宣言のお話の中でそういったこともありましたけれども、これに向けて今後さらに取り組んでいかれるということで、何か具体的に思っていることがあれば御答弁いただければと思います。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。やりがいのある職場づくりということで、それぞれ世代間ごとによって多少の差はあるかなというふうに思いますが、町では、人事評価制度の中での面談ということで、1年を通して組織目標でしたり、あるいは個人の業績目標、それから個人の能力の評価等に対する面談の時間等を設けております。やはり、その中で、自己評価に対するフィードバック、あるいは承認等を行いながら、それぞれの職員がモチベーションアップに努めているというところにつながればということを考えております。

職員の能力発揮につきましても、人材育成の観点からも、日々の業務において職員の特性や得意分野などを見極めながら、研修等への参加しやすい環境づくりに努めているところでございます。働く環境整備としましては、コロナ禍でもございましたが、育児と介護の両立等を図る職員が働きやすさを達成するために、昨年10月から在宅勤務制度を開始したところでございます。複数名の職員の利用もあっております。それぞれの職場に応じて、できるところ、できないところということでいろいろ提案もあっているようでございますので、今後の制度にも生かしているところでございます。

それから、時差出勤制度ということで、4月開始を目指しているというところもでございます。

それから、男性職員で初めて育児休暇を取得する事例がございました。今後も家事と育児への参画につきましても啓発していく必要があるかなと考えているところでございます。

私たち職員自身がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責務を果たすとともに、自分自身の家庭や、それから自らが住む地域生活においても、子育て期から中高年期といった人生の

各段階において多様な生き方が選択できることで、心豊かに、そして安全に安心して住み続けられるまちづくりに貢献できるのではないかとこのように考えます。ひいては、そのことが、住民の皆さんが心豊かに、安全に、そして安心して住み続けられる町の実現にお手伝いができるというふうに考えているところでございます。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 多岐にわたって取り組んでいただいているようで、今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

聞いたこともある方も多いかも知れませんが、健康経営という概念があるようです。実は私も最近知りました。アメリカの学者の人が提唱したらしいんですが、会社の経営と従業員の健康管理を統合して、従業員の健康が会社の業績向上につながるという考えのようです。健康経営というそうです。

健康経営の投資効果、これは経営なので投資という概念が出てくるらしいんですね。従業員の健康を維持するために投資すると。この健康経営への投資効果というのは、労働生産性の向上効果ですとか、あと医療費の削減の効果ですとか、あとは企業ブランドイメージの向上効果、そういったものが挙げられるそうです。逆にデメリットとしては、投資ですので費用がかかるというお話ですが、この健康経営という考え方は、何も企業にばかりではなくて、役場でも大事なのかななんて考えたところです。

健康経営って、その理念とか取組自体が先行してしまうとちょっといけないんですけども、大事なものは、こうしたことに関係する全員の皆さんの意識と、それからできることからやっていくということかなというふうに思ひます。何も何か健康経営とか、そういう壮大なものに向かっていくという話ではなくて、手前からできることからやっていくというのが大事なかなと思ひておひります。

先ほど、総務課長から御答弁いただきましたやりがいのある職場づくりということは、そのとおひ進めていただひて、ぜひ、ここ役場自体が活気のある職場に今以上になっていけばいいなと思ひますが、逆にそういう予防の話とはまた別でとひいますか、予防は予防でそうやってやっていくといいと思ひうんですが、実際に心身の健康状態がよろしくなくなられた場合ですとか、あとはそうなる直前のケアとか、そういったものに何か、今、具体的に取組とか対策とかに臨まれているのであれば、その内容を教えてください。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答ひいたします。議員のほうからございました健康経営ということでございますが、やはり公務的職員の中でも定年延長ということで、65歳を見据えた制度改革が進められておひります。生涯現役という背景等があるかなというふうに思ひます。

御指摘がありましたとおひ、平成28年の熊本地震、その後に長く携わりました復旧事業関係、それからここ2年ほどのコロナ禍の影響によりまして、いつもストレスが発散できるような状況が非常に困難になり、残念ながら心身の不調を訴える職員が一定数いるのも事実でございます。臨床心理士によるメンタルヘルス等の相談業務も実施しておひりましたが、新たに令和2年9月か

ら、産業保健サポート事業を日赤健康管理センターに委託しながら進めているものでございます。産業保健師による定期的な相談事業、それから、健康診断結果に基づきます保健指導や健康セミナー、それから、産業医による面談等を実施しているところでございます。

休職した職員の復職に当たりまして、主治医の診断を基に産業医面談を加えながら、復職時の配慮事項等などを産業医の先生からも意見を聞きながら受入れ体制を整えております。試し出勤制度というのも併せて併用しているところでございます。

また、復職後しばらくは、産業医または産業保健師による面談を継続しながら、職員の状況を把握しながら、一日も早い職場復帰を目指しているところでございます。

また、産業医、あるいは産業保健師とも連携しながら、管理職におけるラインケア、あるいは面談方法など研修を実施しているところでございます。

いち早く不調を訴える職員のサインに気づけるような職場環境づくりに取り組んでいく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 人ですので、やはり確かに今御答弁にもありました地震災害、それからこのコロナ禍によって、非常に役場の業務というのは激務が続いていると思います。そんな中、心身の不調が出てくるというのはあるのかなと。当然、みんなで力を合わせながら予防していくのが重要なところですが、実際そういう状態に陥った職員の皆さんを組織的に回復させてあげるというのは重要なことだろうと思います。ぜひ今後もそうした取組を進めていただきまして、皆さんが安心して役場の職場内でのびのびと仕事に打ち込められるような、そんな環境をつくっていただければと思います。職場というくくりで言えば、ここ役場も、それから民間の企業も同じだと思います。ここ役場が山都町の中で一、二を争うやりがいのある職場となって、町全体のワーク・ライフ・バランスを牽引して行ってほしいと思っています。

最後に、大きな質問の枠としましては最後になりますが、集落の維持、活性化について質問していこうと思います。

総務省の事業で、過疎地域持続的発展支援交付金事業というのがあります。ちょっとホームページで私も調べてみたんですが、三つの事業メニューがあったかと思います。これが来年度に向けては2月が提出期限だったかと思っておりまして、今はこれらのメニューは提出期限が過ぎているのかと思いますが、山都町でこの件に関しまして、何か取り組む御予定、申請なさった件があれば教えてください。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。まずは、令和4年度の事業については、当該交付金事業の計画は現在のところございません。

この事業につきましては、大きく四つのメニューに分かれております。

一つが過疎地域持続的発展支援事業というところ、一つが過疎地域集落再編整備事業、それから過疎地域の遊休施設と再整備事業、過疎地域と集落ネットワーク圏形成事業というところで、

これまでの実績としまして、令和3年度におきましては、山の都創造課の事業としまして、企業誘致事業、山の都ブランド化事業、定住促進事業を実施しております。

平成30年度におきましては、集落ネットワーク圏形成事業というところで、歴史と文化が調和する御岳西部活性化事業と、平成27年に同じ事業で菅地域において魅力ある菅集落再編事業というのを実施しております。

それから、平成30年度において、定住促進団地整備事業を集落再編整備事業として実施しているところです。この事業につきましては、町の施策の推進に資する事業であったり、地域が主体となって取り組める事業がございますので、自治振興区代表者会議においても活用事例の御紹介等を行っておるところですので、今後も事業について制度の活用を図っていきたくと考えております。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） ラジオ体操はついてないですね。すいません、四つですかね、メニューがありました。ということで、過去の事例も御紹介いただきまして、平成30年だったり、令和3年ですか、活用なさっているということで、そういえばそういう事業もあったなと思い出していたところです。また、こうした制度があるということを自治振興区のほうにも御紹介いただいて、制度を今後も活用なさるといことは心強いなと思いました。

自治振興区制度が始まって随分たちます。各地域で取組方にいろんな特色があるようですけども、一定の定着が見えてきているなというふうにも思います。

この制度を山都町のホームページで自治振興区とはみたいな形で再度確認したんですけども、読みますと、地域の課題を地域で解決してもらうために組織してあると、そういう内容が色濃く出ていました。ただその中に、役割の2番目のところに書かれていたんですが、地域住民の意見の集約と行政への提案ということも書いてありまして、課題の内容によっては行政に頼らねばならない、そういうこともあるという認識があるのだなと確認できたところです。

各集落、自治振興区との情報共有、あるいは課題の共有というのは、自治振興区からの提案を待つだけではなかなか十分に行えないのかなと思っておるんですが、どうなんでしょうか。行政からも積極的に情報を取りに行く、自治振興区から提案しやすい環境をつくっていくということは常から念頭に置いておく必要があるのかなというふうにも思いますが、その点も含めまして、情報共有、あるいは課題の共有、各自治振興区や集落との、そういった部分に関しての現状というのはどのようになっていますでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。本町では、先ほど議員がおっしゃったように、地域でできることは地域自らで取り組むという考えの下、自治振興区制度を設けております。また、地域の中におきましては、区長、民生委員、公民館長など、様々な役割を町民の皆様にご担っていただいております。各分野における地域での対応や行政の様々な事業へ御協力をいただいております。

町では情報共有を図るために、年2回の自治振興区の代表者会議を開催しておりますが、令和

2年度、3年度とコロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、年1回しか開催できていない状況です。

それぞれの地域におかれましては、コロナ禍において例年どおりのイベントや会議などの活動が行えず、地域コミュニティの衰退、またコロナ以外の影響によっても人口減少、少子高齢化社会の中で、地域活動を担う人材不足や防災組織、高齢者の見守り、地域支援の在り方など、様々な課題が生じてきていると考えております。

情報課題共有という面では、町職員も地域において自治振興区や中山間地の直接支払い事業などの事務局として何らかの関わりを持っているところで、その中で地域の課題について把握しているところもございますので、今後はそれらを集約しながら必要な対策等について検討を進めてまいりたいと思います。

また、町では山都町サポートセンターを設置しておりまして、住民や自治振興区及び地域団体の自主活動の相談や支援を行っていますので、その活用についても周知を図ってまいりたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 山都町サポートセンターですかね、こちらの活用も周知を図られるということで、いろんな制度を町が持っているというところをぜひ町民の皆さんにもっと広く周知していただいて、活用してほしいなと思います。

年2回の代表者会議が、仕方ないとはいえ、令和2年、3年は年1回になっているということも少し危機感を覚えますし、あとは地域コミュニティの衰退というのもやはり、先ほどの健康二次被害の部分でのお話でもそうだったんですけども、どうしても、いわゆるまん防が発令されたとか、そういう話になりますと、ちょっと集まりはやめようかとか、そういうことになりがちで、仮に集まっても、皆さんがわーっと意見を出すとなかなか長引いてしまうので、あらかじめ設定された項目に対して承認活動だけ行って終わりとか、そういうこともここ2年間進んできているようです。やはりその辺りもちょうと状況を考えながら、デジタルデバイスの活用とかも今後進めていきながらだと思いますが、やはり情報を行政と、あるいは集落や自治振興区とで共有できるような制度を今後も研究していったほしいなと思っております。

ちょっと話は変わるんですが、広報やまとのほうにも掲載されていますけれども、今ちょうど連載されているんですかね、地域おこし協力隊の方々を紹介されていたと思います。地域おこし協力隊員は人数も増えまして、制度活用ということが進んでいるというふうに思うんですけども、同じ枠組みで集落支援員の制度というのも国のほうでは用意しているようなんですが、山都町で集落支援員が入っているところというのはどこかありますでしょうか。事例があればお知らせください。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。地域おこし協力隊については、現在8名の方が活動されていて、今おっしゃったように、広報やまとのほうで御紹介させていただいております。

集落支援員については、現在1名が移住・定住、交流の促進業務というところで、役場を拠点として活動しているところです。

集落支援員はその地域の実情に詳しく、集落対策の推進についての知見を有した人材が、集落への目配りとして、集落の巡回であったり状況把握等を行うことを目的とした制度で、この制度においても特別交付税措置の対象となっております。地域おこし協力隊との違いについては、地域おこし協力隊は三大都市圏など都市部の外部人材で、求められる成果は活動地域への定住・定着というところですが、集落支援員は、地域の実情に詳しい内部人材というところで、集落への目配りの役割となります。

他の自治体では専任の集落支援員に限らず、自治会長などの兼任の集落支援員を配置している自治体もあるようですので、本制度の活用について検討を進めてまいりたいと思います。

また、このように、地域おこし協力隊や集落支援員の活用と併せて、地域活性化に資する施策が効果的なものとなるよう体制整備を進めておきまして、地域課題の解決につなげていきたいと考えております。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 集落支援員制度が地域おこし協力隊と明確に違うのは、やはり内部事情に詳しい方、内部人材の方についていただけるというところかと思っております。

非常に今、先ほどの答弁の中でも、ほかの事例というところでも御紹介いただきましたけれども、集落によっては人数が減ってきて、役員さんがとにかく毎年のように回ってくるとか、そういうところもあるというふうに聞いておりますし、集落支援員の方が、例えば複数の近隣集落の役員の皆さんを補助する形で、あるいは区長さんを補助する形で就かれるということも、事情をよく知っていらっしゃる方々が就かれるのであれば随分助かるのではないかなと思います。

ぜひこういった制度は政府が用意している間じゅうに積極的に活用していただいて、活動費用と、それから集落支援員の方の人件費も含めて、年間たしか350万円ぐらい交付措置があるというふうにもホームページにも出ておりましたので、そういったところも大いに活用しながら集落をしっかりと維持できるような体制づくりをしていただきたいと思いますと思っています。

集落の維持、そして活性化というのは、町の活性化そのものだというふうに私思うんですね。各町内各地の課題の把握というのは、やはりまちづくりを進めていく上でも非常に重要だと思います。自治振興区を通して、集落と連携した各地の課題解決に向けて、町も具体的に動いていく、そういう必要がある状況かなと思っています。ですので、こうした集落支援員制度など国が用意しております様々な過疎地域を発展させようとする交付金事業というのを、役場としては仕事が増えて大変になっちゃうかもしれませんが、導入してそれが軌道に乗れば、町全体といいますか、集落にとっては非常に意味のある事業になってくると思いますので、臆せず取り組んでいただきたいなというふうに思っています。

いずれにしても、こうした地域活性化、集落活性化の動きというのは、やはり行政と連携しないと本当に威力を発揮してこないと思いますので、さきの選挙で町長もおっしゃってありました町民と一体となったまちづくりというのは、まさにこの辺りが非常に重要な取組になってく

るのかなと思っております。

それで、そうした一体になって進めていく集落、地域づくりということに関しまして、最後に、町長のほうから、どのようにお考えなのか、御答弁いただきたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 先ほど、集落支援につきましては、課長のほうから説明をいたしました。本来の集落の方々に支援するというような形の仕事はしておられないという思いでございますが、実績は大変出しておられる職員の方ですので、今後も続けていただきたいという思いでございます。

また、自治振興区につきましては、去年でございましたが、農林水産祭で白糸台地振興区の方々が天皇賞を受けられました。これは何をさておき、やっぱり集落づくり、村づくりの最先端を行っておられる自治振興区が山都町の中にあるというようなことでございますので、これを契機に、あと27自治振興区あるわけでございますので、そういう方々もそういう取組をしていただきたいという思いでございます。

そして、先般、天皇杯受賞を記念したシンポジウムが開催をされました。その中で、各先生方からも、この取組はSDGsの基になるものだなというような評価も受けたところでございますので、去年から、また今年度から取り組んでおる我々のSDGsの事業も、山都町の中ではよそから見れば進んでおるんじゃないかなという思いでございますが、そういう部分を今後も進めていきたいという思いでございます。

本当に、各自治振興区につきましても、人材が大変おられない中での今、運営をしていただいておりますという思いでございますので、先般、我々の中でも、ここにおります幹部職員はもとよりでございますが、全ての役場の職員も、自治振興区のいろんな行事なり、また中に入って仕事をさせていただくような取組を今後とも続けていかなんかという思いでございます。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 私も自治振興区の一員として中に入り込んで一生懸命活動に参加していきたいと思っております。町民一丸となって、各地域、町全体を盛り上げていけるように、これから先、頑張っていかなきゃいけないと思っております。

高速道路、本当に間もなくですが、これが山都町に与えるインパクトというものは非常に大きいものです。それが目前に迫った今年、矢を放つ前に弓を大きく引く、そういう段階だと思っております。弓を力強く引くために、行政、民間企業、住民がこれまで以上に力を合わせて事業を前に進めていく、そういう年になることを願います。

本日の質問は以上で終わります。

○議長（藤澤和生君） これをもって、3番、眞原誠君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後3時16分

3 月 9 日（水曜日）

令和4年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 令和4年3月3日午前10時0分招集
2. 令和4年3月9日午前10時0分開議
3. 令和4年3月9日午前11時52分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第7日）（第3号）

日程第1 一般質問

2番 坂本幸誠議員

10番 吉川美加議員

-
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

-
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

-
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅 田 穰	副 町 長	能 登 哲 也
教 育 長	井 手 文 雄	総 務 課 長	荒 木 敏 久
清 和 支 所 長	増 田 公 憲	蘇 陽 支 所 長	飯 星 和 浩
会 計 管 理 者	木 實 春 美	企 画 政 策 課 長	藤 原 千 春
税 務 住 民 課 長	田 上 るみ子	健 康 ほ け ん 課 長	河 野 君 代
福 祉 課 長	高 野 隆 也	環 境 水 道 課 長	高 橋 季 良
農 林 振 興 課 長	片 倉 城 司	建 設 課 長	山 本 敏 朗
山 の 都 創 造 課 長	藤 原 章 吉	地 籍 調 査 課 長	藤 岡 勇
学 校 教 育 課 長	嶋 田 浩 幸	生 涯 学 習 課 長	上 田 浩
そ よ う 病 院 事 務 長	藤 嶋 厚 美		

-
10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本靖也 外2名

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（藤澤和生君） 日程第1、一般質問を行います。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） おはようございます。議員になりまして初めての一般質問をしたいと思えます。

まず、有機農業について、いろいろと質問をしていきたいと思えます。これがSDGsとどんなに結びつけて、この町を発展させていくかということを中心にやっていきたいと思えます。短い時間ではありますけれども、意見を取り入れていただきますようお願いして、質問に移りたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） まず、SDGsの取組について、SDGsの未来都市の選択に至った経緯について、町長に質問したいと思えます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 未来都市の選定につきましては、正式には3年半ぐらい前だったと思っておりますが、内閣府からいろんな情報提供等々いただきながら、山都町でも取り組んでいきたいという思いの中で、企画政策課のほうでいろいろ検討しながら、おとし申請をし、最終的には去年の申請が採択をされたという状況であります。

これに至りますまでには、山都町東京事務所をはじめ、多くの方々の情報提供等があった中で取り組みたいという思いでありました。山都町はいろんな、今のSDGsに取り組む前も、いろんなSDGsにつながった取組をしていただいとるなという思いであります。昨日もありましたように河川の汚染であったり、いろんな部分、合成洗剤を使わない運動だったり、いろんな取組を各地域でやっておられました。それが政策的に、国の事業として、また世界的な流れの中でSDGsを進めるということでありました。

私も、5年前に町長に選んでいただいたときの一番の思いは、有機農業を核にした山都町の農業をしたいという思いでありましたので、そういう思いにも、一番、SDGsは合致した政策ではないかなという思いの中で、ここ3年ほど、本当に職員の方々については、内閣府から選定を受けるまで大変な思いで進めてきたところであります。

今後につきましては、これが実を結ぶような施策を、来年度の予算等々にもお願いをしとるわけでございますので、皆さんといろんな部分で協議をしながら進めてまいりたいという思いであります。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） ありがとうございます。今、地球環境の危機に直面しているということで、大体三つ、窒素、リン酸、それと絶滅の速度ということで種がなくなっているというレッドゾーンに入っているんですね。これを踏まえた上でSDGsに取り組んでいくことが急務になってきております。この資料というのは山都町の有機農業推進計画案、これの中に入っていますので、どうぞ目を通していただきたいと思いますと思っております。

続きまして事業費、SDGsで、これ9月の定例会に載っていたんですけども、年間2,336万円の経費がきていると思えますけれども、事業費の詳細についてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。この自治体SDGsモデル事業を実施するに当たりまして、地方創生支援事業費補助金というものを活用しております。

この補助金に関しましては、二つの区分、いわゆるソフトとハードの部分がありまして、普及啓発活動に必要な経費として約1,600万円。内容としましては、PR動画作成普及啓発パンフレット、ホームページ改修、パネルの作成、また、生ごみを活用した堆肥生成事業、木製ピンバッチ作成、フォーラムの開催等の経費でございます。

あと、事業の達成に向けた取組に必要な経費として、まず、先進地研修と新規就農希望者のモデルツアー、食育モデル事業、食のブランド化に向けたメニュー開発等を計画して、それら約700万円で行ってまいりましたが、一部におきましては、コロナウイルスの影響により本年度には実施できなかった事業もございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） ありがとうございます。決定方法及び委託内容と、現在の進行状況をお聞かせください。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 事業を実施するに当たりまして、各種事業を幾つかに分けて委託をしているところでございます。

委託方法につきましては、今回の業務内容は町民の理解と協力を得ながら取り組むもので、町の現状を把握し、関係者との協力体制を構築しながら取り組む必要があるとして、まずは町内の団体で、そういう事業のノウハウがある方、地方自治法施行令第167条の2の第1項第2号の規定に基づいて随意契約で行っております。町内の事業者さんにおいて担っていただいた事業につきましては、堆肥育成モデル事業、新規就農者希望ツアー、食育モデル事業等になります。

あと、専門的な知識を要する事業につきましては、町外の事業者さんになりますけれども、町内の状況を把握されているところと、そこに必要な実績がある事業者さんとしております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 今度のSDGsの採択は、全国で10か所されていると思いますけれども、株式会社クレアンと山都町の関係をお知らせください。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。株式会社クレアンにおかれては、本町の山都町東京事務所の受託事業者であり、2018年から本町と都市部を取り次ぐ取組を行っておられます。そういうところで本町の魅力や課題等についても把握されているところであり、代表者においては、内閣府によって設置されるSDGs官民連携プラットフォームの幹事も務められているところで、これまでもSDGs推進に関するいろんな御支援をいただいていたところですよ。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） SDGsの申請について、クレアンのほうから有機農業に特化した申請をしようという提案があったんですか。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 提案につきましては、町職員によるプロジェクトチームで提案内容について検討を進めてきました。その中で、町長も昨日からSDGsに関して述べていますように、町の特色、やはり有機農業JAS認証事業者数日本一という強み、町の特色を生かした取組をしたいというところで、町において提案内容については検討し、進めているところですよ。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 今後、どのような普及をしていきたいとお考えですか。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 今後につきましては、一番はSDGsの取組を集中的に進めていくために、推進体制の整備をまず図っていききたいと思います。具体的には行政、町民の皆様、全町で取り組むために、一人一人ができること、みんなで取り組めること、そのためにありたい姿、やはり具体的な数値目標等を明確にしながら取り組んでまいりたいと思います。

そのような中で、有機農業を核とした取組につきましては、みどりの食料システム戦略、また、今、有機農業推進委員、有機農業関係者の皆様と一緒に有機農業推進計画を策定しておりまして、その施策の内容との連携をしながら、生産者、民間企業、民間団体、行政など様々な主体が協働・連携する場を形成しながら進めていきたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） ぜひ、みどりの食料システムは、2050年までに25%の農地を有機にしたいと、農水省が今、提案しております。それに向けて全国にPRする絶好のチャンスだと、それを達成する一番の近いところに山都町というのが来ているんですよ。これを一番最初に達成することが山都町のPRになると思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

次に、5番目ですけれども、異動のない専門職員を配置する必要があると思うんですけれども、そこはいかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えいたします。現在、有機農業の担当の職員の配置につきましては、農政係において職員を配置しているところであります。人事異動などにより職員が交代する際も、業務はしっかりと引き継いで事業に当たっているところです。有機JAS認証の取得の支援であったり、新規就農者、後継者に対する技術指導のサポート、また有機米生産へのサポートなど、支援の役割を担うものなど、そういった面につきましては、地域の熟練農業者の方や有機JASの制度の知見を有する民間の事業者など、専門知識を有する人材が、農業者の方の多様なニーズにこれから対応していきけるのではないかなと考えていて、具体的には、今後さらに、先ほど申し上げられました推進計画の施策の内容について、進めて協議を重ねていく中において、定めてまいりたいとも考えておるところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） この前の3月2日に、有機農業協議会の代表者会議がありました。その中で、2033年までに25%を達成しようという目標を立てました。目標達成のために、町のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えいたします。昨年、国が策定しました、議員おっしゃいました、みどりの食料システム戦略におきまして、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%に拡大するというので、大きな目標が掲げられたところでございます。

現在、町の有機農業推進計画を策定しているところでありますが、その中においても有機農業の取組面積、有機JAS認証の面積など、山都町においても拡大していく目標値として定めているところでございます。国が掲げます大きな目標の達成に向けては、議員おっしゃるとおり、町としても、いち早い達成ができるように、関係者の方々の御意見等をより大きな目標値で進めていかなければならないといった声をいただきながら、協議を重ねて進めているところであります。

その実現に向けては、今、日本一の数として掲げられております52の有機JAS認証事業者の方々をはじめ、また、町内多くの農業者の方々のお力が欠かせないと思っております。町としましても、有機農業の推進計画において策定して位置づけております、それぞれの取組をしっかりと図りながら、いち早い目標達成、実現につながるように本町の有機農業を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） ありがとうございます。町長が就任以来ずっと有機農業の町ということで提案して、この国の政策は山都町のためにあるんじゃないかと思うぐらいの政策になってきております。このチャンスを生かして、どんどん進めていただきたいと思っております。

次に移ります。県の農業試験場跡地を、3年前から委託を受けまして、有機農業協議会のブランド米部会というところが維持管理をしております。これ、3年目になりますので、今年からJASの申請ができます。大体、去年から始めたんですけども、10俵分は学級給食で提供して有機

農産物の啓発に努めてまいりました。今後は、有機農業の核となる施設が必要だと私は思っていました。そのために跡地を払い下げていただいて有効利用できないかと思っておりますけれども、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 寺川の農業試験場跡地につきましては、県のほうから試験場機能を廃止するというお話がありまして、早速いろんな協議をしながら、1年間は延長をしてもらったところでございますが、その後、どうするかというような形で、今、坂本議員からありましたように、まだ具体的な試験の目標等々もない中で協議会の方々をお願いをして、2年間、米の作付等々、有機農業協議会の中でしていただいたという思いでおります。本来であれば、我々が目的をはっきりした中で、協議会の方々をお願いすればよかつたわけでございますが、そういう部分ではなくてお願いをしたという経緯じゃなかったかなと思います。

今、言いますように、学校給食への提供もあったということでございますが、先般の質問の収支の中で初めて知ったという形で、なかなか、我々も含めて、また保護者の方、生徒さん方にも分からない中での提供だったと今聞いて、大変感謝をしておるところでございますけれども、今後につきましては、まだ県のほうから具体的な用地の用途等々についてはあっておりません。我々としましても、何らかの形で、あれだけまとまった農地が、また区画整理、施設等々も十分ある部分でございますので、そういう思いの中で、今後、協議会の方々とも協議をしながら、跡地の有効利用については考えていきたいという思いでおります。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いしておきます。

宮崎の綾町というところに見学行ったんですけれども、綾のワイン工場の隣に施設があります。そこには、有機農業推進係という係が一つの建物を持っているんですよ。入ってすぐ右側に、土壌検査室がぼんとあります。その2階に職員さんが4名ぐらいおられて、ぴしゃっと、有機農業を推進していくための説明を職員の方がされます。それを見て感動しましたけれども、そういうまちづくりをしていくために、有機農業推進係というのをつくったらどうかと思いますが、いかがですか。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えいたします。有機農業の行政部局での担当として業務を行う中では、先ほど少し触れましたけれども、農政係において有機農業担当を組織に配置しております。異動のない職員ということの御提案かと思いますが、業務も引き継ぎの中ではしっかりと引き継いで当たっておりますので、事業の中で推進計画の中で必要とされるような農業者への支援の施策については、専門知識を有するような人材を今後検討していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、お答えいたします。町長からもありましたとおり、有

機農業を核とした、これからの農業施策ということでございますので、現在、最終段階でございますが、専門部署の配置ということで検討しているところでございます。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 大変うれしく思っております。私の希望としては、専門部署をあそこの試験場跡地にぼんと据えて、有機農業の核となるような施設にしていただけたらと思っております。

次に移りたいと思います。

3番目に、町営の堆肥生産組合、BLOF理論の講演会を聞きに行きまして、堆肥の必要性を改めて痛感いたしました。私も知らなかったんですけども、酸性の堆肥がいかに有効かということが分かりました。これは、BLOFの講演会を、ぜひ執行部の皆さん、議員の皆さん、聞いていただいて、納得した上で堆肥生産に当たるなら、本当のまちづくりができるのではないだろうかと思っております。

先ほど言いました2033年までに25%、1年当たり31.5ヘクタールの規模拡大をしていかないと、その目標に達しないと。これは、とても有機農業者だけでは賄うことができない面積になります。慣行農家の人たちをいかに有機農業に取り込んでいくかということが急務になってきます。そのための一番の近道が堆肥なんですよ。

以前、農協長の佐藤組合長が有機農業を進めたと。これは、今までのように肥料とか農薬を売っている農協だったら第2の水俣になるぞということで、有機農業を進めてこられました。下に年表があったと思うんですけども、第3回の全国有機農業大会を、この山都町でやっているんです。そのときに、あの有吉佐和子さん、「複合汚染」のですね、あの方が山都町に来て講演をしておられます。そういう歴史の中で築き上げてきた山都町なんですけれども、そのとき佐藤組合長が何をされたかという、職員を各農家に出向させて堆肥づくりをされとるんですよ、庭先で。いかに堆肥が大事かということを知っていらっしやっただろうと思っておりますけれども。

一つの例として、臼杵の堆肥場、これがインターネットで調べてもらおうと分かるんですけども、臼杵土づくりセンターの完熟堆肥、名前がうすき夢堆肥と。これは臼杵在住の中学生が命名してつくって、町全体で堆肥をつくっていくという堆肥場を造っております。大体、年間約3,000トンぐらいの堆肥をつくって、1反当たり2トンを入れております。それで面積的には150ヘクタールぐらいの有機物を還元できるような施設です。ここは、ぜひ見学に行ってもらって、山都町の町営の堆肥舎をつくる目安として考えていただきたいと思っておりますけれども、町長、いかがお考えでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 有機農業のみならず、堆肥の必要性は十分承知をしておるところでございます。BLOF理論というのは、まだ私も詳しくは知りませんが、先般もいろんな方々と話をした中で、堆肥の必要性はもう十分理解をしたつもりでありますし、今後、有機農業の特化、先ほどありますように、2033年までに、これだけの面積を増やすのは到底難しいといいますが、目標でありますので目標を立てたところでございますが、そのためには堆肥を有効に使って生産

○町長（梅田 稷君） お気持ちは大変うれしく思っております。後で、詳細につきましては生涯学習課長からあろうかと思いますが、山下さんを記念する武道館につきましては早い時期から、矢部町時代からもあったところですし、今回、我々も、今、建設中であります新しい町営体育館で、いろんな山下先生に関わる部分も、武道場の中に展示等々もしたいという思いの中で進めておるところであります。

検討等の今の状況等につきましては、後で課長からあろうかと思いますが、恐らく先般も全国大会、いろんな分ができるような体育館という形で今の体育館の建設をしているわけですが、世界規模の大会、どのような形でできるか、また、武道場の建設が、河津先生の話はまだ、私も今日聞いておりませんが、そういう部分も含めながら、県がそういう思いであれば、今の体育館とは全然別な形でしていかなんとじゃないかなと思いますが、詳しくは担当課長からお話があるかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。先ほども町長から答弁がありましたが、本町はJOC山下泰裕会長の出身地でもありまして、県立武道館が誘致できるとすれば、非常に夢のあるお話であると思っております。

今回、県立武道館誘致の質問をされるということで、県の教育委員会に問合せをしました。以前から、武道関係の団体から老朽化や駐車場等の不足から建替えの要望は上がっておりましたが、残念ながら現時点では建て替える計画はないとのことでございました。先ほど町長も御挨拶のとおりに、今後、建設をしております総合体育館内に武道場兼多目的室を計画しております。また併設の体育館、アリーナもできますので、一体的に大会等の開催は可能だと考えております。新体育館建設後は武道をはじめ、あらゆる屋内競技大会が開催されることを期待しているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） アンテナを立てとって情報を吸収するような考えを持っていただきたいと思ひます。

今度の体育館の図面を見たんですけども、多目的センターで、大体、柔道場が2面取れると、柔道の形大会を毎年山都町でやりたいと県の柔道協会には要望しておりますので、今年も大体3月にする予定だったんですけども、コロナで延期になって、多分7月ぐらいにはでくっとなじやないやろかと思ひます。体育館ができましたら、ぜひともそこでやっていきたいという考えであります。

それともう一つ、今、山鹿でやっている山下泰裕記念柔道大会、あれを山都町に持ってきたいと思ひて、県の教育委員会に「何で山鹿でせないかんとか」と話したんですよ。そしたら「最初山都町に打診しました。山都町が断ったけん山鹿でしてます」、そういった意見が出ましたので、もし体育館ができたら、ぜひとも山都町でやりたいと強い要望を出していただきたいと思ひております。

寄附を募って山下泰裕の銅像をつくったらどうかという話をしております。今度、道の駅でロータリーができますので、そこにどんと飾っていただくということではできないでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 国道から入る町道がございますけれども、そちらの活用については現在検討しているところでございますので、今後、検討をさせていただくということで。

○議長（藤澤和生君） 2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） ありがとうございます。そうになりましたら、よろしく願いしておきます。

この出身者リストをつくるというのは、人と人のつながりなんです。私が、●●●●●●●●●●●●●●●●この前、大矢野に行きました。何で行ったかという、あそこにトレーラーハウスのキャンプ場があるんですよ。御所オートランドにトレーラーハウスを持っていくことができないかと思ひまして、そこのオーナーがたまたま大矢野に来ますということで、時間を空けて話を聞いてくれるということだったんで来ました。●●●●●●●●●●●●●●●●佐賀のサガン鳥栖のオーナーだったんですよ。で、大概金持ちねというような話をしておりましたけれども、その方も物すごく苦労されとって、体を悪くして、大学のときに雑穀米と出会って、雑穀米の商標を取って、それからどんどんどん急成長していかれた方です。物すごくいい人で、たまたま私と同級生ということが分かりまして話が盛り上がったんですけども、私の名刺を見せたら、山都町だったら伴都美子さんがいますねと。今、伴都美子さんと一緒に雑穀米のコラボをやるという考えを持つと。それもJASなんです。で、今、有機農業を広めたいということ、雑穀米で伴都美子さんとコラボしているということで、これは何かつながるなという思いがしております。

それが人と人の付き合い、つながりだと思うし、山都町出身者をいかに広報、まちづくりに協力してもらうかということじゃないかなと思っておりますので、この出身者リストは、ただ単に紹介するんじゃなくて、いかにつなげていくかということの大事さにもつながると思っておりますので、ぜひともよろしくお願い申し上げます。

時間ありますけれども、私の質問はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤澤和生君） これをもって、2番坂本幸誠君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時59分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 皆様、こんにちは。10番、吉川です。今定例会最後の質問者となりま

した。あとは1時間の間、よろしくお付き合いをお願いいたします。

今定例会も昨日より、年度末のお忙しい中にたくさんの方に傍聴にお運びいただきました。ありがとうございます。また、本日は小峰の老人会の皆様に来ていただき、高齢の先輩方に見守られての一般質問ということで、大変緊張もしておりますが、本当に皆様方の応援をうれしく思っております。どうぞよろしく願い申し上げます。

3月も半ばを過ぎまして、随分と春めいてまいりました。阿蘇の山々や近隣の草原でも野焼きが行われて、春の風景が広がっています。しかし、空気の乾燥から、正月以来、大きな火災が続いております。火災で被災された方々に、この場を借りてお見舞いを申し上げます。春の野山には梅やスイセンが咲き始め、もうじき桜の便りも聞かれそうです。山都町には桜の名所も多く、里山歩きや山菜取りを楽しまれる方が増える頃だと思えます。そよ風パークの遊具も完成し、週末から開放されると聞きました。子育て家庭においては、近くに遊具のある広場があることは、大変ありがたいことではないかと思えます。

しかしながら、この平和な田舎の日常とは程遠いところで、思いがけない戦争が勃発しました。毎日罪もない市井の人々が逃げ惑う姿に心が痛みます。戦争で亡くなった方の数字が発表されますが、人の命はただの数字ではありません。誰かの夫や妻、両親や子どもであることを忘れないでほしいです。国家の利権や覇権争いに、市井の人々の命を危険にさらさないでほしいと願うばかりです。いかなる事情や理由があろうとも、戦争は断じて許されません。過去の戦争の反省の上に成り立つ現代、21世紀において本当に戦争が始まるとは思っていませんでした。一個人に何ができるだろうと思えますが、全国に広がる議会での抗議文を採択することや、国際的に難民支援活動をしている団体等を応援したりすることは、ここにいながらできることではないかと思っております。

また、戦争だけではなく、貧困や差別、いわれのない暴力に泣いている方々が世界中にいることを考えながら、SDG s 未来都市に選定された山都町から、世界に思いをはせて生活をしなくてはならないと思っております。SDG s の国連に提出された文書の前文には、誰一人残さないという大切な理念がございます。

さて、町内のことでいえば、九州中央自動車道の開通を間近に控え、それに伴うグランドデザイン振興に弾みがついてまいりました。新道の駅、通潤橋周辺の整備、新体育館建設、一気に町の顔が変わってきます。4月からは通潤橋の上を渡ることができそうです。増加する観光客の期待に応えられるまちづくりを推進してまいりましょう。先日の熊日紙上では、九州中央道の矢部一清和間の事業化へ向けた評価が始まった記事が掲載されておりました。清和にインターチェンジが設置されることも見えてまいりました。浜町周辺だけではなく、町全体のイメージを持ちながら計画が進むことを望みます。

高速が開通し、観光客の増加が見込まれる中、来訪者がまた来たいと思えるためには、町民との交流が望めます。リピーターと言われる人々は、きれいな風景や食事だけではなく、人が人を呼び、つながっていくものです。山都町は人がよかもんねと、山都町のあの人に会いたかねと書いていただけるような心持ちでお迎えをしたいものです。

前置きが長くなりましたが、今日は新型コロナワクチンの接種について、SDGs 未来都市の取組について、そして、通潤橋と清和文楽の連携について御答弁いただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

では、質問台に移ります。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） では、通告書に従いまして、まず、1番目の質問です。

新型コロナワクチン接種について伺います。12月のコロナ関連の補正予算のときにも申し上げましたが、ワクチン接種についての差別等がないかなどの啓発について、お願いをしたいと思っております。ワクチンの接種については、本町においても高齢者や医療従事者への3回目の接種が粛々と、着々と進んでいるところです。接種はあくまでも個人の自由意思であるべきであって、受けるも受けないも選択できるものです。しかし、受けたくても体の事情で受けられない方、また、受けたくなくても職場の事情等で受けなくてはならない方々などがいて、その状況は千差万別のようなようです。様々な状況の中でも本町の接種率は高く、接種していない方のほうが、ごく少数派となってきております。その方々が日常の中で肩身の狭い思いされていないか心配しているところです。町のほうでそのような状況を聞いておられないかを伺うと同時に、また、そのようなことが起こらないための啓発活動はどのようになっているかをお伺いいたします。

○議長（藤澤和生君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） それでは、質問にお答えいたします。まず、新型コロナウイルスワクチン接種は、接種予防法第6条第1項の臨時接種として実施するものであり、市町村長は、対象者に対して接種勧奨をすることとされています。また、対象者の12歳未満の者は努力義務の適用が除外されていますが、原則として12歳以上は接種を受ける努力義務が適用されています。町では感染症の蔓延防止のために、対象者にワクチン接種に関する周知、勧奨を行い、接種が受けられる体制を構築していくという役割のもと実施しています。

12歳以上の方には努力義務が課せられていますが、最終的に接種をするかしないかの意思決定をするのは御本人や、その保護者であるため、その判断に必要なワクチンに関する有効性、安全性、接種後に起こり得る副反応や、まれに生じる健康被害に関する情報を、個人宛ての通知文や広報紙、ホームページ、接種会場内の掲示物、配布物において提供しています。

山都町では、1、2回目の接種時から意向調査を行っており、現在の3回目接種では、接種の希望があった方のみ接種案内通知を差し上げております。対象者の中には、病気の治療を優先せざるを得ないなど、様々な事情により接種ができない方もおられるため、無理に接種を勧めることはありませんし、本人の同意なく接種が行われることはありません。また、ワクチンを受けていないことによる差別的な事象について、今までに直接の御相談等はありません。

なお、接種の努力義務の適用除外とされている5歳から11歳の方への通知に「守ってほしい大切なこと」として同調圧力に関する記載があります。あわせて、町でもホームページに掲載したいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 詳しい情報ありがとうございました。直接的な御相談はないということでしたが、今、課長の御説明の中で、様々な情報を出していく、それが本当に大事なことだと思っています。後段で5歳から11歳の向けてのワクチン接種についても御質問しようかと思いましたが、今、ちょっと含んだところでの御返事があったと思っています。

そのような感染者等々の数字なんかも、日々ニュースなんかで流れているわけなんですけれども、自治体によって、その周知の方法はまちまちのようです。本町におきましては、県の発表を受けて速やかにホームページに掲載をいただいていますので、大変結構なことだと思っています。自治体によっては発表してないところもあるそうなんです。聞きに行かないと教えてくれないということもあるように聞いています。ただ、人口の少ない町ですので、発表より早く情報が流れるということも間々あります。どここの誰々さんげなねとかいう「げな話」が先に流れていくことも往々にしてあっているようです。

オミクロン株というものの流行に至っては、感染経路が分からないケースが大変多く、感染者が出て、さて、自分たちは何に気をつけて暮らせばいいのだろうと戸惑う方もいらっしゃると思います。先ほど、課長は、個人宛てのお知らせの中で、あるいはホームページ上に掲載をしているとおっしゃいましたが、なかなか、私もそのワクチンに関する情報をホームページから探しに行こうとしますが行き当たりません。何かストレートに伝わるような方法を考えていただきたいと思うんですが、町として、そのような不安を抱える方々に対してメッセージを発信していただきたいと思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） ホームページの在り方について、なかなかたどり着けないということについては、今後、改善の余地があるかと思しますので確認してまいりたいと思います。随時、情報を皆様に周知していきたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） ぜひ、そのようにお願いいたします。簡単に、ホームページを開けますと、もちろん一番上のタイトルのところに、通潤橋はじめロールしていきようになっているんですが、ワクチン接種ということがあります。でも、そこをクリックしても本当に一般的なことしかありません。一般的なというか、接種の会場がどこであるとか、既に行われているようなこととか、そういったことが中心のようですので、ぜひ、今のような情報のメリット、デメリットみたいなものにきちんとそこに行きつけるということをよく考えていただきたいと思います。

また、次に、今月からもう始まる予定です、3月の後半ですね、5歳から11歳の子どもへのワクチン接種について、今、少し触れていただきましたが、まず、あらかじめ申し上げますけれども、私はワクチンに対して反対派でも賛成派でもありません。強いて言わせていただければ慎重派であるということなんです。先ほどのところでも申し上げましたけれども、ワクチンの接種は自由意志なんです、しかし、その判断をするための情報が少ないのではないかと考えています。

大人であれば自分で情報を取りに行くことも可能ですが、今回の低年齢の子どものことは、先ほど申し上げましたように、保護者が判断するしかないわけなんですね。今回も接種対象者について、2月17日に意向調査のお便りを発送されています。対象者は587名、今のところの回答率は71.2%と聞きました。回答された418名のうち接種希望が248名、希望しない人が82名、また、検討中が88名というデータをいただきました。この意向調査の内容について、少しお知らせいただきたいと思います。私のように、そういう年代の子どもがおられませんと、そういう内容に触れることもございませんけれども、何が、先ほどおっしゃいましたけれども、何をどのように配布されたのか御説明をお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） お答えいたします。今、吉川議員から言われたとおり、5歳から11歳の方に対しては2月17日付で個別通知しております。確実に情報を保護者様にお届けし、接種の有無を判断していただきたいという趣旨でございます。

送付した内容につきましては、接種の方法について、それから子ども向けと保護者向けの小児用コロナワクチン説明書、接種に当たり考慮すべき小児の基礎疾患について、意向調査はがきと意向調査の回答方法などを送付しております。意向調査の回答をもとに、集団接種を矢部保健センター千寿苑にて、1回目を3月27日、2回目を4月17日に予定しております。

また、集団接種で受けられない方や、順次、5歳の誕生日を迎え接種を希望される方を対象に、町内小児科の医療機関で個別接種を行うようにしております。接種を希望すると回答した方には、ピンク色の封筒で、接種日程通知がお手元に届くよう準備しています。

また、今後の予定としましては、5歳から11歳の対象者全員に黄色封筒で、接種券付予診票と小児用ファイザーワクチンの説明書を同封し、一両日中に送付することとしております。接種の意向について変更がある場合は、山都町ワクチン専用ダイヤル72-0077にて受付できるよう対応しております。併せて、「広報やまと」3月号及びホームページに掲載することとしておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 詳しい説明ありがとうございました。ぜひそういったものの内容をしっかりと読みながら、保護者様には本当に判断をいただけたらいいかなと思っていますが、今回の子どもへ向けたワクチンの接種は、先ほど課長もおっしゃいましたように努力義務ではなくなりました。この回答の中の、先ほど私が検討中が88名という数字を申し上げましたが、88名の検討中というものの中に保護者さんの正直な気持ちが隠れているんじゃないかなと感じています。今回、同封された厚労省のデータの中にも、先日の国会の答弁の同様の質問の中で、厚労省の大臣が、日本ではまだデータが不足しているので、参考としているのはアメリカでのファイザー社に対するデータだということでございました。今回使われるのはファイザー社ということでございますが、このワクチンの効果が検証されるのは2023年以降だとも聞いております。

私が申し上げたいのは、保護者さんに打ったら駄目ですよということではなく、大事な情報を

もっと公開すべきだということなんですね。それをきちんと並べて判断をし、するとかしないとか、そういったことの判断をしていただきたいなと思っています。今、課長のほうからも、ホームページで分かるような公開をしていきたいとおっしゃいましたが、もうぜひにお願いしたいと。やはり、どこに探しに行ったらいいか、そして、今、不安な保護者に対しては町の72-0077に問い合わせるようにとありましたが、こういったことも十分に、どこに相談をしていいか、ホームページというか、ネットで調べれば様々な賛否両論出てまいります、やはり町としての方針とか信頼されるべき筋の情報を、ぜひ町のほうでバックアップをしていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

また、あるというか、医師の皆さんの中にもいろんな方がいらっしゃいます。そんな方のお話では、ワクチンよりも自然の免疫力を上げることが大切なんじゃないかと言う人がいます。私も私見ですけども、この山都町において陽性患者が少ないというのは、もちろん人口比ということもありましようが、この土地で、土と森林に囲まれた条件の中で暮らしてこられた人々の自然免疫力の高さ、強さにもあるのではないかと考えています。自然の免疫力を上げるためには、食生活の安定はもちろんのこと、軽度の運動や人と話すなどの質の高いコミュニケーションがあるといいます。この2年間、ステイホーム、外食の控え、人が集まることを抑制され、免疫力を上げる機会をことごとく奪われてしまいました。昨日、3番議員のコロナの2次的な健康被害についての質問もありましたし、11番議員の高齢者社会の行く末を考えると、自分の健康は自分で守る心がけが大変大事だというふうなことは伺います。コロナの次にやってくるのが何物か分かりませんが、立ち向かう自己防衛力をつけることが大切ではないかと思っています。

感染するのは怖いですが、今回のオミクロンに関しては、ほとんど軽症の風邪のような症状だとも聞いております。町として、コロナとともに生きていくために必要なことは何だというふうにお考えでしょうか。厚労省や保健所が通達することを流すだけではなく、山都町らしいメッセージの発信も必要ではないかと思いますが、担当課あるいは町長のお考えをお聞かせください。

○議長（藤澤和生君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） 議員おっしゃるとおり、基礎免疫力を上げるということはすごく大事なことだと思います。山都町では高齢化率がすごく高くなってはおりますけれども、元気のいい高齢者が多いことも事実だと思います。健康に関する情報を今後もホームページと広報誌等に掲載してまいりたいと思いますので、皆さん活用して日々の行動に移していただけたらと思います。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 町としてどのようなやり方があるかというようなこと、先ほどありますように、昨日、テレビを家族と見ておりましたが、やはり食事を十分に取る、歩く、いろんな話をする、笑うというようなことが、高齢化社会の中で年を取らんというようなテーマのテレビでございましたが、昨日も、先ほどありましたように、後藤議員からもあったような形で、やはり高齢者の方々が免疫力をつけるのは、一人一人の努力でできるんじゃないかなと。その努力を

するための、我々、施策、また方法等も町民の皆さんにおつなぎをしながらやっていくのが一番じゃないかなと、免疫力をつけることによって感染防止等々にもなるんじゃないかなという思いでおりますので、今日も老人会の方々、お見えでございますが、高齢者の方々が元気で暮らせることが免疫力をつける一番の近道じゃないかなという思いでおります。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） それぞれにメッセージをありがとうございました。今日、いみじくも傍聴に来ていらっしゃる老人会の方々、元気なお年寄り、先輩方の本当に元気をいただく、そして生きてこられた知恵とか、その生活の在り方を私たちが学ぶことも大変大切じゃないかと感じているところです。引き続き、町民の健康、維持管理、そして健康寿命を延ばすことに注目しながら政策も頑張っていたいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、SDG s 未来都市選定についての取組について伺います。今定例会では、それぞれの議員が、それぞれの視点で、この件について質問を重ねておりますので、重複する部分もあり、割愛する部分もあるかもしれませんが、自分なりの考え方を申し上げたいと思います。

昨年の5月に、SDG s 未来都市モデル事業の選定を受けました。先ほど2番議員の質問の中にもありましたが、全国にSDG s 未来都市が29団体選定をされ、その中の10団体が先進的な動きを、先導的な動きを期待されるモデル事業者ということの選定を受けております。山都町はモデル事業の選定を受けたところです。それに伴い、助成金を様々な事業に振り分けてこられました。現在の進捗状況をお伺いするところでしたが、先ほど2番議員の質問の答弁の中で詳しくお知らせをいただきましたので割愛したいと思います。

町長に、もう何回も、今定例会、聞いているところなんです、この未来都市に選定された意義を改めて伺いたいと思います。昨日も同様の質問があつて、町長になって以来、有機農業の推進を掲げていらして、まさにこの選定によって実現可能な方向にかじを切ることができたのではないかと捉えています。また、ちょうど時を同じくして、先ほど2番議員からもありましたが、国が出した「みどりの食料システム」の目標の一つである有機農業の推進、ここにもがっちりつながっていた。本当に、山都町のための施策ではないかと思えるくらいなんです、その後押しというか、様々な施策を受ける中で、町長の、もう1回、モデル事業に選定された意気込みなり思いを聞かせていただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） お答えします。タイムリーじゃなかったんじゃないかなと。先ほど言いましたように、3年半以上かかった中で、本当に職員の方々に、選定に来るまでのいろんな取組をしてもらったおかげで、今回の10都市の選定になったんじゃないかなという思いでおります。これは先般来言っておりますが、今までずっと山都町の方々が、有機農業はもとよりでございますが、先ほども言いましたように、合成洗剤の追放であつたり、いろんな女性部の方々の取組等々が、その前にあつたおかげで、今回の選定になったという思いでおります。国がすることは、なかなか、そのまま飛びつくと後にしっぺ返しがかくつとじゃないかなと心配をしながらでございますが、まずは、国もこれだけ大きな目標を掲げながら、全国的にSDG s であつたり、有機農

業の推進であったりを進めておりますので、この流れの中で、我々も流れを加速をしながら、最終的には町民の皆さんの最大限の幸福を望むのが今回の一番の思いじゃないかなと思っております。そのためには、昨日もちょっと言ったと思いますが、一人一人の町民の方々が目標数字を共有できるように、具体例でございますが私の思いです。ガソリンの消費量を減らす、電気の使用量を減らす、まずはこの二つぐらいを全町民の方々と共有をしながら、来年度、再来年度、少しは減ったなというような、今回のウクライナの戦争で油が上がった、物価が上がったと大騒ぎをしておりますが、このようなときこそ我々がそういう思いの中で、生活をみんなで構築をしていけばいいんじゃないかなという思いでおります。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） ありがとうございます。まさに自給率でいけば、山都町は本当に飢えることはないんじゃないかなと思っておりますが、本当に、先輩方の思いを引き継いだ形で、今まさにそれが実現可能となってきているとひしひしと感じております。

私も一消費者でございましたが、ここに来て二十数年暮らす中で、実際にそういう方々と、生産者の方々と対で、何とかさんがつくった野菜だというふうにいただけることは本当にありがたいと、私の暮らしの見直しにも本当に大事なものとなっております。

2015年に国連で採択された、この世界を持続可能に大切に保つための目標であるSDGsは、当初、言葉が独り歩きしている感じもしておりました。地球の未来を自分事として考える道具として感じるものが最近出来始めてきました。自分の身の回りの課題解決、今、町長がおっしゃったように、例えば、ごみを出さなくて済む方法、買物をし過ぎない方法、排ガスを出さずに移動することとか、子どもたちにどう教育の機会を与えるかなど、もっともっとたくさんをこのSDGsの17のゴールにひもづけて考えていくという、本当にその課題解決の道具であると考えると、非常にすっきりしてきた感じがします。自分事が世界の状況を改めることにつながっていくという大きなつながりも感じております。

SDGsの啓発については、未来都市を目指した当時、今、町長が3年半かかったとおっしゃいましたが、当時から「広報やまと」でページを割いてきています。まずは言葉の説明であり、17のゴールのアイコンの説明、そして現在は各種団体や個人の取組をシリーズで掲載されております。最初は正直、うさんくさいというといけません、そんな感じも、また何か横文字ば並びおらずという感じをしていた町民の方も多かったのではないかなと思っております。しかし、今、未来都市に選定され、事業に取り組むようになり、その下準備ができていたかなと感じています。今、町長の言葉を借りれば、この3年半だけではない、本当にこの40年、50年という有機農業の昔から、そのことはつながってきたんだと思います。このほか、最近は動画を配信したりしてPR活動にも力が入っていると感じております。

今回採用されたモデル事業の内容は、有機農業を核とした取組です。来年度は予算的にも持続可能な、継続的にSDGs関連の予算が各所に配分されております。そして、このことについて昨日8番議員や4番議員が触れておりましたが、SDGsの担当を山の都創造課に移管するという機構改革については、私もどういう立場に置くのかなということが気になっておりました。昨

日の企画政策課長や総務課長の答弁を伺ってございましたら、各課にわたるSDGs関連の事業を統括しながら、全体のコーディネートしていくかのようなお話でした。私はかねてから、このタイミングでSDGs推進室を立ち上げる必要がないかと思っておりましたが、今回の機構改革での位置づけはどういうふうになっているのか改めてお伺いします。推進室という位置づけでよろしいのでしょうか。総務課長、お願いします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。議員から御意見がありましたとおり、推進室という形で進めていきたいと思えます。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） ではSDGs推進室ということですが、そのチームは、どういう方向性になるのでしょうか。今回は有機農業を核としたモデル事業です。それはそれで本当に結構なことです。ただ、本当に多岐にわたる事業が展開されてきます。今、見えているところで言いますと、企画政策課が案をつくり上げ、現在の取りまとめも企画政策課がやっております。核となるのが有機農業ということで農林振興課がもちろん担当しておりますし、また学校の子どもたちへの取組は教育委員会がやっているのではないかと考えています。この取組を、内外に見える化をするということが大切ではないかと考えているところです。

今回の事業は、従来の、町が何らかの事業を発注し、事業者が受注するという垂直的な動きではなく、先ほどから一人一人がというところがキーワードになっていると思うんですが、住民全体の課題として、広くボトムアップでアイデアを積み上げていく方法が望ましいのではないかと考えています。

また、今回の未来都市への選定では、東京事務所の働きが大きかった、先ほど2番議員もちょっとクレアンさんのこと触れられましたけれども、かなり強いサポートがあったのではないかと考えておりますが、今回の推進室にも東京事務所からの力添えをいただいたほうがいいのではないかなと考えているんですけれども、その点のお考えはないのでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。SDGs事業の推進につきましては、町内外への普及啓発と各担当課で実施します事業計画等がございますので、その進捗管理とフィードバックという部署を予定しているというところでございます。

様々な関係団体の方との協力というのはいまでもございませぬし、一番大事なのは、町全体、町の行政機構が同じ方向に向かっていくということが一番大事かなと思えますので、そういったコントロールタワ的な部署になると考えております。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） その推進室というのですが、山の都創造課に入ることなんです、それはチームができるということなんです、今、東京事務所の力添えということも私が発信しましたが、やっぱり、そこにはリーダーという人がおり、それをコントロールをしてい

く、コーディネートをしていく、今のその状況を把握していく、次なる手はどういうことが必要なのか、同じ業務を課の中で兼任していくということになれば、非常にこれ大変な仕事になっていくんじゃないかと思っているんですが、あと残りの2年間、これを集中してやっていくためには本当に各課横断的な、全庁的な取組が必要で分かるんですけども、それを統括していくところには一つのチームというはっきりした存在が必要ではないかと思っているんですけども、その点、もう一度伺いいたします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） チームの構成につきましては、いわゆるチームリーダー、それからチームに所属するメンバーと申しますか、になりますと、いわゆる一つの係ということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 了解いたしました。じゃあ一つの係として、はっきりとその推進室を位置づけしていただき、PDCAサイクルなんかもきちんとやっていただきながら、進捗状況の把握、そしてやっぱり2年間で、もちろん2年間で終わるわけではなく、これが基礎となってまちづくりに役立つようなSDGsのツールなんだということを御理解の上、進めていただきたいと御期待を申し上げます。

また、このSDGsというのは、未来を担う子どもたちに地球の大切な資源と環境を残していくためのアクションだと思っています。今回の事業投資で、ぜひ子どもたちにその恩恵を与えてほしいと思っておりますが、企画政策課の課長から先ほどあったように、既に町内の事業者へ委託された取組の中で子どもたちへ向けた事業が動き出しているようです。その取組は「広報やま」とにも形成されておりました。3月号ですね。有機農業の町として給食に有機米を導入したこと、そして地元の農産物を使用したみそづくりの講座を全小中学校で実施されたこと、中学校では家庭の台所から出るごみを計量し、ごみの減量化や環境のことを自分事として課題として取り組んでいただいているようです。このようなことが、この機会を通して身につくように推進していただけることは大変喜ばしいことだと思っています。

そこで、期限付のものではなく、継続的な取組ができるように、やはり未来を生きていく子どもたちにその意識を強く持っていただけるために、山都学の勉強のように、総合学習の中に各学年ごとのテーマを入れて学習するなど、教育現場での取組方というふうなものを、お考えを伺いたしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。議員おっしゃいますように、令和4年度においても、総合的な学習の時間を活用しながら学校や地域と連携した事業を計画しております。地域全体で子どもを育む独自の地域学習システムを構築していきたいと考えているところで、やはり、単年単年というところではなくて継続した取組としまして、例えば小学1年生から中学3年生まで、それぞれの段階でのプログラムを策定しながら、一貫した、こういう学習システムを構築していきたいと考えております。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。令和4年度以降は、各学校で実施している地域学習の山都学と連携し、さらに計画性をもって展開したいと思っております。

例えば、八朔祭り、文楽、神楽などの地域伝統文化学習や、地域農業者の御協力により行う農業体験などを推進したいと思います。その学習にSDG s補助金を活用したいと考えております。持続可能なまちづくりに子どもたちが興味を持って学び、地域に誇りを持ち、山都町の将来を担う人材育成につながるよう、地域や学校の実情を踏まえながら取組を進めてまいりたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） ぜひ、子どもたちによりよい学びの場を提供していただけるようお願いを申し上げます。私たち自身も日頃の家庭環境を踏まえながら、この町らしい、本当にこの町が一体となって、SDG sの未来都市に選ばれてよかったなど思えるような暮らしの振り返りをしながら生きていきたいと思っております。

では最後に、通潤橋の上部通行が再開されることになるであろうことについて伺います。通告の順番を入れ替えさせていただきます。

先日も熊日新聞にも掲載されたので、御存じの方も多いのではないかと思います。4月から通潤橋の上を渡ることができるようになるようなんですね。「ようす」というのも、これに関する条例の制定は、今定例会に上程される予定のもので、まだ議決されておられませんというところで申し上げます。

しかし、条件付ながら橋の上を歩けるようになるということは喜ばしいことだと感じております。熊本地震でダメージを受けて以来、復旧作業に次ぐ復旧作業で、約5年間の間、上を歩くことができませんでした。再開については検討委員会での議論があり、結果、渡るための条件が付きましました。危険防止のための警備員を配置することやゲートを設けること、橋の維持管理費を徴収するようなものが主なものです。

そこで、具体的な料金の内容等については詳しく申し上げますが、料金をどこで徴収するのか、どこが入退場のゲートになるのかなど、現時点で分かっていることがあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。今回、3月定例議会におきまして、国指定重要文化財通潤橋の橋上における公開に関する条例を上程しております。

通潤橋の橋上の公開につきましては、当面、4月からの放水日と合わせて、午前10時から午後3時までの間、事故防止等のため警備員を配置した上で公開をいたします。公開に当たりましては観覧料を徴収させていただきますが、手続としましては、通潤橋駐車場前の虹の通潤館の売店で観覧料を支払っていただき、裏面がシールになっております観覧証をお渡しいたします。観覧の際には、その観覧証を警備員に分かりやすいように、御自身の上腕部に貼っていただくことにしております。

観覧者は通潤橋付近に設けております三つのゲートから出入りしていただけます。一つ目は通潤橋上流左岸側の遊歩道登り口、二つ目は通潤橋の取入れ口側、三つ目は吹上げ口側に設けます。観覧者の多くは通潤橋上流左岸側の遊歩道登り口のゲートを利用されることになると考えますが、ほかの二つのゲートを通ることにより、岩尾城や五老ヶ滝も回遊していただくこともできると考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 承知しました。確認ですが、遊歩道というのは、橋のたもとの、ソロバン滝のところから上がっていくというところですね、多分。それから、取入れ口のところは岩尾城を登っていくところ、そして、お小屋があるほうが吹上げ口ということですね。分かりました。で、シール等々張って、ちゃんとお金を払った人が分かるようになることも大事なことだと思っています。

本当に、この再開については、やはり町内の方々におかれましては、ずっと生まれながらにそこにある通潤橋を我が町のシンボルとして、そして愛着があり、その愛情を持って周辺を散歩コースにしていらっしゃるという浜町かいわいの方々も多いわけなんですけれども、このゲートを設けるからには町民といえども簡単に上がることができないということでしょうか。大変心配の声が最近ありますので、そのところ、例えば今、時間を10時から15時、放水の日とおっしゃいましたが、その他の日の管理とか、町民に向けての開放というものがあるのやないのや、そこら辺も検討していただきたいと思うんですけれども、御判断いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。今回、開放につきましては、通潤橋の放水日と合わせてのみだけ開放するようにしています。今後の状況次第で、開放策をまた考えていきたいと思えます。また、ゲートを設けております。通常はゲートの門が閉まっている状態ですので、放水日でなければ開放しませんので、そこの門をくぐることはできないという状況になります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 今のような御答弁ですと、非常に町内から、昔から橋に親しんでいます、育み育てるといいますか、残念なお答えだったんじゃないかと思うんですが、やはり我が町の、前から町長も、おらが町の通潤橋というふうなことをおっしゃっていますけれども、やっぱり、そこら辺の兼ね合いは非常に大切な部分じゃないかと思えますので、どのようなゲートが、ああいふ空間におきまして全く入れない状況がどのようにできていくのかとか、もちろんそれをかいくぐってどうこうということではございませんけれども、その放水のない日には、そこら辺の配慮もお願いしつつというところで、今後の検討課題にぜひしていただきたいと思えますが、検討の余地がございますか。もう一度お願いします。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。通潤橋、橋上を渡るというのは5年ぶりのお

話でございまして、今回、警備をつけて渡すことになった次第で、大変申し訳なく思っておりますとでございます。

公開に当たりましては、警備をつけて万全の体制で、警備を安全のためにつけるわけですけど、1年間様子を見て、また、皆様から御意見をいただきながら課題解決に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 大変ありがとうございました。課長も地元で育った人間として、非常に今、心が痛いんじゃないかなと思っておりますが、前向きな御答弁だったと思います。本当に状況を見ながら、では、通潤橋は誰のものかという話を以前からしますが、町のものだという、町の宝だということを申し上げる一方で、今回のようなことは、観光客のための通潤橋になってしまうのよねという感じもいたします。しかしながら、上を歩けるといって、一歩前進というところは捉えておりますので、今後の検討課題として、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

また、もう一つの質問は、2022年度の放水カレンダーが発表となっております。シーズン中は木曜から日曜まで毎日のように放水がなされます。放水時間は午後1時からの15分間、各地からいらっしゃる方が喜ばれることと思っております。

ですが、ただ1点、私が残念なのは、放水の時間と清和文楽の時間がかぶっていることです。清和文楽は日曜の午後1時半開演、通潤橋の放水を見てからでは文楽の開演時間に到底間に合いません。山都町に観光に来られる方が、放水を見てからだと文楽に間に合わないんですよとおっしゃいます。欲張れば、今日は通潤橋だけ、次には清和文楽だけということもありますが、やはり訪れる側の立場に立てば、せっかく山都町を訪れたからには、両方とも見られればベストなゴールデンコースができるのではないかと思うわけなんです。

山都町の観光の目玉である二つの有形、無形の文化財を一举に楽しむためには、日曜日の放水時間を30分早めていただくだけで可能となると私は思っているのですが、可能性を探っていただけませんか。

清和文楽も、昨年、コロナ禍にありながら新作の上演を挙行しました。そこで新しいファン層をつくることができ、アマビエの公演依頼、足しげく文楽館に足を運ばれる方もいらっしゃいます。二つがつながれば町の滞在時間も延びるし、食事処も通潤橋周辺や文楽館への移動など、バリエーションが増えるのではないかと考えているのですが、このことについて担当課の御意見をお伺ひしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。まず、通潤橋の放水の時間が13時になったところの経緯も含めて答弁させていただきたいと思っております。

平成27年に、予約放水から計画放水に移行しております。このとき、年間120回を上限に通潤橋の放水を行うということになっております。放水の回数の削減によりまして、1回の放水価値を高めて、放水カレンダーによる事前告知と広報に努めているところです。放水料も、その時に合わせて無料になっております。それまでは12時の放水であったものを13時に変更をしております。

す。

それと、清和文楽の定期公演につきましては、議員のほうからもございましたとおり、7月から11月までの5か月間については、毎週日曜日、13時半から14時半、それと、12月から6月までは第2、第4の日曜日に公演が行われているということでございます。

御指摘のありました時間がダブるところについては、以前、私も議員からお伺いをしておりましたので、令和4年度の放水カレンダーの作成に当たりまして、清和文楽の定期公演等の調整についても協議をしたところでございます。ですが、調整がままなりません、現在の1時ということで、今回、設定をさせていただいたところですが、当然、観光客の利便性も考慮する必要がありますし、山都町で通潤橋の放水と清和文楽ということでゴールデンコースにもなるということで、今後も引き続き、時間調整については努力をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 何が妨げになったのかよく分かりませんが、しかしながら通潤橋の放水に関しては、橋への負担というところももちろん考慮しなければならないし、なので計画的な放水カレンダーがつくられたということは承知しております。また、関係団体も複数ありますので、なかなかすぐに調整ができなかったのかもしれないと思っておりますが、ぜひ、今の山の都の創造課長からもありましたように、今後の取組の中で、このことは検討していただけないかと強く申し上げます。

今、ゴールデンコースとおっしゃいましたが、高速の開通も控え、私はフットパスの関係もやっておりますが、今、文楽を見に来る人が、午後からですので、午前中どっかを歩きたいという御要望があり御案内をしているときもあります。お友達とか御紹介の方とかをボランティアで御案内しているわけなんですけれども、あるいは通潤橋の放水に合わせて午前中フットパスコースもございまして、そのほかのいろんな観光資源と組み合わせることが山都町の顔をつくっていくという、いろんな楽しみ方があるんだよと。

今、フットパスを申し上げましたが、今、野外での楽しみ方、マスク、それから閉じ籠もらなくてはいけない生活を私たちはこの2年以上強いられておりますけれども、フットパスに関しては人数制限を設けておりますが、あつという間にお客さんが来られるんですね。やはり、それほど外で体を動かしたいと、山の新鮮な空気を吸いたいという方々が潜在的におられることも事実だと思っております。

なので、この高速の開通も控え、通潤橋の橋上利用の再開が町全体に波及する効果、活力となっていくことを願いまして、今日の質問を終わります。

○議長（藤澤和生君） これをもって、10番、吉川美加君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前11時52分

3 月 10 日（木曜日）

令和4年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 令和4年3月3日午前10時0分招集
2. 令和4年3月10日午前10時0分開議
3. 令和4年3月10日午後1時21分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第8日）（第4号）
 - 日程第1 議案第12号 国指定重要文化財「通潤橋」の橋上部における公開に関する条例の制定について
 - 日程第2 議案第13号 山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について
 - 日程第3 議案第14号 山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
 - 日程第4 議案第15号 町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
 - 日程第5 発議第2号 山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
 - 日程第6 議案第16号 令和3年度山都町一般会計補正予算（第8号）について
 - 日程第7 議案第17号 令和3年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
 - 日程第8 議案第18号 令和3年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
 - 日程第9 議案第19号 令和3年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第3号）について
 - 日程第10 議案第20号 令和3年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
 - 日程第11 議案第21号 令和3年度山都町水道事業会計補正予算（第4号）について
 - 日程第12 議案第22号 令和3年度山都町病院事業会計補正予算（第3号）について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	梅田 穰	副町長	能登 哲也
教育長	井手 文雄	総務課長	荒木 敏久
清和支所長	増田 公憲	蘇陽支所長	飯星 和浩
会計管理者	木實 春美	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田上 るみ子	健康ほけん課長	河野 君代
福祉課長	高野 隆也	環境水道課長	高橋 季良
農林振興課長	片倉 城司	建設課長	山本 敏朗
山の都創造課長	藤原 章吉	地籍調査課長	藤岡 勇
学校教育課長	嶋田 浩幸	生涯学習課長	上田 浩
そよう病院事務長	藤嶋 厚美	監査委員	志賀 美枝子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本 靖也 外2名

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

2番、坂本幸誠議員から発言の申出がっております。発言を許します。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） おはようございます。

3月9日に行われました一般質問において、特定の方の氏名について発言をしましたが、本議会の発言として不適切であったと判断しましたので、発言につきまして取消しいただきますよう、山都町議会会議規則第64条の規定に基づき、発言の取消しを許可されますようお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） ただいま、2番坂本幸誠君から一般質問における発言について、会議規則第64条の規定によって発言の一部を取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。

これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、坂本幸誠君の発言の一部取消しの申出を許可することに決定しました。

次に、町長から発言の申出がっております。

発言を許します。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） お許しをいただきましたので、3月9日に行いました、2番、坂本議員の一般質問の答弁の中で、大矢野原演習場の装置に関する発言につきまして取消しをしていただきたいと思っておりますので、お願いをいたします。

○議長（藤澤和生君） ただいま、梅田町長から、2番、坂本議員の一般質問における発言に

ついて、発言の一部を取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。

これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、梅田町長からの発言の一部取消しの申出を許可することに決定しました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第12号 国指定重要文化財「通潤橋」の橋上部における公開に関する条例の制定について

○議長（藤澤和生君） 日程第1、議案第12号「国指定重要文化財「通潤橋」の橋上部における公開に関する条例の制定について」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） おはようございます。

それでは、議案第12号について御説明いたします。

議案第12号、国指定重要文化財「通潤橋」の橋上部における公開に関する条例の制定について。国指定重要文化財「通潤橋」の橋上部における公開に関する条例を別紙のとおり定めることとする。

令和4年3月3日提出。山都町長。

提案理由です。

重要文化財「通潤橋」は、平成28年熊本地震、平成30年5月の豪雨といった相次ぐ災害により、石垣の一部が崩落するという未曾有の被害を受けたことから、公開の在り方について、関係者と検討を重ねてきました。

このたび、重要文化財「通潤橋」の橋上部については、文化財的価値の活用とともに、見学者等の人命の安全性の確保を図ることを目的として、新たな方法による観覧を開始する方針となったため、条例を定める必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

初めに、このたびの条例化に至るまでの背景について御説明いたします。

資料1で説明させていただきます。

平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災や平成23年3月11日に発生した東日本大震災などの大地震の発生を機に、文化庁から、全国の地方自治体に対して、文化財の地震時における安全性の確保に関する取組を促すための通知が発付されております。

提案しております条例の第1条の下から5行目のほうに記載しております「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」、「重要文化財（建造物）耐震診断指針」及び「重要文化財（建造物）の耐震対策について」の各指針がそれに当たります。

これらの指針においては、重要文化財の地震被害の想定、その対処方針を策定する上で推奨さ

れる手順や方法、その際の留意事項が示されており、いずれも、重要文化財について地震時における安全性を確保しておくことは、文化財保護法の第31条に定められた「重要文化財の所有者による管理義務を全うするための必須条件」であるという趣旨の下に、当該所有者による自主的な耐震診断の実施等を求めています。

その上で、通潤橋のような土木構造物についても、これらの指針の趣旨を尊重して、それぞれの構造に応じた手法により行うこととされました。

このような文化庁からの指示を受けて、本町においては、平成27年3月に、重要文化財「通潤橋」保存活用計画を策定し、同年5月19日に、文化庁から同計画の受理に係る確認を受けております。

通潤橋は、石造のアーチ橋で、アーチ構造の輪石部のほか兩岸を壁石垣とする構造で建造されているところ、いわゆる土木構造物の中でも通潤橋のような建造物の分野における耐震診断については研究段階で実用化されておらず、またその内部構造についても詳細が不明であったことから、通潤橋保存活用計画においては、耐震診断は困難で、地震時における安全性については予見不可能であり、また構造的な補強を施すことも難しいとの判断を下したところです。

これを踏まえ、現状においては、見学者に対する安全対策を最優先とした上で、文化財建造物とその部材の保護に努めることを柱に、地震時に生ずる危険性への対処方針として取りまとめました。

その後、平成28年4月に熊本地震が発生し、さらに平成30年5月の豪雨の影響を受け、通潤橋が通水管の漏水をはじめ、右岸上流側の石垣が崩落するなどの被害を受けたことは記憶に新しいところですが、同じ平成30年、文化庁においては、重要文化財の耐震対策の意識をより一層高め、その対策をさらに推進すべく「重要文化財（建造物）の地震に対する対処方針の作成指針」が策定され、同年8月には、本町をはじめ関係団体に対して、耐震診断や耐震対策の実施状況、管理及び活用方法についての調査と、それぞれの特性に応じた対策を取りまとめるようにとの行政指導がなされました。

それを機に、本町においては、通潤地区土地改良区、山都町観光協会、山都町商工会、中心市街地活性化協議会実行委員会、関係自治振興区の皆様方にお声がけをして、重要文化財「通潤橋」保存活用検討委員会の活用に関する検討部会において様々な意見を頂戴いたしました。

その結果、通潤橋について文化財的価値の活用と人的安全性の確保を図ることを両立させることを目的とした一つの答えとして、このたびの橋上部における公開について結論を得たところです。

具体的には、橋上部において、安全に見学していただくために一定のルールを設け、安全巡視員を配置した上で見学される方の行動を把握し、地震その他の災害時に避難誘導等の適切な対応ができる体制を整備するなど、また、安全対策についての必要な経費を補うために文化財保護法の規定に基づく観覧料を納付していただくなどなどについて、条例化を図るものです。

それでは、条例案を御覧いただきたいと思います。

第1条は、ただいま申し上げました条例化に至った背景に触れ、通潤橋の文化財的価値の活用

と人的安全性の確保を図ることを、この条例の目的として掲げております。

第2条は、この条例で用います用語についての定義規定です。

第3条は、実体的規定です。

通潤橋の橋上部を公開することを規定しております。

第4条は、公開を行う期間の決定について規定しております。

通潤橋の保存活用とその活用について検討するために、平成28年度から設置しております通潤橋保存活用検討委員会に諮問した上で、年度計画について決定いたします。

第5条は、公開するとした期間中であっても、不測の事態が発生し、またはそのおそれがあるときは、公開を中止することとしております。

第1号から第3号までに規定しておりますとおり、強風、豪雨、積雪等の荒天時や、橋本体または橋上部に異常が見られるときなど、見学者が安全に観覧することが困難であると判断されるときは、観覧をお断りいたします。

第6条は、橋上部を観覧していただく際の注意事項を列挙しております。

第1号から第16号まで、観覧をされる方自らが安全な観覧を確保するために必要な事項を遵守していただくことについて規定しております。

第7条は、観覧に当たっては、あらかじめ観覧の申込みをしていただくこととしました。また、同条第3項において、観覧を申し込むことと同時に、観覧料を納めていただくこととしております。

具体的には、この条例が公布されることとなった後に、規則で定めることとなりますが、観覧者の便益に供する観点から、通潤橋の近くに所在する観光施設の運営者に対して、地方自治法施行令第158条の規定により、収納の事務を委託することとし、そちらに申し込んでいただく方法を想定しております。

第8条は、観覧料に関する規定です。

第1項を御覧ください。

第1号において、町民の方は一律100円としております。

第2号において、町外の方を、高校生以上はお一人500円、小中学生は200円としております。ただし、第2項において、小学校4年生の社会科見学に限っては、一人当たり100円と設定しております。

なお、金額の設定に当たりましては、安全確保のための必要な経費を算定した上で、また一方で、どの程度が適当な額なのかを十分検討した結果、ただいま申し上げた額とさせていただきます。

第5条において、不測の事態が発生し、またそのおそれがある場合などの公開の中止について規定しておりますが、第8条第3項においては、公開を中止した場合において、既に観覧料を納めておられる方に対して、これを返還するという規定です。

第9条は、小学校就学前のお子さんについては、観覧料を免除するというものです。そのほか、公用での視察等や、さらに観光についての取材等でありますとか、本町の公益に特に寄与すると

認められる場合には、観覧料を免除することができる旨を規定しております。

第10条については、規定の規則への委任規定です。

施行期日は、令和4年4月1日を予定しております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第12号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） それでは、条例の中から質問をしてみたいです。

第6条での、10項ですかね。「喫煙をし、又は火を使用する器具を携帯しないこと。」と明記してあります。例えばライターとかですね、そういう携帯を、たばこを吸われる方は携帯されていると思いますが、どのようにチェックをされるのかということです。

それから、第8条、小学校4年生の社会科見学なんですけど、これには、学校の先生が担任だったり、養護の先生だったり、二、三人引率をされてきます。その引率の先生方の料金はどうなるのか、が2つです。

もう一つ、観覧者は申込みをしなければなりません。ところが、中には有料の方と、先ほど課長が説明されました免除の方がいらっしゃると思います。免除の方も、いわゆるこの第7条では、見学者は観覧しようとするときはっていうふうに申込みをしなければならないとなっておりますので、当然、有料無料に関係なく、申込みをしなければならないと思いますが、その3点をまずはお聞きしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。まず、喫煙の関係の件ですけど、歩きたばこなど他者に危害を与えるおそれがある場合などがありますので、一応その場合は、警備員がそれを確認して直接指示をして、指導したいというふうに考えております。

それと、引率者の件ですかね。

引率者の方は、一応観覧料は小学4年生の社会科見学については、お一人様、引率者も100円ということとなっております。

それと、免除の件でしたかね。

基本的に免除をされる方は、前もって教育委員会のほうに申し出てくださいようにしております。規則あたりで免除される方は、何かの「お宅は免除されてます」というところを、通知を持って行っていただいて、観覧のシールを貼っていただくかなというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 先ほどの、例えば歩きたばこをおっしゃいましたが、私がお尋ねしたのは、いわゆる携帯をしないこととなってるので、どういうふうにして誰が持つてるか分からないんですから、必ず全員の人にチェックしなくちゃならないと思うんですよね。そのチェックの方法がどうなのかっていうのをお尋ねしたところです。多分、歩きたばこしてるのはですね、

それはもう安全巡視の方が見られてすぐ注意はされると思いますが、その携帯していることのチェックをどうするのかということをお尋ねしました。

それから、管理義務の件なんですが、これまでは無料でしたので、自己責任という感じだったと思いますが、今度は有料ということになりますので、当然、事故が発生した場合は損害賠償が発生してくると思います。その件については、どのように準備をされているのかということをお尋ねします。

それから、先ほどから自然災害は前もってこう分かりますので、中止というのができますけれども、ただ一つ、地震はですね、何の前触れもなく、突然発生をいたしますので、そのとき、安全巡視員がですね、しっかりこう避難誘導ができるかといったことが心配されます。そして、地上というかですね、じゃなくて橋上ですので、普通の避難誘導とはちょっと違うと思います。で、そこら辺のマニュアル等もしっかり作成してあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。先ほどの質問の内容、たばこの携帯ですか、していないかのチェックの件ですけど、ポケットに入っとけば分からないわけで、チェックのしようがありませんですよってところで、火を使用する器具を携帯しないこと、そういう行為がなければ、多分、分からないというふうに判断しております。

それと損害賠償の件ですけど、事前にこれに至るまでには、損害賠償の件、保険会社のほうと、それと、弁護士あたりにも相談したところでございます。

今は柵がついてない状態で、このまま警備員も置かないで、人を歩かせるとなった場合、万が一の事故が発生した場合、町として何ら対策を打たないで発生した場合は、もう補償の対象とはならないというふうに聞いております。

それと、地震時の避難誘導あたりですけど、現在マニュアルを作成中でございます。地震があった場合、橋上で揺れた場合には、どのように誘導員がサポートする、誘導して危険を回避するのかとかですね、そういうのを今まとめておる最中でございます。

以上です。

いいですか。すいません。

それと併せまして、注意喚起についてはゲートがございますけど、ゲートの中に、守るべき注意事項を3か所設置する予定でございます。また、観覧所のところにQRコードを設けておまして、それを、予定なんですけど、QRコードを読ませることで、注意事項をですね、見ていただくということをします。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 2点お願いします。

第8条の第1項の「町の区域内に住所を有する者」も「1人につき100円」とありますが、町内の方は、通潤橋の道の駅側からばかりじゃないと思うんですね、お散歩とかで入ってこられるのは、それどうするのかなっていうのをお尋ねと、観覧料については、その観覧料をどうい

ふうに使っていかれるのかっていう、2点をお願いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。確かに道の駅側だけから入るルートではございません。一応3か所開けます。で、通潤橋の放水日と合わせて開けますので、時間帯は10時から午後3時までという間に限っては、まず観覧証自体は購入していただくということです。道の駅ですね。で、買って、どこから入ってもいいんですけどね、その時間帯以外は、ちょっと散歩はもう基本的にできないというところで、放水日に限ってというところになっております。

それと、観覧料の徴収方法については。

（「観覧料をどういうふうにするのか」と呼ぶ者あり）

すいません。観覧料についてはですね、基本的に警備費用に充てることを目的としております。以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） じゃあ、町内の方も、放水目的ではなくても、先ほど言ったお散歩するだけでも、10時から3時っておっしゃいましたかね。放水時間帯以外でも100円を払って、するっていうことになりますか。

（「通られん」と呼ぶ者あり）

ん、通られない。10時から3時まで。

（「ゲートしてある」と呼ぶ者あり）

ああ、そうなんです。はい。

それと、すいません、観覧料の用途は、警備員の方のお給料というふうになるとおっしゃいましたが、じゃあ、先ほども観覧のときの値段もいろいろ違いますよね。100円だったり、500円だったり、200円だったり、無料の方もいらっしゃるということで、昨日の質問の中でですね、シールをこう貼る形にされるということでしたので、そのシールに、例えば「私は100円払って見えます」とか、「私は無料の人です」とか、いう形でこう貼るのであれば、何て言いますか、そのシールを作るの幾らぐらいかかるのかなと、ちょっとそういうのも思いましたので、どういうふうなシールになるのかなというのを、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。シールについてはですね、イメージとしては、7.5センチ角のシールに、通潤橋の絵が載ってまして、それには「私は100円」とか「無料」とか、そういうのは載ってございません。払うときに、その方が町外の方だったら500円ですけど、500円というのを払っていただいて、シール自体はみんな一緒でございます。と、子どもの方も100円払っても、同じシールとなっております。

それと、ちょっと皆さん、イメージがわからないと思います。ゲートあたりのちょっと写真がありますので、資料2をお願いします。

どのようにゲートもするのかというイメージをちょっと見ていただきたいんですけど、既に12

月補正においてですね、ゲート設置費用は議決をいただきまして、今設置している段階でございます。

下のほうの1のゲートが通潤橋の左岸上流部でございます。既に奥に板のさくを設けて、手前がまだ、これまでの仮のゲートなんですけど、これはもう撤去します。それとゲート2が取入口のほうです。これも大体このようにします。と、ゲート3が吹上口のほうです。

上の写真のほうで、ゲート1、ゲート2、ゲート3の大体設置箇所をしておりますし、警備員の配置図もやっておるところでございます。

こういったところですので、通り抜けあたり、これまでは仮設のあったときはやってたんですけど、この状態ですと、通り抜けはできないというふうに考えております。どうしても通られる人がおられるかもしれませんが、それはうちの補償ができないという形になっております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） すいません、ちょっと画面戻します。これか。すいません、ちょっと画面を戻しますね。申し訳ないです。

すいません、条例のページ飛ばしてもらっていいですか。資料になっちゃったんで、元に戻らなくなっちゃいました。ああ、ありがとうございます。

はい、すいません、お待たせしました。

第6条なんですけれども、(6)番で「児童、生徒その他の団体にあつては、引率者等の管理又は監督の地位にある者の責任の下において」、その次なんですけど、「1列又は2列の隊列により整然と右側通行により覧すること」と規定があります。趣旨は分かるんですけれども、条例でここまで細かい設定が要るのかなというのが、ちょっと気になったところです。結局、条例でこれやってると、こういう形じゃないと観覧できませんって話になりますよね。ちょっと臨機応変な対応とかができるのかなというのが少し不安に思ったところです。

あともう一つは、「喫煙をし」の部分ですね、(10)番のところで、さっき8番議員からの質問にも御答弁いただいていたんですが、御答弁を聞いてますと、携帯そのものは禁止というか、取り締まらない、取り締まれないという御答弁だったと思うんですけれども、であれば、これ条例にうたうというのはどうかなと思ったりもします。

あと最後もう1点ですが、第8条です。町の区域内に住所を置く者、1人につき100円ということで、町民の皆さんと町外の皆さんと、観覧料の差別化を図るという点ではですね、ありかなとも思うんですが、一つ御質問なのは、これ、どうやって料金徴収の際に、どうやって見分けるのかなと。そのオペレーションの部分、具体的に何か想定なさっていただければ説明してください。お願いします。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。まず、第6条の児童生徒の1列、2列の隊列というお話で、厳しいんじゃないかというところでございます。これにつきましては、おっしゃるとおり、ちょっと文言的には厳しい内容となっておりますが、特に4年生の見学を想定してお

ります。先生が引率して、並びなさいよっていうふうに安全を確保する上ですね、団体のときは致し方ないのかなというふうに考えて、こういう掲載をしておるところでございます。

それと、町内町外どうやって見分けるのかということでございます。これにつきましては、もう本人確認、もう御自分で、自身で、私は町内です、町外ですというのを、一応もうそこで信じてとさせております。場合によっては、免許証とか何か、そういうのまでは、ちょっと今、考えていないところでございます。

もう1点あったですね。

(「喫煙」と呼ぶ者あり)

喫煙ですね。そこまでもうだったら書かないでもいいんじゃないかという御質問ですけど、これは「喫煙をし」っていうのは、歩きながら喫煙の行為をしないということは、これ必要ではないかということと、「火を使用する器具を携帯しない」ということで、安全上こういったのは携帯しないっていうことをですね、火気を扱うものは橋上には持ち込まないということで、注意事項として書いておるところでございます。

○議長(藤澤和生君) ほかに質疑はありませんか。

3番、眞原誠君。

○3番(眞原 誠君) 6条の(6)に関しては、厳しいというかですね、ここまで具体的に規定すると、それしかやれないっていう話になるので、先生方の運用上ですね、例えば、確かに1列か2列、3列、4列になることないと思いますけれども、状況によって、その隊列の在り方が変化するとき、運用しにくいのかなと思ったところです。安全を監督の方がきちっと取れるような観覧状態にするとかですね、そのくらいの縛りのほうが運用しやすいのかなと思って質問しました。

第8条は理解しました。自己申告で判断していくと。

さっきの6条の(10)なんですけれども、「携帯しないこと」、これを禁止するような条項になってますので、何かしらチェックしなきゃいけないんだろうなと思うんですよね。運用といたしますか、これオペレーションする側としては。そうすると、警備員の方々がチェックすることになるんでしょうけれども、「持ってませんね」ということを一々こう確認しなきゃいけないのかなとか、あるいは「駄目です」というふうにうたってあるだけで、あとはもう観覧者の自己責任で守ってくださいというところなのか。恐らく後者だろうなということで、御答弁解釈したんですけれども、そういうことでよろしいんでしょうか。

○議長(藤澤和生君) 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長(上田 浩君) お答えします。議員おっしゃいましたとおり、後者のほうで判断していただくということでお願いします。

○議長(藤澤和生君) ほかに質疑ありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番(吉川美加君) 昨日の一般質問の中でもですね、この件に関しては、ちょっと、今日の条例の前ということで、やんわりと御質問させていただいたわけなんです、課長のほうから

も、橋上を今、お二方からの質問もあったように、やっぱり町内の人からお金を取って、しかも歩けなくなってしまうということを、非常に私、昨日もあれから随分、何だか非常に心がきつかったんですね。

今の町内外で値段の差をつけるであるとか、そういったことはありましようが、例えば、通潤山荘がお風呂に入る割安券を売ったりなんかしますけれども、ああいうふうに町民シールみたいな、何と言いますか、よそから買う、だから、これ大きな転換点だというふうに思うんですね、今まで私たちの町民の宝というふうなところで、本当に愛着のある散歩コースでもあったというふうなところが、このゲートによって観光客のものになってしまうというところの考え方の大きな転換点だというふうに思っているんですね。だから、観光客の方からお金をいただく、例えば、今度道の駅の名前も外れるということで、駐車場からもお金が入るというふうなこともあるでしょう。なんで、完全に観光資源としての通潤橋というふうに、もう立ち位置をもう変えてしまうのかっていうところが一つあると思います。

それと、しかしながら、やっぱりこの168年間、一緒に生きてきた人たちの思い、本当にこう日常の風景の中に、日常の暮らしの中にある散歩コースであるとか、そういったことがですね、100円っていうハードルが上がるって、しかも、いつもはいけない。朝早い、もうそのゲート通過の観光客対象の10時から3時までという以外ですね、朝早い、あるいは夕方の散歩、そういったものももうできなくなってしまうっていうところは非常に気になっておりまして、なんだか昨日上田課長の答弁の中では、試行錯誤というか、とにかくやってみて、対策はこれからまた考えていきたいと思うというふうな、非常に苦しい中での御答弁もいただいたわけなんですけど、やはりそういったところを、今後どういうふうにごお考えになっていくおつもりなのか、ちょっと確認をですね、させていただきたい。

それから一つのアイデアは、町民価格というか、もう町民が本当に日頃から使っていらっしゃる方は、1回100円とかじゃなくて、通年使えるような何とかパスみたいのをですね、一定の金額で出していただけたらとか、そういったお考えもどうかというふうに思ったところです。お願いします。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。議員おっしゃられるとおり、柵を、ゲートをすることで、これまで日常の暮らしの中で通っていた人たちがいたのに、柵をすることで、もう今後は観光客の通潤橋になるんじゃないかという御不安っていうか、そういう抱いていらっしゃることに対しては、一部そういうこともあるかもしれません。

先ほどのゲートを閉めることで、脇からも今後入れなくなります。朝夕の散歩時、今までやってた人が通れないというのは承知しております。しかしながら、安全を確保するために警備員を配置する。その警備員を配置した中では通ってもいいですよって言っている条例でございます。

なので、散歩したいんだけどっていうところで、どうぞって、警備員がいないんで、もうそれは自己責任になりますよっていう話になってしまいますので、警備員をおいて、その時間、開放時間は、通水時、放水時間ですよっていうことは御承知いただいて、それ以外は基本的に厳しい

ということです。

ただ、今から、4月からスタートする中で、いろいろな御意見がまた出てくるとは思います。そういう中でどうしていくのかというのは、また、その中でまた議論をしていく。課題となればですね、そういうのも議論していけば、一定またいい方向に向けていきたいというふうには考えておるところでございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（吉川美加君） すいません。まだ、町民シールについては、

（「ツウチ」と呼ぶ者あり）

○10番（吉川美加君） ツウチ。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。町民シールにつきましては、現在のところ考えを持っておりませんが、今御提案をいただきまして、今後、採用するに当たっては、また検討していくというところで、お答えしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 非常に厳しい御答弁だというふうに思っています。

1点またちょっとお伺いしたいのは、今、これ、条例を制定されるまでにですね、関係各団体との検討委員会があったというふうな話も先ほどお伺いしました。その中で、やっぱこのことに対して、町民に対してのそのルールというところに対しての、その委員会の中でのですね、何らかそういった御意見があったのか、なかったのか、よかったらお聞かせください。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。教育委員会には御報告しまして、その中では、特に反対意見とか、そういうのはございませんでした。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 今の御質問と御答弁に関連するんですが、通潤橋の橋上を見学していただくことを検討なさっているときにですね、ちょっと私、お伺いというか、耳に入ってきた話なので、よければここで確認させていただきたいんですが、基本的に禁止するとか、安全対策をきちんととった上でじゃないと、通潤橋の上に登っていただけないようにする、せざるを得ないという、そういう判断になった背景としてですね、こういう公というか、不特定多数の皆さんが閲覧なさるといふか、観覧なさる、利用なさる施設に関して、あるいはその管理責任を行政が持った場合にですね、幾ら自己責任とはいえ、事故が起こった場合の責任を、行政が問われるかどうかということに関して、ここ近年、司法の判断が変わってきているというのをちょっと耳にしたことがあります。

どういうことかという、今までは、例えば、明らかに危険だということが分かっていて、そこに立ち入って事故を起こされた場合の責任は、本人にあるというふうな司法判断だったのが、例えば、立札を立ててですね、たしか昔、通潤橋にも立札建てたような気はするんですけれど

も、ここで起きた事故は一切行政は責任を負わないとか、あったような気がします。仮にそんなことを建てていても、そこにあるのだから、もうそこで事故を起こした責任というのは、ある程度行政側にも出ますよと、そういうふうに司法判断が変わってきている。そういう現状において、もう今のこの時代、安全対策を講じざるを得ないというのを聞いたんですが、その辺はどうなのでしょう。実際にそういう判断材料があったのでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。議員おっしゃられますように、司法の判断がだんだん変わってきているように感じております。これまでは自己責任というのが通用したかもしれませんが、近年の状況を見まして、また、弁護士、保険会社にも事前に相談した中では、やはり何も手を打ってない中での通行であったり、万が一事故が発生しても、保険は降りないし、訴訟の対象になるというふうに言われておりました。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 6条の11番で、「自らが停止している場合は除き」という条文なんですけども、ちょっと意味が分かりづらい、携帯電話を歩きながらしちや駄目ですよっていうことですか。ちょっとここはどういうことなのか説明してもらっていいですか。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。いわゆる歩きスマホなどしないという、そういうイメージでございます。停止しているときは、写真を撮っていいんですけど、歩きながらするのは危険ですので、そういう行為はしないでくださいという意味の趣旨でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 最後の質問です。

先ほどから皆さんから出てますように、本当にですね、通潤橋は町の宝であり、町民の宝です。これまで自由に散策できてたのが、できなくなったっていうのは本当に残念なんです。ある程度の縛りをするに当たっては、致し方ないかなと思います。以前申し上げたことがあるかと思いますが、お隣の五ヶ瀬町においては、スキー場ですね、今はちょっと把握してませんが、以前から毎年3枚ぐらいですね、各家庭に優待券を配っておられました。ということは、どうぞ皆さん使ってくださいって、そしてまた、町外の方にですね、呼び込んで、スキー場の活性化にということで、本当に無料ですね、されておりましたので、そのこともお伝えしたことはあるかと思いますが、そういうことで、町民の宝をですね、町民が利用できないというのは、本当にですね、ちょっと残念ではあります。私の思いなんです。

最後の質問はシールですね、シールを見学して終わったときにどうするのか。一つ心配なのは、それが使い回されないかということがあります。なので、例えば、もう橋を下りてきて、帰るときにですね、その最後のゲートのところで、じゃあ、外してくださいって言ったら、もうそれは

その人1回限りなので使い回しは発生しません。なので、そこの防止はどのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。シールの使い回しの件でございますが、今考えているところでございますが、それは当日有効ということで標示をしたいと思えます。それと、2色刷りで一応考えております。基本的に、4月、各土日、土日あるんですけど、放水日がですね。で、例えば、土曜日だったら青、日曜日だったら赤っていうところで、その日ごとにちょっと色分けをして、こちらも把握できるように、今日は青の日というふうには。

そういう行為があるかもしれませんが、そういうことはしないだろうと願っております。

（「違うって、ちょっと待って」「回収しますって、答えたらよか、回収しますって」と呼ぶ者あり）

はい、対応していきます。すいません。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） この条例はですよ、もう完全にふだんは上を通さないということなんですよね。通っていいというか、通っていいのを町長が認めたときは、通っていいとかいう文言は全くないんですね、これには。この交通料っちゅうか、観覧料か、は免除することがありますがっていうことになってますけども、この何て言うか、私が思うのはですね、大体通してほしいんですけども、それが安全上とかいろんな問題で通すことができないということであってもですね、例えば、結婚式の前撮りに通潤橋の上を使いたいっていう方がいらっしやったら、皆さん、どう考えるでしょう。これはもう通すわけにはいかないの、それは許可しませんって話になってしまうわけですね。

ですがですね、私は山都町に生まれて、特に矢部の方は、小さいときから通潤橋を通ってくるんです。そこで、矢部の人同士が結婚したいと思ったときに、あそこの上で前撮りをしたいと思う人はいるんですよ。そういう人たちはですね、ぜひ使わせてやっていただきたいと思えますので、この中にですね、これには免除しますってしかないもんですから、町長が認めた場合にはその限りではないとか、何かそういう文言を入れてほしいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。第9条に観覧料の免除がございます。その第2項のほうに「町長が認める者」というところで、特別な事情があれば。

（「観覧料の免除じゃない」と呼ぶ者あり）

観覧料の免除じゃなくてですね。

（「町長が認めたときに限って、通行できる。これは」と呼ぶ者あり）

（「休憩しましょうか」「ちょっと整理せんと」と呼ぶ者あり）

個別の事案でございますので、それについてはまた検討します。

○議長（藤澤和生君） ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時0分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に続き、会議を開きます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） 先ほどの矢仁田議員からの御質問で、町長が認める場合、公開できないかという趣旨の質問でございますが、今年初めてのこういった試みでございます。今後1年間やってみる中で、いろいろ今後検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号「国指定重要文化財「通潤橋」の橋上部における公開に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第13号 山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第2、議案第13号「山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、説明いたします。

議案第13号、山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について。

山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年3月3日提出。山都町長です。

提案理由です。

消防団員の処遇改善に係る報酬等の基準の見直し等に伴い、山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出

する理由でございます。

2 ページをお願いします。

条例の改正文でございます。

3 ページまで続くものでございます。

附則。

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

4 ページ、5 ページには新旧対照表となっておりますので、後ほど確認をお願いをしたいというふうに思います。

改正の内容につきましては、6 ページ目の資料で説明をいたしたいというふうに思います。

今回の改正の背景につきましては、消防団員の減少を改善する目的や、出動報酬の創設、年額報酬の改定及び出動報酬の基準の策定、それから、報酬等の団員個人への直接の支払いの徹底など、消防団員の処遇改善に向けたものでございます。

今回の改定の内容でございますが、まず、年額報酬についてでございます。

青で着色している部分が現行ということで、階級ごとに報酬を決めております。団長から最後の団員までというものでございます。

次に、赤色で示されているのが消防庁の基準という部分で、今回、改定額というのが黄色で説明しております改正案というところで、団長から団員までそれぞれ改定するというものでございます。

その下に増減額というのを示しております。

それから、各階級ごとの今の団員数ということで表しているところでございます。

次に、2 番目でございます。

出動報酬というものでございますが、これまでは出動手当という表現で、1 回当たり2,000円ということで、今青色で示しております現行のところがございます。火災、風水害、警戒訓練、それから、講習会、消防大会等ということでしておりましたが、今回、黄色の部分というところで改定をしているというところでございます。

出動報酬という名称になるものでございます。

火災、風水害、7,000円、それから、警戒訓練等につきましては、3,000円というところで、大きく二つに分けているというところでございます。

それから、それに加えて、出動時に費用弁償ということで、1,100円を別途一律支給するというところでございます。

それから、最後になりますが、支給方法につきましては、消防団員個人への口座への直接支給というところでございます。

以上で説明終わります。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 議案第13号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

13番、藤原秀幸君。

○13番（藤原秀幸君） 消防団の報酬がこのように改定されることに関しまして、何ら異議ありませんけれども、上益城郡内のある程度の基準も考えながらの改定であるというふうに思いますが、県内ではですね、恐らく天草あたりがですね、かなりの報酬額をもらっているというふうに思います。で、そういったところとの比較も、今後はですね、改定時には考えてやっていただきたいというふうに思います。

1点の質問ですが、出動手当の中で、ちょっと近年はちょっとないかなというふうに思いますが、やっぱり人探しの項目ですね、そこが何に当たるのかなという思いでおります。本当に山には、地元の山とか何とかで、私が経験した中では、ちょっと障害者のお子さんであったり、それから、認知症の入った方の行方不明の捜索ですね、そういったにも消防団は出ておりました。そういったことで、それはどこに当たるのかなというふうな思いで、ちょっと質問。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 質問にお答えいたします。いわゆる捜索等の部分につきましては、警察等々の機関等からも依頼がございますので、団長の指揮のもと出動ということになれば、いわゆる火災とか風水害という出動と同額ということでございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 確認をしたいと思っております。

機能別消防団員には報酬がございません。あと、じゃあ、出動したときの手当っていうのは費用弁償ですね。はどうなのかをちょっと確認したいと思っておりますが、これまでの機能別消防団員が出動したことですね、数とか、おおよそでいいですが、日常にあつたかかって、今回また火災が何回か発生しましたが、そこら辺もお尋ねします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 実情としましては、地域の方が登録されておりますので、その方が初期の段階で協力された場合には、2,000円ということで、交付した実例がございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） 源泉徴収は、これされる予定でしょうか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 基本的に報酬でございますので、源泉の対象となるというふうに考えておりますが、消防庁から等々の、今、税務当局とのいろんな協議はあつてるといふ情報はつかんでおります。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

13番、藤原秀幸君。

○13番（藤原秀幸君） すいません、あと1点。

消防団員、団員の報酬が全部個人の口座というようなことで、以前はですね、各分団への振込といたしますか、支給だったというふうに思っております。そういったことで、これ以外にですね、

分団育成費とか、そういった形の各分団をするお金というのは、どのような形で出ていますでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 組織運営の部分につきましては、今回の当初予算でもお願いするということになりますが、それぞれ分団に対する支払いになるというふうに思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号「山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第14号 山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第3、議案第14号「山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、説明いたします。

議案第14号、山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年3月3日提出。山都町長です。

提案理由です。

令和3年人事院勧告に伴い、山都町一般職の職員の給与に関する条例及び関係条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

2枚目をお願いします。

3枚目までが、条例の改正文でございます。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

4枚目、5枚目は新旧対照表となっておりますので、御確認をいただきたいというふうに思います。

6枚目の資料により、今回の改正概要を説明したいというふうに思います。

国、県及び周辺自治体の動向等を踏まえまして、一般職の職員に対しまして支給します期末手

当の支給割合を、今回、0.15月分引き下げるものでございます。

年間ベースで申しますと、4.45月分から4.3月分というなるものでございます。

また、今回、特例措置として附則第2項にも記載がございますが、昨年12月の期末手当引下げ相当額を本年6月に支給する期末手当で調整、つまり、併せて減額するものでございます。なお、この特例措置につきましては、6月の期末手当の支給対象者が対象であるということになりますので、3月末で退職する職員につきましては、遡って減額することはありません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第14号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号「山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第15号 町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第4、議案第15号「町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、説明いたします。

議案第15号、町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年3月3日提出。山都町長。

提案理由です。

令和3年人事院勧告に伴い、町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

2枚目をお願い申し上げます。

条例の改正文でございます。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

3枚目が新旧対照表となっておりますので、後ほど御確認をお願いしたいというふうに思います。

今回の改正内容につきましては、令和4年分から年間の支給割合、現在が2.65か月でございますが、これを2.55月分、つまり、0.1月分を減額するというものでございます。

2月16日に開催しました山都町特別職等報酬等審議会におきまして、国が示します特別職の職員の給与に関する法律の一部改正案で示されたものと同じ期末手当を0.1月分引き下げる支給割合の改正を諮問しまして、今回、同じように、町長をはじめ特別職の支給に関する期末手当の支給割合について、0.1月分引き下げる答申をいただいたというところでございます。

次に、附則第2項に規定する特例措置でございますが、令和3年の人事院勧告に伴う引下げであるため、令和4年6月時支給する手当から、令和3年12月に引き下げる予定だった分を減額するというものでございます。

以上で説明終わります。よろしくをお願いします。

○議長（藤澤和生君） 議案第15号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号「町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 発議第2号 山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第5、発議第2号「山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） 発議第2号について、御説明を申し上げます。

発議第2号。令和4年3月10日。山都町議会議長、藤澤和生様。提出者、山都町議会議員、工藤文範。賛成者、山都町議会議員、吉川美加。同じく飯開政俊。同じく矢仁田秀典。

山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について。

上記議案を、地方自治法第112条及び山都町議会会議規則第14条第2項の規定により、山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出します。

提出の理由。

令和3年人事院の勧告に伴い、山都町議会議員の議員報酬等に関する条例を改正する必要があります。これが議案を提出する理由です。

改正する点は、年間の期末手当の率について、現行の2.65月を0.1月引下げて2.55月とするものです。

以上です。全会一致での御同意をお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 発議第2号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号「山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第16号 令和3年度山都町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第6、議案第16号「令和3年度山都町一般会計補正予算（第8号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、議案第16号、令和3年度山都町一般会計補正予算（第8号）を説明いたします。

歳出から説明いたしますので、23ページをお願いします。2款1項総務管理費です。

11目企画費では、18節において、南阿蘇鉄道経営対策事業として、関係する3町村でそれぞれ基金を活用し、支援を行う予定でしたが、今回、高森町、南阿蘇村において、新型コロナウイルス感染症対策交付金を活用とした支援となりましたので、基金からの繰入金を減額するというものでございます。

次に、ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金では、事業予定者の申請見送りによります県と町の補助金、それぞれ100万円を減額するものでございます。

16目地籍調査費では、国補正予算による追加分として、3億2,276万1,000円を計上しております。財源内訳は、国2分の1、県4分の1の補助というものでございます。

1節報酬から26節公課費まで、必要な経費をそれぞれ計上しているところでございます。

調査対象地区は、清和地区緑川、矢部地区川野・麻山でございます。

24ページをお願いします。

25目新型コロナウイルス感染症対策交付金事業費でございます。

1節から8節につきましては、会計年度任用職員に関する経費の不用額ということで、減額するものでございます。

25ページの10節需用費から、次の26ページの18節負担金補助及び交付金につきましては、それぞれ各所管課で実施しております各種事業経費の追加、減額、増額等を行うものでございます。

27目新型コロナウイルス感染症対策臨時特別給付金給付事業費でございます。

内訳としまして、国制度分の追加300万円と、今回、諸般の状況等を考慮し、支援対象拡大のため、町単独事業分事業分として300万円、合わせて600万円を増額計上しているというものでございます。

27ページでございます。

3款1項社会福祉費です。

3目障害者福祉費では、19節扶助費において、それぞれの給付額の増額、合わせて2,200万円を計上しているというものでございます。

3款2項児童福祉費です。

1目児童福祉総務費では、18節において、子育て世帯生活支援特別給付金の追加195万円と、放課後児童クラブ支援員の待遇改善の補助金44万7,000円を計上しております。財源は国補助100%でございます。

22節の償還金は、事業実績に伴います補助金の返還をそれぞれ行うというものでございます。

28ページをお願いします。

2目児童措置費では、私立保育園における保育士等処遇改善に伴います補助金176万1,000円でございます。財源は国100%補助でございます。

次に、29ページです。

5款1項農業費です。

1目農業委員会費では、農業委員19名分のタブレット端末購入経費76万円でございます。国補助対象が15台でございましたので、4台分は町単独費で支出するものというものでございます。

3目農政費では、12節において、入札残による委託料の減額と、18節補助金の減額は13名の事業対象中4名の事業申請となりましたもので、9名分の900万円を減額するというものでございます。なお、9名の方は、次年度事業申請ということで聞いております。

30ページです。

13目中山間地域総合整備事業費では、熊本県が実施しております矢部中部地区、長田芦屋田でございますが、その補助整備事業に合わせまして、事業進捗によって、今回、経費をそれぞれ調整するというものでございます。

14目単独土地改良費では、鶴ヶ田のかんがい用排水の施設の修繕費29万7,000円でございます。

31ページです。

5款2項林業費です。

2目林業振興費では、14節工事請負費において、工事出来高や、18節補助金において、県及び町単独事業の実績に伴いまして、経費の減額を行うというものでございます。

7目治山費におきましては、入札不調により、14節工事請負費を減額するというものでございます。

続いて、32ページをお願いします。

6款1項商工費です。

4目観光施設費では、通潤山荘客室改修工事にかかります起債の繰上償還に要する経費2,659万9,000円でございます。議案第19号の国民宿舎特別会計補正予算（第3号）のところの経過等のところで、経過等を説明したいというふうに思います。

5目山の都づくり事業費は、町外からの移住者向けの支援補助の追加100万円を計上しております。

7目ふるさと寄附金事業費では、今回、1億円の寄附金の増を見込んでおります。その経費6,034万円分を計上しているというものでございます。令和3年度の見込額としましては、2億5,000万円になるというものでございます。

33ページをお願いします。

7款1項土木管理費です。

1目土木管理総務費では、各事業の実績に伴い、補助金の減額を行うものでございます。

34ページです。

7款2項道路橋梁費です。

12目道路メンテナンス事業費では、県内におきます事業調整が行われ、山都町に追加の事業費1,200万3,000円を追加されたに伴いまして、それぞれ事業費を調整するというものでございます。

35ページです。

8款1項消防費です。

4目災害対策費におきまして、3節職員手当に今年度分の災害待機に伴います職員の時間外勤務手当109万6,000円を計上しております。

9款1項教育総務費です。

3目教育振興費では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で事業中止となりました見学事業やスクールコンサートに関する経費を減額するものでございます。

7目外国青年招致事業費では、来日状況に応じた事業経費の調整を1節報酬から次の36ページ18節負担金まで行うというものでございます。

37ページです。

9款4項社会教育費です。

13目通潤橋保存活用事業費では、橋上での見学に向けた事業経費の追加や減額をそれぞれ行っているものでございます。その他の財源は、通潤橋未来への懸け橋基金でございます。

9款5項保健体育費です。

5目中央グラウンド周辺整備事業費では、社会資本整備総合交付金で国補助金を活用しまして、事業を進めるものでございます。

14節工事請負費に、芝生広場造成工事に伴う東屋やかまどベンチなどの整備の追加分8,000万

円。それから、公園施設整備に伴いまして、2か所目となります調整池の工事費として8,000万円。それから、総合体育館建築工事費として3億5,000万円を計上しています。総合体育館建築工事は、令和5年度まで継続費として取り組む予定でございます。

39ページです。

12款2項基金費です。それぞれ基金の寄附分と利子分を今回積み立てるというものでございます。

9目学校教育施設整備基金費では、廃校施設にかかります積立金につきまして、文部科学省との協議で確定しましたので、減額するというものでございます。

11目ふるさと応援基金費では、寄附金見込額1億円から経費を差し引きました3,967万4,000円を積み立てるというものでございます。

41ページにあります19目町道維持管理基金費は、特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源とするというものでございます。

13款予備費は、調整でございます。

続きまして、歳入を説明しますので、14ページをお願いします。

12款地方交付税です。普通交付税分1億8,611万7,000円を計上しています。

14款2項負担金は、矢部中部地区におきます県営圃場整備事業に伴います受益者負担金でございます。負担率は3.5%です。

16款国庫支出金から17款県支出金は、歳出で説明いたしましたので、省略をいたします。

19ページをお願いします。

18款1項財産運用収入です。それぞれ基金の利子というものでございます。

次のページをお願いします。

19款寄附金です。ふるさと応援寄附金の追加1億円を見込んでいるというものでございます。

20款2項基金繰入金です。いずれも減額補正となっております。それぞれの基金に繰り戻すという形になるものでございます。

22款5項雑入です。宝くじ収益金の一部を活用した補助金472万7,000円です。6款1項商工費の6目の文化交流拠点施設費に充当するというものでございます。

防火水槽の移転補償費の減額は、県営圃場整備事業の調整で、令和4年度に実施するというものになったものでございます。

23款1項町債です。

総務債では、臨時財政対策債の減額7,145万5,000円でございます。普通交付税の増額確定に伴うものでございます。そのほか、それぞれの事業におきまして、追加、変更を行うものでございます。

戻って、7ページをお願いします。

第2表、繰越明許費です。年度内の事業完了が見込めない事業を翌年度に繰り越して行うものでございます。全30事業でございます。合わせまして、29億9,711万1,000円でございます。

9ページです。

第3表、継続費補正の追加です。総合体育館建設事業分を令和3年度から令和5年度までの継続して追加するものです。総額22億3,000万円でございます。

10ページです。

第4表、債務負担行為補正の追加でございます。一般廃棄物収集運搬業務委託料として、令和4年度から令和6年度までの3年分、2億3,306万4,000円でございます。

11ページをお願いします。

5表の地方債補正でございます。総合体育館建築工事に伴います追加の起債でございます。また、事業費の減額によりまして、それぞれ起債額を変更するというものでございます。

それでは最後に、表紙の次のページをお願いします。

令和3年度山都町一般会計補正予算。

令和3年度山都町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億4,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ160億2,600万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。

継続費の補正。

第3条、継続費の追加は、第3表、継続費補正による。

債務負担行為の補正。

第4条、債務負担行為の追加は、第4表、債務負担行為補正による。

地方債の補正。

第5条、地方債の追加及び変更は、第5表、地方債補正による。

令和4年3月3日提出、山都町長です。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 議案第16号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 26ページなんですけど、小中学校の修学旅行キャンセル料補助金が減額ってなっておりますが、コロナ対策ですね、総務で。お話を聞きましたら、何か清和中の今度の卒業生が、2年生のときに修学旅行が、コロナですかね、できなくて、とうとう3年生までできなかったっていうお話をお聞きしました。そしたら、学校か保護者のどちらの計らいか知りませんが、お聞きしましたところ、修学旅行がなかったということで、1日日帰り旅行を保護者同伴のもと、計画されたとお聞きいたしました。この件については、何の役場からの補助というかですね、はなかったのでしょうか。この、今回、ここに計画っていうか、上程されてなかったもん

ですから、この費用がどうなったのか、お尋ねをいたします。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。現在の清和中の3年生については、議員御指摘のとおり、修学旅行ができませんでした。

昨年2月に、まず計画をしましたが、コロナで延期になり、3年生になって、9月に当初は計画しておりました。しかし、こちらもまん延防止にかかり、行けなくなりました。その次に延期したのが、2月下旬から3月上旬でした。しかし、残念ながらこちらもまん延防止にかかり、大分に行くことができませんでした。いわゆる学校行事として修学旅行に行くことについては、断念をされたところでございます。

1日見学旅行があるということは聞いております。しかし、こちらは保護者主催ですね、行われるということで、町からの補助については行っておりません。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありますか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 4点お願いします。

25ページのそよ風パークの遊具設置に当たって、設計委託料を減額されています。で、パークの遊具設置全体には幾らかかったのかということをお尋ねしたいと思います。

それと、37ページに、先ほどの通潤橋の橋上見学をするに当たっての、以前監視カメラをつけるということでしたけれども、減額されるということは、監視カメラもつけないのかということをお尋ねしたいです。

それと、37ページの公園施設に8,000万だったかな、の内訳を、先ほど東屋とかまどベンチとおっしゃいましたけれども、そのほかにももう少し詳しく、8,000万ですので、内訳を詳しく教えてください。

元に戻りまして、10ページの一般廃棄物の、10ページはどこだったっけ、あっ、すいません、ありがとうございます。収集運搬業務委託料ですけれども、熊本市内に燃えるごみを委託するというものだろうと思いますけど、もう少し詳しく教えていただければと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。そよ風パークの遊具につきましては、2,300万ほど事業費としてはかかっております。今週の12日が、遊具の改修をするということで聞いております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） 2点お答えします。

1点目が、ページ37ページの監視カメラつけないのかという御質問でございますが、当初、太陽光によるカメラを設置を予定しておりました。これは受注生産で約420万ぐらい計画しておっ

たんですけど、その後、活用委員会の意見あたりを聞きますと、そんないいものは要らないという話になりまして、ちょっと通常の電源を引いてですね、170万ぐらいのカメラを設置することで減額をしております。

それとまた、公園の8,000万の内訳ですけど、かまどベンチ、トイレ東屋に係る経費でございます。手元に詳細な資料がございません。後でお持ちします。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、高橋季良君。

○環境水道課長（高橋季良君） お答えいたします。一般廃棄物の収集運搬委託につきましてですけれども、こちらにつきましては、町内の家庭ごみを収集場から収集しまして、小峰クリーンセンターまでの運搬を業者へ委託するものでございます。

今質問がありました熊本市への広域処理の委託につきましては、平成7年度からの予定になっておりますので、その経費につきましては、今回の分には入っておりません。

以上です。

（「今のとは平成ですか」と呼ぶ者あり）

失礼しました。令和7年でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号「令和3年度山都町一般会計補正予算（第8号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第17号 令和3年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第7、議案第17号「令和3年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） それでは、議案第17号、令和3年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正につきましては、金額の確定や、国民健康保険税本算定後の年度末までの収納額の見込み等により加減を行うものです。

歳出から御説明いたします。10ページを御覧ください。

3款国民健康保険事業費納付金は、財源組替えです。

11ページを御覧ください。

7款基金積立金でございます。利子を6万2,000円増額しております。

9款1項3目償還金でございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症に係る令和2年度国保税減免の交付額確定による、令和2年度分災害等臨時特例補助金の返還金です。補助率10分の6に係る返還金となります。

14款予備費は調整です。

続きまして、歳入を御説明いたします。7ページを御覧ください。

1款国民健康保険税でございます。こちらにつきましては、本算定後、年度末までの収納額見込みにより加減するものです。合計で2,458万8,000円の増額補正でございます。主な要因は、所得額において、当初の見込額より約6億円増加し、課税額が1,800万円増加したこと。その後の異動等による増、過年度の収納額の増と考えられます。

続きまして、8ページを御覧ください。

3款1項1目国民健康保険災害臨時特例補助金が27万7,000円、及びその下の4款1項1目保険給付費等交付金、2節特別交付金が18万5,000円それぞれ増額補正しています。これは令和3年度コロナ減免額に対し、国民健康保険災害等臨時特例補助金が10分の6、特別調整交付金が10分の4交付されるものでございます。

5款財産収入につきましては、基金利子の確定によるものでございます。

9ページを御覧ください。

7款繰入金でございます。こちらにつきましては、一般会計繰入金につきまして、今回それぞれの項目ごとの金額が確定しましたので、それにより加減を行うものでございます。合計で17万7,000円の減額補正となります。

次に、表紙の次のページを御覧ください。

令和3年度山都町国民健康保険特別会計補正予算。

令和3年度山都町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,493万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億896万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和4年3月3日提出、山都町長。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 議案第17号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号「令和3年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第18号 令和3年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第8、議案第18号「令和3年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） それでは、議案第18号、令和3年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

まず、歳出からです。9ページをお願いいたします。

2款1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、18節負担金1,790万2,000円については、要介護認定者のデイサービス等のサービス利用増による増額分について計上しています。

3目施設介護サービス給付費、18節負担金3,542万5,000円については、要介護認定者の施設入所に係る入所サービス利用増による増額分について計上しています。

6目居宅介護住宅改修費は、財源組替えです。

7目居宅介護サービス計画給付費、18節負担金306万8,000円については、要介護認定者のデイサービス等のサービスに係るケアプランの作成管理を行ったときに支払われる給付費になります。件数の増加により増額分を計上しております。

9目地域密着型介護サービス給付費、18節負担金1,426万9,000円については、要介護認定者が地域密着型のサービス、町内在住者のみの利用になります。の利用増による増額分について計上しています。

10ページをお願いいたします。

2款2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、18節負担金250万2,000円については、要支援認定者の通所リハビリ等のサービス利用増による増額分について計上しています。

5目介護予防サービス計画給付費、18節負担金69万1,000円については、要支援認定者の通所リハビリ等のサービスに係るケアプランの作成管理を行ったときに支払われる給付費になります。件数の増加により増額分を計上しております。

2款3項その他諸費、1目審査支払手数料、11節役務費3万6,000円については、介護サービスの審査を行った際に支払われる手数料になります。

11ページです。

2款4項高額介護サービス等諸費、1目高額介護サービス費、18節負担金436万3,000円について

ては、介護サービス利用者が一月の利用額の限度額を超えた分に支払われる給付費になります。利用の増加による増額分について計上しております。

2款5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費は、財源組替えになります。

4款1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、24節積立金9,000円については、利子分を積立金に積み立てます。

12ページです。

5款2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、18節の福祉まつりの補助金については、コロナウイルスまん延防止による中止のため、減額をいたしております。

予備費は調整になります。

続きまして、歳入です。7ページをお願いします。

3款1項国庫負担金、1目介護給付費負担金については、増額分2,336万2,000円を計上いたしております。

3款2項国庫補助金、1目調整交付金については、増額分4,371万8,000円を計上しております。

5款1項県負担金、1目介護給付費負担金については、増額分1,789万7,000円を計上しております。

8ページ、6款1項財産運用収入、1目利子及び配当金については、利子分8,000円を計上しております。

7款1項一般会計繰入金、4目低所得者保険料軽減繰入金については、国県の交付額が決定しましたので、97万1,000円を減額しております。

次に、表紙に戻っていただき、2枚目をお願いいたします。

令和3年度山都町介護保険特別会計補正予算。

令和3年度山都町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,401万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億353万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和4年3月3日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第18号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号「令和3年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため、一時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後0時58分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9 議案第19号 令和3年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第3号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第9、議案第19号「令和3年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、議案第19号、令和3年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正につきましては、令和2年度に実施しました通潤山荘宿泊室12室の改修工事について、地方創生拠点整備交付金を活用し、事業費の地方負担分として借り入れた一般補助施設整備等事業債2,580万円が、公営企業である国民宿舎特別会計では借入れできないことが判明したために、今回全額を繰上償還するものです。

詳細については、後ほど総務課長より御説明させていただきます。

歳出から説明いたします。8ページを御覧ください。

3款公債費、1項公債費、1目元金、22節償還金利子及び割引料につきまして、2,580万円を計上しております。

同じく、2目利子、22節償還金利子及び割引料につきまして、76万9,000円を計上しております。

続きまして、7ページをお願いします。歳入です。

2款繰入金、2項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金、2,656万9,000円を計上しております。

表紙の次のページを御覧ください。

令和3年度山都町国民宿舎特別会計補正予算。

令和3年度山都町の国民宿舎特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,656万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ1億692万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

令和4年3月3日提出、山都町長。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、私のほうから今回の起債借入れ分の繰上償還に至りました件について、説明を申し上げたいというふうに思います。

地方創生拠点整備交付金事業につきましては、特別会計での事業実施が可能であったため、起債の借入につきましても、令和元年度の国民宿舎特別会計補正予算（第1号）に計上し、令和2年3月31日に、県の同意を得たところでございました。

一般補助施設整備等事業債につきましては、改修事業が令和2年度に繰越しとなりましたので、令和3年3月25日に、2,580万円を借り入れたというところでございます。

しかしながら、令和3年度に実施されました令和2年度分の決算統計調査において、県から指摘がございました。一般補助施設等整備事業債は、公営企業である国民宿舎特別会計では借入れできないことが判明したものでございます。

これを受けまして、借入れ先でございます九州財務局とのその後の対応について協議を重ねまして、令和4年3月25日に借り入れた全額を繰上償還することとなったものでございます。

このため、今回の補正予算に償還元金として2,580万円、償還利子及び加算金として76万9,000円、合計2,656万9,000円を計上しているものでございます。

起債につきましては、自主財源に乏しい本町にとりまして、必要不可欠なものでございます。制度の十分な理解と事前協議の重要性にも鑑みまして、遺漏がないように充用いたしたいというふうに思います。どうかよろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 議案第19号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号「令和3年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第20号 令和3年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第10、議案第20号「令和3年度山都町簡易水道特別会計補正予算

(第1号)について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、高橋季良君。

○環境水道課長（高橋季良君） それでは、議案第20号、令和3年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。

10ページを御覧ください。

歳出につきまして、1款1項1目一般管理費につきまして、3万5,000円を補正しております。施設に係る電気料の不足分を計上しております。

2目簡易水道整備事業費については、財源の組替えを行っております。

8ページを御覧ください。

歳入につきまして、3款1項1目簡易水道国庫支出金について、30万円を減額補正しております。調整交付金の額が確定したことによる補正でございます。

4款1項1目繰入金においては、一般会計からの繰入金について、25万4,000円を減額補正しております。

5款1項1目繰越金においては、前年度決算による繰越金41万2,000円を補正しております。

5ページを御覧ください。

繰越明許費です。

本事業は、町道改良工事と並行して施工する水道管更新工事であり、改良工事を繰り越すことにより、併せて繰り越すものでございます。

次に、2ページを御覧ください。

令和3年度山都町簡易水道特別会計補正予算。

令和3年度山都町の簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ690万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。

令和4年3月3日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第20号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号「令和3年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第21号 令和3年度山都町水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第11、議案第21号「令和3年度山都町水道事業会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、高橋季良君。

○環境水道課長（高橋季良君） それでは、議案第21号、令和3年度山都町水道事業会計補正予算（第4号）の説明を申し上げます。

4ページを御覧ください。

補正予算（第4号）説明書です。

収益的収入及び支出。

支出の部です。

1款1項5目減価償却費につきましては、138万7,000円を補正しております。固定資産償却費につきまして精査した結果、当初見込みより増額となったことによる不足分を計上しております。

3款1目過年度損益修正損につきましては、600万円を補正しております。

資料を御覧ください。

前年度の消費税確定申告におきまして、税務署からの指摘を受け再度確認したところ、特定収入の取扱いの認識不足により、申告内容の誤りが判明いたしました。

下の図を御覧ください。

左図のとおり、課税収入に係る消費税から課税支出に係る消費税を控除した額594万4,000円を納税額として申告しておりましたが、右の図の黄色の部分で示しておりますとおり、一般会計繰入金のうち、元金償還金等へ充当した部分について、特定収入扱いとなりまして、特定収入に係る消費税522万1,000円を加算した1,116万5,000円を納税額として修正申告するものでございます。

よって、522万1,000円に、延滞税9万7,000円を含めました531万8,000円を追加納税することとなりました。

今後は、このようなことがないように十分精査し、チェック体制を強化して申告したいと思います。申し訳ありませんでした。

予算に戻っていただきまして、2ページを御覧ください。

令和3年度山都町水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条、令和3年度山都町の水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和3年度山都町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。科目、第1款水道事業費用、既決予定額3億6,956万4,000円、補正予定額738万7,000円、計3億7,695万1,000円。

科目、第1項営業費用、既決予定額3億3,363万1,000円、補正予算額138万7,000円、計3億3,501万8,000円。

科目、第3項特別損失、既決予定額1,000円、補正予算額600万円、計600万1,000円。

令和4年3月3日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第21号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号「令和3年度山都町水道事業会計補正予算（第4号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第22号 令和3年度山都町病院事業会計補正予算（第3号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第12、議案第22号「令和3年度山都町病院事業会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

そよう病院事務長、藤嶋厚美君。

○そよう病院事務長（藤嶋厚美君） 議案第22号、令和3年度山都町病院事業会計補正予算（第3号）を御説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、収益的収支、新型コロナウイルス感染症患者受入れ関連事業に対する補助金交付の増額、資本的収支、へき地医療拠点病院事業関係補助金の増額、それに伴う機械器具購入費の増額、また、不要となった機械器具の減額、これらの補正予算をお願いするものです。

4ページをお願いいたします。

収益的収入。収入。1款2項2目補助金、補正予定額1億7,149万7,000円。主なものは、新型コロナウイルス感染症患者など入院病床確保事業費補助金、10月から12月分、7万1,000円の20床分、1億3,064万円。1月から3月分は、厚生労働省の見直しにより4万9,700円の9床、4,025万7,000円。

収益的支出。支出。1款1項医業費用、補正予算ゼロ円。増額減額はございません。

5ページをお願いいたします。

収益的収入。収入。1款2項1目補助金、補正予算額142万8,000円。へき地医療拠点病院関係となります。

資本的支出。支出。1款3項1目機械器具購入費、補正予算額24万円。心電・呼吸・SpO₂送信機、病棟用です。超音波洗浄機、外来用です。2品とも全額補助対象となります。また、小型個人用逆浸透精製水製造装置、移動式の透析装置となります。当初、外来及び病棟使用の2台購入予定でありましたが、透析を必要とするコロナ感染症患者の入院受入れは、専門的な治療も必要となり、対応困難となるため、病棟使用分113万3,000円を減額いたしました。購入額、不用額の差引き額を計上しております。

それでは、表紙の次のページをお願いいたします。

令和3年度山都町病院事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和3年度山都町の病院会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和3年度山都町病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

収入。科目、第1款病院事業収益、既決予算額11億6,799万8,000円、補正予算額1億7,149万7,000円、計13億3,949万5,000円。

科目、第2項医業外収益、既決予算額4億7,016万1,000円、補正予算額1億7,149万7,000円、計6億4,165万8,000円。

支出。科目、第1款病院事業費用、既決予算額11億6,799万8,000円、補正予算額ゼロ円、計11億6,799万8,000円。

科目、第1項医業費用、既決予算額11億2,075万9,000円、補正予算額ゼロ円、計11億2,075万9,000円。

次のページをお願いいたします。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,859万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金または利益剰余金処分額で補填するものとする）」を、今回の補正第3号により括弧書き中、「資本的支出額に対し不足する額2,740万7,000円」に改め、資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

収入。科目、第1款資本的収入、既決予算額3,046万9,000円、補正予算額142万8,000円、計3,189万7,000円。

科目、第2項補助金、既決予算額309万円、補正予算額142万8,000円、計451万8,000円。

支出。科目、第1款資本的支出、既決予算額5,906万4,000円、補正予算額24万円、計5,930万4,000円。

科目、第3項機械器具購入費、既決予算額653万3,000円、補正予算額24万円、計677万3,000円。

令和4年3月3日提出、山都町病院事業、山都町長。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 議案第22号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） コロナの補助なんですが、一床当たりが、10から12月は7万1,000円、1から3月分は4万9,700円ということですが、この一床当たりの単価の違いはどんなことでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（藤澤和生君） そよう病院事務長、藤嶋厚美君。

○そよう病院事務長（藤嶋厚美君） お答えします。令和3年11月24日付、厚生労働省通知により、新型コロナウイルス感染症患者など入院患者確保事業における補助条件が一部改正されました。その中で、コロナ患者の受入れのために休止とした病床について、現在は上限数がなく、休止とした病床数を多くするほど、病床確保量が多く支払える構造となっているために、コロナ患者が当時多くても、受け入れる病院がなかったということもありまして、受入れのインセンティブを高めるために、対応する病床一床当たりで2床、で、うちは3床のために9床という上限を設定されております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号「令和3年度山都町病院事業会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会とします。

散会 午後1時21分

3 月 11 日（金曜日）

令和4年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 令和4年3月3日午前10時0分招集
2. 令和4年3月11日午前10時0分開議
3. 令和4年3月11日午後4時09分延会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第9日)(第5号)

日程第1 議案第23号 令和4年度山都町一般会計予算について

7. 本日の出席議員は次のとおりである(14名)

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

な し

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅 田 穰	副 町 長	能 登 哲 也
教 育 長	井 手 文 雄	総 務 課 長	荒 木 敏 久
清 和 支 所 長	増 田 公 憲	蘇 陽 支 所 長	飯 星 和 浩
会 計 管 理 者	木 實 春 美	企 画 政 策 課 長	藤 原 千 春
税 務 住 民 課 長	田 上 るみ子	健 康 ほ け ん 課 長	河 野 君 代
福 祉 課 長	高 野 隆 也	環 境 水 道 課 長	高 橋 季 良
農 林 振 興 課 長	片 倉 城 司	建 設 課 長	山 本 敏 朗
山 の 都 創 造 課 長	藤 原 章 吉	地 籍 調 査 課 長	藤 岡 勇
学 校 教 育 課 長	嶋 田 浩 幸	生 涯 学 習 課 長	上 田 浩
そ よ う 病 院 事 務 長	藤 嶋 厚 美	監 査 委 員	志 賀 美 枝 子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議 会 事 務 局 長 坂 本 靖 也 外 2 名

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第23号 令和4年度山都町一般会計予算について

○議長（藤澤和生君） 日程第1、議案第23号「令和4年度山都町一般会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） おはようございます。それでは、議案第23号、令和4年度山都町一般会計予算について説明をいたします。

予算の中身に入ります前に、4年度の予算編成に当たりまして、国、県を含めました予算編成のポイント及び基本的な考え方等について、説明をさせていただきます。

まず、国の令和4年度予算のポイントとしましては、令和3年度補正予算と一体化して、いわゆる16か月予算ということで本年は示されているところでございます。新型コロナウイルス対策に万全を期しつつも、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を図るための予算という表現がなされております。

主な分野ごととしましては、社会保障につきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症対策への継続対応、それから地方におきましては、いわゆるデジタル地方創生ということで、地方創生の推進交付金の増額等があってございます。それをもちまして、地域課題の解決等を支援するというところでございます。

公共事業関係におきましては、ソフト対策を重視しました治水ですとか、あるいは人員対策など、防災・減災、国土強靱化への重点化がますます推進されているところでございます。

農林水産分野におきましては、5兆円の輸出額目標を掲げて、それぞれ支援をするということでございます。

地方財政におきましては、地方交付税交付金を約18兆円確保されまして、国、地方の税収回復により、臨時財政対策債の発行を縮減されているところでございます。

一方、県の動向におきましては、令和4年度の予算編成方針によりますと、平成28年熊本地震、それから新型コロナウイルス感染症、令和2年7月豪雨災害からの復旧復興、それぞれの課題を優先するということが示されております。52億円ほどの財源不足が見込まれております。

今後も県におきましては、厳しい中での中長期的な財政計画をさせられると聞いております。状況を把握しながら町としても適切に対応していきたいというふうに思います。

このような中で、本町の令和4年度当初予算におきましては、新型コロナウイルス感染症対策交付金事業費を計上し、対策に万全を期しつつ、町政発展のための重点プロジェクトと位置づけております総合体育館建設を含む中央グラウンド運動公園等の整備、それから、道の駅整備の推進、有機農業を核としたSDGsの推進事業等々を展開することとしております。また、将来の学校建設を視野に入れた積立金等も含めるところでございます。総額で136億7,000万円の予算を

編成したところでございます。

次に、お手元に資料として、令和4年度の一般会計予算の分析を示したものをお配りしております。御覧いただきたいと思っております。

まず1枚目、資料1につきましては、歳入予算の項目の構成比を表したものでございます。自主財源の主な費目でございます町税が8.6%と、予算全体の1割にも満たないような状況でございます。町税を含めました自主財源の構成は17.1%となっております。

令和2年度の決算統計で申し上げますと、県内市町村の平均が28.3%でございましたので、やはり山都町としては低い状況でございます。

一方で、依存財源は82.9%と必然的に割合が高くなります。その収入の中でも4割を占めます地方交付税につきましては、財政運営に大きな影響を及ぼしているところが、見て取れます。

今後も、自主財源的確かな把握と収入の確保に万全を期すとともに、県、国の財政の積極的な活用を図っていくことが求められているところでございます。

2枚目の資料2でございます。歳出予算の目的別の構成比です。これは経費を行政目的ごとに分類したということでございます。各所管事業関係ということで御理解をいただければ幸いです。

続く3枚目の資料3につきましては、同じく歳出予算の性質別の構成比ということで分類をしております。これも、同規模類似団体と比較しますと、山都町におきましては、人件費、扶助費、普通建設事業費、災害復旧費等がやや配分が多いかなというところでございます。

最後の4枚目を御覧いただきたいと思っております。地方交付税の推移ということで示したものでございます。令和3年度、本年度の状況につきましては、臨時経済対策等の算定費目の追加が行われまして、57億3,127万円の交付金額というふうになっているところでございますが、令和4年度につきましては、国は一般財源を適切に確保しているところでございますが、令和3年度につきましては、算定費目等の追加がございました影響があります。

今後につきましては、令和2年度の国勢調査の結果によりまして大きく変動を及ぼす可能性もございます。今後も、慎重に動向を見極めていくことが必要と考えているところでございます。

以上で、概要の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 提案理由の説明が終わりました。

本案は款ごとに説明を求めます。款の中にほかの所管する項や目がある場合は、その分をまたいで引き続き説明してください。説明の際は挙手をお願いします。説明に当たっては、ページと項目名を述べてください。

また、質疑についても、款ごとに款の説明が終わった後に行います。質疑の回数は1款につき1人3回までです。

それでは、1款議会費から説明を求めます。

議会事務局長、坂本靖也君。

○議会事務局長（坂本靖也君） おはようございます。それでは、議会費につきまして御説明を申し上げます。

50ページをお開きください。1款1項1目議会費です。議会費は、議員の報酬、議会の運営、その他に関する費用及び事務局に関する経常的経費が主なものでございます。財源は一般財源です。令和4年度は、総額9,379万3,000円を計上いたしております。

1節から4節までは、議員及び事務局職員の人件費でございます。

8節の旅費関係ですが、本年度も新型コロナウイルス感染症の影響で会議及び研修会等が中止または縮小されましたが、これまでの実績や令和4年度の開催見込みを基に計上しております。

10節の需用費におきましては、本年度予算で計上しました改選後の諸費用が減額となることから、例年同様の経費を見込み、計上しております。需用費全体といたしましては、本年度と比較しますと49万4,000円の減額となっております。

11節の役務費につきましては、タブレット端末の通信回線使用料を計上しておりますが、本年度の利用実績を基に新たなプランへの見直しを行った結果、本年度と比較して58万7,000円の減額としております。

12節の委託料のうち会議録作成業務委託料は、これまでの実績を基に、本年度と比較しますと6万1,000円の増額としております。

13節の使用料及び賃借料につきましては、新たに公務における駐車場使用料を計上したほか、タブレット端末利用に伴う会議システムのソフトウェア使用料で、データ保存容量が上限に達したことから、容量の増加に伴い51万2,000円の増額としております。

18節の負担金及び交付金につきましては、令和4年度の開催見込みを基に計上しております。このうち、県議長会負担金及び基地協議会負担金におきましては、本年度の新型コロナウイルス感染症の影響で各種行事が中止または縮小されたことから、それぞれ減額となり、負担金、補助及び交付金全体といたしましては、本年度と比較いたしまして4万3,000円の減額としております。

以上、議会費の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（藤澤和生君） 議会費の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） すいません、ちょっとどこを見たらいいか分からないので、申し訳ありませんが、タブレット導入したことでペーパーレス化で減額されたのが49万4,000円と考えていいのか。先ほど言われたですね。というのと、議事録を作るに当たっての予算が少し増額になっていましたけど、私はずっと委員会も議事録を作っていたきたいということをお願いしてきましたが、その委員会の議事録に対しての予算と考えていいのか、どうして増額かという二つをお尋ねします。

○議長（藤澤和生君） 議会事務局長、坂本靖也君。

○議会事務局長（坂本靖也君） 西田議員の御質問にお答えいたします。まず最初に、タブレットの費用につきましては、先ほど御説明いたしましたように、回線使用料につきましては減額になっております。

それから、使用料及び賃借料につきましては、先ほど言ったように容量を増やしたことにより増額ということになっておりまして、トータル的には、前年度から少し減額することができたのかなというふうに考えております。

それから、会議録の委託料につきまして今回増額ということでございますけれども、これにつきましては、本年度、当初見込んでおりました、例年3年間ぐらいの実績を基に平均して予算を計上させていただいておりますけれども、本年度におきましても、臨時会とか全員協議会等々、時間を要する会議のほうが多かったということで実績として伸びたことで、予算を少し多めに今回確保させていただきたいということを考えておりまして、御質問のありました委員会の会議録については、現在のところは特に計上は考えておりません。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） システム上の減額が少しあるというのは分かったんですけど、ペーパーレス化した紙使用の実績っていいですか、それが分かるなら教えていただきたいのと、要望としては、委員会のほうの議事録も考えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。その2点をいいですか。

○議長（藤澤和生君） 議会事務局長、坂本靖也君。

○議会事務局長（坂本靖也君） それでは、お答えいたします。本年度、タブレットを導入いたしまして、昨年までの費用対効果についての御質問だというふうに思っております。

昨年度までかかっておりました、タブレットを導入しなかった場合の削減できた部分といたしましては、まずは、資料印刷に係る経費としてコピー代、用紙代、それからそれに伴います職員の労務費用、それと資料を送付いたしておりました経費といたしまして封筒代であったり切手代、それから広報紙作成に係る経費といたしまして、編集作業に伴う現行の印刷代とかが考えられるというふうに思っております。その分をこちらのほうで試算しましたところ、約206万3,000円ほどの費用が減額できたのではないかなというふうに考えております。

併せまして、今回タブレットを導入したことによってかかった費用、いわゆるタブレット端末の購入費、それからキーボード代金、それとタッチペン、それから保護フィルム等々を購入しております。これにつきましては、全部で38台、全体といたしまして648万6,190円という経費がかかっております。タブレットにつきましては、減価償却期間といたしまして、原則4年間と見込んでおりますので、1年当たりの費用といたしましては162万1,547円ほどの経費がかかるというふうに考えております。

併せまして、タブレットで会議を進める上での通信費、それからソフトウェア代、それからLINEWORKS、サイドブック等々の使用料、それと管理ソフト使用料、こちらのほうが年間152万4,000円ほどかかるというふうに考えておりまして、タブレットを導入したことによる費用といたしましては、年間当たり合わせて314万5,547円の費用がかかっているのではないかなというふうに考えております。

そういうことで、タブレット導入による費用対効果といたしましては、導入前の費用と比べまして約108万円ほど負担がかかるようにはなかったのではないかとこのように考えております。ただし、これにつきましては今回試算に反映できなかった費用などもあるというふうに考えております。十分試算ができていないわけではないと思っております。

また、労務時間が削減できたことによりまして、ほかの業務に労力を充てることができたというような効果、それから、議事進行において効率的な進行が図られたというような費用面で測れない効率化というものがかかなり上がっているのではないかなというふうに考えております。

今後、さらにタブレット端末を利用した会議や業務を増やすことによって、さらなる効果を図れるように進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 委託料のところですけども、会議録の作成業務を委託されていますよね。変換ソフトの購入というお考えはないですか。

○議長（藤澤和生君） 議会事務局長、坂本靖也君。

○議会事務局長（坂本靖也君） お答えいたします。現在のところ、事務局職員のほうで全ての会議録作成というのは非常に難しい状況がありますので、これまで専門業者のほうに会議録の作成については支援いただいているところでございます。

ただいま坂本議員のほうから御質問がありましたように、現在ソフト関係でも音声データを文字化するものはありますけれども、なかなか地方議会の質疑の中での方言であったりとか、あとは専門用語もそうですけれども、そういったもので非常に変換が難しいところがございます。ですので、それをもう一度、職員のほうで精査しながら修正するというような手間も考えられますので、今後、簡易的にそういったソフトを導入することは検討していく必要があるかなとは思っておりますが、今のところ導入する予算としてはつけてはおりません。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

次に、2款総務費について説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、52ページをお願い申し上げます。

総務課におきましては、全般的な管理業務、それから、財政、管財管理に要します経費及び共通する経費などで編成されているものでございます。

2款1項総務管理費から説明申し上げます。

1目一般管理費に4億480万5,000円を計上しています。特定財源の1,708万6,000円につきましては、町から各団体に派遣しております職員分の給与を派遣先から負担金としていただくもので

ございます。1,570万円です。それから、地方公共団体システム機構からの補助金138万6,000円が含まれています。

まず、1節報酬費です。特別職報酬等審議員4名分の2万4,000円でございます。2節給料の部分では、特別職2名と一般職員37名を予定しているところでございます。3節には職員に対する手当、4節は共済費として各種負担金や保険料を計上しているところでございます。

54ページをお願いします。8節旅費関係です。項目に、費用弁償、それから普通旅費、特別旅費というものがございます。費用弁償は、報酬の支給者に対します実費弁償の経費、普通旅費は公務のための旅行に関する経費、特別旅費は公務のための研修等、臨時的な経費として区分をしているところでございます。以下のこれから先につきましては、この旅費という区分につきましては、そういった理解をお願いしたいというふうに思います。

55ページです。12節の委託料でございます。職員研修業務委託料として139万2,000円を計上しております。メンタルヘルス、ハラスメント関係、それから、OJT研修等を予定しているものでございます。

人事評価運用の支援業務委託料として223万3,000円を計上しております。評価者研修、システム操作、評価適正化会議などの支援をいただくものでございます。地方公会計更新支援業務委託料として352万8,000円を計上しております。複式簿記方式によります資産、それから債務の適正な管理、財務情報等の開示を行うということで、平成22年から現行の方式で単式簿記を補完する制度として始められたものでございます。

56ページをお願いします。指定金融機関の派出業務委託料につきましては、現在、肥後銀行より窓口業務に関します人件費や機械費用を委託するものでございます。326万5,000円を計上しております。

3項目飛ばしまして、令和3年度に開始しまして本年度も継続して取り組みます産業保健サポート業務委託料として187万5,000円でございます。職員のメンタルヘルス等、心身の健康維持管理に関します相談業務を産業医あるいは保健師等の派遣をお願いするものでございます。また、新たに行政手続申請管理システムの導入委託料として、277万2,000円を計上しております。事務量等の削減を図るもので、行政手続のオンライン化を推進するための事業に伴う経費でございます。

改正個人情報保護法対応支援業務委託料537万9,000円を計上しております。令和5年4月に予定されておりますデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行を控えまして、個人情報保護法改正に関して、全庁にわたります関係条例等の整備、個人情報ファイル簿の作成など、特に専門性が高く、さらに令和4年度中の作成及び公表が求められておりますので、緊急性を考慮し外部委託するものでございます。年末調整システムの導入経費42万9,000円を計上しております。職員各自で申請書に入力することにより、申請のペーパーレス化と会計課職員の負担軽減を図るものでございます。

続きまして、53ページ、13節使用料でございます。12節で説明しました人事評価に関するシステム使用料136万円でございます。評価等の記録等をシステム化し、データ等の一括管理を行う

ものでございます。18節以降には、各種負担金を計上しています。

58ページです。2目の文書費です。これは、例規取扱いに関します経費関係を計上しています。

59ページになります。3目区長費です。20名の世話係さん分の報酬と、現在133行政区につきまして配送を行っております区長部の活動助成金、活動交付金は、1,744万円のうち共有割が214万円、世帯割として1世帯3,000円で5,100世帯を見込んでいるところでございます。

5目の財産管理費でございます。今回、5,606万7,000円を計上しております。特定財源につきましては、県の補助金166万1,000円、町有林の下刈り、除伐関係でございます。それから、その他の財源では、間伐材の売上げ代金639万6,000円と、町有建物や土地の貸付け、それから、電気・水道使用料等の負担金として徴収する分の1,049万1,000円でございます。8節旅費は、町有林巡視員、視察研修分の17名の費用弁償でございます。

60ページをお願いします。11節役務費につきましては、公用車損害保険料、森林保険料、町有建物等保険料をそれぞれ計上しております。コミュニティバス、それから環境水道課及び蘇陽病院車両につきましては、それぞれの所管課で予算化し、保険料等を組んでおりますので、ここでは、それ以外の一般車両137台分を計上しております。森林保険料は町有林分の保険料として、それから、町有建物施設につきましては、250施設につきまして共済保険をかけています。12節の委託料です。町有林整備委託料につきましては、間伐、下刈り等の所要の経費、それから町有林巡視員への委託料など2,033万4,000円を計上しております。

2項目飛ばしまして、統合型地理情報システム保守委託料でございます。ゼンリン地図及び地籍図から得られましたデータを地理情報に利用するための保守委託料273万8,000円でございます。

61ページの13節使用料ですが、国有林13ヘクタールを町有林維持管理のために借り上げて行っているものでございます。矢部地区田小野、それから清和地区郷野原でございます。

続いて、6目庁舎管理費です。ここは、本庁と両支所の管理経費で構成しています。

次のページの12節委託料には、各庁舎の空調関係、エレベーター、貯水槽、浄化槽などの清掃、維持管理に係る経費を一括して計上しております。特定財源の40万7,000円は、調査使用料、それから自販機設置料などでございます。17ページの17節備品購入費につきましては、職員用の机、椅子等の整備を予定しております192万1,000円でございます。

67ページの7目管理費です。これは、入札業務に関する経費を計上しているものでございます。8目交通安全防犯対策費でございます。カーブミラー等の購入経費40万円や、交通指導員36名分の委託料や、防犯協会、交通安全協会等々への負担金を計上しているものでございます。

65ページです。9目防災行政無線費です。令和3年度におきまして、防災行政無線のデジタル化工事が終了したもので、約4億9,500万円ほどの減額となっております。

1節報酬から4節共済費まで、放送業務1名分の会計年度任用職員に必要な経費を計上しております。次のページ、12節の中で、デジタル無線放送機器の保守点検委託料とライフビジョンシステムの保守委託料をそれぞれ計上しているものでございます。

10目の会計管理費です。職員3名分の経費を計上しております。次のページの10節需用費270万円は、共通の消耗品費でございます。

少し飛びまして、91ページをお願いします。2款4項選挙費です。

1目は、選挙管理委員会に関します経常的な経費で、選挙管理委員4名の報酬、それから職員1名分の経費でございます。

次のページの6目衆議院議員選挙に関する経費を1節報酬から13節使用料まで合わせまして、1,470万円を計上しております。財源は全額、国からの選挙事務に係る委託金でございます。

94ページでございます。8目県議会議員選挙に関する経費を上げております。1節報酬から17節備品購入まで、662万3,000円を計上しております。財源は全額、県からの選挙事務に係る委託金でございます。

以上で、総務課に関します2款の予算について説明を終わります。

○議長（藤澤和生君） 次の項目について説明を求めます。

企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） それでは、企画政策課関係の令和4年度予算について御説明いたします。

67ページをお願いいたします。2款総務費1項総務管理費11目企画費でございます。本年度予算としまして2億8,151万8,000円を計上させていただいております。国県支出金につきましては、県生活交通維持活性化補助金306万1,000円と大矢野原演習場周辺区域事務委託金、土地利用規制等対策交付金などがございます。その他、特定財源の主な内訳は、コミュニティバス使用料373万9,000円、バスターミナル等使用料で131万5,000円、まちづくり基盤整備基金繰入金2,311万9,000円でございます。

それでは、1節から御説明いたします。1節報酬は、各審議会の委員報酬です。総合計画審議会1回、景観づくり審議会2回を予定しております。2節から68ページ4節までは、職員9名分の人件費です。7節報償費は、まち・ひと・しごと創生戦略会議農山村活性化協議会、地域公共交通活性化協議会の委員謝金と、道の駅指定管理者候補者選定、コミュニティバス運行等の事業者選定に係ります選定委員会開催時における委員の謝金です。8節旅費につきましては、費用弁償につきましては、総合計画審議会ほか、委員会、協議会、選定委員会等の開催時における費用弁償でございます。特別旅費につきましては、防衛事業、演習場周辺の要望活動などに伴う旅費です。

69ページをお願いいたします。10節需用費につきましては、事務経費でございます。電気料110万4,000円、水道料、修繕料は、バスターミナル等に係る経費でございます。

11節役務費につきましては、企業版ふるさと納税支援サービス利用料としまして11万円、公用車保険料はコミュニティバスの自賠責保険料42万円でございます。12節委託料は、施設管理委託料としまして、バスターミナル施設に関する委託料108万8,000円。コミュニティバス委託料1億5,200万円、企業版ふるさと納税課題解決コンサルティング業務委託料22万円は、熊本企業版ふるさと納税プロジェクト集への掲載料11万と、ふるさとコネクの掲載料です。この掲載料につきましては、寄附があった場合、成功報酬という形で寄附金の10%を払うことになっております。13節使用料及び賃借料につきましては、バスターミナルの清掃用具の使用料です。

70ページをお願いいたします。14節工事請負費です。再編関連訓練移転等交付金事業による北中島長谷線道路改良工事2,420万円です。15節原材料費は、道路改良工事に伴う生コン等の原材料費でございます。18節につきましては、各種協議会への負担金です。

71ページをお願いいたします。地方バス運行等特別対策補助金3,000万円です。高齢者運転免許証自主返納支援補助金200万円でございます。令和3年度における申請者は2月末で75名となっております。令和4年度におきましては申請者84名を見込んでおりまして、3年度の実績等を勘案しながら200万円を計上させていただいております。21節補償、補填及び賠償金につきましては、北中島長谷線道路改良工事に伴う電柱移転補償費でございます。26節公課費につきましては、コミュニティバス33台分の重量税でございます。

次に、12目地域振興費です。本年度予算9,259万4,000円でございます。

1節から4節までは、地域おこし協力隊の人員費13名分を計上させていただいております。現在、企画政策課配属で地域づくり団体へ3名、山の都創造課配属としまして、地域しごとセンター、観光協会、清和文楽、天文台へ4名の方を配置しております。また、農林振興課配属でジビエ工房1名と計8名の隊員が活動されております。今年度、1名の方が任期満了で退任されます。新たに6名の募集を行うものです。

8節旅費につきましては、費用弁償は自治振興区代表者会議の際の費用弁償12万8,000円と、地域おこし協力隊の通勤のための費用弁償8万8,000円となっております。普通旅費、特別旅費につきましては、職員、協力隊員の研修会等の旅費を計上させていただいております。

72ページをお願いいたします。12節委託料は、サポートセンター委託料44万円です。サポートセンター委託料につきましては、地域づくり、まちづくり団体が行う地域の自主的な活動や団体間の連携を支援する目的で設置しているものでございます。13節使用料及び賃借料は、地域おこし協力隊の住宅借り上げ、並びに活動機材借り上げ料を計上しております。住宅につきましては、一月3万円を上限として、機材借り上げにつきましては1か月2万5,000円を上限としまして、13名分を計上させていただいております。

18節負担金、補助及び交付金でございます。地域活性化企業人制度負担金560万円です。民間企業において培った専門的知識、業務経験、人脈、ノウハウを活用して、地域の課題解決を図るもので、派遣元の企業に対し人員費を負担金として支払います。本制度は特別交付税措置をされるものであり、今回は観光業に精通した企業の人材の派遣により、観光資源の磨き上げや新たな観光メニューの開発により、町内への経済効果を促進するものでございます。次に、28自治振興区の助成金2,612万1,000円、独自事業補助金840万円を計上させていただいております。

73ページをお願いいたします。

まちづくり事業補助金200万円です。平成29年度から令和3年度までは、山の都創造事業で実施してまいりましたが当該事業は終了いたしました。継続して住民主体によるまちづくりを推進するため、山都町まちづくり事業補助金交付要綱により、まちづくりのための講演会、イベント、研修事業などを実施する団体へ補助を行うものです。公共的設備更新補助金339万5,000円です。地域における生活の利便性を確保するため、JA阿蘇、JAかみまきにATM更新に係る経費

の3分の1を補助するものです。

次に、13目広報費について御説明いたします。本年度予算、441万5,000円でございます。

8節から18節まで、業務に係る事務経費でございますが、需用費の印刷製本費382万8,000円につきましても、広報やまとの発行経費でございます。毎月5,900部を予定しております。12節委託料につきましても、2018年に作成しております町政要覧資料編のデータの更新を行うものです。

74ページをお願いいたします。14目情報費です。本年度予算、1億2,094万6,000円です。

7節報償費は、町民向けのICT講座の講師謝金12万6,000円を計上しております。10節需用費につきましても、事務用消耗品、税や保険料などの共通帳票の印刷製本費、パソコン、プリンター等の修繕費でございます。11節役務費は、光回線等の使用料700万円でございます。電算機器保険料240万3,000円は、サーバー機器等の保守更新に伴うものでございます。

12節委託料です。電算機器保守委託料は総合行政システム機器の分です。電算システムのサポート料は、システムのサポート、法改正等への対応費用、サーバー等のネットワーク運用・保守などの委託料となっております。自治体システム標準化とCIO補佐業務委託料712万6,000円につきましても、令和3年度から、国が定める自治体デジタルトランスフォーメーションや、今後、確定される標準準拠システム標準化仕様書等に基づき、様々な行政サービスのデジタル化に短期間で取り組む必要があります。専門的な知見を持ち、自治業務基幹系システムに精通した専門人材による業務支援が不可欠であり、委託を行うものです。これに対しましては交付税の対象となっております。

13節使用料及び賃借料3,693万6,000円でございます。主なものとして、総合行政システムアプリケーションサービスプロバイダー使用料は3,289万5,000円です。ライセンス使用料247万8,000円は、パソコンのウイルスバスターのライセンス使用料となっております。

17節備品購入費でございます。備品につきましても、連続帳票プリンターの購入1,991万円、セキュリティ対策等の機器の更新558万8,000円と関連機器を含めまして、2,671万4,000円を計上させていただいております。

18節負担金、補助及び交付金513万8,000円でございます。76ページをお願いいたします。主なものとしまして、電子自治体共同運営協議会負担金、番号制度中間サーバー利用負担金などがございます。

ページが飛びますが、79ページをお願いいたします。21目地方創生総合戦略費でございます。令和3年度までは、地方創生推進交付金事業を活用し、農産物ブランド化販路拡大事業、人材育成事業、移住定住促進事業を実施してまいりました。令和4年度におきましては、一般財源により、人材育成、移住・定住促進など、2,017万9,000円を計上しております。

8節旅費は、移住フェア、地域みらい留学参加旅費など84万円です。

12節委託料は、山都経営塾事業556万5,000円、山の都地域支援事業業務委託料825万円、矢部高校魅力化支援事業業務委託料374万円でございます。

80ページをお願いいたします。13節使用料及び賃借料は、移住定住支援システム、空き家管理

システムの使用料です。18節負担金、補助及び交付金は、地域みらい留学協議会参加負担金です。23目熊本地震復興基金交付事業でございます。本年度予算140万円を計上させていただいております。特定財源としまして、国県支出金の140万円は、熊本県の復興基金基本事業分からの交付金です。

18節負担金、補助及び交付金につきまして、県の基本事業分としまして、住まいの再建支援事業に40万円、農家の自力復旧支援事業に100万円の補助金を計上しております。

25目新型コロナウイルス感染対策交付金事業です。新型コロナウイルスウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により実施するものでございます。

10節需用費でございます。コロナウイルス抗原検査キット、保育園、学校施設における感染対策用消耗品を購入するものでございます。

81ページをお願いいたします。12節委託料です。観光振興対策、商店街後継者育成等に係る委託料、合わせて2,937万2,000円を計上しております。

82ページをお願いいたします。14節工事請負費4,009万4,000円です。柏老人福祉センター、蘇陽保健センターにつきましては、避難所機能の強化を図るものです。清和文楽館においては、空調設備の改修を実施いたします。

17節備品購入費です。避難所用備品につきましては、備蓄倉庫の整備を行います。分散業務予備費につきましては、パソコンなどの情報機器の整備、観光施設用備品購入費は、サーマルカメラディスプレイを文化の森キャンプ場に整備するものです。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、営業時間短縮要請等協力負担金、PCR検査費用補助金、社会福祉施設等への感染防止対策の支援金となります。

次ページをお願いいたします。イベント開催用感染防止対策支援、事業者への浄化槽維持管理支援等を合わせて3,334万7,000円となっております。

次に、26目SDGs推進事業費、2,799万円でございます。歳入の国県支出金は、地方創生推進交付金1,243万3,000円でございます。

7節報償費77万円は、出前講座、フォーラム等の講師の謝金、各種検討会議の謝金等です。8節旅費につきましては、費用弁償は各種検討会議に伴うものでございます。10節需用費は、生ごみ処理機キエーロの活用についてのワークショップ等の開催に伴う消耗品などでございます。また、学校給食用有機米の購入費用としまして、189万3,000円を計上しております。

12節委託料でございます。町民参加型まちづくり体制構築支援委託料は、町のありたい姿や取り組むことを町民の皆様と共有し、明確化するために、ワークショップを行い、ビジョン策定を行うための委託料でございます。新規就農希望者ツアー業務委託料は、町外からの就農希望者の農業体験ツアーを実施するものです。SDGs推進事業支援委託料につきましては、SDGsプロジェクト推進のため、多様な主体との連携につなげる仕組みづくりや、課題解決のための施策の構築など、専門的な知見からの支援を行ってもらうものです。食のブランド化事業委託料につきましては、山の都の食の資源を活用したメニューの開発や、ターゲット等のマーケティング調査、提供体制について事業化に向けた実証を進めるものでございます。総合学習事業委託料につ

きましては、学校の総合的な学習の時間を活用し、体験学習の実施など、食育教育に関する委託料となっております。

18節負担金、補助及び交付金300万円です。これまで、山の都創造事業補助金で山の都のエコライフ支援事業を実施してまいりました。町独自の取組としまして、引き続き環境に優しい暮らしを支援するため、SDGs推進事業費ということで計上させていただいております。

22目山の都創造ファンド事業については廃目となります。

飛びまして、95ページをお願いいたします。

2款総務費5項統計調査費1目統計調査総務費でございます。統計調査総務費につきましては、本年度予算29万4,000円を計上しております。8節から18節は統計業務に係る諸経費でございます。需用費の主なものは町民手帳の購入費となります。

次に、96ページをお願いします。2目統計調査費でございます。本年度予算額54万9,000円で、県支出金につきましては、統計調査費県委託金54万7,000円を計上しております。今年度の主な調査業務は、就業構造基本調査、住宅土地統計単位区設定調査でございます。それらの調査の調査員報酬としまして、37万3,000円を計上させていただいております。8節、10節は事務経費でございます。

企画政策課分については、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 次の項目について説明を求めます。

清和支所長、増田公憲君。

○清和支所長（増田公憲君） それでは、76ページをお願いします。2款1項15目小水力発電施設事業費でございます。本年度予算額は579万2,000円、前年度に比べまして4万8,000円の増額でございます。財源につきましては、579万2,000円、売電収入でございます。

10節事業費は39万円。内訳は説明欄のとおりでございます。11節役務費は2万9,000円、電話料金でございます。12節委託料は380万5,000円で、3件の委託業務がございます。電気工作物保安管理委託料につきましては、発電所の電気主任技術者として委託しております九州電気保安協会分でございます。施設管理委託料につきましては、地域の方をお願いしております日々のデータ記録と、取水口や除じん機のごみの状況及び周辺の草刈り等の業務に対してでございます。発電機、メンテナンス委託料につきましては、専門業者へ委託しております水車発電機及び制御盤等の点検などに係る分でございます。

13節使用料及び賃借料につきましては126万8,000円。重機借り上げ料につきましては、取水口の水量確保のため、たまった土砂を掘削する重機の借り上げ料及びバックホーと運搬費を合わせて約10回分です。水利使用料につきましては、熊本県流水占用料徴収条例に基づきまして県に支払うものでございます。

次のページをお願いします。21節30万円です。緑川漁業協同組合へ支払う分でございます。

次に、歳入の説明になります。46ページをお願いします。

歳入の財源に当たります売電収入を歳入に計上しておるところです。雑入の節、下の段から4段目です。清和水利発電所売電収入2,000万円を計上しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の項目について説明を求めます。

地籍調査課長、藤岡勇君。

○地籍調査課長（藤岡 勇君） おはようございます。地籍調査事業予算について御説明いたします。

地籍調査は、国土調査法及び国道調査促進特別措置法に基づいて、第7次国土調査事業10か年計画により行われております。あらかじめ県に提出しております要望額を基に予算計上させていただいております。

今回は国が経済対策の一環として、4年度事業の前倒しで、先日可決いただきました3月補正、補正第8号において、3億2,276万1,000円の予算を計上しましたので、今回はその残りの7,076万4,000円を計上しております。

まず初めに、現在までの山都町地籍調査事業について、推進状況を報告いたします。それでは、資料の令和4年度山都町地籍調査事業実施区域図を御覧ください。

これまで実施済みを表示しております。上下にあります青紫色が国有林でございます。令和3年度末の進捗率は茶色と緑色、一部黄色のところ、61.04%となっております。また、緑川の一筆調査において行われていない地域3区間におきましては、国主導でのリモートセンシングによる現地調査が行われる予定です。まだ詳細については国から示されておられません。

山都町地籍調査の残りの面積を考慮しますと、地籍調査にあと12年ほどかかる予定でございます。2033年度、令和15年度の調査完了を目指したいと考えております。これは国の予算の裏づけがあることが前提でございます。

令和4年度の当初予算での事業費は、前年度から引き続き事業を行う部分で、一筆地調査の測量業務、閲覧業務になります。緑色で表示させていただいております矢部地区が、麻山、上川井野、川野の一部の測量業務3.30平方キロメートルと、小笹、男成が測量と閲覧業務、1.00平方キロメートルと3.36平方キロメートルです。清和地区が、緑川の一部、鎌野の一部、3.61平方キロメートルの測量業務、仮屋の一部、0.19平方キロメートルの閲覧業務を計画しております。黄色の表示の部分は、先日、補正第8号において可決していただきました区域で、3年度から4年度に明許繰越を行い、事業を実施するところでございます。

それでは、予算書の77ページをお開けください。

16目地籍調査費について説明いたします。本年度予算額7,076万4,000円、前年比1億9,261万1,000円の減でございます。財源内訳は、国が2分の1、県が4分の1で、国、県合わせまして

2,243万5,000円、残りが一般財源となります。

1節報酬80万円。これは2名の会計年度任用職員の報酬3か月分でございます。

2節給料、3節職員手当、4節共済費は省略させていただきます。

8節旅費20万7,000円。会計年度任用職員通勤費費用弁償14万9,000円と旅費5万8,000円です。次のページ、78ページ、10節需用費22万5,000円は、コピー複合機使用料、公用車ガソリン代です。

11節役務費13万6,000円は、封筒での通知郵便料でございます。

12節委託料2,996万4,000円は、地籍調査業務委託料でございます。内訳は、矢部地区が1,880万5,000円、清和地区が1,048万円でございます。それと、地籍情報管理システムの保守委託料51万5,000円です。

13節使用料及び賃借料132万1,000円。これは、地籍情報管理システムとコピー機のリース料でございます。

17節備品購入費43万5,000円。これは、書棚の購入代ということで計上しております。

18節負担金、補助及び交付金79万2,000円。これは、熊本県国土調査推進協議会の負担金でございます。

次のページ、21節補償、補填及び賠償金6万5,000円。調査区における流木補償、伐採補償でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 次の項目について説明を求めます。

税務住民課長、田上るみ子君。

○税務住民課長（田上るみ子君） おはようございます。それでは、税務住民課関係の令和4年度予算について御説明いたします。

税務住民課におきましては、課税係と徴収係並びに戸籍住民係の3係に係る予算を計上させていただいております。

85ページをお開きください。2款総務費2項徴税費1目税務総務費です。本年度予算額は8,498万円です。特定財源はその他としまして、徴収手数料80万円、延滞金40万円でございます。

1節報酬につきましては、固定資産評価審査委員3名分と、固定資産入力業務の会計年度任用職員1名分でございます。

2節給料につきましては、職員11名と、申告時の本庁と支所の2名分の会計年度任用職員分でございます。

3節から4節までは、職員と会計年度任用職員の人件費でございます。

8節旅費につきましては、固定資産評価審査委員研修会等開催時における費用弁償でございます。

86ページをお願いいたします。前ページから続きの会計年度任用職員の通勤費費用弁償でございます。

10節需用費です。税務関係の月刊誌及び法令集の追録代を計上しております。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、税務関係の各協議会や連合会への負担金を計上しております。

次に、賦課徴収費です。本年度予算額は3,529万2,000円でございます。国県支出金は、徴収費の県委託金1,800万円、その他は滞納処分費の1万円でございます。

10節需用費です。消耗品費につきましては、申告用及び一般事務用の消耗品代でございます。食糧費につきましては、上下益城郡連絡協議会会議用のお茶代を計上させていただいております。印刷製本費につきましては、各税の納税通知書や封筒などの印刷代でございます。修繕料につきましては、公用車の車検整備料でございます。

87ページをお願いいたします。

11節役務費です。携帯電話料につきましては、搜索現場などで使用するものでございます。公用車定期点検手数料につきましては、車検代行手数料、検査印紙代でございます。地方税電子申告支援サービス利用料につきましては、地方電子申告、e L T A Xの利用料でございます。タイヤ交換手数料につきましては、冬用タイヤへの交換時の経費を計上しています。公用車保険料は自賠責保険料でございます。

12節委託料です。土地評価関連業務委託料につきましては、令和3年度から令和5年度までの3年間、債務負担行為を起こさせていただいております令和6年度の固定資産の評価替えに向けて、九州不動産鑑定書に評価業務を委託しているものでございます。公図訂正業務委託料につきましては、前年の土地異動による役場が備えております公図の修正等の業務を委託するものでございます。システム改修委託料につきましては、今年、新規に計上している部分です。これにつきましては、令和元年からe L T A Xを通じた地方税の共通納税システムの運用がスタートし、現在、法人住民税、給与所得に係る個人住民税を中心に電子納付が行われております。令和3年度税制改正において税の追加がなされ、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割が追加されることとなっており、令和5年度の課税分から電子的に納付ができるようにするものでございます。

本町におきましては、固定資産税と軽自動車税種別割の2税目について、基幹システムの改修を進めてまいります。具体的には、紙の納付書に地方統一QRコードを印刷することにより納税を可能とする環境を整備し、e L T A Xの操作や金融機関の窓口、スマートフォンの操作により納税する仕組みを構築する予定です。このシステム改修予定としまして、798万4,000円を計上しております。なお、このシステム改修につきましては、令和4年度普通交付税措置が行われることとされております。

次に、登記済み通知書入力支援業務委託料につきまして、令和2年度から運用を開始しておりますが、法務局より毎月土地登記済み通知書をC S Vデータで受領しております。R K K行政支援システムに取り込むための入力支援委託業務に係る運用費としまして、71万3,000円を計上しております。

88ページをお願いいたします。

13節使用料及び賃借料でございます。コピー機リース料につきましては、矢部地区の申告会場

において使用するものでございます。

18節環境性能徴収取扱負担金につきましては、新規登録された軽自動車に課税します環境性能割につきましては市町村税となっておりますが、当分の間は熊本県が賦課徴収することとなっております。町は振り込まれた税額に対して5%を徴収取扱費として熊本県に負担するものでございます。

22節償還金利子及び割引料でございます。過誤納金払戻金につきましては、過年度課税分における過誤納付の払戻金でございます。

26節公課費でございます。公用車の車検に伴う重量税でございます。

89ページをお願いいたします。

3項戸籍住民登録費1目戸籍住民登録費について御説明いたします。本年度予算額は5,576万9,000円でございます。国庫支出金につきましては、個人番号カード交付事務費補助金250万円、中長期在留者住居地届出等事務費委託金18万2,000円、県分としまして人口動態事務費委託金2万3,000円でございます。その他につきましては、戸籍手数料875万5,000円、鑑札紛失弁償金1万円、雑入で計上しています用紙代、75万円でございます。

1節報酬につきましては、会計年度任用職員1名分の報酬でございます。マイナンバーカード関連業務は、戸籍住民係窓口業務補助として雇用します。2節から4節まで合わせて、8節の会計年度任用職員、通勤費用弁償までは職員6名と会計年度任用職員の人件費でございます。

90ページをお願いします。

10節需用費でございます。消耗品費につきましては、改ざん防止用紙や戸籍届出書、申請書用の用紙代、個人番号カード関連の消耗品代を計上しております。印刷製本費は窓口用の封筒代でございます。

11節役務費でございます。郵便料につきましては、個人番号郵送料分といたしまして18万8,000円。これは本人限定受取郵便料金でございます。同じく郵便料のうち1万2,000円と回線手数料、住民票等交付事務手数料。それから、13節にございます使用料及び賃借料のファックスリースにつきましては、蘇陽地区の蘇陽郵便局と柏郵便局において実施しております住民票等の交付サービス業務に係る経費として計上をしております。住民票等交付事務手数料につきましては、令和4年度から料金改正となるため、令和3年度予算額より増額して計上をしております。

12節委託料でございます。戸籍住民係で管理しております住基関係、戸籍関係、マイナンバー関係の機器・システムの保守料を計上しております。

13節使用料及び賃借料でございます。戸籍総合システム関連機器に係るリース料でございます。令和2年10月1日から令和7年9月30日までの5か年間のリース料です。

91ページをお願いいたします。

17節備品購入費につきましては、本庁戸籍住民係において、旅券、パスポートの申請・交付の業務をしておりますが、IC旅券用交付窓口端末機器一式購入費といたしまして、40万2,000円を計上しております。この機器につきましては、購入から5年を迎え、耐用年数が満了となり、保守契約が終了することから、新規に購入するものでございます。パスポートの中心に、ICチ

ップ、集積回路を組み込んだカードを搭載したパスポートが現在発給されておりますが、ICチップの中には、国籍や氏名、生年月日、旅券番号など、身分事項のほかに申請書に貼られた写真を読み取った顔画像が記録されています。パスポート交付時に、IC旅券交付窓口端末機器により、旅券に登載されているICチップからデータを読み取り、旅券に問題がないか、職員と申請者で確認するために使用するものでございます。

18節負担金、補助及び交付金でございます。戸籍事務関係の協議会負担金でございます。

歳出予算の説明は以上です。

次に、歳入予算の町税について御説明申し上げます。16ページをお開きください。

1款町税1項町民税1目個人町民税につきましては、対前年比で2,494万8,000円の増額としております。令和3年度の業種ごとの所得額につきましてはコロナウイルス感染症の影響があると思われ、営業所得は前年より減少しましたが、農業所得、給与所得、公的年金につきましては増加し、総所得額としましては、前年、令和2年分と比較し、増加する結果となりました。

令和4年度の税額を試算するについて、各関係機関から参考となる資料を取り寄せ、営業所得、農業所得、給与所得、年金所得について積算を行い、税額の試算をしたところです。九州財務局の熊本県内経済情勢報告によれば、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にあるものの、緩やかに持ち直しつつあるとの判断を参考に、営業所得につきましては、新型コロナウイルスからの持ち直しを見込み、110%増加として計算をしております。野菜販売実績積表では、対前年比は12月末見通しで比較すると約92%、子牛の落札額は前年度並み、給与所得者世代につきましては、前年度と比較して227人の減、老齢基礎年金につきましては、令和3年、4年より引下げとなっております。これらの資料を参考に試算をいたしました。

続きまして、法人町民税でございます。法人町民税につきましては、実績により積算しておりますが、288万4,000円の税額としております。

2項固定資産税1目固定資産税でございます。対前年比で1,232万2,000円の減額としております。主な要因として、令和3年度に土地の評価替えを行いました。地価の下落により課税標準額が減額となったためです。家屋につきましては、新築木造家屋が40棟、非木造家屋が10棟となっております。

2目国有資産等所在市町村交付金でございます。こちらも、山林の評価替えによります台帳価格下落により、減額となっております。

17ページをお願いいたします。

3項軽自動車税でございます。

1目環境性能割につきましては、令和元年10月から始まっておりますが、令和3年度の実績により積算しております。前年度より41万4,000円の増としております。

2目種別割でございます。こちらも実績から積算しておりますが、対前年比538万7,000円となっております。

4項町たばこ税1目町たばこ税でございます。たばこ税につきましては、年ごとに調定額に変動がありますけれども、こちらも実績から積算して、対前年比で1,208万3,000円の増額としてお

ります。

5項入湯税1目入湯税でございます。国民宿舎通潤山荘に係る分でございます。入湯税につきましても、令和3年度の実績により積算しておりますが、7万2,000円の減額としております。

以上で予算の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 次の項目について説明を求めます。

議会事務局長、坂本靖也君。

○議会事務局長（坂本靖也君） それでは、96ページをお開きください。

6項1目監査委員費です。令和4年度は932万2,000円を計上しております。全て経常的経費でございます。令和4年度においては延べ66日間の監査を計画いたしております。

1節から4節までは、監査委員及び職員1名の人件費でございます。

8節の旅費は、監査委員の費用弁償が主なものでございます。

10節の需用費は、事務用消耗品及び書籍購入費用を計上しております。

18節の負担金、補助及び交付金につきましては、昨年度からの新型コロナウイルス感染症の影響で、各種行事が中止または縮小されておりますが、本年度予算と同額といたしております。

以上、監査委員費の説明を終わらせていただきます。

○議長（藤澤和生君） 以上で2款総務費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） 83ページのSDGs関係ですが、委託費等が主であります。この事業が、一般の町民一人一人にとって、どういうメリット・デメリットと申しますか、どういう努力が必要かということが一つです。

それから、87ページの税の徴収において、説明の中でスマートフォン等を利用しての納税がということをおっしゃいましたが、町ではほかにもたくさん町民の方が納付するのがあります。また、延滞されているのもたくさんあります。奨学金とか、災害復旧のときの負担金とか、保育園とか、そういうものの納入にもそういうシステムを利用できないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。まず、SDGsのは理念としましては、地域の経済、社会環境といった、あらゆる私たちの身の回り全般に関することと申しております。そういう意味で、一つは町民の意識づけ、一人一人取り組むこと、意識の向上が必要だと感じているところでございます。そういう意味で、一つは啓発活動、また、町内町外に向けたPRとともに、SDGs未来都市計画に上げております事業を実施することによって、地域の活性化につなげたいと考えております。

○議長（藤澤和生君） 税務住民課長、田上るみ子君。

○税務住民課長（田上るみ子君） お答えいたします。今回の改正につきましては、税法の改正により進めておりますけれども、町としましては、様々な使用料とかも含めまして活用できる

のではないかと個人的には考えております。今後、庁内の中で課を越えて検討していきたいと考えます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 79ページ、委託料の山都経営塾についてですが、その内容と、この経営塾は人材育成には大変ためになっていると思いますし、また、今年は役場職員が何人も応募されているということで、非常にためになるかもしれませんが、この金額に対する内容と、もう一つ、せっかく行われておりますので、私もこの発表会に1回参加しておりますけども、これを広報紙か何かで、せっかくいい話がされておりますので、そういう発表というか、町民の皆さんに知らせるようなことができないかと思うところですけども、その2点をお願いします。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 山都経営塾についてのお尋ねでございます。

今年度の事業につきましては、合計で講演会も含めて6回集まってのいろんな地域課題ですとか、そういったもろもろの課題について、各グループごとに分かれて、リーダーシップ養成コースと課題解決コースの二つのコースに分かれて事業を進めております。

内容については、それぞれグループごとに分かれて、グループごとのそれぞれの課題についての協議、これを解決するためにはどうしていくのかというところの議論を進めているところでございます。

それと、発表会につきましては、2月に発表会を開催したところでございますけれども、それぞれ最終発表会ということで、様々なデータを駆使して分析をして、説得力のある企画提案をいただきました。次年度以降は、その提案について整理をして、実践に向けた取組をしていくということで行っております。

町民の皆様には発表することも可能じゃないかということで、山都町のYouTubeにその最終発表会の内容を掲載させていただいたところでございますし、集落での集まりとか各地域で集まりがあるときにそういった映像を活用することは可能であるというふうに考えております。もし御利用の希望があれば対応させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 今ちょうど6番議員からあったところで、私も同じような質問しようと思っていたので、立たせていただきます。

今の山都経営塾については、発表の機会を今御説明ですけれども、私もちょうどその日に役場に来ておまして、今日の夕方から発表会なんだよねというふうな話は伺いましたが、全く残念ながら案内を受けなかったという。ここで私たちがこういうふうに審議をしながら予算を決定していくわけなんですけれども、その成果についてフォローがないというのが非常に残念だなという気持ちがしておりました。それで、後になってYouTubeに上がったということも承知し

ています。ただし、結構長いです。50分ぐらいありましたもんね。それで、それを今課長が地域で流したらどうかなんていうことをおっしゃいましたが、ちょっと現実的ではないかなと。やはり今6番からも提案があったように、紙面で知らせていくなり、いい発表があったとは聞いていますが、私もさすがに50分間Y o u T u b eの前に座る時間が今ございませんので、つぶさに見ておりません。

そういったこともぜひお願いしたいと思いますし、また委託相手ですが、今、またこれを継続して来年度、今回の課題解決、それぞれのコースで見たものを継続してやっていくというふうなことをおっしゃいました。また、先日の一般質問の中でも、企画政策課長は、このSDG s関係の予算については町内の業者に随意のような形で委託をしていったと。

この山都経営塾については御存じのように、食農観光塾というところの発展からあって、山都でしかさんが一つの成果だったとは思っているんですが、今回もでしかさんがそれを受けて、食の教育あたりはコントロールしていらっしゃるかと承知していますが、この委託の在り方について、ほかの仕事、そこと同じところの委託料に書いてあります仕事支援事業と、それから矢部高の魅力化、こちらのほうも例年と同じようなところに委託をしていらっしゃるのか。その選定の方法ですね、委託先の。そここのところを教えてください。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それではお答えします。御指摘を受けました最終発表会の内容については、紙面等も活用しながら町民の皆さんにお伝えできるように検討していきたいというふうに思います。

それと、来年度の山都経営塾については、これまで同様の地域リーダーの発掘と育成を行ってきたわけですが、過去3年間の人材育成によって、いろんな提案ですとかが出されたところですが、その事業プランに対して、主体的に企画運営できる卒業生もいらっしゃいますので、そういった人材を集めて、継続的に活動できるプロジェクトの支援型という形で実施をできないかなということで、今、協議をしているところでございます。

それと、そのほかの山の都地域仕事支援事業ですとか、矢部高校魅力化支援事業につきましても、地域仕事支援事業についてはまちづくりやべのほうに委託をしておりますし、矢部高校の魅力化事業につきましても、町内の事業者へ委託をしているところです。

これまでの契約については、これまでの成果ということで、その事業者と随意契約ということで進めているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 71ページ、地域おこし協力隊なんですけど、8名中、今年度で1名を終わって、新たに6名ということなんですけど、昨年までは協力隊募集してもいらっしゃらなかったとか、いろんな懸案事項がありました。なのに、今年度6名の追加ということなんですけど、どこか事業者の方が手を挙げて要望されての募集なのか。そこあたり、新しい6名の分の御説明をお

願いいたします。

それから、84ページのSDGsの推進事業補助金なのですが、補助金ですから、いろんな事業をされるところに、委託金じゃないですから、補助金ですから、例えば有機農業の協議会に補助されるのかとかいったことがあります、この補助金の交付先というか、使い道を教えていただきたいと思います。

それから、今ありました79ページの山都経営塾のことなんですけども、この事業は、私も1回ほど、発表会に以前行きました。単発で終わったところもあるんですよ。これは本当は持続可能で、これこそSDGsでなくちゃいかんと思ったんですよ。お金を投入して、いろんな事業をするのに手を挙げてされた。ちょっと無理があって、「どうでもしませんか」ってするから無理になったところもあると思うんです。成功した事例もありますけども、半分以上はポシャったようですね。

そういう感じなんですけども、今までの取組の中で、これこそPDCAが必要。ちゃんと評価して、どうだったのかというのが必要だったと思いますが、今までに、そうやって町のお金を入れてきた成果というのがどうなのかなと思います。それを評価をしないまま、どんどんまた次、新たに今度はリーダー育成だったり、課題解決だったり違う方向に向いてきましたので、大丈夫かなというふうに思っております。これまでの経過と全然方向性が変わってきていますので、そこら辺を説明をいただきたいと思います。

それから、76ページの小水力発電なのですが、固定価格買取制度が、やがて、多分二、三年のうちか終わるんじゃないかなと思いますけれども、2,000万円の売電収入に対して、単年度でいきますと今年度は費用は579万2,000円ですので、単年度でいきますと利益があるのですが、将来二、三年先に固定買取価格の一定期間が終了しますと、ぐっと売電収入が減ってまいります。なので、以前にも何回か皆さんが心配されておりましたが、これをどうするのかという案件が出ておりましたけれども、今、町のほうで、これを将来的にどうするのか、何か具体的な方策ですね。やめるのか、譲るのかとか、何かありましたら、なければ結構ですが、将来の在り方をお尋ねをしたいと思います。

それから、17ページのたばこ税なのですが、8,367万6,000円、これは令和3年度の実績に基づいて予算を立てておられるという説明でございました。

昨年、矢部たばこ販売組合から、小売店の営業努力で8,000万円程度の毎年変わらないほどの税収があるのは小売店の努力もあると。だから、例えば清和支所とか蘇陽支所のいわゆる庁舎外の喫煙施設の整備に、この費用から充てていただけないかという要望書が出されました。今回、少し改善があるかなというふうに期待をしておりましたけれども、予算が計上されておられません。

蘇陽、清和のほうに行ってみますと、余儀なく駐車場に出て、外で……。歩きたばこじゃないですけどね。ちょっとやっぱり、近所を通る人は副流煙で健康を害するとかですね。せつかく健康増進法ができたわけですので、町が率先してそれは取り組むべきだと思いますので、昨年、組合から要望がありましたことはどうお考えなのかもお尋ねをしたいと思います。

以上、お願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。まず、地域おこし協力隊につきまして、現在8名で、8名のうち1名は退任されるところで、新たに6名で予定していると先ほど御説明したところです。

令和3年度から引き続き募集しています隊員もございまして、6名のうち2人については、現在、一応任用をしたいということで、面接等が終わって確定しておりまして、4月からの任用を考えております。

新たに必要の人材としまして、スマート農業の推進というところと、山都町の食と農をつなぐ人材の確保、あと、観光振興事業の全般の企画調整、移住定住、空き家調査というところで、新たに4名というところで各団体から要望があっているところです。

それと、SDGsにつきましては、84ページの18ページの負担金、補助及び交付金の300万円というところでよろしいでしょうか。

その件につきましては、これまで山の都創造事業で行ってございましたエコライフ支援事業につきまして、自宅の太陽熱であったり、太陽光、生ごみ処理機といったところを、環境問題の意識向上ということをこのSDGsというところに位置づけて、町単独の取組として推進することとしております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 山都経営塾につきましては、平成27年度に食農観光塾としてスタートして4年間、その後は山都経営塾として3年目を迎えているところです。

若い世代の方が地域の課題に取り組んで、同じ世代の方と議論をし、真剣に向き合うというところの自己啓発といいますか、そういった部分については、成果があったのではないかと思います。

これまでの7年間の塾の成果をもう一度確認をして、令和4年度の事業につなげていくような取組を今後やっていきたいと思っておりますので、もう一度確認をするところをお願いをしたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○議長（藤澤和生君） 清和支所長、増田公憲君。

○清和支所長（増田公憲君） お答えいたします。清和水利発電の今後の見通しについてということでお答えしたいと思います。

まず、歳入については、固定買取価格が令和7年6月末で終了します。価格が30.18円から、7円から10円に落ちると聞いておるところです。3分の1以下ということです。また、現在、砂防ダムが満杯でございます。大雨、豪雨により、今後も土砂が流入して、安定的な発電はできないということでございます。

歳出につきましては、償還金は令和元年度で終了しております。ですが、5年置きごとの点検、また、10年置きの大規模点検オーバーホールの費用が高額でございまして、固定買取価格が終了と同時に令和7年に20年目の点検が必要になります。この費用が、業者によりますと2,500万円

ぐらいかかると聞いております。

さらに、日常の管理、専門業者による点検委託とか修繕代などの維持経費が増大していくことが予想されるところです。見通しとしましては、具体的な対策は決めておりませんが、財政面や施設の状況を長期的に見極め、今後、町が継続しなければならない事業なのかどうか、関係各課と協議を進めて、固定買取価格が終了するまでには抜本的な検討が必要ではないかと考えているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。御指摘がありました点につきましては、どうも庁舎内での共通理解、あるいは認識がどうも足りてないような状況がございます。大変申し訳ございません。今後、様々なところ、それから要望事項等も協議しまして対応していきたいというふうに考えております。

以上です。よろしく願います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） お願いします。75ページにウェブ会議のシステム使用料というのがありますけれども、ウェブ会議については前もあつたような気がするのですが、すいません、これのもう少し詳しい御説明をお願いします。

それと、82ページの防災備蓄品について、もう少し詳しい中身を教えてください。

それと、84ページに、ファンド1,650万円が終わつたということで減額されていますけれども、先ほど御説明にあつたように、エコライフ事業300万円は一般のほうでということで、いろんな課にわたつて継続されて一般財源化されているものがあると思うので、これは要望ですけど、よければ、どこの課にどんなふうに継続されたのかという一覧を教えてくださいとありがたいです。

最後に、87ページの先ほどの電子納入のことですけれども、システム改修に798万4,000円かかりますよね。税のことについて言えば、銀行振替にされている方が多いんじゃないかなと思うんですけど、紙の納付がどれぐらいあつて、電子納付するためには、銀行との取引がウェブ上でできる人でないといけないのかなと思うので、こんなお金をかけて、どれぐらい利用されるかなとちょっと思いましたので、その辺の見通しをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） お答えいたします。まず、ウェブ会議システム使用料につきましてはZ o o mのライセンス使用料で、以前はフレッシュボイスという月額8万円のシステムを使っていたところなんですけれども、コロナ禍ということでいろんなシステムが出てきまして、より安いZ o o mのシステムに変えるということで、そのライセンス使用料を計上させていただいております。

それから、山の都創造事業については、後ほど一覧表をお配りしたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 避難所用の備品購入ということでよろしいでしょうか。約200万円ほどかかりますが、3か所で、防災備蓄倉庫を、島木、それから橘、下山に設置したいというふうに考えているところでございます。

○議長（藤澤和生君） 税務住民課長、田上るみ子君。

○税務住民課長（田上るみ子君） お答えいたします。議員おっしゃるとおり、今回のシステム改修に係る金額が高額であるということは私どもも認識しておりまして、郡内の町にも確認をしておりますけれども、同じような金額が提示されているということでございました。

QRコードの今回の改正につきましては、今回、固定資産税と軽自動車税の分が入るということになりまして、それぞれの税のシステムと収納システム、それから滞納関係のシステム、様々なシステムの改修が予定されているということでございまして、まだ詳細な内容を私どものほうから県とかRKKとかに問合せをしながら進めているところでございますけれども、県としましては、とにかく令和4年度に準備をしてくださいという一点張りで来ておりますので、私どもも研究をしながら進めていくような状態でございます。お答えはこれでよろしいでしょうか。

○議長（藤澤和生君） ここで昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午後0時03分

再開 午後0時58分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） それでは、先ほどの4番議員の山の都創造事業関係について、お答えしたいと思います。資料のほうをお配りしておりますので、御覧いただければと思います。

山の都創造事業につきましては、平成29年3月28日に要綱を制定しておりまして、地域住民が自主的かつ主体的に行う公益的なまちづくり活動の促進と、震災、豪雨からの創造的復興支援というところで、ファンド基金を利用しまして、集中的な取組を進めてきたところです。

右側のほうが既設補助事業となっておりますので、この補助金制度ができる前に、前から既設の補助制度としまして、それぞれの事業を補助金要綱により実施してきたところでございます。今回、山の都創造事業が廃止されるに当たりまして、この既設補助事業については現在要綱等もまだございますので、必要な事業につきましてはこの既設の補助事業等で実施することとしております。

ただし、ペレットストーブ関係については、既設の補助要綱等はないので、今、制度の制定に向けて要綱をつくっているところでございます。また、各種事業につきましても、要綱の内容等については見直しを行っている状況です。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 2点確認したいんですけども、まず、79ページになるんですが、先ほど来ずっと質問が上がっておりました山都経営塾のお話ですけども、御答弁の中で、これまでの成果を確認しながら令和4年度の事業に当たっていききたいという御答弁をなさったと思うんですが、できれば、せっかく7年間も積み上げてこられているものがありますので、それらの成果を一度7年分まとめて見えるようにしながら、町民の皆さんにもお示しできるような、そういう取りまとめるとかをなさる計画があれば教えていただきたいと思います。ただ検証するというよりは、そういう見えるように成果をまとめていかれるつもりがあられるのかどうか。

例えば、次年度は500万円ですけども、昨年度は800万円ぐらいだったと思いますが、7年間というと4,000万円弱ぐらいの投資になりますので、それなりの成果が積み上がっていると思いますので、もったいないので、しっかりまとめて皆さんの見えるような形にできるといいなと思ったところです。

あともう1点は、81ページなんですけれども、新型コロナウイルス感染症対策交付金事業の中で、委託料が一番下の部分ですね、山都町旅行助成金事業委託料ということで1,400万円上がっています。今年度もたしかこれやっていると思いますけれども、その実績とかがもしまとめていけばお知らせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。山都経営塾のこれまでの7年間の成果を振り返る意味でも、何らかの形でまとめたものを作りたいというふうには考えております。もし、出来上がりましたら、また、御報告をさせていただきたいというふうに思います。

それと、旅行助成金についてでございますけれども、これまでの実績ということでございます。昨年、まん延防止措置が10月1日から解除になりましたけれども、県のほうが熊本再発見の旅ということで10月15日から1月23日まで実施をしております。それに合わせる形で、山都町のほうでも山都に泊まろうキャンペーンということで実施をさせていただきました。

県のほうからの補助金につきましては、総額で1,431万5,000円が山都町の事業者のほうに配分されております。それと、町のほうの助成金については、1,010万円ほど補助金として支出をしております。合わせまして2,440万円ほどが、この宿泊助成に対する補助金ということでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） まずは総務費のところ、56ページのところです。管理費の中に、ストレスチェックであるとか、また保健サポートセンターみたいところに委託をされています。これは職員に対する健康チェック、メンタルケアという説明がございましたが、今のところの役

場内でそういったケースに当たられる方がどの程度おられ、どのような傾向にあるのかを、お知らせいただける範囲で構いませんので、お願いします。これが1点です。

それから、72ページのサポートセンターというものはどこに所属しているのか、場所とその働きをお知らせください。

それと、今の山都経営塾については、何回もみんなから言っているのだからなんですけども、今、3番議員からもあった金額のところなんですけど、例年700万円、800万円というところで、今回少し減額になっています。それは事業の内容によるものでしょうか。昨年度のということであれば、この2年間、多分行ったり来たりせずに、オンラインで講義等を受けていらっしゃると思うんですね。だから、そういったところで経費の削減ができて、それを参考にしていращやるのか、その積算の根拠を教えてください。

それと、83ページの町民参加型まちづくりの委託560万円、それからSDGs推進事業支援の委託料660万円、これの内容についてお願いします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それではお答えいたします。心身の故障等により、今現在4名の職員が長期の休職という状況でございます。

それから、いわゆるストレスチェックということで数年前から行っておりますが、30名ほどが対象者ということです。ただし、ウェブ上でしますので、この30名というのが多いのか少ないのかというのは、なかなか分からないところがございます。それぞれ個人のほうに通知をしまして、いろんなことで自分なりの気づき、あるいは、不調があれば相談するなりということで啓発をしているところですが、全体的な傾向といたしましては、やはり職員はそれぞれ自分の業務に一生懸命当たっているというふうに思います。それで、少し自分で何らかの不調のサインを自覚できればいいんでしょうけれども、なかなか気づかない状況かなと。気づいたときには少し程度が重くなっているような状況がございますので、やはり周囲におります職員ですとか、あるいは、ラインケアと申しますけれども、所属の係長なり、それから課長なりということで、やはりふだんからその仕事のやり取り等の中でのやっぱり気づきという、なかなか難しゅうございますが、職務としてはそういった気づきの場の研修等も入れながら、今後もよりよき職場環境の維持に努めていく必要があるかなというふうに思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） まず、サポートセンターの概要について御説明いたします。

サポートセンターにつきましては、現在やまと文化の森の中に事務所を置いておられます、まちづくりやべに委託しているところでございます。

業務の内容としましては、自治振興区及び地域団体等の自主的活動を支援、補完する業務でございます。これまで4月から1月までの取扱い件数は約81件で、主な内容としまして、地域の活動支援です。現在、白糸地区とか菅地区とかが多いようで、他地域においても、今後啓発をしていきたいと思っております。ほかにも商店街の行事支援であったり、地域づくり団体活動支援、

また、老人クラブ等のエゴマの開発などの活動の支援を行っておられます。

それから、SDGsの委託料につきまして、まず、町民参加型まちづくり体制の構築支援委託料につきましては、いろんな皆様に今、関心を持っていただいているところですが、住民参加、情報共有を基本に取組を進めていきたいと思っております。ありがたい姿を町民参画の下、ビジョンをつくり明確化するためにワークショップ等を開催するための業務支援の委託料です。目指す姿、KPI等を定めようと考えておまして、5回ほどのワークショップを検討しております。

それから、SDGs事業支援委託料につきましては、今後、町民や企業、団体等、多様な主体と連携して推進していくことが必要であります。また、取組内容は多岐にわたっておりまして、これらを効果的な事業実施につなげるために、各施策や指標へのSDGsの反映方法など様々な観点から、SDGsや地方自治に豊富な知識経験を有する事業者の専門的な知見からの支援を求めるものです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、お答えします。今年度については550万円ほどの予算になっております。800万円の予算がありましたのは、今年度については正確な数字を把握しておりませんが、五百数十万円の予算で実施をしております。来年度についてが550万円、それと800万円の予算があったおんは令和2年度ということでございます。

積算の際は、先ほどございましたコロナのまん延等もありまして、リモートでの打合せですとか、講師に直接こちらにおいでいただいて講演会を開催する等がなくなりましたので、そういった部分の経費の削減ということで、積算の見積りをいただいているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありますか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 83ページに学校給食用の有機米購入費189万円とありますけれども、これの数量を教えてください。数量と単価ですね。それと、この189万円というのは学校給食の何割ぐらいを占めていますか。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えいたします。学校給食用の有機米購入費の数量ということでございますが、量につきましては、矢部、清和地区の小中学校の使用見込み量ということになりますので、キロで言いますと9,574キロ、約60キロで言いますと159俵ということで、4月から来年の3月の12か月分の使用の見込み量を令和2年度までのこれまでの学校の使用量から積算しております。

それと、単価が、先ほど申し上げかけまして、すいません、学校給食会から、昨年11月から開始しましたが、そのときの単価で今計算しておりますので、今のところ10キロ当たり1,835円という単価ですので、今後はっきりした金額が出ますけれども、先ほどの6校分の数量で189万

3,000円という金額を積算しているところです。

(自席より発言する者あり)

そうですね。実際のこれまでの一般米の価格と有機米、今回の差額分ですね。差額分の話です。すみません。60キロ当たりの単価です。

○議長(藤澤和生君) ほかに質疑はございませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番(坂本幸誠君) 学校給食は100%になるんですか、有機米の使用が。

○議長(藤澤和生君) 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長(片倉城司君) すいません。完全米飯になっておりますので、矢部、清和の小中学校は100%使っていることとなります。12か月分です。

○議長(藤澤和生君) ほかに質疑はございませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番(坂本幸誠君) 何回もすみません。SDGsの委託料について、大体2,700万円の75%が委託料になっておりますね。委託先を教えてくださいいいですか。

○議長(藤澤和生君) 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長(藤原千春君) お答えいたします。委託料につきましては、今回、予算の議決をお願いしているところがございますので、その後におきまして、今後、委託先を検討していくこととなります。現在のところは決まっております。

○議長(藤澤和生君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(藤澤和生君) これで質疑を終わります。

3款民生費について説明を求めます。

福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長(高野隆也君) それでは、3款民生費を御説明いたします。

民生費につきましては、住民の皆様の一一定水準の生活と安定した社会生活を保障するために、必要な経費を計上しております。福祉課関係は、社会福祉、障害者福祉、人権センター、老人福祉、児童福祉、災害救助です。経常経費が主ですので、新規事業や主要な事業を説明いたします。

97ページをお願いいたします。3款1項社会福祉費です。97ページから1目社会福祉総務費になります。

令和4年11月に民生委員、児童委員が任期満了になりますので、次期3年間の新任の選任に係る経費、第3期男女共同参画計画の進捗状況管理に係る経費、次年度から新たに立ち上がります上益城5町による成年後見中核機関に係る経費を計上しております。

成年後見中核機関に係る経費については、報償費、需用費を計上いたしております。成年後見中核機関については、上益城5町で協議会を立ち上げ、成年後見の利用促進の広報や研修会等の業務を行うこととしております。

100ページをお願いいたします。

18節負担金、補助及び交付金3,796万8,000円は、はりきゅう受診券助成金、民生委員協議会補助金、社会福祉協議会補助金などを計上しております。

102ページをお願いいたします。102ページから3目障害者福祉費です。

103ページをお願いいたします。12節委託料、地域支援センター事業委託料が昨年度から減額になっております。蘇陽地区の障害者活動支援センター、スクランブルが4月から活動休止されます。現在利用されている施設の老朽化と代替地の確保が困難であったため、昨年からの協議、検討され、今年度3月末での休止を決定されております。

現在利用されていらっしゃる町内の方々8名については別の事業所等へ移られるとのことで、現在調整をされております。

105ページをお願いいたします。105ページから4目人権センター運営費です。

こちらについては、主に審議会委員、指導員に係る報酬、人権センターの管理に係る経費、部落解放同盟補助金などを計上しております。

108ページをお願いいたします。108ページから5目老人福祉費です。

7節報償費の長寿祝い金につきましては、88歳到達者へ1万円、100歳到達者へ2万円を祝い金として支出するものです。満88歳198名、満100歳24名の方を該当者として計上しております。

109ページをお願いいたします。

18節負担金、補助及び交付金1,088万9,000円については、52単位老人クラブの活動推進事業補助金、3,840名の会員1人当たり300円の活動補助や、生きがづくり事業に助成する高齢者在宅福祉事業補助金のほか、シルバーヘルパーの地域支え合い活動や、エゴマ栽培、野菜の庭先集荷事業の活動助成を計上いたしております。

19節扶助費は、養護老人ホームへの措置費、在宅で介護されている非課税世帯を支援する在宅介護支援事業費を計上いたしております。要介護度4・5の方は月額2万円、要介護度3の方は月額5,000円の支援を行っております。

続いて、6目老人福祉施設費です。こちらは、清和の生活支援ハウス清楽苑及び蘇陽地区の柏老人福祉センターに係る社協への管理委託料及び施設維持に係る経費を計上しております。

110ページをお願いいたします。7目保険事務費です。

111ページをお願いいたします。下段の27節繰越金のうち、介護保険特別会計繰出金4億2,073万2,000円を計上いたしております。

112ページです。8目介護予防費です。こちらは、蘇陽地区の大久保高齢者住宅と長崎、橘、長谷、上差尾地区交流館の維持経費管理に係る経費を計上いたしております。

113ページをお願いいたします。18節負担金、補助及び交付金で、12万5,000円を計上いたしております。介護人材育成を目的に養成講座受講の支援をするために、次年度、新たに助成金を支出することとして計上いたしております。5名分を計上いたしております。

同じく113ページ、3款2項児童福祉費です。

1目児童福祉総務費では、令和4年度より、子ども・家庭支援の一本化事業として、子ども・家庭総合支援事業を実施し、相談窓口の一本化事業に取り組みますので、必要経費として、電話

回線料、コピー機、公用車のリース料、専用キャビネット等の備品購入費、それから周知に係る経費を計上いたしております。

114ページをお願いいたします。7節報償費の出産祝い金については、80名分を計上いたしております。第一子3万円、第二子5万円、第三子10万円、第四子20万円の祝い金でございます。参考として、今年度4月から2月末までの出生数は45人です。

115ページをお願いいたします。12節委託料、放課後児童クラブ運営委託料は7クラブ分を計上いたしております。

17節備品購入費、放課後児童クラブ、ICT化推進事業備品購入費として、7クラブ用にノートパソコン、無線LANルーター等の通信機器一式を購入し、貸し出すことといたしております。ICT化を進め通信機能を強化することにより、迅速に情報共有を図ることが可能となります。国3分の1、県3分の1の補助事業になります。

18節負担金、補助及び交付金で、放課後児童支援員処遇改善特例事業補助金を計上いたしております。これは、国のコロナ克服新時代開拓のための経済対策で、賃上げ効果を継続させる取組として、支援員の収入を上げる措置になります。処遇改善分として、4月から9月分を計上いたしております。国100%の交付金になります。10月以降は子ども子育て支援交付金が増額され、対応することとなります。こちらは、国3分の1、県3分の1、町3分の1になります。

116ページです。2目児童措置費です。

12節保育業務委託料につきましては、まちづくりやべから、保育士6名、調理師7名を派遣していただきます。

117ページの上段の18節負担金、補助及び交付金で、保育士、幼稚園教諭等処遇改善特例事業補助金を計上いたしております。これは私立保育園分になります。これは先ほどの放課後児童クラブの処遇改善補助金と同様の事業であり、4月から9月分を計上いたしております。10月以降は同様に子ども子育て交付金で対応することとなります。

同じく117ページ、3目児童福祉施設費です。

公立保育園5園の運営費になります。次年度は17クラス金内保育園2クラス、みらい保育園6クラス、大川保育園4クラス、二瀬本保育園2クラス、馬見原保育園3クラス、4月入園の園児174人を見込んで計上いたしております。含まれる会計年度任用職員、日々雇用職員につきましては、保育士29名、保育補助17名、調理師9名分を計上いたしております。

120ページをお願いいたします。4目児童館運営費です。

人権センター併設の児童館の運営費になります。こちらは主に、指導員の報酬、子育てクラブ補助金、児童館運営に係る経費を計上いたしております。

121ページをお願いいたします。一番下の段からです。

7目子育て支援施設運営費です。会計年度任用職員につきましては、子育て支援センターにおいては、子育て支援員2名、支援員補助1名を、次ページの122ページです、病後児保育室におきましては、保育士1名、保健師1名、保健師については看護師を予定しております、1名を予算計上いたしております。

病後児保育室については、昨年度から蘇陽、清和地区での対応も行っており、今年度の新規登録者は30名、合計登録者は127名と大幅に増えております。また、病児対応としての要望もあっておりますので、インフルエンザの末期での受入れ等、弾力的な対応も行っている状況です。

最後に、124ページです。3款3項災害救助費です。

125ページの19節扶助費の災害見舞金につきましては、罹災見舞金として、火災や風水害、地震等で住家が亡失した場合に20万円以内、半壊または半焼の場合は10万円以内を支払うようになっております。災害が発生した場合には直ちに見舞金を支払う必要がありますので、100万円を計上いたしております。

以上で、福祉課関係の3款民生費の説明を終わります。

○議長（藤澤和生君） 次の項目について説明を求めます。

健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） 健康ほけん課は、3款民生費と4款衛生費になります。

まず、3款民生費につきまして、各事業ごとに主なものを説明いたします。

101ページをお願いします。3款1項2目国民年金事務費でございます。

本年度予算額868万6,000円です。財源内訳は国庫委託金が862万9,000円でございます。2節から4節までは、職員1名の人件費です。

続きまして、110ページをお願いします。7目保険事務費でございます。保険事務費には、国民健康保険事業費及び後期高齢者医療事業費に係る一般会計分を計上しております。財源につきましては、特定財源として、国県支出金が1億7,318万6,000円、後期高齢者医療広域連合から健康診断受託事業収入が1,898万1,000円です。2節から4節までは、本庁及び支所職員合計6名分の人件費が含まれています。

111ページをお願いします。8節から11節は、後期高齢者に係る歯科検診に係る経費でございます。受診券の用紙代や郵便料でございます。

12節委託料は、後期高齢者に係る歯科検診及び医科検診委託料でございます。後期高齢者広域連合で算出されております。

18節負担金、補助及び交付金は、後期高齢者医療広域連合負担金として、3億867万1,000円でございます。主に療養給付費等負担金になります。これは医療費の給付に基づき、後期高齢者医療広域連合が算出されます。

27節繰出金でございます。111から112ページをお願いします。

こちらにつきましては、法定内繰出金として、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計へ、それぞれ繰り出していただくものでございます。こちらの財源としましては、国保においては、保険基盤安定分及び未就学児均等割軽減分として、国が2分の1、県が4分の3、後期におきましても、保険基盤安定分として、県が4分の3交付されます。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 以上で3款民生費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 117ページの公立保育園について、私立のほうはずっと保育園の名前を書いてあるんですけども、先ほど読み上げられましたように、保育園の名前を書いてもらうわけにいかんですか。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。予算書のほうに記載をとということでしょうか。予算書のほうには、公立保育園のほうは一括して予算計上いたしますので、特に名称のほうは記載いたしません。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 109ページ、18番の負担金、補助のところですけども、老人クラブに対する補助金が1人当たり300円の人数分とおっしゃったと思いますが、サロン活動で、各自治振興区に割り当てられたお金かな。それはどこを見ればいいのかということと、はびねすポイント事業というのが載ってないような気がするんですけど、それはどうなりましたかという2点をお願いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。サロン活動の助成金につきましては、介護保険の特別会計のほうで予算計上いたしております、昨年度より社会福祉協議会のほうに生活支援体制整備事業で委託いたしております。その委託料の中から各地区へのサロン活動助成金ということで交付いたしております。

それから、はびねすポイントにつきましても、同じく介護保険の特別会計のほうで予算計上いたしております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

9番、飯開政俊君。

○9番（飯開政俊君） 100ページですけども、鍼灸受診券の助成金のことで、今、年齢的に非常に高齢の方が増えまして、65歳以上は50%以上を超えたということで、いろいろな意味で、会合に呼ばれますけど、私が社会活動と経済活動に頑張っていたきたいというふうに挨拶しますと、私たちが年をとったからいろいろなところが痛みます、そういった中で、鍼灸券のおかげで、いろいろと治療に行っておりますけれども、非常に今少ないという形で言われましたので、これをもう少し補正か何かでも出していただけないかというお話です。

どうということかと申しますと、以前は、同じ民生費の中から使われない分の流用もあって補正がされておられましたけれども、今はこの金額でストップするそうです。大体、1世帯当たり5枚ずつが前期後期に分けられておりますので、10枚ということになります。そうすると、285世帯分ぐらいしかないわけですが、山都町で。非常に後でもらいに行きたいと言われる方が、「終わりました」という言葉で言われますので、そこのところをもう少し……。今回の予算はこれでも

ようございますので、今後、そういう利用のお願いがあったときは考えておいていただきたいというようなお願いです。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。鍼灸券におきましては、前年度の実績に応じて予算化いたしております。

住民の福祉の増進を図ることを目的として、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、1世帯当たり1,000円掛ける10枚を交付いたしております。予算の範囲内で交付ということで、窓口に来られたとき、それから、鍼灸院のほうにもお伝えいたしております。

高齢化が進んでおりますけれども、健康に暮らすために、適度な運動、それから健康づくりの取組、介護予防運動のほうにも、今、力を入れて行っておりますので、そちらのほうにも積極的に御参加いただくというようなことも同時に促していきたいと考えております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） 12番、工藤です。障害福祉事業費のことですけれども、先ほど課長の説明で、スクランブルが事業を中止したという話をされました。その中の一つの理由として、代替地の確保が難しかったという話がありました。今あるスクランブルの場所は研修センターで、非常に耐震性もなく悪いところです。しかし、今ある蘇陽支所の半分は空いています。何にも使っていません。ですから、私が考えるに、あそこか、今の研修センターの場所が駄目ということであれば、蘇陽支所の半分のところに移ってもらって事業を継続してもらおうというような方法はできなかったのかということが一つです。

それから、障害福祉も高齢者福祉もそうですけれども、今はやはり、その人たちを支えようという熱意だけでは非常に経営は厳しいものがあります。やめた理由の中には経営の厳しさというものもあると思いますけれども、そういった一方で、やはりその中で、施設として、電気料あるいは水道代、それから建設費も全く負担をせずに事業をやっているところもあります。それを考えると、非常に事業所の格差が出てきていると思います。それを私が思いますように、なぜ、蘇陽支所にでも移ってもらって事業を継続していただく。あそこには恐らく利用者が七、八人はおられたと思いますけれども、そういう人たちが、今度違う新しいところに、新規のところに行かにならんと。しかも、指導しておった者も、たしか2人か3人おったと思いますけれども、彼らも、なくなれば、どこかに行って収入を得にならんとということになります。

そういったことで、町としての手だてができなかったのかというのが1点と、事業所に格差があるのを町としてどういうふうに対応を考えているのか、その2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。蘇陽地区のスクランブルにつきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、施設の老朽化と代替地の確保が難しかったということを一番に挙げていらっしゃいました。

新たな場所で継続するのは事業所の体的にも難しいということもおっしゃっておられまして、昨年から総合的に判断して、今年度3月で休止するというふうに聞いております。また、スクランブルの休止については、町の担当のほうもいろいろと一緒に対応しながら考えた結果ということですので、そこは御理解をいただければと思います。

また、事業所における格差、事業をしている場所の使用料等も含めた格差のことだと思いますが、確かに町有施設を使われて事業されているところもいらっしゃいます。しかしながら、障害者事業、介護事業ともに、国県補助金等の支援もありながら事業を進めていらっしゃいます。町から必要な支援も行っている状況ですので、その点については今後の検討課題ということになると考えております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はございませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 105ページの真ん中ほど、自動車運転免許改造助成事業費というのはどんなものですか。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。自動車改造費につきましては、障害者の方が障害者用の運転用に改造する場合があります。例えば、障害者の方が車を運転する場合、健常者の方とは操作が違ってきますので、特殊な改造をする場合は補助が出ますので、その補助金を計上いたしております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 社会福祉費でお尋ねします。先ほど課長が冒頭にスクランブルのことを申されましたけれども、私のほうにもいろいろ家族の方とか御親戚の方から御相談がありましたので、まずは事業者の方にお話を伺おうと思って、3月入りましてから事業所に行きました。そしたら、もうかぎがかけてあって誰もいらっしゃらなかったの、たまたまこの日は外に活動に出かけておられるのかなと思って、また、1週間以上置いて再度出かけてみました。そしたら、やっぱりかぎがかかっていて活動がなされてなかったの、その日ももしかしたら外に活動に出かけられたのかなとも思いましたが、いやいやこれは3月にはもう閉所されてたのかなと思ってですね。家族とか親戚の方が、障害者の方たちの行き場がないということで、どこも行き先が決まってないということで相談を受けましたので、もう3月中に閉められてたのか。

それから、その方たちは新年度から、課長から4月からほかの事業所のほうに移られるというお話を聞きましたけれども、まだ実際に引受けというか、移動というか、場所の距離的なこともあったりして町が勧めるところには行けなかったりとか、いろんな事情があってまだ決まっておられない方もいらっしゃると思います。

老朽化ばかり言っても、やっぱり福祉に支援をするというのが町の役割だと思いますので、例えば介護事業所も、中島の西部小なんかの校舎跡地を貸し出しておられました。柏の老人福祉センターも、以前は高齢者の住宅として住まわれておりましたけれども、今、大久保住宅のほう

がほとんどで、たしかあそこはもう高齢者住宅としては使われてないかなと思いますが、そういった福祉施設が空いております。

先ほど、同僚議員も申しましたが、役場もそういうふうにして空き部屋が出てきておりますので、そういった活用というか、そこら辺で町が支援というか、相談に乗られなかったのかなと。一つは最後に先ほど課長が申されましたが、事業者本体の体力のことも申されましたので、それを聞いたら無理かなとは思いましたが、第一に考えるには、今までの利用者さんの行き先を町がどのようにサポートされたのかということをお尋ねしたいと思います。

仮にその方たちがほかの事業所に行けば、その費用も多分ここに予算を立てられたと思いますが、今までスクランブルを利用されていた方の費用というのは、どのように予算計上されましたか。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） それでは、お答えいたします。現在利用されている町内の方が、先ほども申し上げましたとおり、8名いらっしゃるということで、その方々は次の支援事業所へ移られるということで、障害者相談支援専門員という方が町内には1人いらっしゃいます。明星学園のほうにいらっしゃいます。その方と一緒に移転先を探しております。正直なところ、全員はまだ移転先が決まってないというふう聞いております。

また、町外の方は、事業所の指定については所在の町になりますので、そちらの方はその町で対応するという形になっております。

それから、柏老人福祉センター等の空き施設についてですけれども、旧中島西部小学校につきましても、以前、介護事業所として利用されておりました。その事業所とは再三打合せをした結果、撤退されるということでしたので、そのまま介護事業所としての利用を取りやめるという形で対応いたしております。

また、柏老人福祉センターにおきましては、議員がおっしゃったとおり、現在、利活用ができてない状況です。6部屋ありまして、今年度の事業でコロナ対策の一時避難所として改装いたしまして、1部屋を浴槽に改装いたします。そうすることによって5部屋が利活用することが可能になります。コロナが収束したら、それ以降では、例えばDV被害者とか、生活困窮者の一時避難所としても活用できますので、そういうふうな柔軟な活用を今、検討しているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1 時52分

再開 午後 2 時01分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4款衛生費について説明を求めます。

健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） それでは、4款衛生費につきまして御説明いたします。

健康ほけん課では、次世代を含めた全ての人の健やかな生活習慣形成のため、妊娠期から高齢期までの生涯を通じた保健事業を行っております。また、昨年度から開始しました高齢者保健事業を介護保険の地域支援事業や、国保保健事業と一体的に提供する一体的実施に係る経費、さらに、昨年度に引き続き、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る必要経費等を計上しています。各事業ごとに主なものについて説明してまいります。

125ページをお願いします。

4款1項1目保健総務費は、本年度予算額3億1,127万5,000円でございます。前年度と比べると4,614万4,000円の減です。主にそよう病院への繰出金の減によるものです。特定財源として、後期高齢者医療広域連合から高齢者保健事業と介護予防の一体的実施受託事業収入が1,630万円でございます。

1節報酬は、嘱託医報酬7名分と会計年度任用職員5名分を計上しています。

2節から4節までは、本庁及び支所職員合計14名と会計年度任用職員5名分の人件費です。

126ページをお願いします。

10節需用費、公用車修繕料から次ページの26節公課費までは、車検5台分の諸経費がそれぞれ計上してあります。

126ページにお戻りいただきまして、11節役務費の計量器検査手数料は、矢部、蘇陽分の体重計10台分で、2年ごとに行うものです。

127ページをお願いします。18節負担金、補助及び交付金でございます。

二次救急医療病院群輪番制事業補助金は、山都町において、休日・夜間の重症救急患者の受入れを担われているそよう病院と、昨年4月から週1回のペースで二次救急医療の受入れを開始された矢部広域病院に対し、補助金を交付するものです。

27節繰出金は、そよう病院への繰出金です。法に基づく繰出基準により算出してあります。

2目母子保健費は、本年度予算額944万1,000円でございます。特定財源として県補助金が87万3,000円です。

1節報酬は、会計年度任用職員として、歯科衛生士1名分です。昨年度は3名でしたが、2名辞退されたため、2名の減になります。

128ページをお願いします。

12節委託料につきまして、乳幼児健診委託料に、歯科衛生士28回分、6,000円、合計16万8,000円を含めて計上しております。また、妊婦健診委託料として70名分を計上しております。1人14回分になります。このうち、妊婦歯科健診及び膣分泌物検査は、県の少子化対策総合交付金事業として補助が4分の3でございます。

フッ素塗布事業委託料は、1歳児虫歯予防として、1歳児健診時に1回無料券を交付し、歯科

医院での塗布を行うものです。

母子手帳アプリ委託料は、令和2年1月から約1年間、無料のトライアル期間を経て、昨年度から本格導入しているものです。過誤接種防止や、町の情報発信、各種検診の勧奨を効率よく行えるもので、現在104名の方が利用されています。

18節負担金、補助及び交付金におきまして、不妊治療費助成として50万円を計上しています。こちらは昨年度同様、特定不妊治療費助成、一般不妊治療費助成をそれぞれ25万円ずつ計上しましたが、御承知のとおり令和4年度から不妊治療が保険適用拡大されたため、県補助の詳細を確認し、支援に向けて対応していくこととしています。

続きまして、3目保健センター管理費です。本年度予算額1,339万6,000円でございます。前年度と比べると445万5,000円の減です。こちらは矢部保健福祉センター千寿苑と清和保健センターの必要経費について計上しています。

129ページをお願いします。

11節役務費において、計量器検査手数料は、清和保健センターの体重計3台分です。防火管理者受講手数料は、清和保健センターに係る支所職員2名分です。

12節委託料において、千寿苑の施設管理委託料として552万6,000円を計上しています。また、筋トレマシン定期点検保守委託料は、清和保健センター設置の4台分で、3年ごとに部品交換などの保守点検を行うものです。

続きまして、4目予防費でございます。本年度予算額1億260万7,000円でございます。前年度に比べ1,511万8,000円の増です。増加の主な理由は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の増でございます。財源内訳は、特定財源としてコロナワクチン接種が5,600万1,000円、県補助金が40万3,000円、その他として、住所地外接種は11万5,000円、ふるさと応援基金が1,000万円でございます。こちらには、予防接種事業費及び、昨年度に引き続き新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費、また、令和元年度から3か年事業として実施してきました働き世代の風疹抗体検査事業は、接種率の低迷により、目標の令和3年7月までに抗体保有率を85%、令和4年3月までに90%に上げるという国の目標達成が困難なことから、さらに3年間継続し、令和7年3月末までの事業となりました。それに係る令和4年度分の経費を計上しています。

1節報酬から4節共済費までは、新型コロナウイルスワクチン接種に係る人件費です。委員報酬として、予防接種健康被害調査委員会委員報酬3名の4回分、会計年度任用職員報酬として、一般事務が6か月が2名、日々雇用4か月が3名、及び看護師分は日々雇用4か月を5名を計上しています。

8節旅費は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用弁償等です。

10節需用費から131ページの12節委託料において、追加的風疹抗体検査事業に係る必要経費をそれぞれの科目に計上しています。こちらは国庫補助が2分の1です。対象者は、昭和37年4月2日生まれから昭和54年4月1日生まれの男性の方になります。

11節役務費の郵便料には、子宮頸がんワクチン接種に係る勧奨通知410名分3万5,000円を、12節委託料の予防接種委託料には、子宮頸がんワクチン接種に係る委託料200名の3回分、968万

4,000円を計上しています。

さきの一般質問にもありましたけれども、子宮頸がんワクチン接種は、平成25年4月から、12歳から16歳の女子を対象に定期的予防接種として開始されましたが、接種後にワクチン接種との因果関係を否定できない激しい疼痛や運動障害が特異的に見られたことから、2か月後には積極的な勧奨を控えることとされました。今般、専門家会議において積極的勧奨を差し控えている状態を終了させることが妥当とされたところです。

国では、接種機会を逃された平成9年度生まれから平成17年度生まれまでの女子をキャッチアップの対象とし、接種の期間を令和4年4月から令和7年3月までの3年間とされました。本町のキャッチアップの対象者は225名で、標準的な接種期間に当たる中学1年生から高校1年生相当の対象者は181名です。

また、12節予防接種委託料には、定期予防接種12種と任意予防接種2種を計上しています。新型コロナワクチン接種事業分としては、接種委託料ほか、バス運行委託料、会場運営委託料、ワクチン接種予約システム委託料を計上しています。

会場運営委託料は、接種業務が長引く中、関係職員以外の他の所属課から応援いただいていたスタッフ部分について、業務を一部委託するものです。令和3年12月議会で補正予算を計上し、2月開始の追加接種から委託しているものを令和4年度も引き続きお願いするものです。

132ページをお願いします。

負担金、補助及び交付金です。新型コロナウイルスワクチン接種健康被害救済措置医療費負担金は、予防接種ガイドライン、予防接種救済制度を参考に、医療費給付及び入院通院医療給付費を2件分計上しています。

5目健康増進費です。本年度予算額が6,873万2,000円でございます。財源内訳は、特定財源として県補助が87万8,000円、その他として、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施受託事業収入が150万円でございます。こちらには、集団検診事業及び、昨年度から始まりました高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に係る必要経費等を計上しています。

人生100年時代を見据え、高齢者の心身の特性に応じた保健事業を介護予防事業と国保保健事業と一体的に実施し、健康寿命の延伸や医療費の適正化を図るために行う事業でございます。

具体的には、事業全体のコーディネートを保険師などの医療専門職が担い、医療介護データを分析して地域の健康課題を把握し、データの分析結果から、具体的な健康課題を抱える高齢者や閉じ籠もりがちな高齢者、健康状態不明者を特定し、必要に応じてアウトリーチ支援を行い、必要な医療介護サービスにつなげること、関係機関と連携し、医療専門職が通いの場等に積極的に関与し、フレイル予防に着目した高齢者の支援を行うもので、後期高齢者医療広域連合から町が委託を受けて行う事業になります。

一体的実施に係る事業は、1節報酬から133ページの13節使用料、賃借料において、必要経費を計上しています。それぞれの科目で主なものを説明します。

1節報酬は、一体化に係る会計年度任用職員、歯科衛生士1名掛ける2回分です。

7節報償費は、一体化に係る歯科医師、薬剤師などの健康講話謝金が、1人1回1万円の3回

分です。

10節消耗品は、集団検診用封筒の経費のほか、一体化に係る教材費など、また、熊本連携中枢都市圏健康アプリ事業商品代2万円を計上しています。

11節役務費は、集団検診に係る検診申込書等や一体化事業に係る郵送料を計上しています。

13節、体組成計リース料を3台分計上しています。

一体化事業費合計で、154万8,000円を計上しています。

18節負担金、補助及び交付金、熊本連携中枢都市圏健康ポイント事業負担金は昨年度から開始したものです。この事業は、熊本市と令和4年度から大津町が加わり、近隣14市町村が連携中枢都市圏構想に基づき実施する事業の一つで、スマートフォンを利用した健康アプリで、検診受診や禁煙の取組、歯科健診受診、献血、健康チェック、ウォーキング等の日々の健康づくり活動を健康ポイントとして見える化し、達成状況を確認できるとともに、活動成果に応じて抽せんプレゼントを贈呈することで、健康づくりの習慣化を促進する仕組みの事業です。現在の登録者は74名です。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 次の項目について説明を求めます。

環境水道課長、高橋季良君。

○環境水道課長（高橋季良君） それでは、4款衛生費のうち環境水道課関係分につきまして、主なものを説明いたします。

133ページを御覧ください。

4款1項6目環境衛生費です。3億3,836万5,000円を計上しております。特定財源につきましては、国庫県支出金の内訳は、浄化槽設置に係る循環型社会形成推進交付金と浄化槽設置整備事業補助金及び権限移譲事務委託金でございます。その他の内訳につきましては、飼い犬登録と狂犬病予防注射関係の手数料及び敷地使用料でございます。

1節報酬は環境審議会委員7名分で、年1回の開催を予定しております。

次のページの2節から4節までは、職員9名分の人件費でございます。

135ページを御覧ください。

12節委託料のうち、美しいまちづくり推進業務委託料につきましては、自治振興区ごとに推進員を選出いただき、ごみステーションや河川等及び不法投棄の監視業務をお願いしているものでございます。

18節負担金、補助及び交付金のうち、次のページの浄化槽整備促進事業補助金につきましては、5人槽26基、7人槽23基、10人槽1基の計50基分を計上しております。資源ごみ集団回収事業補助金につきましては、現在14団体の登録があり、本年度実績に基づき計上しております。小規模等水道施設整備事業補助金につきましても、過去の実績に基づき計上しております。

27節繰出金のうち、水道事業会計繰出金につきましては、旧簡易水道等の起債償還金及び水道事業職員5名分の人件費に係る分を計上しております。

続きまして、7目火葬場管理費です。1,217万1,000円を計上しております。特定財源のその他

の内訳は、火葬場使用料及び自動販売機電気使用料でございます。

10節需用費のうち、次のページの修繕料につきましては、機械機器の経年劣化による更新及び補修に係る経費を計上しております。

12節委託料のうち、管理人委託料につきましては、2名分の委託料を計上しております。

138ページを御覧ください。

続きまして、4款2項1目塵芥処理費です。2億2,840万3,000円を計上しております。特定財源について、その他の内訳は、持込みごみ処理手数料、指定ごみ袋等販売料及び有価物類売却料、ペットボトル等拠出金でございます。

2節から4節までは、会計年度任用職員4名分の人件費です。

10節需用費のうち指定ごみ袋購入費につきましては、本年度の販売実績及び在庫を基に計上しております。

140ページを御覧ください。

13節委託料のうち一般廃棄物収集運搬委託料につきましては、矢部、清和、蘇陽地区ごとの収集運搬業務で、3業者への委託となります。

公共施設一般廃棄物収集運搬委託料は、24の公共施設の収集運搬業務を委託するものでございます。

一般廃棄物最終処分委託料につきましては、施設から排出されます灰や燃え殻等を最終処分場へ搬出するための運搬及び処理に係る委託料を計上しております。本年度までは3目最終処分費に計上しておりましたが、当施設に係る経費となりますので、4年度よりこちらのほうへ組み替えております。

小型家電処理委託料につきましては、適正な処理及び家電のリサイクルを実施するために委託するものでございます。

次のページの18節負担金、補助及び交付金のうち、上益城広域連合負担金につきましては、施設整備に係る経費を5町で均等割りしたものでございます。

続きまして、2目し尿処理費です。9,726万5,000円を計上しております。

2節から4節までは、会計年度任用職員3名分の人件費でございます。

以下、10節以降につきましては、説明のとおり、し尿処理に係る経費及び施設の定期補修等の維持管理に係る経費を計上しております。

143ページを御覧ください。

3目最終処分費につきましては、先ほど説明したとおり、1目じんかい処理費へ組み替えたことによる廃目となります。

以上で、4款衛生費の環境水道課分の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（藤澤和生君） 以上で、4款衛生費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 失礼します。たびたびお伺いするんですが、129ページ、千寿苑と清楽

苑のほうの筋トレマシン等の維持補修費が出ているんですけども、かねがねお願いするんですが、あれを一般の人が使えるようにしてもらえないかなというところなんです。

今本当に健康寿命をいかに伸ばしていこうかというような時代の中で、限られた人しか今これを使えていないというところがあるので、何とか工夫をして、せっかく保守点検もされているきちんとしたマシンなので、トレッドミルあたりは一般の人が使っても全然危なくないものだというふうに思いますので、ぜひ、また継続的に御検討いただきたいというところでお返事を願います。

それと、133ページの連携中枢の健康ポイントのところの説明で、74名の方が登録というふうにちょっと聞こえたんですが、その74名という登録という仕組みは何だったのか。とにかく日頃から私たちの健康をどれだけモチベーション上げていってやっていくかというのには、スマホに登録するなりして、今日何歩歩いたとか、今日は山都町で何番目に歩いたとか、そういうのが分かれば非常に意識は上がってくるというふうに思っていますので、もうちょっと詳しい説明をお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） まず、清和の筋トレマシンからですね。たしか去年も同じ質問をいただいたと思うんですけども、聞いたところによりますと、筋トレマシンはふらっと行ってできるようなマシンじゃないというふうに伺っています。保健師がついてて、休憩を取りながらとか、機械を使う合い間合い間にやっていかななくちゃいけないこともあるということと、あと、機械を設定するのにちゃんと分かった人がしないと危ないということを知っています。

あと、健康ポイント74名というのは、保健師に何人登録されているか聞いたら74名ですという回答がございましたので、何をもって調べたのか私もちょっと分かりません。すいません。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） すいません、ちょっと筋トレマシンのほうは齟齬があったようで、すいません。保守点検をされているのは、清和にある筋トレマシンのことだったんですね。

あと、千寿苑にある奥のほうの元風呂場だったところに、トレッドミルとかエルゴメーターみたいなものが置いてあるんですが、そちらのほうは生涯学習課のふれあいスポーツの中で多分使われているものだというふうに思っています。

例えば、今おっしゃったようなことについても、私は実際使ったことはありませんが、理解はしています。ダンベルであるとか、ああいう重たいものを持ち上げたりとか、いろんな危険性があるので指導が必要だということは重々分かりますが、今、お昼間に時間が有効活用できる高齢者だけでなく、夕方の時間帯に一般の社会人が使えるような指導の枠であったり、今、ICTの講座があったり、いわゆる一般向けの講座というのが、昼とか夜とかいうふうに、英会話は終わりましたが、何かそういったものの工夫の一つの中に、健康講座的なもので、見守りのもと、そういったことができたらいいのじゃないかということを御提案したいと思いますので、検討いただけるかお返事をください。

○議長（藤澤和生君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） 今おっしゃったのは、仕事が終わってからというような話でしょうか。そうなりますと、健康講座といたしましたら、また、それに向かう専門的な方を雇うとか、職員の専門職が行くとかいう形になりますので、ちょっと検討しなくちゃいけない部分だと思います。検討したいと思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 133ページ、ポイント事業のことなんですけど、何をもって74人かということなんですけど、これは個人個人がこれに挑戦しようという人が、例えばスマホなりで……。スマホですよ。歩数が分かるためには携帯しとらんといかんですが、それぞれがこれに挑戦しようという人がしてて、その数が74人です。今日現在見てみましたら、誰か1人参加されて75人になっています。

ちなみに、昨年から私もこれに参加しましたら、これはなかなか便利がよくて、校区別、例えば、ここで言えば、自治振興区単位だろうと思いますが、私がいるところは馬見原になりますが、見ましたら、今日私が1人しか参加していませんというふうに出るんですね。

熊本県下の参加している町村の年代別をみると、今日は3,000人参加しているとかですね。そしてこれは、毎日歯磨きをしたか、血圧を測ったか、今日の体調は絶好調か、ちょっともやもやしているかとか、3パターンですね、自分で登録してするんですね。それで競い合うんですね、何ポイント稼いだかって。

そういうシステムなんですけど、これを見ますと今日現在75人で、ちょうどこの予算は75万円です。1人10万円かかっていることになるんですね。もったいない話なんですね。これを人口1万4,000で割ったら、費用対効果じゃないですけど、たった参加が0.5%なんです。1%の人もこれに参加してないということが何かというと、啓発啓蒙が足りないということなんですよ。せっかく山都町が健康づくりしましょうと言っても、ただ参加しましたよ、予算を上げましたよ、勝手にしてくださいでは、これを知らない人が……。今、同僚議員もそういうふうになんておっしゃいましたが、そういう感じで、みんな知らないんですね。

ぜひこれは、この場にいらっしゃる方から率先してしていただきたいと思いますが、要は啓発をしっかりしていただいて。健康づくりはそこから始まると思いますので、どうぞその啓発の仕方、どういうふうにならされるかということですね。課長、御退職になられますけれども、これは後に引き継いでもらわないといけませんので、ぜひこういういい取組ですので。どうでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（藤澤和生君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） すいません。先ほどの吉川議員の御質問に私が答えたのが変だったので、今、藤川議員が言われたのかと思うんですけども、私も健康ポイントは登録しています。毎日チェックしているんですけども、おっしゃるように、競い合って、そのために、ポイントが上がれば、商品券をいただけるとか、そういうお得なポイント事業になっていて、例えばローソンとかファミマとか、そういうお店でジュースをもらえるよとかいうのがあるんです

よね。

先ほど、七十何名はどういうことかと言われたので、どうやって調べられたんだろうというところで私が回答いたしました。

この健康ポイント事業は健康増進というところで取り入れましたので、もちろん住民の方に1人でも多く取り入れてもらって、毎日歩数を伸ばして、何かの楽しみにするとか、自分の健康をチェックしていく上でもいいと思います。

まだ周知が足りないと思いますので、今後も広報、それからホームページ、医科、歯科医院、それから健診会場あたりにもポスターなりを貼りまして、住民の皆様ぜひ取り入れていただきますよう周知してまいりたいと思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

9番、飯開政俊君。

○9番（飯開政俊君） 私のほうから一つお願いでございますけれども、健康増進費の12節の133ページですね。集団検診委託料、人間ドック委託料の中で、今、集団検診を皆さん受けておられますけれども、節目検診です。今、5年ごとに節目検診がありますけれども、60歳で節目検診が終わっております。今、定年も60歳から65歳というふうに、非常に社会活動年齢が引き上がっておりますので、節目検診を65歳までしていただくような取組ができないか、お願いをします。

○議長（藤澤和生君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） 山都町では、住民の皆様本当に検診事業をお安く提供しております。75未満の方には基本健診は1,000円で受けていただいていますし、75以上の方には800円で受けていただいています。

おっしゃいましたように、節目検診につきましては20から5歳刻みで60までというところで山都町は実施しておりますけれども、受診したいということは本当にいいことだと思います。ありがとうございます。

節目検診のほうは個人負担も高くなります。1万5,000円とか2万円とかかかります。おっしゃいますように、人生100年時代と言われるようになりまして、少子高齢化が進みまして、定年も65歳まで延長していく中で、民間にありましては70歳まで働いてもいいよみたいなどころもあると思います。今まで支えられる側が支える側になったんじゃないかというふうに思います。そのためには、皆さん、生涯現役でいられるように、健康に注意しながら、社会活動にも参加されながら、健康を保つようお願いしたいと思います。

飯開議員の言われた、節目検診を65歳までということなので、ちょっと事前に言われてたので、65歳の人数何人ぐらいいるかなというところで、250人ぐらいいらっやあって、女性が今4万5,000円、男性が3万5,000円助成しています。中間を取りまして4万円としました場合、250人の仮に半分、125人が受診されましたら、4万円掛ける125人で500万円の一般財源が要するという形になります。今後検討していきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） すみません、132ページの7番の報償費のところ、確認のためお尋ねします。

ここで、歯医者さんとか保健師さんに通いの場に来てくださいということをお願いしたときにも、この予算から出していただけるのでしょうか。先ほど、通いの場に積極的に派遣していきたいというふうにおっしゃったのは、この部分でしょうか。サロン活動をしていく上で、サロン活動費の中から賄わずに、ここから賄えるのだったら助かられると思うんですよね。その確認をしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） 健康増進費の報償費の各種事業講師謝金2万3,000円の部分ですか。すみません。こちらは糖尿病重症化予防セミナーを予定しておりまして、そちらの講師謝金という形で計画しております。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） ということは、私が小耳に挟んださっきの通いの場に積極的に派遣していただく予算はどこで……。例えば、歯科医師さんがサロンのところに来ていただけるとか、保健師さんが保健指導に来てくださるとか、そういう予算はどこを見ればいいのでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） 1節報酬、ここに歯科衛生士さんを、一体化事業ということで、2回分組んでおります、予算を。講師謝金につきましては、4款の5目健康増進費に一体化事業を上げているんですけれども、7の報償費の健康講話謝金の3万円に医師等というところで、1万円を3回上げております。健康講話謝金です。

○議長（藤澤和生君） 議事の途中ですが、ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後2時42分

再開 午後2時56分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） 西田議員の御質問にお答えします。先ほど言われました講師謝金につきましては、健康増進費の健康講話謝金の中に3万円の予算を計上しております。こちらの予算の範囲内で御利用いただけるということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

7番、興梠誠君。

○7番（興梠 誠君） 皆さんの健康については非常に質問が多いところでございますが、私も、トレーニング施設といますか、健康施設といますか、今、福祉課あたりでも千寿苑あた

り、それと清和の社協かな、ちょっとした健康マシンとか、そういうのは備えてある。自転車もあるの分かりませんが、今後、生涯学習課が体育館を造ります。その体育館を造れば、また、そういった話が必ず出てくると思います。例えば、管内でいいますと、益城あたりには体育館の中にトレーニング場がありますし、そこには当然スタッフもおります。ああいう大型のものでなくてもいいですけども、今後、山都町としても、どうしてもそういった健康ブームの中で、トレーニング室あたりの部屋というのが必要になってくると思いますので、そこら辺りは執行部の中で検討いただいて、各課で整備するんじゃなくて、一体となった形で整備をいただくといいかなというふうに思っております。

それから、質問ですけども、132ページですけど、この中で新型コロナウイルス関係の会場運営費委託料というのがあります。927万8,000円です。会場設営運営委託料と申しますと、今のところ千寿苑と蘇陽支所で行っているかと思いますが、この927万の内訳ですね、どういった運営費に使われるのか、ちょっと御説明をいただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） 先ほど御説明いたしましたとおり、会場の運営に関係職員以外の他課の職員から来ていただいてやっていた部分を、会場運営委託料という形でスタッフ11名に会場運営の設置と撤去をお願いしているところでございます。

今後、ワクチン接種が前倒しされましたので、予定よりも新年度以降の回数が減ってくると思いますので、委託料を927万8,000円組んでおりますけれども、どういう執行になるかはちょっとまだ不透明なところがありますけれども、今言いましたように、接種会場での案内とか、従来職員が担っていた分を、当日のスタッフ11名、それから会場の設営・撤去をしていただくものでございます。

4月以降に、64歳以下が6回、それから5歳から11歳分が2回、それから申込みがもっと増えてくれば、もっと増えてくるとは思います、回数が。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） すいません、私の計算ミスで、先ほどのポイント事業のところは、75万円が74人なので1人1万円でした。ごめんなさい。さっき10万円と言いました。これを例えば1%にするには、ちょうどこの70人の倍、140人ぐらいなんですが、そういうふうに、例えば何月までには、例えば半年後にはこれを1%します、最後には、例えば、今、矢部、蘇陽、清和ですかね、住民健診の順番が。清和が終わる秋頃には10%、1,400人ぐらいが登録できるようにという感じで、これも目標を定めたほうがいいと思いますので、そのようにお願いしたいと思いません。すいません、私が金額を間違えて言いました。ごめんなさい。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

5款農林水産業費について説明を求めます。

農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） それでは、令和4年度の5款農林水産業費を御説明いたします。

各事業の主なものを御説明してまいります。

143ページからお願いいたします。

5款1項1目農業委員会費です。3,341万4,000円を計上しております。特定財源のその他の192万1,000円は、主に農業者年金業務委託手数料となっております。

1節報酬1,134万5,000円、こちらは、農業委員19名、農地最適化推進委員28名分の報酬と会計年度任用職員1名分の報酬となっております。

2節給与から4節共済費までは、2名分の職員の人件費等となっております。

144ページをお願いいたします。

8節旅費におきましては、費用弁償としまして、農業委員の総会並びに現地確認に伴う費用弁償として計上しております。

10節需用費111万3,000円。印刷製本費に29万1,000円で、年2回発行します農業委員会だよりの印刷製本費でございます。

145ページをお願いいたします。

11節役務費98万2,000円。農地利用状況調査の郵送料と、それにタブレット端末の回線使用料の59台分が主なものとなっております。

次に、2目農業総務費です。1億4,636万7,000円を計上しております。特定財源、その他の58万4,000円は、施設の使用料となっております。

1節報酬160万円。会計年度任用職員1名分です。

2節給与から次の146ページの4節共済費までは、21名分の職員の人件費となっております。

146ページをお願いいたします。

10節需用費95万3,000円。蘇陽支所の営農ホール、二瀬本ふれあい館研修センター、中尾機械倉庫の需用費等の経費を計上しております。

147ページをお願いいたします。

12節委託料129万7,000円。二瀬本ふれあい館、西部地区交流館の浄化槽及び消防施設点検料の49万7,000円と、鮎の瀬交流館施設の管理委託料として80万円を計上しております。

13節使用料及び賃借料188万2,000円。ふれあい館の備品のリース料としまして、147万円を予定しております。こちらはみそ作りに使う大豆の煮炊き用の回転窯や、毛布などの大型洗濯機用の洗濯機リース料となっております。

3目農政費です。4,478万円を計上しています。特定財源のその他80万円は、旭化成からの椛山土地改良区への事業協力金でございます。

8節旅費です。特別旅費としまして53万4,000円。九州茶協議会並びに全国棚田協議会など、幹事会全国大会へ出席する場合の旅費を計上しております。

148ページをお願いいたします。

13節使用料及び賃借料20万円。認定農業者協議会の全体研修及び女性部研修に係るバスの借上料を計上しております。会員数としましては、今207名となっております。

18節負担金、補助及び交付金です。4,359万3,000円。各種協議会の負担金及び各補助金となっております。認定農業者協議会助成金が30万円、営農対策協議会が24万3,000円、町、県、JA、畜協、農業委員会等で構成されている協議会です。有機農業協議会助成金120万円、会員113名です。農業後継者クラブ助成金13万円、会員21名です。茶振興会助成金60万円、14のお茶工場、46名の会員です。

149ページをお願いいたします。

たばこ育苗施設組合助成金3万円。令和3年度は11名が構成員となっております。

山都町地域担い手育成総合支援協議会補助金100万円です。新規就農研修期間として、県の認定を受けて就農を目指す方へ、座学講座や栽培研修等の研修に係る運営費を計上しているところ です。

農業制度資金利子補給費補助金234万4,000円。こちらは、自立経営体育成資金2件分と新型コロナウイルス対策緊急支援資金28件分となっております。農業振興事業補助金345万1,000円。農業用ドローン導入の補助と、苗木の購入助成を計上しているところです。

農業用廃プラスチック適正処理推進事業補助金179万円。農協が各農家から回収しました処分費のうち、1キロ当たりの上限15円または2分の1を補助するものでございます。

次に、集落営農推進事業補助金60万円です。地区は未定でございますが、1地区30万円で2地区を計上しているところでございます。

山都町農業後継者就農交付金250万円。令和2年度は5名を見込んで計上しているところでございます。

有機JAS認証補助金293万5,000円です。有機JASの認証に係る費用を補助するものでございまして、令和4年度から補助の内容の見直します。更新の登録者を55名、新規の方を5名として計上しております。

次に、野菜花き果樹振興助成金188万円。JAかみましき、JA阿蘇へそれぞれ部会への助成を行うものでございます。果樹剪定助成金80万円は、栗の剪定の助成金をしております。全国茶品評会出品助成金60万円です。出品1点につき2万円、30点分を計上しているところでございます。

次に、新型コロナウイルス対策緊急支援資金の保証料の補助金です。99万4,000円です。令和4年度の申請見込み数を含めまして、32件分を計上しております。

次に、中山間農業モデル地区支援事業補助金700万円です。下矢部東部地区で農業機械と施設整備を予定されております。全額が県の補助金となっております。

経営継承発展等支援事業補助金です。1,000万円です。こちらは、後継者が経営継承後の経営の発展に関する計画を策定し、その計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を支援するものでございます。上限が100万円で、10名分を計上しています。国と町がそれぞれ2分の1を補

助するものです。

150ページをお願いいたします。

山都町農産物ブランド化推進事業補助金です。400万円です。令和3年度まで国の地方創生推進交付金事業により、農産物のPR、販路拡大及び生産者への支援につながるようにと取り組んでまいりました事業を引き続き継続して実施するものでございます。

次に、栴山地区かんがい事業協力金です。80万円。旭化成延岡支社から地元土地改良区に対する協力金でございます。

4目畜産振興費、823万円を計上しております。特定財源その他1万円は、町有牧野の使用料でございます。

10節需用費36万6,000円。ワクチン等の注射に使います注射針等の購入費を計上しています。

18節負担金、補助及び交付金780万8,000円。151ページをお願いいたします。家畜導入事業補助金401万9,000円。こちらは、導入した雌牛の実費、または自家保留牛となる牛の補助をするもので、それぞれ導入価格の10%以内、平均市場価格の8割の10%以内という形で助成をしております。令和2年度の実績では、162頭へ補助をしております。

次に、町指定牛補助金60万円。優良牛の自家保留の支援として、1頭3万円の20頭を予定をしております。

次に、牛予防接種事業補助金です。180万3,000円。これにつきましては、牛の異常産を防止するためのワクチン代の半額補助で、1,750頭分を予定しています。令和3年度では、4種混合に切り替えたため、増額となっております。

6目日本型直接支払事業費5億3,316万1,000円を計上しております。

1節報酬50万8,000円。会計年度任用職員の1名分の報酬です。

152ページをお願いいたします。

12節委託料です。484万8,000円。農用地の傾斜等を計測する場合に、業務委託で50万円を予定しております。中山間地支払交付金の対象となる農用地の新たな編入や、除外に伴う傾斜の測定、エリア測定に係る委託料となっております。

次に、多面的機能支払事業保全管理状況調査業務委託料434万8,000円。これは、多面的機能直接支払交付金の対象農地につきましては、国の要綱により、毎年、全筆を確認する必要があるため、その調査費用を計上しているものであります。

18節負担金、補助及び交付金5億2,728万円です。中山間直接支払交付金が3億500万円を予定しております。多面的機能支払交付金が2億575万1,000円、環境保全型直支払交付金が1,652万9,000円を予定しております。

7目水田農業対策費です。1,150万9,000円を計上しております。

18節負担金、補助及び交付金1,115万円です。経営所得安定対策等推進事業補助金に815万円、次のページ、153ページになりますが、水田産地化総合推進事業費補助金300万円。山都地域農業再生協議会のほうへ補助を行い、それぞれの事業を実施するものです。

協議会では、現地確認に伴う農家組合長に対する謝金の支払いとか、また、現地で確認をされ

た際の費用弁償、水田の転作に係る交付金の算定事務に係る賃金等を予定しているところであり
ます。

9目農業土木管理費。926万9,000円を計上しております。

18節負担金、補助及び交付金789万4,000円です。次の154ページをお願いいたします。各種協
議会の負担金、賦課金を計上しているところであります。一番下の国営造成施設管理体制整備促
進事業補助金732万1,000円。矢部開パ地区の土地改良区が管理しています道路パイプライン等の
補修に対する補助金でございます。

12目大矢野原演習場対策費5,097万7,000円を計上しています。

155ページをお願いいたします。

12節の委託料でございます。委託料4,840万円、測量設計委託料を計上しております。令和2
年度に実施しました中島地区用水路の用水不足調査に続きますところの用水路の詳細測量設計を
行うものでございます。

13目中山間地域総合整備費は7,774万円を計上しております。特定財源のその他の1,900万円は、
益者負担金3.5%分と、防火水槽の移転補償費の500万円です。

14節工事請負費690万円、長田芦屋田校区の防火水槽の移転工事費となっております。移転補償
費として、県の負担額500万円が雑入に計上されております。

18節負担金、補助及び交付金7,000万円です。農業競争力強化基盤整備事業負担金で、県営の
矢部中部地区の圃場整備事業の工事の負担金となります。令和4年度の工事箇所につきましては、
長田芦屋田工区、山田工区となっております。こちらは町と受益者の負担分で、事業費4億円の
町、受益者それぞれの負担分17.5%となっております。

次の156ページをお願いいたします。

14目単独土地改良費405万円です。特定財源その他の21万4,000円は、かんがい用水施設使用料
と修繕の負担金となっております。

10節需用費30万円、清和の吊り桁台のかんがい施設修繕費として計上しております。

18節負担金、補助及び交付金375万円です。農林振興補助金です。こちらは、用水路関係の施
設の改修4件分を計上させていただいております。

25目人・農地・プラン事業費1,916万5,000円を計上しています。

18節負担金、補助及び交付金1,912万5,000円です。こちらは、農業次世代人材投資資金として、
平成29年後期以降の5名と、御夫婦6組の計17名に対する交付金でございます。国の100%の補
助です。

157ページをお願いいたします。

5款2項1目林業総務費です。3,254万8,000円を計上しております。

2節給与から4節共済費までは、5名の職員の人件費となっております。

158ページをお願いいたします。

2目林業振興費です。2億617万4,000円を計上しております。

1節報酬337万円です。猟銃による鳥獣害被害対策防止実施隊の報酬と、会計年度任用職員1

名の報酬を計上しております。

159ページをお願いいたします。

12節委託料3,844万9,000円。森林病虫害防除委託料としまして、蘇陽の服掛松の松くい虫防除に20万円を計上しています。こちらは県の2分の1の補助がございます。

次に、意向調査委託料としまして、2,079万3,000円を計上しております。山都町内の民有林で森林経営計画を策定されていない森林に対しまして、その所有者から意向調査を行うためのものがございます。令和4年度の計画ですが、実施予定面積として2,396ヘクタールを予定しております。令和3年度の事業は緑川と阿蘇両森林組合に受託していただいております。

次に、森林境界明確化事業委託料としまして1,170万4,000円。地籍調査が終わっていない場所で、数年後に先ほどの意向調査を実施予定する地域において、意向調査の準備として森林境界の明確化を行うための事業となります。財源は森林環境譲与税です。

森林整備事業委託料としまして575万2,000円。こちらは令和元年度より実施している意向調査後の森林整備について、来年度に対象森林の整備を実施するため行う事業費として掲げております。こちらも財源は森林環境譲与税となっております。整備予定実施箇所は8か所、8ヘクタールを見込んでおるところです。

13節使用料及び賃借料48万円。森林情報管理システムのリース料を計上しています。財源は森林環境譲与税でございます。

14節工事請負費262万6,000円。癒やしの森整備工事としまして、清和ふれあいの森遊歩道舗装工事費を計上しております。

次に、備品購入費です。49万7,000円を計上しております。森林の現地の状況確認用として、GPS機器、ドローン、カメラの購入費を計上しております。新しい森林の状況確認の先進の取組として計上しております。

18節負担金、補助及び交付金です。1億5,871万5,000円を計上しております。

次の160ページをお願いいたします。

森林山村多面的機能発揮対策地域協議会負担金です。212万9,000円です。こちらは、県の協議会が補助主体となって、里山竹林の整備を行う組織に対しまして、国、県、町で補助を行い、これを町の負担金として計上しております。本町では六つの組織が活動を予定されているところです。

次に、山都町農林振興事業補助金林業基盤整備です。662万7,000円を計上しております。林道作業路の3路線の舗装整備の補助を予定しております。

次に、有害鳥獣被害防止対策事業補助金1,700万円です。電柵、ワイヤーメッシュ等の設置に係る町2分の1の補助事業でございます。

次に、有害鳥獣捕獲隊助成金7,338万5,000円です。有害鳥獣駆除捕獲隊58班に対する補助と、イノシシ、鹿などの捕獲に対する補助です。

次に、熊本間伐材利活用推進事業補助金4,614万円です。森林組合及び林業事業体を実施します間伐に対する補助金として、間伐材の出荷の区分により、1立米当たりの単価で補助を実施す

るものでございます。県が2分の1、町が2分の1を補助するものです。

次に、山都町森林整備事業補助金1,000万円です。町内に人工林を所有する森林所有者が行われます森林の整備事業に対しまして、補助金を交付するものでございます。

次に、緑の少年団活動助成金8万円、中島小と蘇陽小の緑の少年団への活動へ助成を行うものです。

次に、狩猟免許取得支援補助金11万円です。町内在住の狩猟免許を取得された方へ、1人当たり1万円を補助するものでございます。銃免許、わな免許をそれぞれ取得した場合にそれぞれ補助を行います。過去3年間の平均で予算を計上させていただいております。令和3年度では、現在5名が銃・わなを取得されている状況でございます。

次に、農林業制度資金利子補給費補助金です。71万7,000円です。こちらは、新型コロナウイルス対策緊急支援資金の利子補給費補助金、林業分で申請された分の9件分です。

次に、新型コロナウイルス対策緊急支援資金保証料補助金です。61万4,000円、9件分でございます。

161ページをお願いいたします。

林業土木管理費です。691万8,000円を計上しております。

10節需用費60万8,000円のうち50万円は、菊池人吉線ほか林道施設の修繕料で、町管理林道がございまして、そちらの簡易な補修費となっております。

12節委託料571万円です。こちらは、町管理林道17路線の除草作業を地元の方等の方等に委託を行って、実施を行っているものでございます。

7目治山費です。592万3,000円を計上しております。

10節の需用費で15万1,000円、こちらは消耗品と公用車の燃料費を計上しております。

12節委託料102万6,000円は、令和4年度単県治山市町村営事業の測量設計業務費です。場所は島木の下飯田で、令和4年度に詳細設計を行いまして、令和5年度になって工事の要望を行って工事を行う計画でおります。

14節工事請負費451万7,000円は、令和4年度単県治山、市町村営事業の治山工事費であります。こちらの工事箇所は御所のカミオノサコとなっております。

162ページをお願いいたします。

14目地方創生道整備推進交付金事業費です。2,585万1,000円を計上しております。

12節委託料1,500万円は、林道久留見尾線の舗装の5か年計画の延長全線分の測量設計を行う委託料でございます。

14節工事請負費1,050万円は林道久留見尾線の舗装工事費で、先ほど申し上げました交付金事業を活用して5か年計画で実施いたしますが、令和4年度の舗装の延長としまして、200メートルを実施するものでございます。

15目鳥獣処理加工施設費です。521万6,000円を計上しております。

11節役務費31万6,000円。こちらは、国産ジビエの認証手数料で、認証後に毎年行われる国産ジビエ認証制度で定められております定期監査の手数料となっております。

次に、163ページをお願いいたします。

12節委託料480万円。ジビエ工房やまとの加工施設の運営に関するものでございます。加工施設の開所から4年間の実績を基に、人件費、加工費など基礎的な経費と精肉加工品の販売実績等を試算しまして、委託料の計上をしております。

次に、5款3項1目水産振興費17万円を計上しております。

18節負担金、補助及び交付金17万円を計上しております。緑川漁協と蘇陽地域漁協への補助金をそれぞれ計上しております。

以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 5款農林水産業費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 失礼します。畜産費というところなのですが、本町としては、おおむね今回もずっと話題になってきているいわゆる有機農業とか、農業者の方、農林業者の方が多いと思うのですが、実際に畜産を営んでいる方がどのぐらいいらっしゃるのかということと、それから、今、非常に世界的に話題になっている牛のげっぷで温暖化が進むという話もございますが、大規模ではないので、うちの町ではそういうふうなことが話題にあまり上がっていないかと思うのですが、町としてそういうふうな方向性をどういうふうにつえられておられるのか、お考えがあるならば聞かせていただきたいというところが1点と、それから、159ページの森林の意向調査というところは、前から、環境譲与税が出てきた頃からこの事業は始まっているわけなのですが、すいません、いまいち私の中でその地籍調査というとの違いが、先ほど、境界線を調べるのと、それから実際の持ち主に対する意向の調査とその後のものがセットで金額が出ていたというふうに思うんですけれども、もうちょっと分かりやすく御説明いただければというふうに思うのですが、お願いします。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えいたします。畜産のほうのお尋ねでございまして、先ほど、肉用牛あたりの関連した予算のことを申し上げましたけど、今、肉用牛のほうで畜産統計で出ている数字なんですけど、総飼養戸数が162戸、総飼養頭数約4,200頭となっております。乳用のほうでは、ホルスタイン、ジャージーといろいろございますが、合計で飼養頭数が180頭というふうになっております。ほかにもあと、豚、養鶏とありますが、養豚のほうで790頭と採卵鶏で飼養羽数17万羽とブロイラーで27万羽というふうに統計では報告をしております。

温暖化関係の畜産での牛との関連というか、そこら辺はまだちょっとしっかりと承知してなくて申し訳ございませんけど、その辺の関連も、今後、温暖化関係で関係してくることになると思いますので、併せて確認をして、取組に位置づけるというか、押さえていきたいと思っております。ありがとうございます。

それから、意向調査でございましてけれども、先ほど申し上げましたけど、民有林で、森林で、

経営計画を策定されない森林に対しての意向調査ということでもありますので、まずは、森林をどうされたいかという調査を行いまして、この山はそのまま個人の育林で経営が成り立つと判断するものについては個人でやっていただいて、それでは成り立たないな、町にお願いしますというようなアンケートの回収があった中で、そこを確認しまして、町でどういった森林に整備ができるかというのを、先ほどの掲げました備品あたりを使って現地の調査を行いまして森林の活用について計画を立てていくという流れであります。

あまりにもかいつまんで言いましたので、分かりにくかったかもしれませんが、地籍調査を行うというのは、境界がはっきりしているからこそ、そういった個人からの調査もできるということです。調査を今始めておりますけれども、地籍調査が終わっているところから、対象地域として意向調査の個人あたりへ始めているところで、地籍調査が済んでいるところから始めているところがございます。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） ありがとうございます。それからもう一言、先ほどの牛の件なんですが、うちの近所にもちょっと飼っていらっしゃるところがあって、よく、いわゆる共進会というんでしょうか、競りがあつたりするのが大津のほうですか、ここら辺では、あっているんですが、何か町長の顔が見えんぞっていうこともおっしゃっていました。他の町村からは市長なり町長が見えられるところも多いらしくて、そういったこともあるんですが、担当課のほうでは、そういった際に、職員を派遣というか、そういったところに出向いていらっしゃるのでしょうか。1点お伺いします。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） 定期的で開催されているのは存じております。まず、異動がありまして、どういったところかも存じ上げなかったもので、ちょっと時間がたっておりますけれども、最初に行ってみました、どういったものかということで。ちょうど蘇陽の獣医さんがおられたので、案内していただいて中のほうまでずっと入っていくことができ、電光掲示板というか、そういうところに牛が入ってきて、こういうふうな流れで競りが行われているんだよということを蘇陽の獣医さんから教えていただいたことがございました。また、定期的はどういった状況か……。生産者もおられますので、そのときも声かけしてお話できたので、そういった場を活用していくのは本当に大事だと思いますので、これからも足を運んで、状況を把握していきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） まず、146ページ、需用費の中で、これは前から話が出てたと思っておりますけれども、中尾の機械倉庫を何で町が見る必要があるのかという話が出ておりまして、それがまだ今回も続きそうなので、その辺をちょっと教えていただきたいのと、次に150ページのブラ

ンド化事業ですけれども、これ前は甲佐でしたか、一緒になってブランド化事業というのが行われて、1,200万円ぐらいの予算が組まれておりましたけれども、これを400万円、今度はまた町単独で組む予定になっておりますけれども、その内容ですね。こういったことを考えて、今後このブランド化事業というのを進めていかれるのか。

次に、162ページです。ジビエ工房についてですけれども、これは前々からジビエ工房の予算、今回も500万円ほど使う予定みたいですが、赤字を出してまでずっと必要なかと思うところがあります。この前、経済建設委員会で武雄市のこういう工房、似たようなものを見に行きましたけど、処理場を見に行ったんですけれども、ここの運営方法というのは課長も非常に勉強されたと思いますし、この町で取り入れるとしたら非常にいい方法じゃないかというのを皆で研修してきて、こういったことができないかということも処理も含めて考えております。また同じようにジビエ工房に500万円ほど費やすよりも、武雄の仕方的なものを考えていったほうがいいと思いますので、そこをもっと考えてほしいと思います。

それから最後に、これは私が一般質問からずっと話をしてきました有機農業の推進計画についてでございますが、また、先日2番議員からも話がありましたように、今、この町は非常にチャンスのある場面にあると思います。国を挙げて有機農業取り組もうという考えの中で、この町は有機農業の先進地なんです。その有機農業に取り組む今年度の予算はどの辺にあるのか、あるいは、どういうことを考えていらっしゃるのかをお聞きいたします。その4点です。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えいたします。まず、中尾機械倉庫の予算の計上ということでございました。需用費の農業総務費で電気料と水道料を計上しております。私のほうでも現地のほうを確認せないかんとしながら、ちょっとまだはっきりと見せていただけていないところで、大変申し訳ございません。利用状況等を把握して、お尋ねして、今後について検討したいと思います。

次に、ブランド化のお尋ねをいただきました。内容につきましては、まず、山都町農産物ブランド化推進協議会ということで、観光協会、商工会、農協、道の駅と町も参加して構成している協議会で、こちらについては継続した体制で取り組みたいと考えております。

目的は、付加価値の高い有機農産物をはじめとして、町外に向けて情報発信をして、販路拡大の取組を行って、本町の農産物のブランド化の確立を図りながら、農家所得の向上につながることを目的としてということで、これまで国の事業を活用して取り組んでまいりました。

令和3年度では、申し上げたかと思いますが、ECサイト、地産のサイトをオープンして有機の野菜セットを販売し、また、新規就農者向けにPR動画を作成して、こちらは就農相談会の場で活用して、今後の就農者の確保に向けて活用と情報発信を行っていきたくて考えております。

さらに、農産物の加工、生産者を対象とした講演会など、また、関東圏の方々との交流イベントや銀座熊本館において山都町フェアなどを開催して、山都町農産物と有機農業ナンバーワンの町のPRなどを行ってきたところでございます。

それを受けまして、令和4年度においては、引き続きECサイトを活用して農産物PR等は続

けていきますけれども、商談や販路拡大に向けた活動、また、さらに生産者が主体となった形で今後は販路促進などの活動を支援していきたいというふうに考えております。

事業を行う上で、成果であったり、議員おっしゃるように、効果は取組の中の節目でしっかりと確認をしながら、何のためにやっているかというのをしっかりと認識しつつ、今後も続けていく事業でありますので、しっかりと目的につながっているのかを認識しながら取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

次にジビエ工房ですけれども、実際、若干、委託料の額も変動が見えているというふうに思いましたけれども、本体のほうから地域おこし協力隊の応援も欲しいというようなことで募集しまして、今、1人の方が中で活動して協力いただいております。

武雄の運営を去年、御一緒させていただいて勉強させていただきましたけれども、処理も含めたそういった事例がございますので、運営とそこで出る処理、あとは捕獲のフィールドでも処理の問題が課題となっておりますので、そういったものも含めて、今、回答はございませんが、何らか熊本広域圏で話し合いを続けている話題あたりを含めまして解決につながらないかと模索をしているような状況でありますので、また、そこも併せて検討していきたいというふうに考えを継続しているところでございます。

最後に、有機の予算でありますけれども、本当に、議員はじめ、昨年、有機農業の推進計画の策定では多くの方に関係者にお世話になって、いろんな考えとか御要望をいただきながら施策の方針を立てさせていただいて、進める方向が見えてきたなというふうに感じております。ちょうど、併せて同時に、国のみどりの食料システム戦略の政策も打ち出されましたので、そちらの補助金のほうへ令和3年度の補正で対応していこうということで、国と県とも協議しながら進めておりますので、その中で推進計画の施策の目的もそういった形で進めてまいりたいと思っておりますので、補正での対応となりますけれども、次の予算でお願いしたいということで内容を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 三つの点については結構です。最初の146ページの中尾機械倉庫については、前々から特定の地域の機械倉庫を町が見るといのはおかしいという話が出ておりますので、ここは削除すべきだろうと思います。町の分野から外すべきだと思いますので、そこはしっかりと検討してください。どう考えられるかをちょっと聞きます。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えします。申し訳ありません。そうですね、実際、洗車機というんですか、洗車場というか、そういった形の施設があると認識しておりますけれども、しっかりと把握できておらずに申し訳ございませんでした。そこも確認しながら対象について考えさせていただきたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 3点確認させてください。

まず1点は、ページの若いところからいうと、ブランド化事業のところではECサイトのお話がありました。このECサイトは私も確認していますし、大変きれいなページができていますのでいいなと思っていたんですが、時期を同じくして、たしかジビエ工房やまとのECサイトもできてたかと思います。二つ独立しているんですよね、サイトが。例えば、山都町のお野菜とジビエ工房のジビエのお肉を買って鍋を作りたいかと思ったときに、それぞれのサイトからそれぞれを買わなきゃいけないので、当然ながら送料から何かダブルでかかってくるんですよね。なので、こういうものを統合するお考えがないのか、まず、1点聞きたいです。

あともう一つが、160ページになるんですけども、鳥獣対策事業費のところでは、ワイヤーメッシュや電柵の補助金が1,700万円からあったと思いますが、お伺いしたいんですけども、この補助事業は、山都町内の圃場への設置事業の補助なのか、それとも、事業者さん、山都町内に住む農家さんに補助するのか。というのが、例えば、山都町内の農家さんで、町内に圃場を持っていらっしゃるけれども、土地が他町に隣接するときに、そちら側まで圃場がかかっている方とかになった場合、これ補助が出るのか出ないのか、その辺りをちょっと確認させてください。

最後が163ページ、ジビエ工房やまとなんですけども、先ほどの御質問に対する御答弁に若干関連してくるんですが、まず、そもそもこのジビエ工房やまどが、どういった目的、効果を期待して、整備、設置されているのか。そのあたりをいま一度ちょっと確認させていただきたいなと。原点に戻る感じなんですけれども。

せっかく山都町にあるので、安心安全なおいしいジビエのお肉を提供していただいているので、できれば我々一般町民も、何というんですか、町民だから手の伸ばしやすい価格で販売していただくとか、そういうことを、期間キャンペーンでも何でもいいと思うんですけど、何かやっていただけないかなと。ちょっとハードルが高くてなかなかあそこのお肉は買いにくいので、そのあたりも工夫いただけないのか、そういう計画がないのか確認したいので、質問します。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えします。まず、ブランド化推進協議会でのECサイトの件です。ホームページを御覧いただきありがとうございます。

確かにリンクという形で一緒にしているような認識でございましたけれども、おっしゃるように、同じ町のお店という認識であれば、確かに送料などネットの通販で買うには経費がかかるという認識でありますので、議員からの御提案はとてもいいアイデアだと思いますので、何とか、そういったコラボ商品というか、そういった形で取り組めないかというのを今後考えてみたいと思います。

それに、ワイヤーメッシュ柵、被害防止対策の件でございますけど、以前からどうにかならんかというようなお尋ねは確かにいただいております。町村境で被害対策を講じたい、農地を町村堺で持っている、双方に持っている方は、確かにおられると思います。

今おっしゃられたように、町内の圃場ということでやっておりますので、そこは、周囲全域、

何町村にもそういった対象となる方がおられると思いますので、状況の把握をもう少ししまして、対応の在り方を考えたいと思います。

次に、ジビエ工房やまとのことでありますけれども、ちょっと今日、施設運営に係る根本的な設置要領というか、運営要領というか、ちょっと持ち合わせておらず、そもそもしっかり認識をできておらなかったのではっきりお答えできませんけど、鳥獣加工処理施設の管理運営業務の要綱あたりを持った中で委託のお願いをしておりますので、そのあたりで、運営面というか、在り方にもう1回立ち戻って、少し中身のことをもう一度一から、その辺も洗い出しながら委託の部分を検討したいと思いますが、よろしいですか。

あと、キャンペーンとかはもちろん必要だと。ジビエ工房自体で卸されているところもありますので。今、広く県外というか、都会圏のほうへの直接の販売とかにも行っていますので、量をもっと売りたいという状況には少しないみたいなので、キャンペーンをどんどんして売れる量ですね、たくさん持込みがあって精肉量が増えていくと、そういったものもできるかもしれませんが、ふだんに一番身近な地元のお客様に買っていただくというような体制をふだんから取っておく必要がありますので、たくさん取れたから今買ってというんじゃなく、ふだんから地域の身近なお客さんを大事にするという思いで、議員から言われたようなキャンペーン、町民価格、そういう感覚を持って商品づくりを考えていかなければならないと思いましたので、それも併せて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 159ページのところで委託料、意向調査委託料2,079万3,000円、それと最後の森林整備事業委託料575万2,000円なんですけど、これは両方とも森林環境譲与税の絡みかと思えます。令和2年度のこの決算の状況を見ますと、意向調査で、緑川と阿蘇の森林組合に委託して、そのときは大体200名の森林所有者に意向調査をしたと。今年度の2,000万円の内訳、どんなふうにするのかと、いよいよ森林整備に移られるから、この森林整備事業委託料というのを組んでおられるのかをお尋ねします。

それと、令和2年度の決算書の中で基金に4,700万円ぐらい積み立ててありますが、そのときに、今後、建設予定の新体育館と道の駅の木質化を検討したと書いてありますので、その木質化する内容ですね。森林環境譲与税を使ってそういうふうに使われていくんですが、木質化の検討結果と、今後どのように使われていくのか。道の駅はすぐすぐ造られますので、その絡みをお尋ねいたします。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。生涯学習課で木質化の対象になるのは、総合体育館の天井部分のトラス部分に、一度、皆さんにもお見せしたかと思いますが、ヒノキ材を使って木質化を図っております。今年度、その製作に当たっております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 道の駅のほうの木材の使用については、床面ですとか壁の一部に木材を使用する設計としているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えいたします。意向調査のこれからということだと思いますけれども、4年度の実施につきましては手元に持ち合わせているのが実施予定の面積の数字だけで、2,396ヘクタールを実施したいということでございます。参考に、3年度におきましては、緑川管内で1,200ヘクタール、対象者が530名程度、阿蘇森林組合管内で660ヘクタール、対象者は300名程度の意向調査を実施しております。

これから、森林整備事業委託料ということで申し上げましたけれども、対象森林の整備を実施するというので、実施予定箇所8か所で8ヘクタールを予定しているということで、ちょっと具体的なことまで申し上げられなくて申し訳ありませんが、予定の数字としては、今、持ち合わせている分はそれで予定しているような状況でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） これまで進めてこられた意向調査と今年度意向調査をされますけれども、それをもって、結局は8か所の8ヘクタールを整備するとなると、意向調査をした方の意向が100%は反映されないですね。どのようにして、この意向調査の中から抜粋とか選択して、例えばどこの団地、今度は矢部地区ですね、今度は清和地区ですねというふうにするのか、整備事業をどのように進められていくのかをお尋ねします。その意向調査をどういうふうにして反映させるのかということですね。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） 調査のほうを緑川、阿蘇両森林組合に委託してお願いしておりますので、通知あたりも町の名前入りというか、そういった封書を出しますので、町と一緒に調査を実施しているということでありますので、両森林組合と調査の結果を踏まえてしっかり協議しながら、経営計画に乗らないような、森林意向調査によって町が取り組んでいく森林として位置づけるものは、両森林組合としっかり協議しながら定めていくということで認識いたしております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 149ページが一番上のたばこ共同育苗施設組合助成金、これがあまりにも町の予算としては少ないんですけれども、それとあと、今、中島のほうにORGANIC SMILEという新人の研修施設を頑張ってつくっておられますけれども、あれに対して町のほうから予算を立ててもらわなければならないかなと思います。

それから、先ほどから出ていますジビエ工房ですけれども、いかんせん猟師さんたちの話から

すると、1日の処理能力が少な過ぎると。頭数を捕って、写真を撮って、申請するとに何か頭数をごまかしたとかいう話もちよっと聞いております。一応捕ったイノシシあたりとか、鹿あたりを持ってきて、そこで確認をして、そこで火葬する処理施設があったほうが猟師さんたちは大変喜ばれるというような話も聞いておりますので、そのことで検討をお願いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えします。たばこ育苗施設組合の助成金ですね。構成員が11名ということでありましたけれども、今年度、離作というか、4名ほどまたやめられているということで、組合員数はちょっと減ってきておりますけれども、植付面積としては、その中でも、令和3年度で320アール、令和4年度には見込みですが210アールということで、4名の方が植付けをやめられる分、面積も減っているということで、金額の算出根拠ははっきり分かりませんけれども、今こういうことでやっているような実態ではございます。

ORGANIC SMILE、新規就農の研修施設としてこれからやっていこうというふうに立ち上げられました。今オープンスクールとか、いろんな下見というか、学校見学あたりもされて、学校の思い、研修の中身あたりを、受講の方もおいでになられて、先日も行って見ましたけれども、そういうことでオープンキャンパスを実施されたようなことあります。

町長も足を運んで施設と圃場等を見られておりますので、ぜひ何とか就農の支援ということで、町長も何か支援ができないかというふうに言われておりますので、係としても支援の方策あたりを検討して、新規就農につながるような一つの手だてになればというふうにも考えておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

ジビエ工房は、処理頭数が当初から1日5頭という形で設計されておまして、その流れでやっておりますので、少ない日もあるかと思っておりますけれども、そこは施設長のほうが臨機応変に対応をきちんとしておりますので、現状いろいろな声があるかもしれませんが、対応のほうはきちんとやれているというか、足りないときもあるかもしれませんが、できているかというふうに思っております。また、そこは施設の状況も施設長と話しながら、何らかの手だてができるのか話し合っていきたいと思っております。

火葬の施設というふうにおっしゃっていましたが、残渣の処分、非常に昨年、視察に行ったところでも課題ということで上げられておりました。いろいろ天草のほうにも新しい県の補助金を使った処理施設なんかもできていますので、県内どこの自治体も抱える課題だと思っておりますので、自治体間でいろいろ、また、隣接の町村あたりとも、そこはきちんと相談しながら進めていくようにというふうに町長からも指示をいただいておりますので、早急に取り組む課題だと認識しております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 頭数の確認について質問したんですけれども。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） すいません。視察自治体では、施設のほうに持ち込んで確認と捉えていましたので、やり方の一つとしては今うちがやっている方法とは違うやり方なので、いい手段の一つではないかというふうには考えます。係ともしっかりいい方法だというのは認識しておりますので、今の施設にそのまま取り入れることはちょっとできる状態にありませんので、何らかの手段ですね、今の手段よりより効率的な、職員の負担が減るような、そういった思いも認識しながら考えていきたいと思えます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会 午後4時09分

3 月 14 日（月曜日）

令和4年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 令和4年3月3日午前10時0分招集
2. 令和4年3月14日午前10時0分開議
3. 令和4年3月14日午後4時11分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第12日）（第6号）

- 日程第1 議案第23号 令和4年度山都町一般会計予算について
- 日程第2 議案第24号 令和4年度山都町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第3 議案第25号 令和4年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第4 議案第26号 令和4年度山都町介護保険特別会計予算について
- 日程第5 議案第27号 令和4年度山都町国民宿舎特別会計予算について
- 日程第6 議案第28号 令和4年度山都町簡易水道特別会計予算について
- 日程第7 議案第29号 令和4年度山都町水道事業会計予算について
- 日程第8 議案第30号 令和4年度山都町病院事業会計予算について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 東 浩 昭 | 2番 坂 本 幸 誠 | 3番 眞 原 誠 |
| 4番 西 田 由未子 | 5番 中 村 五 彦 | 6番 矢仁田 秀 典 |
| 7番 興 梶 誠 | 8番 藤 川 多 美 | 9番 飯 開 政 俊 |
| 10番 吉 川 美 加 | 11番 後 藤 壽 廣 | 12番 工 藤 文 範 |
| 13番 藤 原 秀 幸 | 14番 藤 澤 和 生 | |

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|---------------|---------|---------------|---------|
| 町 長 | 梅 田 穰 | 副 町 長 | 能 登 哲 也 |
| 教 育 長 | 井 手 文 雄 | 総 務 課 長 | 荒 木 敏 久 |
| 清 和 支 所 長 | 増 田 公 憲 | 蘇 陽 支 所 長 | 飯 星 和 浩 |
| 会 計 管 理 者 | 木 實 春 美 | 企 画 政 策 課 長 | 藤 原 千 春 |
| 税 務 住 民 課 長 | 田 上 るみ子 | 健 康 ほ け ん 課 長 | 河 野 君 代 |
| 福 祉 課 長 | 高 野 隆 也 | 環 境 水 道 課 長 | 高 橋 季 良 |
| 農 林 振 興 課 長 | 片 倉 城 司 | 建 設 課 長 | 山 本 敏 朗 |
| 山 の 都 創 造 課 長 | 藤 原 章 吉 | 地 籍 調 査 課 長 | 藤 岡 勇 |

学校教育課長 嶋田浩幸 生涯学習課長 上田 浩
そよう病院事務長 藤嶋厚美 監査委員 志賀美枝子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本靖也 外2名

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第23号 令和4年度山都町一般会計予算について

○議長（藤澤和生君） 日程第1、議案第23号「令和4年度山都町一般会計予算について」を議題とします。

3月11日までに第5款までの質疑が終わっております。6款商工費について説明を求めます。山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） おはようございます。それでは、6款を御説明申し上げます。

令和4年度の山の都創造課におきましては、九州中央自動車道矢部インターチェンジ供用開始に向けた受入れ体制づくりをはじめ、新型コロナウイルス感染拡大によって疲弊した町内経済の復興や、アフターコロナを見据えた取組を進めていくことを念頭に置き、地域経済の振興、観光振興、移住・定住に向けた事業展開を図っていきます。

それでは、163ページをお開きください。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費の本年度予算額は1億9,000円です。財源は全て一般財源です。

2節給料から4節共済費については、職員13名分の人件費です。

164ページをお開きください。

10節需用費から26節公課費までは、公用車の車検経費です。

2目商工振興費は6,236万5,000円です。財源は全て一般財源です。

12節委託料は、大造り物小屋建設工事監理委託料を計上しております。併せて14節工事請負費に大造り物小屋建設工事費を計上しております。今回は城見町・水道町・新町連合組の造り物小屋の建設です。場所は役場正面玄関から新町通へ出る丁字路付近になります。8基目の造り物小屋の整備となりますが、町内連合組の造り物小屋整備は一通り終了することになります。

13節使用料及び賃借料は、新八代屋に隣接する土地の賃貸借料です。

18節負担金補助及び交付金は4,893万6,000円です。商工会活動補助金、火伏地藏祭、八朔祭補助金については前年と同額です。新型コロナウイルス感染症対策特別資金利子補給金、店舗改修等支援補助金を計上しております。令和2年度融資実行分に係る利子718万6,000円と、新たに令

和3年度融資実行分に係る利子830万円の合計1,548万6,000円を計上しております。店舗改修等支援補助金については、山の都創造ファンド事業の廃止に伴い一般事業として創設するものです。これまでの店舗改修分と起業に伴う施設整備、設備備品の購入について、補助対象経費の2分の1を補助するものです。また、経営革新計画、国県に承認されたものに基づく新事業に必要な施設整備、備品購入費の補助を新たに設け、補助率を3分の2に引き上げ補助する予定です。

3目観光費は5,028万3,000円です。国県支出金の60万円は県有公園施設清掃管理委託金です。その他1,000円については、観光施設使用料を充当しております。

8節旅費の特別旅費は、都市圏への観光宣伝PR用の旅費です。

10節需用費は、観光用公衆トイレ、街路灯などの維持管理費です。温泉取水施設機器修繕料は、分線タンク送水ポンプの更新です。

166ページに移りまして、11節役務費は149万2,000円です。主な支出については、公園や観光用トイレなどの観光施設の維持管理費、通潤橋放水手数料について計上しております。

12節委託料は2,244万9,000円です。管内観光施設、観光用トイレ、遊歩道、公園等の委託管理費のほか、温泉湧出能力調査委託料を計上しております。温泉湧出能力調査については、これまで2年に1回、温泉湧出量の調査を行っていましたが、令和3年度の調査で湧出量が減少していることが確認され、経過を確認する必要があるため今年度も計上したところです。通潤橋前景観作物管理委託料18万7,000円は通潤橋前の水田の管理について委託するものです。現在、JA青壮年部に管理を委託しております。通潤橋芝生広場管理委託料については、現在公園整備を進めております部分の管理委託料です。通潤橋周辺景観整備委託料については、昨年の竹林伐採に引き続き、現在整備工事が行われている遊歩道より北側について竹林雑木等の伐採を行い、景観整備を行うものです。

次に、観光情報発信業務委託料につきましては、これまで職員が行ってまいりましたFM熊本での山都町の観光情報発信や新聞「くまにちすぱいす」など、広告媒体でのイベントの告知と事務を山都町観光協会に委託し、事務の軽減を図るものです。観光地景観整備草刈清掃委託料につきましては、町有地や景観上見苦しい場所の草刈りについて、これまで職員で草刈りを行ってまいりましたが、外部に委託する経費として計上しております。山都町内登山道安全対策業務委託料については、登山者が道に迷ったり遭難した場合に場所を特定できる地名、番号、座標を記したレスキューポイントを平成25年に登山道に設置をしてまいりましたが、老朽化のため更新を行うものです。昨年11月には小川岳登山から下山中の二人組の男性登山者が道に迷い下山できなくなっていたところ、連絡を受けた地元のツアー会社がトレイルコーディネーターにレスキューポイントを伝え救助に向かい、無事に下山され大事に至らなかったという記事が熊日にも掲載されていたところです。

13節使用料及び賃借料です。土地借上料114万4,000円は観光施設の駐車場、遊歩道、観光看板等の敷地料です。

18節負担金補助及び交付金は2,089万1,000円です。

次ページにかけまして、本町が加入する協議会、広域連携事業等への負担金、清和文楽新作制

作事業負担金、写真コンテスト、清和文楽の里まつり、紅葉まつり等々の助成金です。

4目観光施設費は1億5,749万7,000円を計上しております。

10節需用費、観光施設修繕料はそよ風パーク屋外トイレの修繕、浄化槽ポンプの取替え、緑仙峡バンガローの修繕、井無田高原キャンプ場炊飯棟外壁修繕などです。

170ページに移りまして、12節委託料9,331万2,000円を計上しております。主に指定管理施設の指定管理料、工事に係る設計監理委託料、五老ヶ滝吊り橋の点検委託料です。五老ヶ滝吊り橋の点検については、平成29年に前回実施をしております。それとW i - F i 追加設置工事調査設計委託料は、そよ風パーク内のW i - F i のアクセスが悪いために、アクセスポイントを設置する調査設計委託料でございます。

13節使用料及び賃借料は、自動体外式除細動器A E Dリース料を計上しております。指定管理施設13か所に設置するものです。

14節工事請負費は、清和文楽邑郷土料理館天井幕設置工事と清和高原天文台キャビンの外壁改修工事を行うものです。

17節備品購入費は、そよ風パーク水源地水中ポンプの購入、それと清和文楽館の芝刈機購入、清和物産館栗加工室冷凍冷蔵庫の更新です。

27節繰出金です。528万2,000円は国民宿舎特別会計への繰出金です。これは特別会計のほうで説明させていただきます。

次に、5目山の都づくり事業費、本年度予算額は1億7,799万8,000円です。前年比1億5,601万2,000円の増となっております。財源内訳ですが、国県支出金3,243万8,000円は熊本県移住支援事業費補助金、結婚新生活支援事業費補助金、移住・定住促進住まい補助金、社会資本整備総合交付金が入っております。地方債4,720万円は道の駅整備に係る起債です。その他1,181万3,000円は地域雇用創出基金から400万円、ふるさと応援基金から600万円を繰入れ、そのほかは財産収入を充当しております。

1節報酬から4節共済費は、主に結婚対策に従事する会計年度任用職員1名の人件費です。

172ページに移りまして、7節報償費は、地方創生アドバイザーとして3名の方に委嘱しておりますが、その方々の活動謝金を計上しております。各課からの相談案件に対応していただいております。令和3年度は延べ16回の活動実績でございました。

8節旅費、特別旅費は、ふるさと会、へそのまち協議会、都市圏で行われる移住相談会、山都町東京事務所の関連旅費です。

10節需用費と11節役務費の一部は、短期滞在施設、サテライトオフィス、地域しごとセンターの管理費です。移住・定住サイトシステム利用料は、SMOUTという移住・定住交流サイトの利用料66万円、商標「九州のへそ」更新手数料20万8,000円は10年に1回の商標更新手数料です。建築確認申請手数料65万5,000円は、道の駅整備に係る分を計上しております。

12節委託料は、短期滞在施設サテライトオフィスに係る管理費です。空家等対策計画策定委託料222万1,000円は、空き家対策特別法に基づく計画策定を行うものです。空き家は全国に850万戸と増加の一途であり、空き家対策が全国的に課題となっております。適切な管理が行われてい

ない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼし、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家の活用のための対応が必要になっているところ。今回、国の指針に即した空家等対策計画を策定するものです。通潤橋周辺整備事業関連施設整備基本設計委託料は、現在の道の駅から体育館の跡地、駐車場を含めた基本計画を策定するものです。道の駅関連事業として道の駅整備事業関連施設工事監理委託料1,350万6,000円、交差点照明設計委託料198万7,000円。5年目になります。山都町東京事務所の委託料として山都ブランド推進事業委託料495万円を計上しております。企業の拠点づくり事業委託料につきましては、昨年実施した過疎地域持続的発展支援交付金事業で東京事務所の支援も受けながら、都市圏の企業20社へヒアリング調査を実施しております。その中で企業の地方拠点づくりに必要なソフト、ハード事業について取りまとめ、実行計画を策定するものです。また、モニターツアーへの参加意欲のある5社程度のツアーを開催するものです。

14節工事請負費6,600万円は、道の駅駐車場整備事業と建物周りの外構工事の事業費を計上しております。

17節備品購入費5,072万2,000円は、厨房以外の道の駅関連の備品購入費です。厨房に関する備品については、指定管理者が決定次第、予算計上する予定です。

18節負担金補助及び交付金は1,712万円です。町が加入する協議会への負担金です。旧朝日小学校教職員住宅浄化槽維持管理負担金については、現在、旧朝日小学校に2棟住宅がございしますが、そのうち1棟を短期滞在施設として活用しております。浄化槽は2棟共用の浄化槽になっておりますので、短期滞在施設分の負担を行うものです。山都町移住支援金200万円は、東京都市圏から熊本県のマッチングサイトにより就職され、山都町に移住された方が対象となります。これまでの実績はございません。山都町定住支援住環境整備事業補助金300万円については、移住から10年以内に住宅を取得された場合に補助するものです。今年度は4人の方が該当されております。結婚新生活支援事業補助金180万円は、夫婦ともに39歳以下で世帯所得400万円以下の世帯が対象で、婚姻に伴う住宅取得費用または住宅賃貸費用、引っ越し費用について、29歳以下60万円、39歳以下30万円を上限に支給するものでございます。山の都定住支援事業補助金については、山の都創造ファンドの廃止に伴い新たに創設するものですが、住宅のリフォームにかかる経費に、これまでの補助率4分の3を5分の4へ、補助上限額を75万円から100万円に引き上げる予定です。また、県外からの移住者については、熊本県移住・定住促進住まい支援補助金を活用いたします。町負担の2分の1を県が補助するものです。

6目文化交流拠点施設費は732万5,000円を計上しております。前年比6万8,000円の減です。

176ページに移りまして、10節需用費から13節使用料及び賃借料については経常経費ですが、12節委託料の観光文化交流施設管理運営委託料500万円については、展示イベント企画事業等の開催経費、管理企画運営職員の人件費となっております。備品購入費はコードレスクリーナーを購入予定です。

7目ふるさと寄附金事業費1億6万3,000円を計上しております。前年比3,743万4,000円の増です。本年度の寄附額は、2月末現在で2億2,000万円ほどです。前年比1億1,000万円程度、増

加する見込みです。令和4年度は1億5,000万円の寄附額を見込み予算計上しているところですが、今年以上の寄附額を目指し、魅力ある返礼品を増やすなど対策を進めていきたいと思いを。

7節報償費は、謝礼品に係る費用です。

10節需用費は、寄附金受領書やワンストップ特例申請用の送付用の封筒、返礼品、発送用資材の印刷代等です。

11節役務費は、寄附金使途報告書、御礼状の送付、謝礼品の送料、広告料、寄附金システム利用料です。

12節は寄附金管理業務委託料になります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 6款商工費についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 173ページぐらいにあったと思うんですが、課長の御説明の中で、施設の維持管理費、サテライトオフィスの件をちょっと触れられましたけれども、白糸のサテライトオフィスについての現状をお知らせください。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 現在、サテライトオフィスについては、防災行政無線の工事が山都町内で行われておりましたけれども、その事業者が1室を借りられております。そのほか、現在、使用されている部屋はございません。一部、サテライトオフィスとして設定している以外のところに、地元の農業者の方で、農産物を販売されている方の事務所として一部屋をお貸ししているというところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありますか。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） ちょっと2点お伺いします。まずは165ページになるんですけども、火伏地蔵祭と八朔の補助金、それからページは変わりますけれども、清和文楽の里まつりの補助とかあります。御存じのとおり、コロナ感染拡大防止の観点から、去年、おととしと、たしか中止になっていますけれども、今年の開催の見通しをどのように立てていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

それともう1点が、次が171ページになるんですが、これ、特別会計でまた御説明なさるといいう御説明でしたけれども、ここの繰出金だけではなくて、その前でも、温泉の湧出能力調査の委託料とか、あとは温泉システム管理委託料とか、それから温泉取水施設の機器修繕費など、全部合わせると700万円から750万円ぐらいの一般会計からの支出になると思います。これ、通潤山荘という施設が、やはり町民の皆さんの福祉の施設だったり、あるいは産業振興に寄与する大事な施設ということで、毎年こういう費用コストもかけながらやっていくということだろうと認識しています。

質問したいのは、温泉利用に関して、最近、私も耳にすることもありますが、住民の皆さんが少し利用しにくくなってきているという話も聞いています。どういうことかという、回数券の利用が突然なくなってしまったり、あるいは半年パスみたいなやつがあったらいいんですが、それもなくなったとか、あとは運営というか、開いている日、時間帯、これが突然変わるとか、ちょっと利用しにくくなってきているという話も聞いてまして、やはり施設としては、町民の皆様にご利用していただく福祉施設ですので、その辺、利用者目線が必要なのかなと思ってまして、内情に詳しい人は恐らく理由が分かるので、そりゃしょうがないだろうという話になると思うんですけども、やはり多くの町民の皆さん、そこまで内情詳しくないし、やはり利用者目線に立った運用が必要かなと感じたところですけども、そういう運営が、今、通潤山荘のほうでできているのか、その辺どのように御認識か確認したいと思って質問したいと思います。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） まず、八朔祭り、火伏地藏祭、清和文楽の里まつりの開催についてですけども、これまで2年間、新型コロナの蔓延で開催できておりませんが、コロナの状況を見ながらということにはなるとは思いますけれども、できるだけ開催する方向で検討したいと思います。全国的にもウィズコロナということで、いろんなイベント等も開催されておりますので、コロナと共存するという意識を持った上で進めていければと考えているところです。

それと、温泉施設、通潤山荘の温泉についてでございますけれども、回数券とか半年パックとか、そういうのが販売がなかったりというところについては、もう一度、指定管理者と協議をさせていただいて、以前の利用状況も確認しながら、そのあたりを進めていきたいと考えております。それと、急に施設が使用できなくなったりという部分については、新型コロナの蔓延防止等もありまして、できるだけ少ない人数で運営をされているところもあります。現在は時間を短縮してお風呂の運営をされているところもありますので、町民の方への周知については徹底していただくように指定管理者にもお伝えをし、対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありますか。

5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） お伺いします。清和文楽館とかフィッシングパークの土地の借上料がありますが、これはやっぱり、ずっとこういう方針でいけますでしょうか。基本的には、町が所有せんといかんだろうと思います。

もう一つは、172ページですか、会計年度任用職員の費用は結婚相談員だったですかね。後の174ページにその委託料がまた出ておりますが、二十何万、これは相談員の方に委託するというお金でしょうか。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） お答えします。清和文楽邑の敷地料、それとフィッシングパークの敷地料については、毎年、計上させていただいておりますが、御指摘のありましたとおり、本来であれば町が取得するべきものと考えております。具体的な交渉を継続的にやっている

かと言われると、交渉については今後も進めていきたいと思えます。

それと、174ページの結婚相談員業務委託料については、6名の方に結婚相談員の委嘱をしております。お一人4万円の委託料という形で支出をさせていただいているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 最初に2点、お願いします。

174ページの17番、備品購入費ですけれども、道の駅整備事業の備品購入費で、厨房以外の備品だと、厨房は指定管理が終わってからという御説明だったと思いますが、どうして厨房と別々になるのかというのと、5,072万円と大きいので、もう少し詳しい中身をお知らせください。

それと、176ページのふるさと寄附金事業費ですが、とてもよく頑張ってください、去年は2億2,000万円の寄附があったということで喜ばしいことだと思います。本当に職員の方の御努力のたまものだろうと思えますけれども、昨年もたしかお願いしたと思うんですけど、山の都の御説明のときには、特定財源のその他で、これはふるさと応援基金から幾らですと御説明いただいたんですけど、ほかにもいろいろあると思うんですよ。今年度の予算の中で、これはふるさと応援基金をこれだけ使っていますというのが分かるように、一覧表をまたつくっていただくとありがたいと思えます。以前からずっと、このふるさと応援基金の使い道として、保育料の無償化に少しでも使っていただけないかとお願いしてきましたが、なかなかそうはなっておりません。それもまたお願いしていきたいというのも一つですけれども、やっぱり寄附で賄うということは安定財源ではないので難しいだろうとは思えます。思いますが、毎年同じ項目で出しているところもあると思えますし、それが分かるように一覧にさせていただけると大変ありがたいです。2点、お願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 今、御指摘がございました、ふるさと基金の使い方につきましては、後ほど議員の皆さんにお示しをしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 道の駅の備品についてでございますけれども、中身については売台ですとか、机、椅子、それとレストランの机、椅子、それとベビーケアを設置することにしておりますので、そういったものを設置する予定です。すいません、詳細については、以上申し上げたような内容の備品の購入ということになります。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 机、椅子、それから最初に言われたのがちょっとよく分からなかったんですけど、ベビーケアというのは、小さい箱みたいなところでおむつ替えをしたり授乳ができたりする移動式のものでしょうか。それにしても5,000万円以上かかるので、備品なので、もうちょっと詳しく、そんなかかりますと思えますので、今、出せないということであれば、また

でもいいですけども、道の駅を整備していくのに、私はずっと物産館とかは必要ないんじゃないですかと言ってきましたので、いろいろ具体的に、こうやって大きなお金がたくさん出てくると、できるだけ抑えていただきたいという思いがありますが、なぜ厨房は別かということにはお答えいただけてないので、それもお願いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） すいません、備品の詳細については、また後ほどお知らせしたいと思います。それと、今回は厨房以外の備品ということで、厨房については指定管理者が決まってから、どういったメニューになるのか、そういった部分もまだはつきりしませんので、管理者が決まってから、備品については予算を計上させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 167ページのうち通潤橋芝生広場管理委託料ですが、広場の管理委託料ということなのでどんなのかなと、芝生の管理なのか、ごみ拾いとかな年中のそういった広場の管理なのか、この委託料の170万円の説明をお願いいたします。

それと、通潤橋周辺は、教育委員会の文化財保護のほうからも通潤橋周辺の整備工事とありますが、こちらでも通潤橋周辺景観整備、先ほど、ここは竹林とかそういう整備をしますとおっしゃいましたが、何か競合する部分があるんじゃないかなと思いますが、そういうところは、なるだけ一緒に話し合っ、少しでも費用が削減されるようにしていただきたいと思います。この景観整備のところでは通潤橋の周辺の遊歩道整備工事には全然関係ないのでしょうか。その2点をお尋ねします。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 通潤橋芝生広場の管理委託料についてでございますけれども、これは現在工事を行っておりますが、全体的に張芝をやったりしますので、そういった部分の芝の管理、それと伸びた場合の刈取り等を予定しております。

それと、通潤橋周辺の景観整備委託料についてでございますけれども、これにつきましても生涯学習課と競合する部分があるということで、当然、連携を密にして事業を進めていくこととしておりますし、基本的には通潤橋周辺の整備に係る分については山の都創造課で見の方針でいくことになっておりますので、今回の遊歩道は生涯学習課で整備をしましたが、以後の管理については山の都創造課で管理をしていく形になると考えております。以上です。

すいません、説明が不足しておりました。芝生広場の管理についてはトイレも設置する予定ですので、その管理も含んでの管理ということでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 同じ167ページの通潤橋周辺景観整備のことですけれども、整備内容

をもう少し詳しく教えていただけるとありがたいです。竹林を整備だから、切って、その後また何か植えられたりするのかなと思って。桜の寿命が随分来てて、あそこはせっかく花見のいいところだったんですけど、それがちょっとまばらになっているかなとも思いますし、春は桜、秋はモミジみたいな感じで、いつ行っても季節の花できれいに整備されるとありがたいと思うんですけど、その辺の年間を通したお花見というか、きれいな景観が維持できるような計画でされるのか、内容をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 通潤橋周辺の景観整備事業については、現在、見た目にもうっそうとしている状況が見てとれると思いますが、そういった竹林とか雑木を伐採して、竹については小さく粉碎してその場に敷き詰めると、敷き詰めた竹のチップで雑草も生えにくくなるということで、そういった再利用も考えております。御指摘のございました桜とか植林については今回は予定しておりませんが、当然、伐採した後にそういった植栽等も検討していかなければならないと考えております。その折には、また予算をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 三つほど、猿ヶ城キャンプ村の利用率と通潤橋周辺の整備とありますけれども、これは五老ヶ滝も入っとつとですか。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 猿ヶ城キャンプ場については進入路の部分が災害で崩落しておりまして、昨年12月に完了しております。ここ2年間の利用はあっておりません。4月から営業を再開するというので考えております。

通潤橋周辺整備については、五老ヶ滝までの整備については入っておりません。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 前回の議会日より、6番議員の一般質問の中に、五老ヶ滝の整備されてない遊歩道を出しとつたですけども、あるいは見とつたんですか。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 議会だよりの中身については確認をしております。今回の予算については整備の予算は入っておりませんが、今、県と、遊歩道については県立自然公園内にありまして、遊歩道の整備を含めて、五老ヶ滝までの道については県の事業で取り扱っていただくように予定をしております。令和4年度、5年度にかけて、滝つぼまでの遊歩道についても、それと山腹が崩壊しているところがございますので、その治山事業等も含めて事業計画をつくっていただいているところです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

7款土木費について説明を求めます。

建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは、7款、説明いたします。予算の説明に入ります前に、建設課で作成しております資料を御覧ください。届きましたでしょうか。

令和4年度予算で計上している工事の施工箇所図になります。左下の凡例を御覧ください。青色が道路舗装工事、黄色が道路改良工事、緑色が防災工事、ピンク色が河川しゅんせつ工事となっております。施工箇所をそれぞれ地図のほうに旗揚げしております。

右の路線一覧を御覧ください。その中で、本年度から新たに二つの事業に取り組むこととしております。

第1点でございますけれども、これまで老朽した舗装の打替えにつきましては維持工事として部分的に対応しておりましたけれども、大規模な舗装更新を行うため、公共施設等適正管理推進事業として青色の②番から⑧番までの7路線。

次に二つ目の点でございますけれども、町が管理します河川において、豪雨による周辺地域の災害を未然に防止するための河川のしゅんせつ工事を行うため、緊急しゅんせつ推進事業として、ピンク色の⑳番から㉑番までの4河川について新たに予算を計上したところでございます。

全体で29か所を記載しておりますけれども、黄色の⑮番、二津留大見口線につきましては、本年度は用地及び立木補償を計画しております。工事につきましては来年度以降の工事を計画しているところでございます。本年度はこれらの工事を含め、土木費予算として13億4,700万円を計上しているところでございます。

それでは、7款土木費について説明いたします。

177ページをお願いいたします。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木管理総務費です。本年度予算額8,250万7,000円、財源内訳は県補助金が723万9,000円、その他308万円は道路占用料です。

2節給料から次のページ4節までにつきましては、職員7名分の人件費でございます。

179ページをお願いいたします。

18節負担金補助及び交付金2,519万2,000円です。各種団体への負担金は記載のとおりでございます。下から4番目にあります県工事負担金1,610万円につきましては、熊本県が施行します道路改良工事急傾斜事業に係る負担金でございます。県道仏原高森線ほか7路線と清和山中地区の急傾斜分でございます。負担率は道路事業15%、急傾斜事業10%となっております。一番下にあります戸建木造住宅耐震改修事業補助金218万円につきましては、耐震診断補助2件分18万円、国2分の1の補助でございます。耐震改修支援補助の2件分は200万円を計画しております。なお、耐震診断を行った結果、耐震改修が必要な場合、100万円を限度に補助するものでございます。

180ページをお願いいたします。

民間危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金、2件分40万円です。道路に面するブロック塀の高さが60センチ以上、また、道路面からの合わせた高さが80センチ以上の場合、対象となるものでございます。

次に、土砂災害危険住宅移転補助2件分600万円を計上しております。全額県補助金です。土砂災害特別警戒区域内に現に居住している住宅が対象となりますが、本年度は広報で周知が今からということですので、予算取りとして2件分を計上しているところでございます。

次に2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費です。本年度予算1,031万4,000円、全額一般財源です。

12節委託料304万6,000円につきましては、道路台帳作成委託料3路線分を予定しております。

次のページをお願いいたします。

17節備品購入費620万円です。道路管理用の2トンダンプの購入費ですけれども、現在のダンプが平成8年の購入から26年を経過し、走行距離も37万キロ以上なっておりますので、今回買換えをお願いするものでございます。

2目道路維持費です。本年度予算1億6,900万1,000円、国庫支出金2,507万5,000円は菅地区の鴨猪水力発電に係る交付金でございます。その他の財源は町道維持管理基金を充当しております。前年度当初予算と比較して1億483万円の増となっておりますけれども、今回、地元からの要望が強い道路除草の委託料、また、道路舗装に係る工事費を増額したことによるものでございます。

2節から4節は、会計年度任用職員4名の人件費になります。

10節需用費1,737万円です。維持管理に係る消耗品費、トンネル照明の電気料、その他、道路の修繕料でございます。

12節委託料、維持工事の詳細設計委託料として3路線90万円を計上しております。また、道路の除草委託料3,830万円は37路線を計画しているところでございます。

182ページをお願いいたします。

13節使用料及び賃借料400万円です。町道維持管理に係る機械の借上げでございます。

14節工事請負費9,000万円、維持工事2,487万7,000円、町道舗装更新工事6,512万3,000円を計上しております。菅地区水田の交付金に係る舗装更新3路線分、公共施設等適正管理推進事業に係る舗装の更新は4路線で予定しているところでございます。

15節原材料費500万円、町道の補修に使いますアスファルト合材、側溝の蓋、また生コン舗装に伴う材料費を計上しております。

3目道路新設改良事業費、本年度予算額4,570万円です。特定財源483万7,000円は電源立地地域対策交付金です。

12節委託料1,800万円、大川井無田線の測量設計委託1,200メートルに係る委託料でございます。

14節工事請負費2,730万円です。今馬見原線、加勢群線の工事費になります。

4目地方創生道整備推進交付金事業です。本年度予算額2億71万4,000円です。財源は道整備交付金9,500万円、一般財源1,071万4,000円です。

183ページをお願いいたします。

11節役務費100万円です。小星線、二津留大見口線の登記手数料を計上しております。

12節委託料250万円、旧大川大矢線に架かっておりました仁田尾大橋撤去に係る設計委託料を計上しております。

14節工事請負費1億8,620万円、長谷埋立線、小星線、大川大矢線、原尾野貸上線、4路線を予定しております。

16節公有財産購入費296万円、小星線及び二津留大見口線の土地購入費でございます。

21節補償補填及び賠償金716万1,000円、小星線、二津留大見口線の立木補償並びにその他道路改良工事に伴う電柱の移転補償を計上しております。

5目大矢野原演習場周辺民生安定事業費です。本年度予算額1億3,794万1,000円です。財源は国庫補助金9,578万5,000円、70%の補助でございます。一般財源325万6,000円。

1節から次のページ4節共済費までは、会計年度任用職員5か月分と職員4か月分の人件費でございます。

13節使用料及び賃借料194万円、公用車並びにパソコン、図面作成ソフトのリース料でございます。

185ページをお願いいたします。

工事請負費1億2,863万5,000円です。水の田尾下鶴線道路改良工事9,360万円、水の田尾下鶴線大平橋上部工3,503万5,000円。なお、水の田尾下鶴線の道路改良工事につきましては、令和7年度の完了を予定しているところでございます。

15節原材料費30万円、工事に伴います砂利、生コン等の材料費でございます。

6目特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、本年度予算額2,110万3,000円です。国庫補助金2,050万円、一般財源60万3,000円です。

12節委託料2,058万8,000円、久留見尾鍛冶床線用地測量業務に係る委託料1,470メートル分でございます。

次に、7目社会資本整備総合交付金事業費です。本年度予算額1億9,831万9,000円、財源は社会資本交付金1億1,194万円、55%補助でございます。一般財源837万9,000円です。

186ページをお願いいたします。

工事請負費1億9,430万円です。改良工事5路線、瀬戸福良線、長谷花立線、白小野鶴越線、水の田尾布勢線、これは高速道路インターに係る部分でございます。また、矢部インターチェンジ線を予定しているところでございます。舗装工事3路線5,090万円、米生滝下線、仮屋神の前線、二瀬本花上線を予定しております。

21節補償補填及び賠償金240万円、改良工事3路線の電柱移転に係る補償費でございます。

8目自然災害防止事業費です。本年度予算額3,020万円。

14節工事請負費につきましては、湯鶴葉線、今滝下線、2路線の落石防止工事を行うものでございます。

次に、12目道路メンテナンス事業費です。本年度予算額7,560万円、財源は国庫補助金4,712万

1,000円、63%の補助でございます。一般財源1,257万9,000円です。

12節委託料2,590万円、町が管理します341の橋並びに16のトンネルについて、平成26年度の道路法改正により5年に1回の点検が義務づけられております。本年度は100の橋を予定しているところでございます。

次に、14節工事請負費4,860万円、桐原隧道橋の架け替え1,350万円、柳井原大橋、下鶴2号橋の補修費3,510万円です。

187ページをお願いいたします。

21節補償補填及び賠償金100万円です。桐原隧道橋水道管移設に伴う補償金でございます。

3項河川費、1目河川管理費です。本年度予算額2,184万1,000円、国支出金372万1,000円は県委託金でございます。本年度から新たに町が管理します河川の堆積土砂を除去するため、しゅんせつ事業に係る予算を計上しております。

12節委託料412万円、4河川分の測量費でございます。

14節工事請負費1,400万円、布勢川、南田川、布田川、小峰川の4河川を予定しておるところでございます。

18節負担金補助及び交付金372万1,000円です。県が管理します河川の護岸除草に伴う助成金でございます。令和3年度は、13の河川で27地区で実施をされております。

188ページをお願いいたします。

4項住宅費、1目公営住宅等管理費です。本年度予算額1億4,807万6,000円、財源は国庫補助金3,844万7,000円、その他の財源2,852万3,000円は住宅使用料を充当しております。一般財源4,500万6,000円です。現在管理しております戸数として40団地381戸でございます。

2節から4節までは、職員3名の人件費でございます。

10節需用費995万円、住宅の光熱水費及び修繕料800万円でございます。

189ページをお願いいたします。

11節役務費25万3,000円、町営住宅33基分の浄化槽の検査手数料でございます。

12節委託料1,864万円、浄化槽管理225万1,000円と清掃282万7,000円は33基の浄化槽の分でございます。施設管理料158万3,000円は、町営住宅法面の除草及び退去されました後の室内清掃の委託料でございます。住生活基本計画策定業務委託料880万円は、老朽化住宅の建替え及び集約化を図るとともに、定住を促進するための若者向け住宅の建設に向けた基本計画を新たに策定するものでございます。

13節使用料及び賃借料3万円です。橘一般住宅の土地借上料でございます。

14節工事請負費8,821万7,000円です。住宅解体工事としまして15戸分1,620万円、居住性を向上させるための改修工事としまして7,201万7,000円。牧野団地12戸、滝上団地4戸につきまして、ユニットバス及び水洗化等の改修工事を行うものでございます。

190ページをお願いいたします。

21節補償補填及び賠償金55万円でございます。老朽化住宅の解体に合わせ、集約化を図るための移転補償金として11万1,000円、5戸分を計上しております。

次に、2目小集落住宅管理費です。管理戸数は30戸です。本年度予算81万1,000円です。その他の財源30万円は住宅使用料を充当しております。需用費81万1,000円の内訳は、街灯の電気料及び住宅の修繕料でございます。

4目住宅建設費です。本年度予算額1億8,470万8,000円、財源は国の補助金9,100万円、一般財源207万8,000円です。

16節公有財産購入費、下市PFI住宅整備事業で建設します12戸分の住宅購入費です。4月から着工して11月に引渡しを行う予定でございます。なお、着工前の工事説明会につきましては、先週3月10日に文化の森で開催をしております。

191ページをお願いいたします。

6項高速道路対策費、1目高速道路対策事業費です。九州中央自動車道、山都中島西インターから、仮称矢部インターチェンジまでにつきましては、令和5年度までの全線開通に向け、順調に工事が進んでいるところでございます。早期事業化を強く要望しておりました矢部、蘇陽間につきましては、1月に開催されました第3回小委員会において事業計画は妥当であると判断されたものの、全体事業費が約1,000億円と、新規事業化区間としては高額ということで、矢部、清和間の10.3キロについて令和4年度に新規事業化がされる予定でございます。また、これに併せまして、清和地区にインターチェンジが国で設置されることを確定したような格好でございます。また、令和2年度に新規事業化された蘇陽、五ヶ瀬間につきましては設計が終わったということで、今月末から来月初旬にかけて蘇陽地区で地権者の説明会を開催されると聞いております。

本年度予算額2,070万2,000円、全て一般財源です。

2節から4節は、職員2名分の人件費です。

8節旅費60万円は、各種整備要望に伴う旅費でございます。

10節需用費20万円、食料費12万円は地方大会に参加される方の弁当代を予定しております。

12節委託料85万8,000円、水の田尾地区のインターチェンジの舗装及び標識設置工事を行うための測量設計委託料46万2,000円、山都中島西インターチェンジの中で、町が管理します区間の除草委託料を39万6,000円を予定しております。

13節使用料及び賃借料26万8,000円、宮崎県で開催されます地方大会参加に伴うバスの借上げにおいてございます。

192ページをお願いいたします。

18節負担金補助及び交付金でございます。68万円を予定しております。期成会負担金の66万円の中で、60万円につきましては令和5年度に開通するときのイベント用の費用積立てということで、60万円を別途を計上しているところでございます。

以上で7款土木費の説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 7款土木費についての説明が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時09分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7款土木費について質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 190ページの小集落住宅についてお伺いいたします。30件ということでしたが、今の利用状況と、本当はかなり老朽化も激しく、修繕費として77万3,000円ではございますが、今後の将来的なことを、今、町営住宅については古いところは取壊しをしていって、また新しいものに更新といたしますか、いろいろ新しい住宅の向きも、今回のPFIもそうですけれども、若者向けとか、そういった住みやすい住環境というところで更新を考えていらっしゃると思うんですけども、この小集落住宅については、本当はかなり厳しい状況の中で暮らしていると思うんですけども、果たしてどのぐらいの方が利用され、今後のこと、住宅は建設課の担当ではありますが、もちろん福祉とかそういった背景もあると思います。この将来性について、お伺いをしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） お答えいたします。今の件につきましては、昨年も10番議員から御質問があった部分でございます。

現在の利用状況につきましては、ちょっと手持ちの資料がありませんけども、小集落住宅につきましては昭和48年から55年にかけて建設された住宅でございます。古いものはやがて50年近くなるということで、現在は入居者の方から要望があった部分に修繕で対応しておりますけども、果たしてそれでいいのかという部分でございます。これにつきましては先ほど、来年基本計画を作ります住宅政策の中で、修繕をして一般住宅として利用していったほうがいいのか、または老朽化の関係で解体して新たに造るほうがいいのかということも含めて、来年度の基本計画の中で計画していきたいと考えております。

また、現状の修繕につきましては、入居者の方から要望があったら、順次、人権センターと連携を取りながら修繕を行っているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 各部落の役として部落にある町道を管理しよつとですけれども、なかなか年寄りばかりでできんようになって、もう返上するという形を取っているところもあると。そこで、その部落で、例えば草を刈る機械をリースしてやったらどうかと思いますけれども、その点を。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） お答えします。町道の維持管理につきましては、議員言われましたとおり、草刈り等につきましては、地元の方に御協力をいただきながら進んでいるところでござ

ございますけども、確かに高齢化して人手が少なくなって、できなくなるというのが分かっております。今言われました草刈り機のリースにつきましては、今現在まだ考えてないということで、今後どうすべきか考えていきたいと思っておりますけども、機械ですね、例えばバックホウの先に草を切るとか枝を落とすやつがありますけども、ああいった機械を地域の方が借って使われた場合につきましては、機械の使用料は町のほうで見ておりますけども、事前にお話があればそういったことの対応もできます。現在のところはそういう対応をやっておりますので、草刈り機のリースにつきましては今後考えていく必要があるのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 私が聞いていないんか分かんんですけど、PFI住宅ですけども、1億8,400万円ほどかかっているのか、単純に計算すると12戸で家賃は結構な金額になっとじゃないかと思うところですけども、その辺の大体の家賃、さっき何人だったっけ、説明会があったという話ですけど、どのくらいの方が聞きにこられて、大体幾らぐらいの家賃になるものかをお伺いします。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） お答えいたします。先週3月10日に説明会をいたしまして、地域の方約15名ぐらい参加いただきました。コロナの関係で遠慮された方もいるのかなと考えております。また、家賃につきましては、一般の公営住宅については床面積であったり、立地状況なんかを踏まえて家賃を公営住宅法に基づいて設定しておりますけども、PFI住宅につきましては家賃の設定方法が若干違いまして、近隣に建っている民間の、近傍同種の民間家賃を限度に町のほうで設定するとなっております。

ただ、民間住宅と揃えてしまいますと、どうしても家賃が高くなるということで、そこは町の判断で限度も低く設ける必要があるのかなと考えておりますけど、それにつきましては今後考えていく必要があります。ただ、家賃については、ある程度低く押さえないと入居者の方に負担がかかると考えているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 町営住宅の今後については基本計画をつくられるということで、それを待たなければいけないとは思いますが、188ページに御説明いただいた10番需用費の修繕料800万円というのは修繕なので壊れたところの修繕になりますよね。次のページの12番の委託料で、施設管理委託料の御説明のときに、たしか退去された後に清掃とかを委託しますとおっしゃったと思うんですけども、それももちろんしていただかないといけませんけど、空いているお部屋、前にもどなたか言われたし、私も言ったことがあるんですけど、空いていますと、そこのお部屋をきれいに空いていますと、提供していただけないかと言っていた分につい

ての予算は、やっぱりないのかなというのが一つです。

それと、179ページの一番下の戸建て木造住宅耐震改修事業補助金で、今から広報しますということでしたが、これ、すごく大事な予算だと思うんですね。これと、その次にもブロック塀の安全確保のための補助金と土砂災害危険住宅移転促進事業補助金というのがありますけども、2件分とか、そういう形でおっしゃいましたが、今までずっと予算化されて、いつからかというのは把握してないんですけど、大体どれぐらいの利用があって、本当は2件以上あったけれどもできなかった年があったとか、その辺の実情を教えてくださいいいですか。

それと、もう一つが、すいません、河川のしゅんせつをしていただくことで大変ありがたいんですが、今年の雨の前の時期にさせていただけるとありがたいですが、そのような予定になりますかという3点です。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） ちょっと順番が変わりますけども、まず、河川のしゅんせつでございますが、通常、河川のしゅんせつは、水が一番少ない時期、秋の取上げから春先にかけてしゅんせつ工事を行っております。今の時期に河川しゅんせつをしますと田植前の準備との関係もありますので、農閑期に行うということでございます。

それと、戸建て住宅耐震化並びに土砂災害の件でございますけども、私がちょっと説明が不足しましたけれども、毎年、広報しております。毎年、広報して、その広報を見て申込みがあるんですけども、去年は4件分予算を組みまして、最終的にはお二人の方がお使いになりました。ブロック塀と住宅移転もですね。今回2件分の予算を組んでおりますのは予算取りとしておりますけども、どうしても、申請される方が銀行の借入れとか何とかを先にやって、町の補助金が後からじゃ間に合わないということで、前もって町のほうで予算措置をしている部分でございます。ですから、枠取りの予算ということでお考えいただきたいと思います。

町営住宅の修繕料でございますけども、修繕料につきましては、それぞれ入居者の方からお話があったら、担当者が現場に行って修繕をしております。その中に退去された後の住宅も老朽化している部分がございますから、畳替えだったり壁の塗り替えとか、そういったものをこの修繕料で実施しているところです。退去後の委託につきましてはシルバー人材にそれぞれお願いしまして、入居される前にはもう終わっているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） PFI住宅の太陽光の収支といいますか、これ全部町が収入として取られるのか、入居者がそれを使うのか、そのときの料金とかどうなっているかと思います。

それから、もう一つ、災害がほぼ終わっております。非常に土建業関係の方たちにも御努力をいただきました。その後、平時において、やっぱり土建業者を助けるというか、育てる、維持するというので、もう少し土木関係の予算は取るべきではなかろうかと思っております。

そもそも教育とか福祉において、登校の時間とか、早くから道を完備しておれば非常に問題が

解決されたのではないかと思いますので、長い目で見た展望を持って予算を組んでもらいたいと思います。これは町長のほうからお答え願います。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは、お答えいたします。下市のPFI事業に伴います太陽光発電の売電収入ということでございますけども、これにつきましては詳細はまだ詰めておりません。その電気料は結局入居者の方が使われるような格好になるものですから、それを家賃の中にどう反映していくのか、共益費で取っていくのかにつきましては新年度で検討していくことにしております。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 今、お尋ねの分につきましては、そのような形だという思いであります。十数年ほど前、コンクリートから人へという形で建設の予算が大幅に削られた中で、建設業の方が撤退をされ、縮小され、人材の確保がなかでの先般の熊本地震、また、山都の豪雨災害が引き続いたという中で、本当に建設業の方々、苦勞された中で、休憩時間にも建設業の山都支部長の方とお話をしたところでございますが、どうにか今年度中に終わりやせんどかなという話ですが、本当に業界の方々の支援のおかげという思いであります。

そういう部分を含めながら、余分なこととはありませんが、先ほど九州中央自動車道の建設の話、また、矢部一清和間でそれを五ヶ瀬間等とも視野に入れた中での建設業界の方々に、いろんな部分で、これについては非常にハードルも高いというようなことでございますが、こういう部分を含めながら、いろんな県の工事なり国の工事でも参加できるような、そのためには、日頃の実績が物を言うというようなことでございますので、そういうのも含めながら、国、県とも協議をしながら、仕事を絶やささないような取組、まずは、まだまだ我が町では農災、公共災、過年度分は随分残っておりますので、これをまずはしていただきながら、また技術を上げていただきながら、国、県の仕事にも向かっていただけるような、業界の体質改善等々につきましても、我々も一緒になって進めてまいりたいという思いであります。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

8款消防費について説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、8款消防費を説明いたします。

192ページをお願いします。この8款におきましては上益城消防組合や消防団に関するもの、防災、減災に必要な施設整備や活動関係に関する予算を計上しております。

まず、1日常備消防費です。ここには上益城消防組合の負担金として2億6,639万3,000円を計上しております。88名の職員、19台の車両、三つの庁舎施設の維持管理経費を構成団体であります御船、嘉島、甲佐、山都町で負担しているものでございます。昨年度と比較しますと、車両更

新に要します経費を充てるための積立金を創設することになりましたので、約2,300万円ほどの負担金の増額でございます。

2目非常備消防費です。これは非常勤の消防団員の報酬や活動に対する経費等を計上しております。合わせまして7,533万4,000円でございます。約2,240万円ほどの増額ですが、さきの条例改正でもございましたとおり、消防団の処遇改善に伴います年報酬額の改定及び出動報酬等の新設並びに消防団運営補助金等の増額ということで御理解をいただきたいと思っております。

1節報償費は2,952万3,000円でございます。団員の見込み数を524名と524名分の年報酬額と出動報酬等を計上しております。

2節給料は、職員1名分の人件費ということでございます。

194ページ、17節の備品購入費の主なものにつきましては、消防ホース50本の購入を予定しております。県補助金23万5,000円が交付される予定でございます。

18節の負担金や補助金としまして、消防団員の退職金や災害補償等に関する組合負担金1,292万9,000円。消防団の本部、方面隊、各分団の運営助成金を1,049万円計上しているというところでございます。

3目消防施設費です。ここには消防団車両や消防団施設の設置や維持管理に関する経費、合わせまして2,673万5,000円を計上しております。増額の主なものにつきましては防火水槽設置工事2基分の工費でございます。消防団の現在の装備としましては、車両におきましてはタンク車1台、ポンプ車2台、積載車49台、小型ポンプ27台を所有しているところでございます。

10節需用費につきましては防火水槽3基、消防車両33台の車検、ポンプ30台、それからポンプ倉庫2か所、それからホース乾燥台等の修繕料でございます。470万円でございます。

12節委託料につきましては、旧中島西部小プール跡付近への耐震性貯水槽を設置するための整備工事測量設計委託料でございます。まちづくり整備基金168万3,000円を活用するものでございます。

14節工事費には、蘇陽支所に新たにホース乾燥台1基の新設、目丸地区のポンプ倉庫の解体移転工事費、それから耐震性貯水槽2基、南田と葛原に予定しておりますが、設置に要する経費をそれぞれ計上しております。

18節の負担金につきましては、消火用水利の確保のため、下大川水利組合の負担金3,000円でございます。公課費は車検に伴う重量税でございます。

4目の災害対策費です。ここでは防災・減災対策、予防対策に要する経費を計上しております。623万3,000円を全体額として県の地震復興基金52万7,000円と、増目として保険料収入1,000円を計上しているところでございます。

10節では備蓄品として非常食の購入経費204万7,000円を予定しております。

11節では全国町村会災害対策費用保険掛金65万1,000円を計上しております。災害の恐れや発生時における避難所運営等の経費、それから様々な飲料水の供給、それから消防団等の出動があった場合に対して保険料として支払われる分の掛金でございます。令和3年度につきましては、保険料約92万円を受け取っております。5月と8月の避難準備情報発令等が積算されているとこ

ろでございます。

12節の委託料につきましては、いわゆるJアラート、機器の保守点検委託料、それから災害対応工程管理システムということで、県と東大で連携構築されたシステムの利用料でございます。

18節補助金におきましては熊本県防災消防ヘリひばりの運営負担金、海難救助ボランティア支援の青い羽根負担金、自主防災組織育成や防災リーダーの育成分5名を計上しているところでございます。令和3年度末におけます防災士取得者は累計で15名となっております。うち6名は町職員でございます。

以上で8款の消防費の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 8款消防費について説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

9款教育費について説明を求めます。

学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） 9款を御説明申し上げます。

学校教育課では、小中学校と連携しながら、また、保護者や地域の皆様の御協力をいただきながら学校教育の振興を進めてまいりたいと思います。

令和4年度の山都町内小中学校の状況は、小学校が6校で児童数514人、中学校が3校で生徒数291人、合計の児童生徒数は805人の予定です。複式学級は中島小学校と潤徳小学校に編成されます。

それでは、197ページを御覧ください。

9款1項1目教育委員会費は、教育委員会開催に係る予算です。毎月1回開催の委員会定例会議のほか学校訪問や研修会、学校規模適正化基本方針の周知や実行に向けた会議など、教育委員4人の年報酬、費用弁償などを198ページにかけて計上しております。

学校規模適正化については、令和3年度に教育委員会で学校規模適正化基本方針を策定しましたので、令和4年度は方針について住民説明会を実施するなど、方針の周知等具体化を図ってまいりたいと思います。

198ページの2目事務局費の2節と3節は、特別職1人と学校教育課職員6人の人件費です。

4節は特別職と学校教育課職員、教育委員会の会計年度任用職員の共済費です。

199ページ、20節貸付金の奨学資金貸付金216万円については、令和4年度新規貸付を高校生2人、大学生4人で見込み、継続貸付の大学生2人と合わせて算出しております。貸付月額は高校生1万5,000円、大学生2万5,000円でございます。

200ページ、3目教育振興費は学校運営に係る費用を計上しております。

1節から4節までは会計年度任用職員の人件費で、教育委員会事務補助1人、学校図書司書2人、教育支援センター山都教室支援員6人、学校教育指導員1人分を組んでおります。

7節報償費の中の報償金85万8,000円は講演会や研修会の講師謝金です。想定している内容は

児童生徒を対象にしたSOSの出し方や受け止め方を学ぶ授業、命の大切さについて考える講演会、また、教師を対象にしたカウンセリング手法と指導力向上に向けた研修会などがございます。

201ページの8節旅費の費用弁償29万5,000円は、学校司書や山都教室支援員等の研修の際の費用弁償及び各種委員会の委員費用弁償です。令和2年度に児童生徒1人1台のタブレットの設置と学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事が完了し、令和3年度からICT教育を本格的に始めております。令和4年度は、さらにICT教育を推進していきたいと思っております。

11節役務費の中で遠隔授業用通信回線費として721万1,000円を計上しております。インターネット環境のない保護者家庭にモバイルルーターを貸出し、学校から持ち帰りのタブレットを活用したオンライン学習を支援するものです。

12節委託料の中でICT教育支援業務委託料1,217万7,000円を計上しております。令和3年度の714万円から増額しております。ICT教育支援員の増員により、教職員のICT教育を活用した指導力向上を図ります。

12節委託料には学校産業医委託料48万円を計上しております。教職員の健康管理を推進するために、そよう病院の御協力をいただき、産業医の面談を委託するものです。希望する教職員の先生は、そよう病院の産業医との面談を通じてメンタル面や体調のサポートを受けることができます。

202ページの13節の中で、フィルタリングソフト使用料103万8,000円を計上しております。児童生徒が学校や家庭でオンライン学習を行う際に、効果的なセキュリティ対策を施し、安全な環境を整えたいと考えます。

次に、18節の中で上益城郡学力向上研究指定事業助成金20万円を計上しております。矢部中校区と清和中校区のそれぞれが上益城郡教育委員会連絡協議会の指定を受けて、学力向上に向けて研究実践を展開するための補助です。各校区10万円の補助でございます。歳入として、同連絡協議会から20万円の助成を受ける予定です。

次に、203ページの4目教育施設管理費です。学校教育課で現在管理している廃校の中島東部小、中島南部小、大野小、菅尾小の4校の校舎等施設と下名連石小プール跡地及び教職員住宅の維持管理費を、10節から204ページの18節まで計上しております。教職員住宅の入居戸数は8戸を見込んでおり、歳入の住宅使用料として130万7,000円を組んでおります。

次に、204ページの12節委託料として旧下名連石小学校境界確認調査委託料23万6,000円を計上しております。下名連石小学校のプール施設について、公売による払下げに向けた境界確定のための調査費でございます。

204ページ、5目スクールバス運行費の12節委託料462万8,000円については、臨時運行に係るバス代を計上しております。

次の、6目学校同和教育費は学校同和教育推進のための予算であり、町、学校、就学前同和教育研究大会や授業研究会の講師及び協力者等の謝金、記録集の印刷製本費、地域改善対策進学助成金などを計上しております。差別をなくすための教育施策を積極的に行ってまいりたいと思っております。

205ページの7目外国青年招致事業費は外国語教諭補助、いわゆるALTの配置のための経費で、1節報酬から18節までを組んでおります。令和4年度のALTは、令和3年度と同数の3人を計画しております。

次に、206ページの2項小学校費です。

1目学校管理費は、小学校6校の施設管理費です。

10節需用費の中の修繕料855万1,000円の内容は、矢部小教室黒板修繕、清和小給食室修繕、蘇陽小遊具修繕などの予定です。各校の優先順位を勘案しながら修繕に対応してまいります。

次に、207ページです。

11節役務費として、学校内のインターネット学習の利便性向上のためにインターネット回線使用料72万円を計上しております。また、階段昇降機法定検査手数料3万3,000円を計上しております。これは、令和3年度に矢部小に新たに設置した階段昇降機の法定検査代金です。

208ページです。

14節の小学校校舎改修工事994万4,000円は、蘇陽小学校の消防用ポンプ改修工事及び同校のプールろ過機改修工事などを予定しております。

209ページです。

17節備品購入費のうち理科備品購入費90万円は、文科省の理科教育設備費等補助金を受けて、例年、輪番により実施しております。本年度は矢部小、蘇陽小、蘇陽南小の3校に、それぞれ30万円の内訳で理科備品の購入を行う計画です。補助率は2分の1で国庫補助金は計45万円です。その他、教育備品購入費等を組んでおります。各校で優先順位の高いものを購入していきたいと考えております。

18節の中の保護者負担軽減費83万1,000円は、見学旅行の施設入場料や学習で用いるワークブック代など、本来、保護者に負担いただく学級費の中で、児童1人当たり1,500円を町が補助するものです。

続いて、2目の小学校の学校振興費です。

1節報酬から4節共済費までは小学校運営に係る会計年度任用職員の人件費で、一般事務補助1人、教諭補助13人分を組んでおります。児童の実態や学級運営等を考慮して、一般事務補助、教諭補助とも令和3年度と同数としております。

210ページです。

10節需用費24万5,000円と17節備品購入費75万円は、特別支援学級の学習に必要な消耗品や備品購入費を計上しております。

19節扶助費に準要保護世帯等対象に支給する就学援助費478万9,000円を計上しております。

3目は給食管理費です。

2節給料から211ページの4節共済費までは、給食調理師9人及び給食調理師補助7人分の人件費を計上しております。

212ページです。

17節給食備品購入費361万8,000円の内容は、蘇陽南小コンビ、オーブン、矢部小冷蔵冷凍庫の

設置などを予定しております。

次に3項中学校費です。1目学校管理費は、中学校3校の施設管理費です。

213ページです。

10節需用費の中の修繕料504万1,000円は、矢部中の浄化槽修繕などを予定しております。こちらも、各校の優先順位を勘案しながら修繕に対応してまいります。

11節役務費として、学校内のインターネット学習の利便性向上のために、インターネット回線使用料36万円を計上しております。

12節委託料は、学校管理上必要な設備の点検や清掃の委託料を計上しております。

214ページです。

14節工事請負費の789万7,000円は、蘇陽中の浄化槽設備修繕工事を予定しております。

215ページです。

17節備品購入費のうち、理科備品購入費は小学校と同様で、文科省の理科教育設備費等補助金を受けて輪番により実施するものです。本年度は30万円の事業費で、矢部中にて実施するものです。補助金は15万円です。その他、教育備品購入費等を組んでおります。

18節負担金の中の保護者負担軽減負担金45万2,000円は小学校と同じ趣旨で、学習で用いるワークブック代など、本来、保護者に負担いただく学級費の中で生徒1人当たり1,500円を町が補助するものです。

次に、2目は中学校の学校振興費です。

1節は中学校運営に係る会計年度任用職員の報酬です。教諭補助6人、一般事務補助1人、部活動指導員2人分を組んでおります。なお、部活動指導員の報酬80万9,000円は、国、県の補助を活用して初めて導入するものです。80万9,000円の内訳は国が3分の1の26万9,000円、県が3分の1の26万9,000円、残りの27万1,000円を町が負担します。

部活動指導員は中学校部活動顧問を務める町の会計年度任用職員で、2人分の報酬を計上しております。二人の配属先は部活動の顧問教師が不足する矢部中を予定しており、部活の指導体制の充実を図りたいと思います。

216ページです。

10節需用費11万8,000円と17節備品購入費67万8,000円は、特別支援学級の学習に必要な消耗品や備品購入費を計上しています。

217ページです。

19節扶助費に準要保護世帯等を対象に支給する就学援助費475万3,000円を計上しております。

3目は給食管理費です。

2節給料から4節共済費までは、給食調理師5人及び給食調理師補助5人分の人件費を計上しております。

218ページです。

17節給食備品購入費119万5,000円については、矢部中の回転がまや、清和中の手洗いシンクなどの設置を計画しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） ここで、昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後0時58分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の項目について説明を求めます。

生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） それでは、9款教育費の4項社会教育費と5項保健体育費の予算について御説明いたします。

まず、生涯学習課では、町民一人一人が心の豊かさや生きがいのある人生を送ることができ、生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において、学習や活動ができる生涯学習社会の実現に向けて取り組んでおります。

まず社会教育費からです。219ページをお願いします。

1目社会教育総務費、予算額7,422万円。1節報酬は、社会教育委員8名及び学校審議会委員8名の報酬です。

2節から4節は、一般職10名の人件費です。7節報償費の成人式記念品は記念写真代です。

220ページをお願いします。

12節委託料337万5,000円のうち、映写会委託料55万円、ふれあいコンサート200万円、公共施設予約システム機能追加委託料82万5,000円を計上しております。予約システムの追加機能につきましては、令和2年度、公共予約システムを導入し、令和3年で利用開始をしましたが、今年度の実績を踏まえまして利用料金計算等の機能を追加することが必要になったためです。

18節、御覧の各種負担金は例年並みの予算となっております。

221ページをお願いします。

2目公民館費、予算額1,743万1,000円。公民館活動を行うための経費を計上しております。特定財源は、その他31万円の各種講座の受講料です。

1節報酬、公民館運営審議会委員8名及び会計年度任用職員4名の報酬となっております。

7節報酬費で、いきいき学級講師謝金60万5,000円は、令和3年度からいきいき大学と女性学級が一緒になり、山都いきいき学級として活動を行われておりますが、その際の各講座の講師謝金です。

8節費用弁償は、公民館運営審議会、公民館支館長、リーダー研修等に関わるものです。

12節委託料、IT講習会業務委託料はパソコン教室で、矢部地区は中央公民館、清和、蘇陽地区は清和山村基幹集落センターの2会場で平日夜と土日昼のコースに分けて行う予定です。公民館支館長業務委託料は、各種公民館活動を行っていただいております。

18節負担金補助及び交付金334万1,000円のうち、世代間交流事業補助金115万円、公民館新改

築補助金150万円を計上しております。

223ページをお願いします。

3目中央公民館管理費、予算額1,260万2,000円、特定財源32万9,000円は公民館使用料です。主に施設管理に必要な経常経費を計上しております。

特に12節の委託料におきまして、224ページになりますけど、中央公民館耐震改修設計業務委託料641万5,000円を計上しております。令和元年の耐震診断により、耐震不足の判定が出ました。今回、耐震設計を行うものでございます。

14節工事請負費48万1,000円は、中央公民館1階階段下にあります多目的トイレの便器及び引き戸の改修でございます。

224ページ、4目同和教育費、予算額308万6,000円。

7節報酬費71万6,000円の同和教育事業講師謝金は、人権を考える町民の集いの講師、高齢者学級での人権教育時の講師、このほか日本語教室や子ども会学習講師等で謝金でございます。

18節負担金補助及び交付金は、山都町同和教育推進協議会補助金160万円を計上しております。226ページをお願いします。

5目文化財保護費、予算額1,000万4,000円。

1節報酬、文化財保護委員9名の報酬です。

7節報償費、専門員指導謝金は歴史的建造物等専門員の指導謝金です。また、講座等指導謝金は清和文楽講座専門指導員の謝金でございます。

12節委託費、民俗資料館の管理委託、刀展示及びメンテナンス委託は例年どおりの予算を計上しております。文化財標柱等作成委託は、古くなった標柱や看板を更新するものでございます。御小屋修理復元設計委託料は、今年度、復元考察のための調査を行っており、文化庁と協議の上、復元工事の実施設計を行うものであります。

18節負担金補助及び交付金の文化財保護保存整備事業補助金165万5,000円は、清和文楽人形芝居保存事業、唐傘松保存事業、文化財に係る刀や脇差の研磨事業等に係る補助金です。

228ページをお願いします。

6目文化財保存活用事業費です。予算額4,344万2,000円、特定財源1,100万円はふるさと応援基金から充当しております。

12節委託料では、通潤橋周辺歩道整備工事管理委託料は、御小屋から布田神社までの崩落している歩道整備に係るものです。このほか、天然記念物分布調査委託料はゴイシツバメシジミという蝶の分布調査、シシンラン人工繁殖試行業務委託は、そのゴイシツバメシジミのえさとなるシシンランの増殖を図るものです。また、シシンラン試料育成等委託は、現在プランターで増殖したシシンランを、猿ヶ城キャンプ村に小屋を設置して管理を委託しており、その継続でございます。シシンラン増殖においては、矢部高校と熊本森林管理署、三者協定を締結しまして、矢部高校のハウスを利用して、今年度から矢部高校に管理を委託することとしております。

14節工事請負費の通潤橋周辺歩道整備工事は、先ほど説明しました御小屋から布田神社までの崩壊している歩道の整備です。現在、大型土のうを積んであるところでございます。

229ページ、8目清和地区館費です。予算額750万6,000円、特定財源57万2,000円は公民館使用料です。

1節から4節まで、会計年度任用職員2名の人件費です。ほかは、清和山村基幹集落センターの施設管理費及び和光教室に係る経費を計上しております。

231ページをお願いします。

9目蘇陽地区館費、予算額952万円、財源16万円は施設使用料です。

1節から4節までは、会計年度職員2名の人件費です。このほか馬見原公民館、二瀬本コミュニティセンター、菅尾コミュニティセンター施設管理費及びそよ風学級への支出を計上しております。

233ページ、10目図書館費です。予算額2,325万6,000円、特定財源3万3,000円は施設の使用料です。

1節から4節までは、図書館協議会の委員報酬及び図書館長を含む会計年度任用職員4名の人件費です。このほか、図書館本館の施設管理費及び図書館イベント経費を計上しております。

12節委託料、毎年計上している委託料ですが、新たに最後の行で児童読書アンケート調査委託料がございます。これは令和5年度から令和9年度を期間とする、第四次子ども読書活動推進計画の作成に当たり、保育園児の保護者、小中高の子どもたちに対して読書に関するアンケートを実施し、分析調査を委託するものでございます。

17節備品購入費、図書購入費600万円を計上しております。毎年、毎月、購入の新刊図書の更新に充てております。

236ページ、11目矢部高校応援事業費です。まず、来年度の矢部高校の入学者数は、3月7日、合格者発表がありまして42名といったところです。ちなみに、昨年は40名で2名増えております。予算額684万1,000円、特定財源400万円はふるさと応援基金です。

18節進学者助成金は助成金594万円。1年生の入学者支度金で、1人4万円を計上しております。また、2年生、3年生の教科書購入費等の助成を行っております。下宿助成金は1人月1万円、バス通学助成金は1人につき1万2,000円となっております。その合計額です。このほか、振興会助成金50万円と高校活性化支援助成金30万円を計上しております。

続きまして、12目地域学校協働活動推進費、特定財源151万7,000円は国県補助です。地域学校協働活動推進員配置事業に伴う経費を計上しております。趣旨は、地域と学校が連携して子どもの成長を支え、地域を創生する活動を推進する事業でございます。

12節委託料152万2,000円は地域未来塾委託料、町内3中学校の3年生を対象して夏休み期間を利用して行う学習塾でございます。

続きまして237ページ、13目通潤橋保存活用事業費、予算額1,020万3,000円です。特定財源は通潤橋観覧料500万円、未来への懸け橋基金307万5,000円を充てております。

7節報償費、8節旅費は保存活用検討委員会に係る経費です。

12節委託料で通潤橋雨水流入状況・石垣計測委託料287万6,000円は、通潤橋左岸上流側のはらみ出し箇所がございます。直ちに影響があるとは考えられませんが、石垣の変位を見守る上で、

大雨時の雨水の流入及び石垣の変位を監視するものでございます。通潤橋橋上公開警備委託料502万5,000円は、今回、条例を上程しました通潤橋公開条例に基づく警備委託料でございます。

続いて、通潤橋橋上観覧料収納等委託料は、通潤橋駐車場前の物産館を管理する指定管理者であります虹の通潤館を運営する観光協会に収納事務を依頼、委託する予定で、売上げの20%に当たる101万9,000円を計上しております。

18節負担金補助及び交付金の通潤橋案内ボランティア運営助成金20万円は、新規の予算です。現在、ボランティアの方は20名登録されております。毎年、県内の小学生4年生が社会科見学の際に、案内ボランティアとして御活躍をいただいておりますが、社会情勢の変化とともに、これまで無報酬で行われておりましたが、燃料代や昼食代等の実費負担等の補助をしようということになりまして、1人当たり1,000円の補助をする形で予算を計上しております。

239ページ、ここから目が変わりまして9款5項保健体育費です。

1目保健体育総務費、予算額771万8,000円。

1節報酬88万円は22名のスポーツ推進委員報酬です。その他、スポーツイベントの関係の経費を計上しております。

金額の大きいところで、18節負担金補助及び交付金で、町体育協会運営助成金400万円を活動助成金として計上しております。

続きまして、2目体育施設費、予算額4,203万6,000円。特定財源、その他134万円は施設の利用料を充てております。矢部地区体育館、体育施設の維持管理費及び修繕料等でございます。

特に12節委託料におきましては、千寿苑前の浜町体育館周辺立木の伐採委託139万5,000円と中央グラウンド民家近くの立木伐採15万2,000円、それと通潤橋前中央体育館の解体設計委託料118万8,000円、下矢部体育館解体跡地処分のため、地籍調査が未完了でございますので、調査業務のための測量委託料23万7,000円を計上しております。

このほか、14節工事請負費では、名連川体育館解体工事700万円、中島小学校の体育館としても利用しております中島体育館の雨漏り修繕工事に372万2,000円、それと耐震改修工事に1,750万円を計上しております。

続きまして、241ページをお願いします。

3目清和地区体育館施設費です。予算額1,687万円、清和地区体育館施設の維持管理費及び修繕料です。特定財源17万1,000円は使用料です。

242ページ、12節委託料で朝日西部体育館解体工事設計78万1,000円を計上しております。

243ページ、14節工事請負費で清和体育館耐震改修工事1,200万円は、今年度、耐震設計が終わりまして、来年度、耐震工事を行うものでございます。

続きまして、4目蘇陽地区体育館施設費、予算額411万5,000円。特定財源23万1,000円は使用料です。蘇陽地区体育施設の維持管理費及び修繕料等でございます。

次に、5目中央グラウンド周辺整備事業費、予算額10億1,385万8,000円です。特定財源としましては、国の支出金で公園整備での防災安全交付金と道路整備の社交金で合わせて5億540万円、地方債4億8,460万円、その他はトトのスポーツ振興助成金102万7,000円を充てております。

12節芝生広場管理委託料24万円は芝刈りや散水の管理委託です。総合体育館建設工事監理委託料3,050万円を計上しております。

14節工事請負費、総合体育館建設工事費8億4,000万円です。補正で継続費の議決をいただいているところでございます。公園内道路、町道千滝長原線改良工事が1億3,500万円、これは新しく町道認定になりました千滝長原線の、農免道路起点より体育館入り口までの改良工事を行うものでございます。およそ400メートルでございます。

21節の電柱移転補償600万円は、この道路道路改良に伴う旧電柱、N T T共架中の移転補償費でございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 9款教育費について説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 直接、予算の項目のところには関係ないことかもしれませんが、タブレット導入の今の現状、このようにオミクロンが流行ってから、かなりの学校で学級閉鎖、学校閉鎖等が行われ、幸い本町においてはそういう事例はなかったように思いますが、やはりいざというときに使える体制ができていますのかということをお伺い。

それと特別支援学級の現状、今、詳細がなければ後で一覧表でもいただければいいかなとも思いますが、増えているという、ざっくりしたことは聞いているんですけども、各学校にどのぐらいの設置数があるのかということを知りたいです。

それから205ページのALTの件ですが、これは、この間の政策審議会の中ではJETプログラムと書いてあったかと思うんですけども、今までは熊本市の業者に委託して派遣をいただいていたのですが、それが文科省がまた再開したのかという確認をしたいです。

それと215ページ、矢部中の部活指導者が新規に出ましたけれども、この間の御説明では剣道とバレーということでした。このほかの部活に対してはどうなっているのかということをお伺いしたいです。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。まず、タブレットの現状についてお答え申し上げます。家庭で使うのはもちろんですが、授業で活用するのが大前提だと思います。現在の授業でのタブレットの活用は、平均で約20%でございます。使用頻度が最も高かったのは中学校の音楽で100%、2番目に小学校の社会科で50.7%、3番目に小学校の総合的な学習で41.8%でした。一方で授業での活用が10%に満たない科目もあり、効果的な活用を推進することが課題と認識しております。なお、本調査は令和3年11月の1か月間の各小中学校での授業の活用状況でございます。

続きまして、家庭の持ち帰り状況でございます。令和3年度におきましては、当初はオフラインでの持ち帰りを基本としておりました。その後、より積極的な持ち帰りでのタブレット活用を図るため、フィルタリングソフト導入後の2学期から本格的にオンラインでの持ち帰り学習を進

めております。家庭にインターネット環境がない家庭にも、モバイルルーターを貸し出したところがございます。家庭へのタブレット持ち帰りについては、学校によって対応に差があり、まだ完全には浸透していない状況でございます。各学校平均しますと、月に1日ないし数日程度の単発の持ち帰りにとどまっている状況でございます。しかし、徐々にではありますが活用が進んでおります。例えば、健康観察、インターネットによる調べ学習、タイピング練習ソフトによるローマ字入力、自由研究の写真撮影、録音データをタブレットに入れての歌の練習、教科書の音読、データのオンラインでの提出、こういったことを進めております。非常時において即時対応できるように現在準備を進めているところでございます。

続きまして、特別支援学級の状況でございます。現在、令和3年度におきまして特別支援学級は、小学校において10クラス、中学校において6クラス設置されております。令和4年度に向けては現在調整中ですが、新規要望を5クラス出しているところでございます。このうち、採択がどれだけなるかの最終決定はまだでございます。

続きまして、ALTについてでございます。令和3年度におきましては、ALTの来日がコロナにより控えていた関係で、タイミングを見てということでございます。文科省の事業を活用してのALT来日は、令和3年の10月から12月に各月に一人ずつ、3名とも来日が完了しております。令和4年度においても引き続き、この3人を文科省の事業として配置をさせていただき予定でございます。

4点目、部活指導についてでございます。矢部中にお二人を配置する予定でございますが、今のところ、ほかの部活については顧問の先生が配置できる見込みでございます。今後の状況を見ながら、配置については再度検討していく必要があるかと思っております。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

9番、飯開政俊君。

○9番（飯開政俊君） 1点だけお伺いします。224ページの同和教育費の報償費の中で、同和教育事業講師謝金が昨年120万円から71万6,000円と減額されています。本当に努力をされたんだなという思いでいますけれども、次のページで山都町同和教育推進協議会補助金が160万円となっておりますけれども、昨年はありませんでしたので、その説明をお願い申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。報酬費の減額につきましては、子ども学習会や日本語教室などの対象人員の減によるものでございます。それと同和教育推進協議会160万円は昨年、骨格予算でございましたので、6月の補正肉付け予算で160万円計上させております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） お願いします。小学校も中学校も保護者負担軽減費と就学援助費というのが計上されていまして、中学校の就学援助費が、前年度たしか544万9,000円が今年度475

万3,000円に減額されています。人数が単純に減っただけ、今から対象者の方は決まってしまうと思いますが、その減額の根拠と、それから就学援助費を、新しく小学校に上がる、中学校に上がる時に制服とかいろんな準備でお金がかかるので6月支給をできるだけ早くお願いしますということに対しては、実現していただき本当にありがとうございます。

就学援助費の中身で大きなものとして、卒業アルバムがきついというお話を聞くことがあります。それと、中学校の制服についてはリサイクルをPTAのほうで呼びかけたりとかされているところもありますけれども、制服に限らず、個人負担で買わなければならないものが結構あるんですよね。本来は保護者が負担するべきものと御説明いただきましたけれども、私は、義務教育は無償であるという観点から、できるだけ負担を減らすような施策をされているのは、とても大事なことだし、もっと拡充していただきたいと思っています。

例えば個人で買うものとして金額が大きいのは、小学校でいったらピアノ、五、六千円するんです。それと習字道具だったり絵の具道具だったり彫刻刀とか、いろいろ買わないといけないんですよ。私は学校に常備しておいて、それを学校から借りるという形にすると、大分、保護者負担が減るんじゃないかと思うんです。ピアノは口に入れるものだからあれですけど、ホースだけを個人で買ってもらうと随分違うんですよ。いろいろ買わなければならないものとしてあるものが当たり前になっていることを、もう1回見直していただいて、義務教育は無償であるというところに、できるだけ近づいていただきますようお願いしたいので、その辺のお考えはどうかということをお尋ねしたいと思います。

それから、適正化委員会の報告書から、具体的に動いていくのに住民説明会を考えているとおっしゃいましたが、どういった中身でお考えか、分かる限りでいいですのでお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。まず、中学校の就学援助費減額の理由でございます。令和3年度においては、令和3年度の新入学用品費と令和4年度の新入学用品、両方計上させていただきました。次年度の令和4年度の分については今回初めてということで、どうしても2年度分を措置する必要がございました。令和3年度の予算においては、令和4年度においては令和5年度入学の生徒の皆さんへの支給ということですので、1年分が、その分基本的には不用になりますので、その分を減額をしたところでございます。

続きまして、就学援助費や保護者への助成金の拡充をということでございました。どういったやり方が、より学校振興につながり、また住民の皆様の御理解も得ながら進められていくのか、先ほどの学校からの対応も含めて考えてまいりたいと思います。

最後の、適正化委員会の住民説明会でございます。基本的には全員協議会で御説明したようなことをベースにしながら町の方針をしっかりと御説明し、御理解をいただいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 199ページの奨学資金については、先ほど1人当たり幾らとかいう報告ありましたけども、何でこんなに借りる人が少ないんだろう。その理由が分かっているらっしゃれば教えていただきたい。

それから、205ページに地域改善対策進学助成金というのがありますけども、その内容についても、もうちょっと詳しく教えていただきたい。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） まず、奨学金について借りる人が少ない理由ということで、把握していることをお伝え申し上げます。一つには、やはり返済というか、貸与型の奨学金ですので、返済を考えて慎重になっている方が多いのかなと思います。もう一つは新型コロナウイルスでございます。新型コロナウイルスの影響で大学に直接行けない、その場合の授業はオンラインでできるということで、他県から山都町に戻って授業を受けていらっしゃる方がいらっしゃいます。そうすると他県でのアパート代等が不用になりますので、ちょっと控えようかなということで考えていらっしゃる傾向にございます。実際に令和3年度においても、当初、奨学金を借りておられた方で、そこら辺の事情で、途中でやめますというようなお申出も何件かございました。それが理由ではないかと考えております。

それと、205ページの地域改善進学対策の中身をということでございます。入学支度金、進学助成金、通学援助費、修学旅行援助金、下宿代援助金等が中身でございます。入学支度金については大学生1人当たり6万4,000円、進学助成金については大学生1人当たり1万3,800円、通学援助金については大学生1人当たり1万円、修学旅行援助金については中学生1人当たり2万円、下宿代援助金については大学生1人当たり6,000円程度で要綱上定められております。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） 順番にいきます。最初の奨学金ですけども、確かにコロナ関係はあるかもしれないですけど、だったらコロナが出る前はどうかだったんだろうと。私が考えますに、1万5,000円ぐらいじゃ足りないから違う奨学金を借りて、余分に町のも借りるということをや遠慮なさったんじゃないかって思うんですよ。ケース・バイ・ケースといいますか、そのときによって上限が1万5,000円じゃなくて3万円とか、そういうことができないか。今、借りる人が少ないですから予算的にできないことはないかと思うんですけども、そういうことができないだろうか。

それからもう一つの、さっきの地域改善対策進学関係は何人の方が借りられるんだろう。これは借りるんじゃない、貸与ですかね。何人の方が対象になるんだろうと、中学生が幾ら、高校生が幾ら、大学生が幾ら、結構な、さっきの聞いていますとアパート代から何かいろいろなやつが出そうですけども、何人の方が対象になるんだろうというところ教えてください。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、嶋田浩幸君。

○学校教育課長（嶋田浩幸君） お答えします。まず奨学金について、1万5,000円や2万5,000円では足りないのではないかと御指摘でございます。これも、実際利用いただいている方にお聞きしたところですが、確かに、ほかの奨学金と併用しているということでお聞きしております。ですので、当奨学金の在り方について、増額したほうがいいのかということについては、もう少し慎重に考えるべきではないかと思えます。

それと地域改善対策進学助成金でございますが、こちらについては、どなたに支給するかというのは非常に慎重に精査を行う必要があると思えます。令和4年度の予算上では、3人の方で予算は計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 小さいことで申し訳ありません。前回は聞いたかと思うんですが、ピアノの調律です。いろんなところにピアノを置いていかれ、かなり古い、小学校で使わなくなったようなものを公民館に移動させたりとか、そういう事業、具体的に申し上げますと230ページの清和公民館なんですけど、あそこのロビーに置いてあるの、かなり古いです。あれも、ここに予算が計上してあるので調律をされているのかなと思えますが、町民誰もが使っていいですよという割には、あそこの場所は会議室のすぐ隣にあって、いつもかきこも弾いていいという状況でもないと思われますので、置く場所を考えるなり、するならば活用方法を考えられるほうが無駄がないんじゃないかなと思っております。

それから、227ページの文化財の標柱も、この間も1回御質問したところですけども、すり減って風化して見えなくなっている看板があちこちに見受けられますが、年に何本とかにして、ぼちぼち修繕をしていच्छるかと思うんですけども、そのスピード感のことについてお考えをお聞きしたいのと、238ページの通潤橋ボランティアに対する運営助成の件については、この場を借りて、大変頑張っていただいております。ほかの事業等も町民の善意だけに頼るのではなく、こういった配慮もこれから必要ではないかと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。まずピアノの調律の件です。現在、清和の集落センターに置いてある場所について、いかがなものかというところで、今後、場所を移動するなり環境がいいところに置くように、現地に行きまして検討していきたいと思っております。調律につきましては、やはりいつでも使える状態にしておかなければいけないと思っておりますので、それについては毎年1回ですけど調律費を上げております。

それと標柱の件ですが、古くなったところの更新ですけど、特にフットパスコースとか人目のつくようなところはやはり見苦しいので、なるべく人目のつくところは優先的に標柱の交換をしていきたいと思っております。

それとボランティア、20万円計上して、御礼をいただいて、本当にありがとうございます。ど

うもお世話になりました。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 18ページの委託料のシシンランの人工繁殖についてですけど、矢部高のハウスで増殖をして猿ヶ城キャンプ村で育成状況を見るとおっしゃいましたが、見通しはありますか、うまくいく。確かにこういうふうにされるのはいいことだと思うんですけど、シシンランの生息地そのものが原生林のうっそうとしたところで、そこが植生だと聞いているので、そこで増殖がうまくいっても元のところに行かないといけないから、大事なことだと思うんですけども、それと併せて原生林の植生を守る活動も一緒にしていけないのかなと素人ながら思いますので、どのようになっているかという進捗状況も少しお伺いしたいのと、ピアノの調律のことで私も気になったんですけど、1年に1回していただいているのは本当にありがたいことで、ただ、グランドピアノとアップライトが違うのは分かるんですけど、価格のところで微妙に1万1,000円だったり1万4,000円だったりとか違うんですね。なので一つの業者にさせていただくのは難しいのかもしれないですけども、本当に細かいことですが一律でないのはどうしてか、2点お願いします。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。228ページのシシンラン人工繁殖試行業務委託の件ですけど、現在の状況でございます。これにつきましては、九州大学の先生が福岡におられますけど、この人に、技術を持っておられますので、昨年度から採取したのをプランターに入れて自宅で栽培して、今年178鉢できました。それをまず猿ヶ城キャンプ村に置いて、その170の半分を今年度から矢部高校に移して、それぞれ環境が異なる場所のほうがいいというところで、一つ、そういった方向でしております。それと、今後シシンランの繁殖につきましては、まずはゴイシツバメシジミの餌となるシシンラン増殖を優先するというところで、まず餌となるシシンランを増やさないことにはゴイシツバメシジミも増やすことはできないということで、まず、それを優先します。それを、あと二、三年続けさせていただきたいと思います。

それと、アップライトと調律費の違いについては、詳しい資料が今ございませんので、後で調べて御報告いたします。申し訳ございません。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

10款災害復旧費について説明を求めます。

農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） それでは、災害復旧費予算について御説明をいたします。

245ページをお願いいたします。

10款1項1目現年度農業施設災害復旧費13万6,000円を計上しております。8節に旅費8万6,000円と、10節需用費、消耗品費を計上しているところです。

2目過年度農業施設災害復旧費3億9,858万円を計上しております。

14節工事請負費に3億9,258万円を過年度分災害復旧費として計上しております。これは令和3年8月豪雨災害ほか、約100件の過年度の災害復旧費の予算としております。

次のページをお願いいたします。

3目現年度林業施設災害復旧費です。30万円を計上しております。

13節に使用料及び賃借料を、崩土除去等の林道災害に伴う重機借上料として計上しております。以上となります。どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 次の項、目について説明を求めます。

建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） それでは、10款2項公共土木施設災害復旧費について説明いたします。公共災につきましても、平成28年災害から平成30年災害まで、全て今年3月をもって竣工となります。なお、令和元年災の2件、令和2年災69件につきましても、令和4年度への繰越しとなっております。また、令和3年に発生しました119件の災害につきましても、4月以降に発注を行い、早期復旧に向けて現場管理に努めてまいりたいと考えているところでございます。

それでは、1目現年度公共土木施設災害復旧費です。本年度予算額403万6,000円、全額一般財源です。

13節使用料及び賃借料249万7,000円は、崩土除去に係る重機の借上料です。20件を予定しております。

15節原材料費100万円につきましても、路肩決壊等に対応するための敷き鉄板等を予定しております。

2目過年度公共土木施設災害復旧費です。本年度予算額5億4,491万円、財源は国庫負担金3億4,360万4,000円です。一般財源5,150万6,000円。

247ページをお願いいたします。

13節使用料及び賃借料200万円です。作業用道路の保護及び河川災害復旧工事箇所に隣接した河川のしゅんせつ等による、重機借上料を計上しております。

14節工事請負費5億3,800万円、令和3年災98件分でございます。

15節原材料費300万円、生コン及び路肩保護等の大型土のうで予定しております。

21節補償補填及び賠償金80万円、災害復旧工事箇所の立木補償及び電柱移転を予定しているところでございます。

以上で、10款災害復旧費の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 10款災害復旧費について説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 工事請負費なんですが、どちらもですね。昨日でしたか、おとといの新聞でしたか、令和3年の災害については山都町も激甚指定するという記事を読みました。なので工事する場合は国県支出金なんかの交付金も変わってくると思いますが、今のところどんな情

報でしょうか。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、山本敏朗君。

○建設課長（山本敏朗君） 現在、建設課のほうで把握しておりますのは、地域を特定した激甚災害指定ということですので、今後、上乘せ補助が通知されてくると思っています。今のところ、通常の66.7%で公共災は計上しているところでございます。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、片倉城司君。

○農林振興課長（片倉城司君） お答えいたします。今、令和3年8月豪雨災害分として伺っておりますのが、補助率として、農地のほうで96.1%、施設のほうで99.2%ということでご伺っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

11款公債費、12款諸支出金及び13款予備費並びに歳入については、一括して説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、247ページの11款公債費について説明をいたします。地方債の償還、いわゆる返済に係る経費ということでございます。元金が8億7,684万1,000円、利子が2,568万5,000円でございます。令和4年度に係ります元金の対象件数は139件というところです。つまり139件の償還が残っているということでございます。そのうち特定財源として1億3,016万4,000円を計上しておりますが、内訳的には、償還のための基金で減債基金というのを積立てますが、その基金を活用する分が1億57万3,000円、それから災害援護資金返還金の87万9,000円分、町営住宅使用料分の2,717万4,000円、それから社会福祉法人三和会からの融資資金の返還金分として153万8,000円でございます。

次が、12款の諸支出金でございます。基金積立金として利子を1,000円増目ということで、それぞれ計上していると思います。

249ページの9目の学校教育施設整備基金でございますが、今回、義務教育学校整備事業ということで示されましたので、一般財源分ということで2億円を令和4年度から新たに積み立てていきたいと考えているところでございます。1,000円については利子でございます。それから廃校施設等の有償貸付等々につきましては、文部科学省との協議において決まっていくというところでございます。

11目のふるさと応援基金は、寄附金額は先ほど説明がありましたとおり1億5,000万円想定して、それから諸経費を差し引いた分ということで、今回4,900万円ほどを積み立てるということでございます。

17目森林環境譲与税ということで250ページに記載しているかと思いますが、5,657万8,000円を積み立てるというところでございます。

続きまして、251ページの予備費でございますが、3,000万円ということで昨年同額で計上して

おるところでございます。

続きまして252ページ、継続費に関するものでございます。

まず、既に設定されている分として、7款土木費は水の田尾下鶴線道路改良工事と下市での住宅整備事業。9款の教育費は、令和3年度補正8号予算で設定した総合体育館建設事業です。新たに設定した分につきましては7款土木費の水の田尾下鶴線改良工事で、次のページに記載してあるかと思えます。

次に、254ページです。

地方債の現在高見込みに関する調書でございます。表中、横欄の3番目に前年度末現在高見込額というのは、令和3年度末になります。現時点では90億2,578万8,000円でございます。その右にございます当該年度中増減見込み、これは令和4年度におけます増減の見込額と。よって右端の欄が令和4年度末の残高見込みということで、93億9,164万7,000円になる想定をしているところでございます。

次の255ページから256ページにつきましては、債務負担行為についての調書でございます。複数年にわたる契約等に基づく、将来にわたる地方公共団体の債務を負担するものでございます。令和4年度の当初予算時点ということですが、合計欄の中ほどにございます7億4,299万4,000円が、将来にわたる負担額ということで御理解いただきたいと思えます。

それから、続きまして257ページから263ページでございますが、これは特別職や一般職の給与費の明細として掲載しているものでございます。議会への予算を提出する場合、給与水準の適正化を図るために、予算書と併せて提出する説明書の一つということで御理解をいただきたいと思えます。

257ページから261ページまでは給与費の明細書、262ページから263ページは款項別の給与明細書ということになっておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

最後の264ページをお願いします。

ここには、地方消費税交付金が充てられる社会保障施設に要する経費でございます。より分かりやすい形で使い道を明確化することが求められておりますので、予算書で説明しろというものでございます。令和4年度に係ります地方消費税交付金、いわゆる社会保障財源分の金額は1億6,909万1,000円、これに対して本町の社会保障施策に要する経費は合計の40億6,095万5,000円となります。これから特定財源を除いた一般財源の一部に地方消費税交付金が充てられる構成となっているところを表しております。

続きまして、歳入の説明に移りまして16ページをお願いします。

それぞれの款で、歳出で、特定財源やそれぞれの財源を説明したので省略いたします。主なものについて説明させていただきます。

18ページの2款から21ページまでの11款につきましては、地方譲与税及び各種交付金という形でございます。ここ数年の交付実績あるいは財政情報等を分析しながら見込額ということで計上しております。

12款の地方交付税をお願いします。21ページになると思えます。

今年度は55億円という計上をいたしました。普通交付税の見込額を52億円、特別地方交付税の見込額を3億円と計上したところでございます。

続く13款から17款までは、それぞれの所管課により説明がありましたので省略したいと思います。

39ページをお願いします。

39ページから40ページまでの18款には財産収入ということで記載をしているところでございます。家屋の貸付収入につきましては、廃校施設貸付け分や、蘇陽行政センターの一部をJ A阿蘇、阿蘇森林組合等で使用されている分が主なものでございます。土地貸付収入につきましては、清和米生の阿蘇森林組合の加工所、それから井無田、旧朝日グラウンドの太陽光分。行政財産使用料につきましては、N T T電柱の敷地料等々でございます。町有原野貸付けにつきましては、清和地区分19件ということで計上しているところでございます。

次の41ページでございます。

19款ふるさと寄附金は、ふるさと寄附金として1億5,000万を計上しているところでございます。

20款の繰入金です。財政調整基金からの繰入金3億6,783万6,000円、減債基金からの繰入金1億57万3,000円をそれぞれ計上しているところです。以下、それぞれ特定目的基金を御覧の金額で繰入れ、つまり、基金から取崩しを行いながら財源として使用するものでございます。

43ページをお願いします。

21款の繰越金です。ここは令和3年度からの繰越金を1億円と見込み、令和4年度に予算化したものでございます。

次に、47ページをお願いします。

23款の町債になります。目としては経費別に総務債とか土木債という表現がございますが、総務債の説明欄に臨時財政対策債という名称の記載がありますが、これだけ具体的な事業名はついていませんが、これは地方公共団体の財源不足を補うための特例として発行される地方債ということで御理解いただきたいと思えます。

それでは、少し戻っていただきまして8ページをお願いします。

第2表の継続費です。新たに設定します7款土木費、水の田尾下鶴線道路改良工事で、総額9,526万円を令和5年度までの2年間で行うというものでございます。

続く9ページでございます。

第3表の債務負担行為でございます。12ページまで令和5年度から新たに設定される分ですが、令和4年度分につきましては予算計上のため記載されないような状況でございます。

13ページの地方債をお願いします。

第4表の地方債です。歳出で事業ごとに充当した起債を今度は起債の目的ごとに区分し、計上したものでございます。総額で12億4,270万円を今回は計上したところでございます。

それでは、表紙の次のページをお願い申し上げます。

令和4年度山都町一般会計予算

令和4年度山都町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ136億7,000万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

継続費。第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、第2表継続費による。

債務負担行為。第3条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第3表債務負担行為による。

地方債。第4条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第4表地方債による。

一時借入金。第5条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れ額の最高額は、20億円と定める。

歳出予算の流用。第6条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月3日提出、山都町長です。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 以上で、11款公債費、12款諸支出金及び13款予備費並びに歳入についての説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号「令和4年度山都町一般会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時18分

日程第2 議案第24号 令和4年度山都町国民健康保険特別会計予算について

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2、議案第24号「令和4年度山都町国民健康保険特別会計予算について」を議題としま

す。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） それでは、議案第24号、令和4年度山都町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

国民健康保険事業におきましては、平成30年度の都道府県単位化以降、県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担い、県と市町村が一体となって運営しています。それにより、市町村は、県が県全体の医療費推計から市町村ごとに所得水準、医療費水準により推計した納付金を県に納付し、県は保険給付費に必要な額を全額市町村に交付するという仕組みになりました。令和4年1月末現在の山都町の被保険者数は4,464人で、世帯数は2,677世帯です。前年同月比で145人の減、57世帯の減となっています。被保険者数は山都町全体の32%、世帯数では42%を占めています。

新型コロナウイルスがなかなか収束しない中ですが、国保財政運営の安定化からも、医療費の適正化や生活習慣病の発症、重症化予防、糖尿病の重症化予防のため、特定健診受診率の向上に取り組み、被保険者自身が自らの健康状態を把握して生活習慣を見直してもらうためのサポートや保健指導、栄養指導等により引き続き行ってまいります。

それでは、歳出から主なものについて御説明いたします。15ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費の本年度予算額894万3,000円でございます。前年度と比較しますと、99万1,000円の増になっています。財源内訳は、特定財源として、税制改正に伴うシステム改修として国庫補助が249万4,000円、職員給与費等として一般会計からの繰入金644万8,000円でございます。

10節需用費の印刷製本費は、窓付封筒2種類6,000枚や保険証カード7,000枚等でございます。

11節役務費の郵便料は、主に保険証等の年度切替えによるものです。

12節委託料で、一番下から2番目に記載してあります税制改正に伴うシステム改修委託料が249万5,000円でございます。この改修は、先日、条例改正で御説明しました未就学児に係る均等割額の軽減措置導入に伴う国保システム改修分でございます。こちらは国庫補助10分の10です。その下に記載のシステム改修委託料が7万3,000円でございます。こちらは、国民健康保険法施行規則の一部改正により、有効期限切れとなった国民健康被保険者証等の処分方法について、被保険者の負担軽減のため、有効期限切れとなった被保険者証等について、保険者に返却せず被保険者自身で破棄しても差し支えないとする取扱いが可能となったことから、対応する規定を削除するものです。本町では、特定疾病受領書等の様式において修正いたします。

16ページをお願いします。

18節負担金補助及び交付金で、オンライン資格確認等の実施に伴う市町村運営負担金が11万円です。国保中央会へ支払うもので、前々年度末の被保険者数に応じて負担するものでございます。

2目連合会負担金が、本年度予算額109万6,000円でございます。国保連合会負担金及び広報共同事業負担金をそれぞれ計上しています。国保連合会により平等割と被保険者数割等で算出され

ます。

17ページをお願いします。

3項1目運営協議会費が29万4,000円でございます。こちらは委員12名で、年2回の運営協議会と年1回の研修会分の報酬及び費用弁償を計上しています。財源は、職員給与費等として一般会計からの繰入金でございます。

2款1項療養諸費でございます。

19ページを御覧ください。全体で15億4,689万5,000円でございます。前年度と比較しますと2,796万7,000円の減額となっています。財源内訳は、県からの保険給付費等交付金の普通交付金が15億4,236万4,000円でございます。これは、療養費全体のうち、18ページにお戻りをお願いします、18ページの5目及び6目の審査支払手数料を除いた全ての保険給付費に対して交付されるものでございます。

それでは、17ページにお戻りください。

1目一般被保険者療養給付費が本年度予算額15億3,386万4,000円で、前年度と比較しますと2,734万8,000円の減額となっています。療養給付費につきましては、県の推計方法を参考に算出しております。令和3年上半期において、医療費がコロナ前に戻ってきており、事業月報、年報をもち、コロナの影響を受けていない直近の伸び率、平成30年から令和元年の伸び率を参考に算出しております。被保険者数は年々減少していますが、高齢化や自然増により総額では減少し、1人当たり医療費は増加を見込んでいます。

2目退職被保険者等療養給付費が本年度予算額1,000円です。退職被保険者は現時点でゼロです。退職被保険者につきましては、退職者医療制度の経過措置終了で令和2年度以降は原則0人ですが、早期退職により令和4年度も一部で退職被保険者が現存する場合がありますとのことで、転入に備え1,000円を計上しているものです。以降、退職被保険者等に係る予算計上は各科目において同様の扱いとしています。

18ページをお願いします。

3目一般被保険者療養費においても同様に見込んでいます。こちらは現物給付ができない場合など一旦自費で療養を受け、事後に現金でその費用を保険者から受けるもので、主に補装具等があります。

5目一般被保険者審査支払手数料です。各審査支払手数料は国保連合会にお支払いするものです。診療報酬審査支払手数料、レセプト電算処理システム手数料は、一月6,800件で計上しています。

19ページをお願いします。

2項高額療養費は合計で2億4,472万1,000円でございます。こちらと同様の算出でございます。こちらの財源も、全額、県から保険給付費等交付金の普通交付金として交付されます。

20ページをお願いします。

4項1目出産育児一時金が本年度予算額840万円でございます。前年度と同様、20件を見込んでいます。財源は一般会計からの繰入金で3分の2でございます。

21ページをお願いします。

5項1目葬祭費が70万円です。前年度と同様、35件を見込んでいます。

6項1目傷病手当金が43万8,000円です。こちらは新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金でございます。財源は県の特別調整交付金が10分の10でございます。現在のところ、令和4年6月30日まで延長されています。令和3年度において1件申請がございました。支払いが3万9,780円でした。令和4年度は、これまでの実績を勘案して約2分の1の計上といたしました。算出方法は昨年と同様で、5人分の20日間で計上しています。

3款国民健康保険事業費納付金です。こちらは、県が県全体の医療費総額を推計し、その見込額から前期高齢者交付金や療養給付費等負担金の公費等を引いて、市町村ごとに所得水準や年齢調整後の医療費水準に応じて納付金額を算定するものです。23ページまで記載がございます。

1項医療給付費分が、一般、退職合計で本年度予算額4億7,196万9,000円となり、前年度と比較しますと159万7,000円の増となっています。

2項後期高齢者支援金等分が一般と退職合計で1億2,721万2,000円となり、前年度と比較しますと667万7,000円の減となっています。

3項介護納付金が5,247万6,000円で、前年度と比較しますと281万2,000円の減となっています。

3款の財源内訳は、特定財源として県特別交付金が2,623万円、一般会計からの保険基盤安定繰入金及び未就学児均等割保険税繰入金が1億2,551万4,000円でございます。

6款1項1目保健衛生給付費が、合計で本年度予算額441万5,000円でございます。こちらにつきましては、主に国補助対象の保健事業として、健診未受診者への勧奨通知や健診検査、健診結果入力、台帳管理等を行うものでございます。財源内訳は、県支出金の特別調整交付金分が241万9,000円です。

1節から4節までは、会計年度任用職員として一般事務1名分の人件費でございます。

11節役務費には、未受診者用往復はがきほか医療通知2,800通の4回分、ジェネリック差額通知100通の2回分等も計上しています。

12節委託料は、国保連合会にお支払いするものです。

13節保健事業ツールは、保健指導実践ツールとして個人台帳作成を行うものでございます。

25ページをお願いします。

2項1目特定健康診査等事業費が本年度予算額2,159万8,000円で、前年度と比較しますと93万9,000円の減となっています。

10節は保健指導用のパンフ100部です。

11節は重症化予防対象者や動機付け支援、積極的支援に対する郵送料です。

12節委託料において、特定健康診査等委託料には40歳から74歳の対象者3,750人の約63%で計上しているほか、眼底検査900人、特定保健指導委託料等を計上しています。また、医療機関支払分は、令和3年度からの町独自の取組として、尿たんぱく定量検査50人分、微量アルブミン検査70人分を計上しています。微量アルブミン尿検査は、糖尿病腎症の早期発見のための検査です。こちらは県補助が3分の2で、特定財源に744万3,000円を計上しています。

7款基金積立金及び9款諸支出金の1目から6目までについては、御覧のとおりです。
27ページをお願いします。

3項1目直営診療施設勘定繰出金が72万5,000円です。こちらは、そよう病院の保健事業分として繰り出すものです。財源は、県支出金の特別調整交付金です。

14款予備費は調整です。

続きまして、歳入を御説明いたします。8ページをお願いします。

1款国民健康保険税でございます。1目一般被保険者分と2目退職被保険者分がございます。

9ページをお願いします。一般被保険者分と退職被保険者分と合計で4億4,436万7,000円を計上しています。前年度と比較しますと391万4,000円の増となっております。こちらにつきましては、税務住民課に令和3年分の所得を見込んでいただき、令和3年度と同じ税率で算定しております。現年度分収納率を96%で、滞納繰越分を15%で見込んでいます。

10ページをお願いします。

4款1項1目保険給付費等交付金が18億7,683万7,000円でございます。

1節普通交付金は、歳出の項で説明しましたとおり、国保連合会の審査手数料、出産育児一時金、葬祭費を除く保険給付費に対して全額交付されるものです。歳出で保険給付費が減額したため、こちらの交付金も関連して減額となります。

2節特別交付金は、御覧の各項目ごとにそれぞれ交付されます。

7款1項1目一般会計繰入金が本年度予算額1億7,073万円でございます。前年度と比較しますと210万2,000円の減でございます。主な要因は、1節及び2節の保険基盤安定繰入金で約400万円の減、5節の国保財政安定化事業繰入金で約50万円が減額していることです。なお、7節未就学児均等割保険税繰入金は、令和4年度からの新規分でございます。

1節保険基盤安定繰入金、保険税軽減分につきましては県補助が4分の3、2節の保険基盤安定繰入金、保険者支援分及び7節の未就学児均等割保険税繰入金につきましては、国補助が2分の1、県補助が4分の1でございます。

12ページをお願いします。

8款繰越金が1,000万円を計上しています。

9款諸収入につきましては、14ページまで御覧のとおりでございます。

それでは、表紙の次のページを御覧ください。

令和4年度山都町国民健康保険特別会計予算。

令和4年度山都町の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億301万9,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8,000万円と定める。

令和4年3月3日提出、山都町長。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 議案第24号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 1点お願いします。21ページの傷病手当金について、お一人申請があったということですが、山都町内で国保の方でもっといらっしゃるはずだと思うんです。感染してしまわれた方が。傷病手当金の私の理解が間違っていたら訂正していただきたいんですけど、どういう手当金だったかという、感染をして仕事を休まれた日数に応じてだったですかね、すいません、その傷病手当金の説明をもう1回していただいて、それから、きちんと国保料を納められていて受け取っていいものですので、周知していただくのにどういう周知の仕方を考えていらっしゃるか、二つお願いします。

○議長（藤澤和生君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） お答えいたします。傷病手当金は、対象者が給与等の支払いを受けている被保険者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した者または発熱等の症状があり感染が疑われる者となっております。支給対象となる日数は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務につくことを予定していた日という形になっています。支給額は1日当たりの支給額、その支給額の計算式なんですけれども、直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で割ったものでございます。それに3分の2を掛けて日数を掛けたものでございます。

それから周知の方法ですけれども、随時、広報等には周知してまいりました。傷病手当金は、国が感染状況に応じて延長延長ずっとしてきている状況で、その都度、住民あてには広報やまとかで周知はしてまいりました。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号「令和4年度山都町国民健康保険特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第25号 令和4年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（藤澤和生君） 日程第3、議案第25号「令和4年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） それでは、議案第25号、令和4年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

令和4年1月末現在の山都町の被保険者数は3,852人で、前年同月比で88人の減となっています。山都町全人口に占める割合は28%です。

さて、令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者となり始めることで後期高齢者支援金の急増が見込まれ、現役世代の負担が大きく上昇することが想定されます。このようなことから、現役世代の負担上昇を抑えながら全ての世代が安心できる社会保障を目指し、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年10月1日から、一定の所得の要件を満たす被保険者については医療費の窓口負担割合を2割とすることとされました。

また、後期高齢者医療に係る保険料率は、法の定めにより、おおむね2年を通じ財政の均衡を保つものでなければならぬと規定されており、熊本県内均一です。令和4年度及び5年度の財政運営の均衡を保つために、今回、改定が行われました。なお、保険料率の改定に当たっては、法に示す2年間の財政運営を基本としつつ、中期的な観点の必要性から4年間の財政運営を考慮した上で今回の改定が行われています。今回の試算において、令和4年度診療報酬改定に伴う影響や10月から施行される一定以上所得者の窓口負担割合の見直しに伴う影響など加味され、令和3年度決算見込みによる剰余金69億円を投入することで保険料の上昇抑制を図ることとされました。

保険料の改定につきましては議案第25号、資料その1を御覧ください。

①保険料率についてを御覧ください。均等割額が5万600円から5万4,000円へ、所得割額が9.95%から10.26%へ、限度額が64万円から66万円へ改正されました。②の均等割額の軽減については令和3年度と変更はございません。下段のモデルでは、今回の改正により軽減ありと軽減なしのモデルを3パターン載せています。また、10月1日から施行される医療費の窓口負担割合の変更については、議案第25号資料その2を御覧ください。

2番、2割負担に該当するかどうかをフローチャートに沿って進んでいただくことで分かるようにしてあります。朱書きのとおり、課税所得が28万円以上かつ単身世帯では年金収入とその他の合計所得金額が200万円以上の場合、二人以上であれば320万円以上の場合が2割負担となります。なお、下段に記載してありますとおり、制度導入による急激な負担増を抑制するため、外来受診については施行後3年間は1か月当たりの窓口負担増加額を3,000円までとする配慮措置が講じられます。

2割負担の導入及び保険料の改定については広報やまと3月号及び4月号で、保険証発送時、今回は7月と9月の2回に発送しますが、そのときの通知で、また、保険料の決定通知を7月に行いますけれども、そのときで周知するほか、広域連合では6月に被保険者全員にリーフレットを送付される予定となっています。また、2割負担については3月5日、6日に新聞掲載がされているところでございます。

それでは、予算資料の歳出から御説明いたします。予算書の10ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費の本年度予算額が454万6,000円でございます。前年度に比べ185万円の増です。財源内訳は、特定財源として一般会計からの事務費繰入れが277万1,000円、制度改正に伴う保険証再交付分として広域連合からの補助金が177万5,000円です。

10節需用費の印刷製本費は、納付書や各通知書用、簡易書留用封筒の印刷費でございます。

11節役務費の郵便料は、納付書や保険証、決定通知書、督促等に係る郵便料でございます。こちらの科目には、今般の制度改正に伴う保険証再交付分として、用紙代、印刷代、郵送代など4,200通に係る必要な経費をそれぞれ加えて計上してあります。再交付分に係る経費は177万6,000円で、広域連合からの補助が10分の10です。通常、保険証は年度切替え分として、7月に8月から翌年7月分までの1年間分を1回発送しますが、今年度は10月から負担割合が変更になるため2回に分けて発送します。1回目は7月に8月から9月分を、2回目は9月に10月から翌年7月分までの分を発送いたします。

1款2項1目徴収費が1万8,000円でございます。保険料口座振込手数料でございます。こちらの財源も、特定財源として一般会計からの事務費繰入れでございます。

11ページをお願いします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。本年度予算額2億8,421万7,000円、前年度と比較しますと2,129万1,000円の増になっています。内訳は、被保険者保険料負担金として1億7,881万5,000円、保険基盤安定負担金として1億540万2,000円でございます。前年度と比べ、被保険者保険料負担金で約1,518万1,000円、保険基盤安定負担金で611万円の増となっています。主な要因は、ただいま御説明しました保険料の改正によるものと考えられます。こちらの財源は、被保険者からの保険料が1億7,881万5,000円、一般会計からの保険基盤安定繰入金が1億540万2,000円でございます。保険基盤安定繰入金につきましては県補助が4分の3でございます。

4款1項1目保険料還付金が50万円。これは死亡等に伴う保険料の還付になります。前年度並みで計上しています。

10款予備費は調整です。

それでは、歳入を御説明いたします。7ページをお願いします。

1款1項後期高齢者医療保険料でございます。

1目特別徴収保険料、2目普通徴収保険料、合計で1億7,881万5,000円です。算定につきましては熊本県後期高齢者医療広域連合によるものです。前年度と比較しますと1,518万1,000円の増です。主な要因は、繰り返しになりますが保険料の改正によるものと考えられます。

4款1項一般会計繰入金が合計で1億819万1,000円でございます。こちらにつきましては歳出のほうで御説明いたしましたので、割愛させていただきます。

8ページをお願いします。

6款2項1目保険料還付金が50万円でございます。過年度の過誤の保険料分として後期高齢者医療広域連合に請求し、受け入れるものでございます。歳出の保険料、償還金に関連するもので

ございます。

9ページを御覧ください。

6款5項3目雑入において、制度改正に伴う保険証再交付分補助金が177万5,000円です。内容は歳出の項で説明したとおりです。

表紙の次のページをお願いします。

令和4年度山都町後期高齢者医療特別会計予算。

令和4年度山都町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,933万9,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8,000万円と定める。

令和4年3月3日提出、山都町長。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（藤澤和生君） 議案第25号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） すみません、お尋ねになって答えないといけないので確認です。75歳以上の窓口負担が1割から2割に上がるときの算定として、先ほどの資料をもう1回送ってもらっているんですか。ありがとうございます。

私も、私事ながら、父の介護をするに当たって、いろいろ市役所と、どうしてこうなっているかをお尋ねするのに、収入で算定するときと所得で算定するときがあって、どうしてそれを別々にしないといけない、全部所得でもらえればいいんですけど。年金収入ってありますよね、だから収入なので、年金の中から介護保険料天引きされて受け取りますよね、でも収入なので介護保険料も含めたところでの計算になるということでもいいんでしょうか。ぎりぎりの線のところの方が1割から2割になると、今まで窓口で例えば500円払っていたら1,000円払わなくちゃいけないんですよね、窓口で。そういう算定が収入によってされる、これは国が決めていることなので町にどうにかしてくれということではないですけども、そういう捉え方でいいかを確認させてください。お願いします。

○議長（藤澤和生君） 健康ほけん課長、河野君代君。

○健康ほけん課長（河野君代君） おっしゃるとおり、年金収入は各保険料とかを含めたところの収入だと理解しております。こちらのとおりに仕組みになっていますので、もし御自分がどちらになるのか分からない場合は担当に個別にお尋ねいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号「令和4年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第26号 令和4年度山都町介護保険特別会計予算について

○議長（藤澤和生君） 日程第4、議案第26号「令和4年度山都町介護保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） それでは、議案第26号、令和4年度山都町介護保険特別会計予算について御説明いたします。

初めに、2月末現在の要支援、要介護認定者数につきまして御報告いたします。要支援1、104名。要支援2、198名。要介護1、284名。要介護2、373名。要介護3、228名。要介護4、225名。要介護5、157名で、合計1,569名の方が介護認定を受けていらっしゃいます。65歳以上の方は6,945名、高齢化率約50%、介護認定率は22.6%でございます。介護認定者数につきましては前年度比ほぼ横ばいであり、健康で生き生きとした高齢者が暮らす山都町を目指し、介護予防をはじめ、介護度が進行しないよう、また、住み慣れた地域や家庭で暮らせる在宅生活の支援等の事業に取り組んでおります。各種事業を歳出予算として大きく分けると、介護サービス、介護予防サービス、地域支援事業の三つとなります。

それでは、歳出から主なものにつきまして御説明いたします。

14ページをお願いいたします。

1款総務費です。1項1目一般管理費372万4,000円につきましては、介護保険制度の円滑な運営のために必要な経費を計上いたしております。

1節から8節まで、会計年度任用職員、一般事務1名の人件費を計上いたしております。

12節委託料68万9,000円は、国保連合会への委託料になります。

16ページをお願いいたします。

3項1目認定調査費2,176万6,000円につきましては、介護認定に必要な基礎資料を取得するための認定調査や主治医意見書作成の経費でございます。

1節から8節まで、認定調査を行う会計年度任用職員4名分の人件費を計上いたしております。続きまして17ページをお願いいたします。

11節役務費のうち主治医意見書作成手数料69万3,000円については、1人当たり3,300円から5,500円の手数料で約1,700人分で計上いたしております。国保連合会へ支払うものです。

2目認定調査会共同設置負担金583万円は、介護認定に係る上益城広域連合への負担金になります。

5項1目事業計画策定委員会費219万5,000円は、令和5年度に策定いたします第9期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画策定に係るニーズ調査について次年度は行います。

次に、18ページをお願いいたします。

2款保険給付費です。1項介護サービス等諸費の1目から9目まで、介護サービスの利用に応じた介護給付に係る負担金を計上いたしております。こちらは、要介護1から要介護5までの方が対象となる経費です。

19ページをお願いいたします。

一番下の欄の合計額25億2,829万7,000円です。前年より7,000万円ほど増となっています。高齢化に伴い、介護サービスを利用される方が増加している状況です。前年実績と今年度見込み利用により算出したしております。

次に20ページです。

2項介護予防サービス等諸費です。1目から9目まで、介護予防サービスの利用に応じた保険給付に係る負担金等を計上いたしております。こちらは要支援1、要支援2の方が対象となる経費になります。1項と同様の算出方法によるものです。

21ページをお願いいたします。合計額が6,573万5,000円。前年より100万円ほど増となっております。

次に、3項その他諸費につきましては、国保連合会へ委託し、保険給付費に係る書類審査業務を行うものです。その審査手数料で242万7,000円を計上いたしております。

4項1目高額介護サービス費7,940万2,000円につきましては、介護サービスを利用された際の自己負担額について利用者の経済的な負担を軽減するもので、一月の定められた限度額を超えた場合に支払われる給付費になります。

22ページです。

5項1目高額医療合算介護サービス費900万円につきましては、今の説明に加えまして、医療保険を加えたところでの自己負担額の合算額が高額になった場合の負担額の一部を負担するものです。

7項特定入所者介護サービス等費につきましては、生活保護世帯など所得の少ない方に対して、ショートステイなど介護保険施設の利用料のうち、居住費、食費の軽減措置に係る経費を負担するものです。

1目特定入所者介護サービス費は要介護の方、3目特定入所者介護予防サービス費は要支援の方が対象です。

次に23ページです。

5款地域支援事業です。

1項1目サービス事業費、18節負担金補助及び交付金については、要支援1、要支援2事業対象者に係る経費です。通所デイや訪問ヘルパー等サービス利用分が5,903万9,000円。介護予防支

援事業費負担金910万円については、ケアプラン作成経費等を国保連合会に支払うものです。

2目介護予防ケアマネジメント事業費1,553万円につきましては、利用者の状況に合った適切なサービスが提供されるようケアマネジメント業務を行うものです。

24ページです。

12節委託料のうち介護支援専門員人材派遣委託料1,336万5,000円については、まちづくり矢部から派遣していただくケアマネジャー3名分を計上いたしております。ケアプラン委託料94万7,000円については、予防プラン作成業務の一部を町内の居宅介護支援事業所に委託するものがあります。

25ページです。

2項一般介護予防事業費です。65歳以上の全ての方が対象となります。

12節委託料144万3,000円については、介護予防教室や介護予防サポーターフォロー講座などを実施するために専門業者へ委託するものです。

18節200万円のうち、幸齢者はびねすポイント補助金として150万円を計上いたしております。次年度で3年目の取組になります。多くの方が取組できるように促していきたいと思っております。商品券については、商工会とJAで交換することができます。商品券の交換は2回までで、1人1回500円分になります。

次に、3項包括的支援事業・任意事業費です。こちらは地域包括支援センターの運営や任意事業、生活支援体制の整備事業等に係る予算になります。

1目総合相談事業費66万4,000円については、高齢者の生活全般に関する相談、高齢者の家族や地域住民の方からの相談にケアマネジャー等の専門職が対応いたします。

26ページです。

2目権利擁護事業費93万6,000円については、高齢者の方の心身や財産等の権利を守る事業の経費です。昨年度より利用者が増えていますので増額となります。成年後見の町長申立て分になります。5名の方の利用になります。

12節委託料2万円は、県で組織されている高齢者虐待対応専門チームで、これは県で組織されているものですが、事案が発生した場合に備えて委託を行うものです。

27ページをお願いいたします。

4目任意事業です。特定財源642万7,000円につきましては、緊急通報システムの利用率収入を上げております。

7節報償費のうち、介護相談員派遣事業謝金72万円につきましては10名分を計上いたしております。

12節委託料におきまして、食の宅配サービス委託料300万円はJAに委託しております。2月末現在で110名の利用がっております。月約2,000食の提供を行っております。緊急通報装置設置委託料は210名分を計上いたしております。2月末で146名の方が御利用されております。

28ページです。

生活支援体制整備事業委託料1,530万円につきましては、社協へ委託しまして、地域の見守り

体制再構築に向け、老人クラブ連合会、シルバーヘルパー、30地区福祉会、民生委員、ボランティア協力校等の活動支援と連携強化を図ります。30地区福祉会へのサロン等への活動助成金、基準額150万円もこの委託料に含まれています。社協から各福祉会へ世帯割、均等割で、サロン活動への交付を行っております。令和3年度、本年度は当該事業を利用して、従来の見守り体制連携強化の活動のほか、矢部高校との連携事業として認知症パズルの作成や子ども食堂との連携など新たな取組を進めています。認知症パズルについては継続的な取組を目指しており、矢部高校と高齢者との関わりが増え、高齢化対策の一助になることが期待できます。

続きまして、6目認知症施策総合推進事業費です。

7節報償費14万2,000円については、認知症初期集中支援チーム員であります医師1名と、介護福祉福祉士1名の2名分を計上いたしております。本課の職員と合わせて5名程度でチームをつくり、対応をいたしております。

続きまして歳入です。8ページをお願いいたします。

1款1項1目第1号被保険者保険料です。

1節特別徴収保険料は年金からの天引きになります。前年度より140万円ほど減額になっておりますが、65歳以上の人数で算定をいたしております。

2節は普通徴収保険料です。64歳まではそれぞれが加入している医療保険から差し引かれますが、年金から天引きへの切替えの手続がすぐにはできませんので、半年から1年ほどの間は納付書による普通徴収となります。

9ページから11ページまでの3款国庫支出金から4款支払基金交付金、5款県支出金につきましては、介護給付費、各事業等による収入になります。

12ページをお願いいたします。

7款繰入金におきましては、一般会計からの繰入金、基金からの繰入金を計上いたしております。

2項基金繰入金につきましては、介護給付費準備基金を660万円繰入れております。繰入れ後の基金残高は3,619万7,000円になります。

続きまして、表紙に戻っていただき、2枚目をお願いいたします。

令和4年度山都町介護保険特別会計予算。

令和4年度の山都町の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億5,736万4,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ額の最高額は、8,000万円と定める。

令和4年3月3日提出、山都町長。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第26号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 2点お願いします。まず25ページの、はびねすポイントのことです。昨日間違えてお尋ねしてすみませんでした。最初の年の予算額は、たしか300万円だったと思うんですけど、半額になって、これまでいろいろ試行錯誤を重ねられて、実績としてどれぐらい去年度ありましたかというのが一つです。

それと、昨日いろいろ話題になりましたスマホでできるやつの、あれがデジタル版とすればこれはアナログ版みたいな感じですよ。紙に判こをもらうわけですからね。去年も、たしか申し上げて却下されましたけれども、500円のポイント、印鑑が全部たまって500円の商品券に換えるのに、役員の方がまとめてしに行かれるところが多いと思うんですけども、タクシー代を使って、1,000円使って500円ポイントをもらいに行くみたいな形の方もいらっしゃる、そうだったらもう行かないというようなお話も聞きます。もうちょっと使いやすいふうにならないかなと思うのが一つです。

それと、先ほどの健康ほけん課からのお話で、やっぱり重症化予防とか糖尿病予防教室をしていただいて指導してもらうんですよ。でも、私もそうなんですけど、指導してもらった時は、よし頑張ろうと思うんですけど、毎日毎日継続して運動したりすることで健康が保たれることになると思うので、私はサロン活動はすごく大事だと思うんですね。30福祉会に150万円ということで5万円ずつ、サロン活動されているところには支給が一応あると思いますけれども、それと社協から世帯割とか均等割で別にあるとも聞きましたけれども、本当は自助努力だけじゃなくて、きちんと手当があるほうが大事だと思いますので、この予算の増額については、ぜひしていただきたいですけれども、今年度は去年と一緒にしたいですので、その辺のお考えをお聞きしたいです。たくさんサロン活動するところが増えることが介護予防につながると思いますので、その辺よろしくをお願いします。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） それでは、お答えいたします。まず、はびねすポイントの令和2年度の実績ですけれども、1,500名の方が参加しております。今年度は2月末時点で861名の方が参加しております。やはりコロナの影響で、少しサロン活動等が制限されたのが原因なのかなと考えております。また、ポイントの交換については、なるべく役員の方でまとめて交換に来ていただくようなことで御説明いたしております。先ほど議員がおっしゃいましたとおり、なるべく交通費の負担をかけないような方法でやっていければと。また、その点については改善する必要があるかと思っておりますので、次年度において考えていければと思っております。

また、サロン活動につきましては、やはり自助努力というのも大切かと思っております。予算については、はびねすポイント、前年度並みの予算で計上しておりますが、今、ほかの事業で、例えば通いの場とか、いろんな事業等も行っております。オンライン活動での事業も行っております。

それから、次年度は専門業者の方をお願いして介護予防サポーターの事業をやっております。その事業について増額をしておりますので、そういう介護予防教室の回数も次年度は増やしてお

ります。できれば、そちらの取組にも積極的に参加していただくように、お声かけを進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから、議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号「令和4年度山都町介護保険特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後3時18分

再開 午後3時28分

日程第5 議案第27号 令和4年度山都町国民宿舎特別会計予算について

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5、議案第27号「令和4年度山都町国民宿舎特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、議案第27号について御説明いたします。

議案第27号、令和4年度山都町国民宿舎特別会計予算。まず、歳出から御説明いたします。9ページをお開きください。

1款国民宿舎事業費用、1項営業費用、1目宿舎経営費、本年度予算額528万5,000円を計上しております。前年比24万9,000円の増です。内訳としまして、需用費、修繕料298万1,000円、委託料86万1,000円、備品購入費139万3,000円、負担金補助及び交付金として熊本県温泉協会会費5万円を計上しております。

需用費、修繕料につきましては、空調機の洗浄、修繕、パーティションの張替え、サウナ室修繕費を計上しております。委託料については、温泉タンク、浴槽及び浴槽循環配管の洗浄、殺菌を行うものです。備品購入については、厨房用食器洗浄機の更新、それと宴会場の音響機器の更新を行うものです。

2款1項1目積立金につきましては、基金利子の積立てとして1,000円を計上しております。

10ページをお願いします。

4款1項1目予備費として1,000円を計上しております。

3款公債費については廃款となります。

11ページを御覧ください。まず、観光施設等事業債、一般補助施設整備等事業債の現在高の見込みに関する調書をつけております。一般補助施設整備等事業債については、令和3年度補正3号で説明をいたしましたとおり繰上償還することとなりましたので、当該年度末、前年度末の起債残高はゼロとなります。

次に歳入です。7ページをお開きください。

1款1項1目基金利子として1,000円を計上しております。

2款1項1目基金繰入金として1,000円を計上しております。

同じく2款2項1目一般会計繰入金として528万2,000円を計上しております。本日一般会計予算の6款商工費、4目観光施設費で御説明しました28節繰出金を繰り入れるものです。

3款1項1目繰越金として1,000円を計上しております。

8ページに移りまして、4款1項1目寄附金として1,000円。

5款1項1目町預金利子として1,000円を計上しております。

表紙の次のページを御覧ください。

令和4年度山都町国民宿舎特別会計予算。

令和4年度山都町の国民宿舎特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ528万7,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

令和4年3月3日提出、山都町長。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 議案第27号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 12節の委託料ですが、施設清掃委託料がタンクの清掃と浴槽の清掃と言われましたけれども、浴槽は普通、清掃されるのは経常経費で国民宿舎会計から出るものと思っておりますが、例えば大がかりな清掃しなきゃならないので、例えば年に1回しますとかいったところで町からの経費として計上されたところでしょうか。ふだんは、さっき浴槽の清掃と言われましたので、そういったのは国民宿舎の経営の中から経常経費で落とすのが当たり前と思われましたので、この計上された理由をお聞かせください。

○議長（藤澤和生君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 12節委託料の施設清掃委託料については、レジオネラ菌の殺菌の委託料になります。配管の管内とか、管内の殺菌をした後に浴槽まで含めて殺菌ということになります。これまで通潤山荘で、この殺菌については実施しておりましたけれども、金額等が80万円を超える高額にもなりますし、現在、指定管理施設では20万円を超える修繕については町のほうで実施すると取り決めておりますので、今回計上をさせていただいたところでは

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

9番、飯開政俊君。

○9番（飯開政俊君） 一言御礼を申し上げます。今年度をもちまして公債費も事業債も全て終わるということですので、本当に御苦労さんであったと思います。

ただ、私からの希望は、今、旅館とか宿泊業は一人の部屋が非常に主流でございます。ビジネスホテルなんか見られると分かるかと思えます。今後そういうところも考えていただきたいと思えます。本当に御苦労さんでした。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号「令和4年度山都町国民宿舎特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第28号 令和4年度山都町簡易水道特別会計予算について

○議長（藤澤和生君） 日程第6、議案第28号「令和4年度山都町簡易水道特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、高橋季良君。

○環境水道課長（高橋季良君） それでは、議案第28号、令和4年度山都町簡易水道特別会計予算について説明を申し上げます。本会計につきましては、簡易水道事業と飲料水供給施設及び小規模水道施設に係る予算となります。現在、簡易水道事業が1地区、飲料水供給施設が2地区、小規模水道施設が6地区となっております。

それでは、歳出から説明いたします。9ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費です。223万1,000円を計上しております。特定財源についての、その他の内訳は水道工事負担金と水道料金でございます。

8節旅費につきましては、飲料水供給施設と管理者会議を年1回開催する予定でございます。

10節と12節につきましては施設の維持管理に係る経費です。

18節につきましては説明のとおりでございます。

続きまして、2目簡易水道整備事業費です。639万1,000円を計上しております。特定財源について、国県支出金は特定防衛施設周辺整備調整交付金です。

8節から次のページ13節までの節は、説明のとおりでございます。

14節工事請負費につきましては、調整交付金事業により進めております下鶴地区の水道管更新

工事で、延長212メートルを計画しております。

15節原材料費につきましては、工事に伴う仮設配管敷設に係る材料費でございます。

3款1項1目予備費を10万円計上しております。

続きまして、歳入を説明いたします。7ページを御覧ください。

1款1項1目簡易水道負担金につきましては説明のとおりでございます。

2款1項1目使用料で、1節現年度分につきましては説明のとおりでございます。

3節簡易水道償還金につきましては、菅囲地区飲料水供給施設分の事業償還金でございます。

3款1項1目簡易水道国庫支出金につきましては、下鶴地区水道管更新工事に係る補助金です。

次のページで、4款1項1目繰入金につきましては一般会計からの繰入金です。

5款1項1目繰越金につきましては、3年度からの繰越金でございます。

次に2ページを御覧ください。

令和4年度山都町簡易水道特別会計予算。

令和4年度山都町の簡易水道特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ872万2,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

令和3年3月3日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第28号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号「令和4年度山都町簡易水道特別会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第29号 令和4年度山都町水道事業会計予算について

○議長（藤澤和生君） 日程第7、議案第29号「令和4年度山都町水道事業会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、高橋季良君。

○環境水道課長（高橋季良君） それでは、議案第29号、令和4年度山都町水道事業会計予算について説明を申し上げます。

令和2年4月1日より、新たな山都町水道事業がスタートいたしました。厳しさを増す経営状

況の中で、山積する各種課題に対し安定的な水道事業を持続するために、山都町水道ビジョン及び水道施設等更新計画に基づき事業に取り組んでおります。

それでは、収益的収入及び支出から説明いたします。15ページを御覧ください。

収入です。1款1項営業収益です。2億1,313万4,000円を計上しております。

1目給水収益につきましては、水道料金で前年度の実績に基づき計上しております。

2目受託工事収益につきましては、長田地区圃場整備工事に伴う受託工事に係る収益です。

次のページを御覧ください。

2項営業外収益です。1億6,231万円を計上しております。

4目長期前受金戻入につきましては、減価償却の補助金分を収益化するものでございます。

次のページをお願いします。

6目他会計補助金につきましては、一般会計からの繰入金で、人件費5名分及び旧簡易水道事業償還金利子等分についてでございます。収益的収入の合計は3億7,544万7,000円となります。

次のページを御覧ください。支出です。

1款1項営業費用です。3億2,829万2,000円を計上しております。

1目原水及び浄水費につきましては、原水の水質検査や浄水施設に関する管理委託料、薬品代、電気料など施設維持に必要な経費を計上しております。

20ページを御覧ください。

2目配水及び給水費につきましては、主なもので7節委託料については、検針員9名分の委託や施設の水質調査等管理委託、水道管路情報システムデータ等の更新委託及び漏水調査委託に係る経費を計上しております。

次のページで、10節修繕費につきましては、漏水等修繕及び配水池修繕に係る経費を計上しております。

22ページを御覧ください。

3目受託工事費につきましては、町営グラウンド整備時材料代や長田地区圃場整備工事に係る水道管給水工事費を計上しております。

23ページを御覧ください。

4目総係費です。1節から3節及び次のページの6節から7節につきましては、職員6名及び会計年度任用職員2名分の人件費を計上しております。

5節報酬は審議会委員10名分を計上しており、年4回の開催を予定しております。

25ページを御覧ください。

15節委託料のうち公営企業会計に関する指導助言委託につきましては、予算、決算、経理業務の運用等に関して、指導、助言をお願いしております。

次のページを御覧ください。

5目から7目につきましては説明のとおりでございます。

2項営業外費用です。2,986万円を計上しております。1目から次のページ3目につきましては、説明のとおりでございます。

3項特別損失につきましては、5万円を計上しております。

4項予備費として400万円を計上しております。

次のページで、収益的支出の合計は3億6,220万2,000円となります。

次に、資本的収入及び支出を説明いたします。29ページをお願いいたします。収入です。

1款1項1目企業債につきましては、水道施設更新整備事業に係る起債を借り入れる予定でございます。

2項1目出資金につきましては、災害復旧事業及び旧簡易水道事業の償還金について一般会計から借り入れるものでございます。

3項1目負担金につきましては、水道への新規加入に伴う負担金を計上しております。

次のページを御覧ください。

4項1目国庫県補助金につきましては、施設等更新整備事業に係る補助金を計上しております。補助率は3分の1でございます。

資本的収入の合計は2億5,180万3,000円となります。

次のページを御覧ください。支出です。

1款1項1目原水施設改良費のうち、3節工事請負費は水源地等のポンプの取替工事を予定しております。

2目配水施設改良費のうち、次のページで6節委託料につきましては、突発的な水道工事の設計に係る業務委託分を計上しております。

10節工事請負費につきましては、旧上水道及び旧簡易水道で、東竹原と菅尾の3地区での水道管更新工事1億600万円、道路改良工事に伴う配水管布設替工事等で1,550万円、そのほか漏水等における工事対応分を計上しております。

3目固定資産購入費のうち、1節固定資産購入費につきましては、量水器及び水道機材等の購入と、新たに配水池を整備するための用地購入費を計上しております。

次のページで、2項2目企業債償還金につきましては、水道事業及び旧簡易水道事業分の起債償還金を計上しております。

3項予備費として400万円を計上しております。

資本的支出の合計は、3億4,637万円となります。

34ページ以降は、令和4年度予定貸借対照表、令和3年度予定損益計算書と予定貸借対照表及び予算書に関する注記を掲載しております。

次に、2ページを御覧ください。

令和4年度山都町水道事業会計予算。

総則。第1条、令和4年度山都町の水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は次のとおりとする。1号、給水戸数4,950戸。2号、年間給水量107万1,000立方メートル。3号、1日平均給水量2,934立方メートル。4号、主要な建設改良事業、水道施設等更新工事1億600万円。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入。第1款、水道事業収益3億7,544万7,000円。第1項、営業収益2億1,313万4,000円。第2項、営業外収益1億6,231万円。第3項、特別損益3,000円。

支出。第1款、水道事業費用3億6,220万2,000円。第1項、営業費用3億2,829万2,000円。第2項、営業外費用2,986万円。第3項、特別損失5万円。第4項、予備費400万円。

資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,456万7,000円は、当該年度分損益勘定留保資金、過年度分損益勘定留保資金及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものとする。

収入。第1款、資本的収入2億5,180万3,000円。第1項、企業債6,620万円。第2項、出資金1億4,685万4,000円。第3項、負担金194万8,000円。第4項、国庫（県）補助金3,680万円。第5項、固定資産売却代金1,000円。

支出。第1款、資本的支出3億4,637万円。第1項、建設改良費1億4,284万5,000円。第2項、企業債償還金1億9,952万5,000円。第3項、予備費400万円。

企業債。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、水道施設等更新整備、限度額6,620万円。起債の方法、証書借入。利率、5%以内。ただし利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し額の利率。償還の方法、借入れ先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還または低利に借り換えることができる。

一時借入金。第6条、一時借入金の限度額は1億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1号、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用。

議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費。第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。1号、職員給与費5,369万7,000円。

他会計からの補助金。第9条、水道事業に助成するため山都町一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、9,492万7,000円である。

たな卸資産購入限度額。第10条、たな卸資産の購入限度額は、270万円と定める。

令和4年3月3日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第29号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） たしか令和3年度で給水車の発注をされたと思いますが、年度内3月までには納車かと思いますが、いつ頃の予定かということと、4年度の予算としましては、例えばその車庫を整備しなくていいのかなと疑問に思いましたので、整備費がなかったものですか、

この車庫を常時どこに置かれるのかをお尋ねいたします。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、高橋季良君。

○環境水道課長（高橋季良君） お答えいたします。給水車につきましては、あしたかあさつてには納車となっておりますので、たしか16日だったと思います。早ければ15日には来るということでした。それと、車庫につきましては本庁内になかなか置くところがないものですから、今、一応、仮といたしますか、清和支所の地下の駐車場に一旦置いて、そこで運用して、いろいろ都合とか、できればそれに対応していく形を考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） 説明が非常に分かりにくかったんですが、売上げが多分、料金が上がるから上がると思いますが、消費税は上がらなくてよかったですよね。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、高橋季良君。

○環境水道課長（高橋季良君） お答えいたします。当初予算を組むときには、この前、補正予算でありました修正申告関係がまだ判明しておりませんでしたので、それ前の積算で消費税を予算化しております。今後4年度におきまして、申告等修正したときに必要な金額がないということであれば補正等での対応をしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号「令和4年度山都町水道事業会計予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第30号 令和4年度山都町病院事業会計予算について

○議長（藤澤和生君） 日程第8、議案第30号「令和4年度山都町病院事業会計予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

そよう病院事務長、藤嶋厚美君。

○そよう病院事務長（藤嶋厚美君） それでは、議案第30号、令和4年度山都町病院事業会計予算について御説明いたします。

病院事業におきましては、現在、水本名誉病院長、山下病院長のもと職員一丸となり、令和元年度に発生した新型コロナウイルス感染症対応を行っております。コロナ病床確保につきまして

は、救急告示病院であり人工透析科を実施しておるため様々な難題もありましたが、上益城郡内唯一コロナ病床を令和3年3月29日より確保いたしました。現在、3床を確保し、これまで町内外を含め24人の感染症患者を受け入れました。医療現場の緊張はただならぬものですが、職務遂行に努め、町民の皆様に安心安全な医療を提供しております。

20ページをお開きください。

令和4年度病院事業会計予算説明書、収益的収入及び支出、主なものについて御説明いたします。詳細につきましては附記を御覧ください。

収入。1款1項1目入院収益5億1,945万1,000円。

2目外来収益3億7,611万1,000円、3目繰入金7,158万1,000円。医業収益は、非常勤専門医師の確保、感染症対策における取決めにより施設基準の取組を行います。また、検診事業における取組を強化し、検診後のフォローを充実することで約4,000万円の増収を見込んでおります。これまでも感染症対策における取組を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症による取組を強化したことによる新たな施設基準も含んでおります。

2項2目補助金1,722万円、3目繰入金1億71万8,000円、6目訪問看護ステーション1,974万9,000円。

次のページをお願いします。

支出。1款1項1目給与費7億207万3,000円。職員70名、非常勤35名、会計年度任用職員9名、114名を計上しております。常勤医師は院長を含め7名となります。熊本県の御配慮により、自治医科大学出身の医師2名のうち1名異動、1名継続勤務となります。また、新規採用で1名、熊本県の地域枠での1名となります。整形外科につきましては、個人の整形外科医を含めて週3回、循環器内科は週2回、そして代謝内科は週1回の専門診療が維持できます。眼科、歯科などへも熊本大学病院から引き続きの派遣をお願いします。新たに個人の消化器検査専門医も週1回の派遣を依頼し、延べ18名の非常勤医師を確保できました。

次のページをお願いします。

2目材料費1億3,824万3,000円。材料費は、従来、一般病床は57床ですが、令和3年度はコロナ病床確保において一般病床37床で稼働いたしました。昨年度の対比が困難なため、令和3年度と同様の予算を計上しております。適時適切に対応したいと思っております。薬品費のジェネリック医薬品につきましては、令和3年度は採用薬品の約66%程度となる見込みです。患者様の理解を図りながら使用拡大を図りたいと考えております。

3目経費1億9,044万3,000円。11節の委託費は医療機器器具の保守点検、検査、窓口医事業務や研修医の人件費を計上しております。研修医は、地域医療での総合診療を学ぶためとして、熊本赤十字病院、熊本市市民病院、熊本大学病院、熊本森都病院から8名、9か月間迎える予定です。

次のページをお願いします。

2項1目支払利息1,147万4,000円、4目訪問看護ステーション3,317万2,000円。職員4名分の運営費となります。

次のページをお願いします。

収益的収入及び支出。

収入。1款2項1目補助金131万5,000円。

次ページの機械器具購入費の卓上遠心機一式、マイクロ波治療器の全額補助、へき地医療拠点病院運営事業の補助金です。3項1目繰入金2,770万1,000円。

次のページをお願いします。

支出。1款1項1目建設改良費220万6,000円。職員住宅、浴槽整備、浴槽のひび割れ、配管老朽化によるものです。平成7年建築の職員住宅8号棟2件分を計上しております。

2項1目企業債償還金5,308万1,000円。3項1目機械器具購入費747万6,000円。1、全身用X線骨密度測定装置、放射線科です。超音波による簡易な検査機器、平成13年度購入の更新となります。患者の病態に合った測定が可能になり、精度も高い検査測定装置となります。全額補助対象の2、卓上遠心機一式、検査科用です。作業効率化を図ります。3、マイクロ波治療器、リハビリテーション科です。治療機材となります。部品疲労のため購入いたします。

以上のほか、10ページからキャッシュ・フロー計算書、職員給与費明細書、企業債明細書。26ページから令和3年度予定損益計算書、令和3年度予定貸借対照表、令和4年度予定貸借対照表をつけておりますので、後で御覧いただきたいと思っております。

それでは、3ページをお開きください。

令和4年度山都町病院事業会計予算。

総則。第1条、令和4年度山都町の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

1号、病床数、一般病床57床。2号、患者数、年間患者数6万1,623人、1日平均患者数229.3人。入院患者、年間患者数1万7,155人、1日平均患者数47人。外来患者、年間患者数4万4,468人、1日平均患者数182.3人。

次のページをお願いします。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入。第1款、病院事業収益11億5,549万2,000円。第1項、医業収益9億8,908万3,000円。第2項、医業外収益1億6,640万8,000円。第3項、特別利益1,000円。

支出。第1款、病院事業費用11億5,549万2,000円。第1項、医業費用11億469万1,000円。第2項、医業外費用4,780万1,000円。第3項、特別損失200万円。第4項、予備費100万円。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,374万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金または利益剰余金処分額で補填するものとする。

収入。第1款、資本的収入2,901万7,000円。第1項、企業債1,000円。第2項、補助金131万5,000円。第3項、繰入金2,770万1,000円。

支出。第1款、資本的支出6,276万4,000円。第1項、建設改良費220万6,000円。第2項、企業債償還金5,308万1,000円。第3項、機械器具購入費747万6,000円。第4項、自動車購入費1,000

円。

次のページをお願いいたします。

一時借入金。第5条、一時借入金限度額は8,000万円と定める。

議会の議決を経なければ流用できない経費。第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は議会の議決を経なければならない。1号、職員給与費7億3,463万7,000円。2号、交際費35万円。

他会計からの繰入金。第7条、病院事業費として一般会計より繰入金を受ける金額は、2億円である。

たな卸資産の購入限度額。第8条、たな卸資産の購入限度額は1億8,000万円と定める。

令和4年3月3日提出、山都町病院事業、山都町長。

よろしくをお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第30号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 令和3年度の病床数は一般病床が57床だけけれども、コロナの関連でコロナ病床を増やすことによって一般病床を減らしたという説明がございました。37床で、令和3年はしてきたということでした。令和4年も、それで予定しておりますという説明でしたが、この会計予算の最初の業務予定量では、病床数、一般病棟57床と書いてあります。なので、本当はここは37床で、もう1枠、コロナ病床何床とか変えたほうがよかったんじゃないかなと思います。最近コロナ病床を確保したおかげで一般の人が入れなくて、余儀なくほかの病院を紹介されたとかお聞きしますので、やっぱり一般病床は57床はないということなんですよ。ですから、この明記は補助的に書いたほうがよかったんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤澤和生君） そよう病院事務長、藤嶋厚美君。

○そよう病院事務長（藤嶋厚美君） お答えいたします。大変失礼いたしました。今現在、来年の空床補償とかコロナ病床については国から何も連絡がございませんので、すいません、57床で計算しております。大変申し訳ございませんでした。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号「令和4年度山都町病院事業会計について」は、原案のとおり可決さ

れました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会とします。

散会 午後4時11分

3 月 15 日（火曜日）

令和4年3月第1回山都町議会定例会会議録

1. 令和4年3月3日午前10時0分招集
2. 令和4年3月15日午前10時0分開議
3. 令和4年3月15日午前10時35分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第13日）（第7号）
 - 日程第1 議案第31号 町有財産の無償貸付について
 - 日程第2 議案第32号 町有財産の無償貸付について
 - 日程第3 議案第36号 町有の組合委託林立木の処分について
 - 日程第4 議案第37号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
 - 日程第5 同意第1号 山都町教育委員の任命について同意を求める件
 - 日程第6 委員会報告 請願付託報告について
 - 日程第7 議員派遣の件
 - 日程第8 議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅 田 穰	副 町 長	能 登 哲 也
教 育 長	井 手 文 雄	総 務 課 長	荒 木 敏 久
清 和 支 所 長	増 田 公 憲	蘇 陽 支 所 長	飯 星 和 浩
会 計 管 理 者	木 實 春 美	企 画 政 策 課 長	藤 原 千 春
税 務 住 民 課 長	田 上 るみ子	健 康 ほ け ん 課 長	河 野 君 代
福 祉 課 長	高 野 隆 也	環 境 水 道 課 長	高 橋 季 良
農 林 振 興 課 長	片 倉 城 司	建 設 課 長	山 本 敏 朗

山の都創造課長	藤原章吉	地籍調査課長	藤岡勇
学校教育課長	嶋田浩幸	生涯学習課長	上田浩
そよう病院事務長	藤嶋厚美	監査委員	志賀美枝子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 坂本靖也 外2名

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

荒木総務課長から発言の申出がっております。発言を許します。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） おはようございます。

昨日の予算審議の中で、まず1点目でございます。ふるさと応援寄付金の状況ということでございましたので、お手元のほうに届くかというふうに思いますが、参考資料といたしまして、令和2年度、3年度の充当状況、それから4年度の充当予定ということで、一覧表でお配りしましたので、御確認をいただきたいというふうに思います。

それから、一番右のほうに科目等がございますので、そちらで確認をいただけるかなというふうに思います。

それから、2点目でございます。道の駅整備に係りましての備品購入ということで、その大まかな内容ということでございましたので、同じくお手元のほうに配付をしたというところでございますので、これにつきましても確認をいただきたいというふうに思います。

どうかよろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第31号 町有財産の無償貸付について

○議長（藤澤和生君） 日程第1、議案第31号「町有財産の無償貸付について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、説明いたします。

議案第31号、町有財産の無償貸付について（旧下名連石小・給食棟）。

町有財産を次のとおり無償で貸し付けることとする。

令和4年3月3日山都町長。

1、物件の所在。山都町下名連石字寺窪582番地ほか。旧下名連石小学校でございます。地目、学校用地。面積、9,691平方メートル。

2、貸付対象物件。旧給食棟（木造、91.0平方メートル）。建物及び周辺敷地、駐車場も含むものでございます。

3、使用目的。農産物加工施設として。

4、貸付料。無償。

5、貸付期間。令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間でございます。

6、貸付の相手方。住所、山都町下名連石新4番1号。特定非営利活動法人丸山ハイランド理事長、甲斐利幸。

提案理由です。町有財産を公共的団体以外に無償で貸し付けるためには、地方自治法第237条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

具体的な利用状況につきまして、若干説明させていただきます。

旧下名連石小学校の給食棟部分を平成22年4月1日から利用開始されている状況でございます。今回で4回目の契約更新となるものでございます。ジャムづくりやもちづくりなど、地元の農産物を利用した農産加工所として利用されているところでございます。

月平均しますと8日程度の利用があっているという報告をいただいております。

2枚目には、平面図に、利用されます区域、旧給食棟の部分を示しているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願います。

○議長（藤澤和生君） 議案第31号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号「町有財産の無償貸付について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第32号 町有財産の無償貸付について

○議長（藤澤和生君） 日程第2、議案第32号「町有財産の無償貸付について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、説明いたします。

議案第32号、町有財産の無償貸付について（旧下名連石小校舎）。

町有財産を次のとおり無償で貸し付けることとする。

令和4年3月3日山都町長。

1、物件の所在。山都町下名連石字寺窪582番地ほか（旧下名連石小学校）。学校用地。面積、9,691平方メートル。

2、貸付対象物件。旧校舎（木造及び鉄筋コンクリート造り、1,806平方メートル）。建物及び周辺敷地、駐車場を含む。

3、使用目的。障害者自立支援施設として。

4、貸付料。無償。

5、貸付期間。令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間でございます。

貸付の相手方。山都町下名連石582番地。特定非営利活動法人山風華理事長、甲斐利幸。

提案理由です。町有財産を公共的団体以外に無償で貸し付けるためには、地方自治法第237条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。

現在の利用状況につきまして、若干の説明をさせていただきます。

本施設を障害者自立支援施設として平成19年7月から活用されているというものでございます。今回で5回目の契約更新となるものでございます。現在は、就労支援B型のサービスを提供して活動されているというところでございます。施設内におきましては、トマトの箱詰め、農作業の下請や仏事用折箱、手芸品の作成など、就労に必要な知識、能力向上のために必要な訓練、計算、パソコン、ビジネスマナー等の実践支援をされているというところでございます。

利用状況としましては、週平均5日間、1日平均33名程度の方が御利用されているというところでございます。

次のページ以降は平面図でございます。赤い線で書きました部分を貸し付けるというものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（藤澤和生君） 議案第32号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） この施設については、本当、山風華さんが本当によく使っていたいていると思うんですが、この2階部分については、これは利用がどういう……、今、使われてないと思うんですけれども、使われない理由があれば教えてください。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えします。

特に理由は把握しておりません。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号「町有財産の無償貸付について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第36号 町有の組合委託林立木の処分について

○議長（藤澤和生君） 日程第3、議案第36号「町有の組合委託林立木の処分について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

蘇陽支所長、飯星和浩君。

○蘇陽支所長（飯星和浩君） それでは、議案第36号について御説明いたします。

議案第36号、町有の組合委託林立木の処分について。

町有の組合委託林立木を次のとおり処分することとする。

令和4年3月3日提出、山都町長。

1、物件の所在。所在地、面積。山都町八木字鈴屋162番2、1.09ヘクタール。同じく山都町八木字八矢128、0.56ヘクタール。

2、処分対象物件。杉、ヒノキほか、皆伐。

3、分収金の額。売上価格（木材販売代金から係る経費を差し引いて得られた額）の7割。

4、造林契約の相手方。八木造林組合代表者、穴見今朝光。

提案理由です。旧蘇陽町の組合委託林立木を処分するには、地方自治法施行令第3条の規定に基づき、山都町において引き続き施行した蘇陽町町有林分収条例第4条の規定に基づき、議会の議決を得る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

当該組合委託林につきましては、八木部落を相手として、昭和33年に流木処分代金の10分の7を造林組合側に交付する造林契約を締結しまして、植林、下刈り等の撫育管理を行ってまいりました。しかしながら、組合員の減少及び高齢化により維持管理が困難となったことから、今回、全伐の申請があったものでございます。

次に、資料1を御覧ください。

処分対象物件については、杉、ヒノキ、松、その他、広葉樹等の立木、1,294本です。これにつきましては、県森連に委託し、毎木調査を行っております。

今後、全伐を行い、木材販売代金から伐採経費、それから市場等の経費、毎木調査委託料を差し引いた額の7割を組合に交付し、造林契約を解除いたします。

次に、資料2の1、2の2は委託林の位置図でございます。

それから、資料3の1、3の2につきましては委託林の現況の写真でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第36号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、矢仁田秀典君。

○6番（矢仁田秀典君） こういう分収林を、町有林ですよ、これを販売したとして、7割は戻す、3割が町の収入になるということですね。その伐採された後の管理というのはどうなるんでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 分収契約が一度終わりますけども、まずは地元の方と協議しながら、今後どうされるかというのを協議しながら、もしも誰かいらっしやらないということであれば、そのまま町有林として育林していくか、あるいは、状況によりましては財産を処分するという幾つかの方法があるというふうに思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号「町有の組合委託林立木の処分について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第37号 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

○議長（藤澤和生君） 日程第4、議案第37号「熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、説明いたします。

議案第37号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理に関する事務の変更及び規約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和4年6月30日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。

令和4年3月3日提出、山都町長です。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

別表第2第3条第10号に関する事務の項中「、宇城市」を削る。

附則。

施行期日。この規約は令和4年7月1日から施行する。

経過措置。2項。改正後の熊本県市町村総合事務組合規約別表第2の規定は、この規約の施行の日以降に発生した交通事故により損害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

提案理由です。一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

2枚目は新旧対照表でございます。表中、第3条第10号に関する事務とございますが、これは住民の交通災害見舞金に関する事務ということで御理解をいただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 議案第37号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号「熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 同意第1号 山都町教育委員の任命について同意を求める件

○議長（藤澤和生君） 日程第5、同意第1号「山都町教育委員の任命について同意を求める件」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 同意第1号です。同意第1号、山都町教育委員の任命について同意を求める件。

次の者を山都町教育委員に任命したいので、同意を求める。

令和4年3月3日提出、山都町長。

同意を求める者。住所、山都町黒川263番地。氏名、小田原孝也さん。生年月日、昭和38年1月1日、59歳です。

提案理由です。教育委員を任命するには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により議会の同意を得る必要があります。これが同意案を提出する理由です。

小田原さんにつきましては、平成30年3月より本町の教育委員として本町の教育行政の課題に真摯に向き合っていたいただき、現在に至っております。長年の青年団やPTA、消防団でのボランティア活動等の豊富な経験と行動力により、これまで適切な助言等をいただいております、引き続き重要な教育施策に真摯に当たっていただける方と確信をし、今回、再任をお願いしたく同意を求めます。

なお、任期は、令和4年3月26日から令和8年3月25日までの4年間となります。

よろしくお願いたします。

○議長（藤澤和生君） 同意第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 小田原さんについて、何の私は疑問も持っていないんですけども、このシステムですね。前回は申し上げたと思います。去年、一昨年と、更新の方がそのまま継続されています。今回、小田原さんということ、せつかく1年ずつ任期が来て、1人ずつ更新していくことで新陳代謝が図られるのではないかなというふうな思いだったのではないかなと思うんですね、4年に一度来るこの更新の時期が。そういったことをやっぱり……。

事業というのは、例えば学校再編についてですとか、いろんなことが継続的に行われている中で、やはりメンバーを入れ替えていくということも大切じゃないかなというふうに思っていますし、また、年齢構成も、本当に学校統合とかそういった問題については、未来の子供を育てているというか、本当にもっと若い世代の方にも目を向けた人事の選考というものも必要じゃないかというふうに考えますので、お願いをしたいと思いますが、そこら辺のお考えをお聞かせください。

○議長（藤澤和生君） 町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） 吉川議員からありましたように、教育委員の方につきましては、毎年1人ずつ交代といいますか、改選の時期だとお聞きをしております。年齢構成等々につきましても、そういう部分も勘案をしながら進めていくべきだという思いでおります。

また、委員の皆さんにつきましては、2期が限度というふうなことでございますので、そういう形の中で、2期をされた方につきましては順次、また、経験も必要だという思いの中で、1期よりも2期はしていただきたいなという思いの中で、今回も小田原さんをお願いしたいというふうなことでございます。

また今後選任をいただく方につきましては、いろんな状況等も勘案をしながら、また議会の皆さんにお伺いをしながら選任をしていきたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから、同意第1号「山都町教育委員の任命について同意を求める件」を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（藤澤和生君） 全員起立です。

したがって、同意第1号「山都町教育委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

日程第6 委員会報告 請願付託報告について

○議長（藤澤和生君） 日程第6、請願付託報告についてを議題とします。

請願第1号「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書」について報告を求めます。
総務常任委員長、飯開政俊君。

○総務常任委員長（飯開政俊君） おはようございます。総務常任委員会に付託をいただきました、シルバー人材センターに対する支援を求める意見書につきまして御報告を申し上げます。

令和4年3月15日、山都町議会議長、藤澤和生様。

総務常任委員会委員長、飯開政俊。

請願審査報告書。

本常任委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

- 1、事件の番号。請願第1号。
- 2、付託年月日。令和4年3月3日。
- 3、件名。シルバー人材センターに対する支援を求める意見書について。
- 4、請願者。山都町千滝232番地、一般社団法人山都町シルバー人材センター代表理事、西田孝祐。
- 5、紹介議員、東浩昭。
- 6、審査結果。採択。
- 7、審査意見。

シルバー人材センターは、高齢者の社会参加、健康維持に重きを置き、地域社会に貢献されておられ、また、高齢者の知識、技術は大きな資源である。その高齢者であるシルバー人材センター会員の仕事への対価に対する消費税分は、課税売上げとして受け取る金額が年間1,000万円以下であるため、ほとんどのシルバー人材センターの会員は申告、納税する必要がないため免除されていた。

しかし、令和5年度より、インボイス——適格請求書制度が導入される予定となっており、同制度が導入されると、免税事業者であるシルバー人材センターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入れ税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じ、センター事業の運営に負担がかかること。会員が実績に応じて受け取る報酬

に当たる配分金にも影響が予測され、シルバー人材センターの事業運営が安定することは、高齢化社会である本町にとっても大事な案件である。よって、本請願書は採択とする。

○議長（藤澤和生君） 意見書案について職員に朗読させます。

議会事務局長、坂本靖也君。

○議会事務局長（坂本靖也君） それでは、意見書案を朗読させていただきます。

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書。

シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく団体で、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和5年10月に、消費税において適格請求書等保存方式が導入される予定となっている。同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員は適格請求書を発行することができないことから、センターは仕入れ税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税しなければならないという問題が発生する。しかし、広域事業を行うセンターの運営は、収支相償が原則であり、新たな税を負担する財源はない。

人生100年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加、健康維持に重きを置いた生きがい就業をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもってインボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいをそぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。センターにとって新たな税負担はその影響が極めて大きく、まさに運営上の死活問題である。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は、消費税の納税義務が免除されているところである。少額の収入しかないセンターの会員の手取り額がさらに減少することなく、センターにおいて安定的な事業運営が可能となるためには、センターの会員への配分金については適格請求書を交付することが困難な取引として交付義務を免除し、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入れ控除が認められる適用除外の措置を講ずる必要がある。

よって、国において、センターの会員への配分金についてはインボイス制度の適用除外とするなどの措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月、山都町議会議長。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから、請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書」は、採択とすることに決定しました。

請願第2号「管理型最終処分場及び中間処理場事業計画」について報告を求めます。

厚生常任委員長、吉川美加君。

○厚生常任委員長（吉川美加君） 審査結果について報告いたします。

令和4年3月15日、山都町議会議長、藤澤和生様。

厚生常任委員会委員長、吉川美加。

請願審査報告書。

本常任委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

- 1、事件の番号。請願第2号。
- 2、付託年月日。令和4年3月3日。
- 3、件名。管理型最終処分場及び中間処理場事業計画について。
- 4、請願者。山都町東竹原97、元東竹原自治振興区会長、栗屋克範ほか。
- 5、紹介議員。藤川多美、興柁誠。
- 6、審査結果。継続審査。
- 7、審査の委員会意見です。

今回の請願を審査するに当たっては、いまだ事業者の地元説明会が開かれず、また、事業者への県への申請もない現状で、十分な審査材料がないことから、会期中に判断することが難しいと考えました。

今回の請願の審査においては、委員から採択を望む意見もありましたが、請願者の要望（事業者に対し、建設計画に係る資料の請求をすること、予定地が最終処分場にふさわしい環境であるか、周辺地域の暮らしへの影響を検討すること）を検討するには、今定例会中にできることに限りがあったとしました。

厚生常任委員会としては、生活や仕事の中から排出されるごみの問題を該当地区に限定せず町全体の問題として、SDGs未来都市に選ばれた山都町にふさわしい町の方向性を示すことができる議論とし、今後の動向を注視しながら、引き続き、公正公平な立場で調査及び審査を行うことにいたしました。よって、本請願は継続審査といたします。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから、請願第2号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は継続審査です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号「管理型最終処分場及び中間処理場事業計画」は継続審査することに決定しました。

日程第7 議員派遣の件

○議長（藤澤和生君） 日程第7、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第8 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（藤澤和生君） 日程第8、各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出を議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各委員長から所管事務について閉会中の継続調査の申出がありました。当該申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和4年第1回山都町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時35分

令和4年3月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第6号	専決処分事項（山都町営住宅条例の一部を改正する条例）の報告並びにその承認を求めることについて	3月3日	原案承認
議案第7号	専決処分事項（山都町営住宅条例の一部を改正する条例）の報告並びにその承認を求めることについて	3月3日	原案承認
議案第8号	専決処分事項（山都町営住宅条例の一部を改正する条例）の報告並びにその承認を求めることについて	3月3日	原案承認
議案第33号	工事請負変更契約の締結について（林道菊池人吉線）	3月3日	原案可決
議案第34号	工事請負変更契約の締結について（山都町運動公園（仮称）調整池等整備工事）	3月3日	原案可決
議案第35号	工事請負変更契約の締結について（町道長原後谷線道路改良工事（第2期））	3月3日	原案可決
議案第9号	山都町山の都創造ファンド条例の廃止について	3月3日	原案可決
議案第10号	山都町文化交流拠点施設設置条例の一部改正について	3月3日	原案可決
議案第11号	山都町国民健康保険税条例の一部改正について	3月3日	原案可決
追加日程第1	発議第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に対し強く抗議する決議について	3月3日	原案可決
議案第12号	国指定重要文化財「通潤橋」の橋上部における公開に関する条例の制定について	3月10日	原案可決
議案第13号	山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について	3月10日	原案可決
議案第14号	山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	3月10日	原案可決
議案第15号	町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	3月10日	原案可決
発議第2号	山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について	3月10日	原案可決
議案第16号	令和3年度山都町一般会計補正予算（第8号）について	3月10日	原案可決
議案第17号	令和3年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	3月10日	原案可決
議案第18号	令和3年度山都町介護保険特別会計補正予算（第3号）につ		

	いて	3月10日	原案可決
議案第19号	令和3年度山都町国民宿舎特別会計補正予算(第3号)について		
	いて	3月10日	原案可決
議案第20号	令和3年度山都町簡易水道特別会計補正予算(第1号)について		
	いて	3月10日	原案可決
議案第21号	令和3年度山都町水道事業会計補正予算(第4号)について	3月10日	原案可決
議案第22号	令和3年度山都町病院事業会計補正予算(第3号)について	3月10日	原案可決
議案第23号	令和4年度山都町一般会計予算について	3月14日	原案可決
議案第24号	令和4年度山都町国民健康保険特別会計予算について	3月14日	原案可決
議案第25号	令和4年度山都町後期高齢者医療特別会計予算について	3月14日	原案可決
議案第26号	令和4年度山都町介護保険特別会計予算について	3月14日	原案可決
議案第27号	令和4年度山都町国民宿舎特別会計予算について	3月14日	原案可決
議案第28号	令和4年度山都町簡易水道特別会計予算について	3月14日	原案可決
議案第29号	令和4年度山都町水道事業会計予算について	3月14日	原案可決
議案第30号	令和4年度山都町病院事業会計予算について	3月14日	原案可決
議案第31号	町有財産の無償貸付について	3月15日	原案可決
議案第32号	町有財産の無償貸付について	3月15日	原案可決
議案第36号	町有の組合委託林立木の処分について	3月15日	原案可決
議案第37号	熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について	3月15日	原案可決
同意第1号	山都町教育委員の任命について同意を求める件	3月15日	原案同意
委員会報告	請願付託報告について	3月15日	原案可決
議員派遣の件		3月15日	原案可決
議長報告	各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について	3月15日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

山都町議長

山都町議員

山都町議員
